

# 離 婚

— 比較社会学的研究 —

坪内良博 著



東南アジア研究双書 4

## ま え が き

現代社会を対象とする社会学と未開社会を対象とする人類学とは、ともに人間の集団をとり扱いながらも、それぞれ独自の発展をとげて来た。しかし、これまで自分の国にしか興味を示さなかった社会学者が他の社会にも目をむけはじめ、人類学者が現代社会にも関心をもつようになると、両者は全く同じ対象を扱うことになる。比較社会的な研究は、ちょうどどのような位置を占めると言えよう。

社会学者はその経験と関心が自分の住む社会に限定されているために、ある現象の説明にあたって、他の社会において存在するが自分の社会には欠けている要因をしばしば無視する傾向がある。他方、人類学者の方法は余りにも記述的で、数量的な把握がなされず、この意味で客観的な比較が困難である。また、地域社会だけに注目するために、より大きな社会からの働きかけ、および地域社会間における変異の存在を無視することがある比較社会的研究は、現象の数量的な把握、広域社会との連関、他文化との比較を通して、社会学と人類学との方法的な総合を目ざしている。

本書では、婚姻の安定性を、親族構造との関連でとらえようとする人類学的な視点と、近代化にともなう価値観や人間関係の変動を重視する社会的な立場を統合し、各地域の歴史的諸条件をも考慮に入れながら解明しようとした。取り扱った事例は決して十分なものではないが、婚姻の安定性に関する一般理論への足がかりという意味を含めてここに発表しようと思う。

本書は、基本的には、1968年3月に京都大学に提出された坪内良博の学位論文「離婚の比較社会的研究」を全体的に圧縮した上に、若干の修正

および新しい資料を加えたことにより成り立っている。しかし、私達の共同研究の萌芽は、私達が京都大学大学院の学生であった時代に求められる。1962年に同大学院文学研究科へ提出された坪内玲子の修士論文「日本における家族の非組織化と離婚」は、論旨としては本書によって修正されるべき部分を含んでいるが、本書の成立に関して大きな役割を果たした。恩師白井二尚先生および池田義祐先生に、ここに改めて感謝の意を表したい。

筆者らがクロスカルチュラルな研究への興味を明確にもつようになったのは、良博のマレーシアにおける現地調査および米国滞在、玲子のフランス滞在の経験に負うところが大きい。特にケダー州の村落調査の体験の影響はきわめて大きく、その機会を与えて下さった前京都大学東南アジア研究センター所長岩村忍先生、故棚瀬襄爾先生、およびここでは一人一人の名を挙げないがセンター関係の諸先生、同僚諸氏には非常に恩義を感じている。またこの小著が東南アジア研究双書の一冊となって陽の目をあおぐことになったのは、ひとえに東南アジア研究センター所長市村真一先生のおかげである。最後に本書の刊行にあたって細かい点まで配慮して下さった創文社久保井理津男氏に心からの謝意を表したい。

1970年5月

坪内良博  
玲子

## 目 次

I 序 論	3
A 研究の目的	3
B 親族構造と離婚発生との関係	4
C 宗教の離婚に対する態度	9
D 法的手続きとしての離婚	14
E 親族構造, 宗教的価値観, 法的手続きの間における相互依存性と独立性	15
F 近代化および都市化の影響	16
II 欧米の離婚	19
A 欧米諸国の離婚統制におけるキリスト教の役割	19
B 若干の国における離婚法と離婚傾向の変化	20
C ヨーロッパ諸国の離婚率	38
D フランスにおける離婚率の地域的分布	41
E 西ドイツにおける離婚率の地域的分布	43
F カナダにおける離婚率の地域的分布	45
G 米国における離婚率の地域的分布	47
H ヨーロッパ諸国における離婚率の変化とそのパターン	50
I 東西ベルリンにおける離婚率の変化	52
J ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変化	54
K 結 論	55

Ⅲ	マレーシア・インドネシアにおける離婚	57
A	対象の規定と問題点	57
B	スマトラ——バタクとミナンカバウを中心として——	57
C	ジャワ——ジャワ人の場合——	68
D	ボルネオ——シー・ダヤクの場合——	75
E	マレー半島およびシンガポール——マレー人、ヌグリ・スンビランのミナンカバウ系住民、およびジャクンを中心として——	80
F	マラヤにおけるイスラム教徒の離婚の地域的分布	112
G	マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化	124
H	マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向とアラブ諸国を中心とするイスラム教国における離婚傾向との比較	132
I	結 論	138
Ⅳ	日本の離婚	143
A	日本の離婚をとり扱う場合の問題点	143
B	日本における離婚率の変化	144
C	わが国の離婚と「家」——追出し離婚について——	159
D	武士の「家」と離婚	160
E	農民における離婚とその背景——武士の社会との対比において——	169
F	地域による農民家族の類型の相違とその離婚率への反映	181
G	離婚率の地域的分布における特殊例	189

H 婚姻をめぐる諸状況の変化と離婚率の変動	209
I 中国人の離婚——日本人の離婚との対比において——	215
J 結 論	221
V 総 括	225
引用文献	231
著者名索引	241
地名・民族名索引	244
事項索引	253

## 表 目 次

表1 イングランド・ウェールズにおける離婚訴訟数の変化(1876~1954)
表2 イングランド・ウェールズにおける離婚率の変化(1926~1965)
表3 フランスにおける離婚・別居数(1801~1887)
表4 フランスにおける夫婦10万組に対する離婚率(1885~1951)
表5 フランスにおける離婚率の変化(1900~1965)
表6 ソ連邦およびウクライナ共和国における最近の離婚率(1955~1967)
表7 ヨーロッパ諸国の離婚率(1935~1967)
表8 ヨーロッパ諸国における離婚率の高さと社会主義あるいはカトリックとの 関係
表9 西ドイツにおける州別離婚率(1961~64年平均)と各州の特性を示す指標
表10 カナダにおける州別離婚率(1956~60年平均)
表11 カナダ各州における宗派別人口の割合(1961)と離婚率(1956~60年平均) との相関
表12 米国各州の宗教的状况と離婚率(1956~61年平均)
表13 東西ベルリンにおける離婚率の変動(1935~1966)
表14 ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変動(1935~1966)

- 表15 インドネシア各地域におけるイスラム教徒の婚姻・離婚・離婚取消し数  
(1964年予備的データ)
- 表16 サラワクの主要民族における10歳以上男女の婚姻状態(1947, 1960)
- 表17 Kelantan の漁村における男女の結婚経験回数
- 表18 Kedah のマレー人農村居住者の婚姻経験件数と婚姻解消経験件数(1964年調査)
- 表19 Kedah のマレー人農村における結婚経験者の離婚歴(1964年調査)
- 表20 マラヤ各州のイスラム教徒における婚姻100に対する離婚の割合(1945~1958)
- 表21 シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚(1921~1967)
- 表22 マラヤ各州におけるマレー人の離婚率(1953~57年平均)
- 表23 マラヤ各州人口の民族的構成(1957)
- 表24 マレー人州別離婚率(1953~57年平均)と他民族の占める割合(1957)との相関
- 表25 マレーシアン・中国人・インド人における15歳以上の男女の婚姻状態(1957年)
- 表26 マラヤ各州におけるマレーシアンの都鄙別居住状態(1957)
- 表27 マラヤ各州のマレーシアン男子における第1次産業従事者および専門・行政職従事者の占める割合(1957)
- 表28 マラヤ各州のマレーシアンにおける就学経験のない者の割合(1957)
- 表29 マレーシアンにおける就学経験のない者の割合(1957)と離婚率(1953~57年平均)との相関
- 表30 各州における15歳以上のマレーシアンの識字率(1957)
- 表31 州別離婚率(1953~57年平均)とマレーシアン識字率(1957)との相関
- 表32 各州における15~19歳のマレーシアン中結婚経験者の占める割合(1957)
- 表33 マラヤ各州における趨勢直線による婚姻と離婚の年平均増減率
- 表34 インドネシアにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚(1950~1961)
- 表35 アラビアを中心とするイスラム教国における婚姻率, 離婚率, および婚姻100に対する離婚の割合(1935~1967)

- 表36 マラヤ・シンガポール・インドネシアのイスラム教徒の離婚傾向とアラビアを中心とするイスラム教国における離婚傾向との比較(1953～57年平均)
- 表37 日本における婚姻率と離婚率 (1883～1966)
- 表38 わが国の市部と郡部における離婚率 (1909～1960)
- 表39 各都道府県における市部郡別離婚率 (1950)
- 表40 若干の時期における都道府県別離婚率 (1883～87年, 1908～12年, 1932～36年, 1947～51年, 1960～64年各平均値)
- 表41 都道府県別離婚率の最高と最低 (1883～1964)
- 表42 戦前の日本における離婚率変動のパターンと該当する府県
- 表43 華族における離婚発生状況 (1876～1927)
- 表44 爵位別にみた華族当主における結婚経験者と離婚経験者 (1928)
- 表45 若干のカテゴリーに属する武家出身華族の当主および先代の離婚経験 (1928)
- 表46 離縁状に関する慣行の分布
- 表47 東北と九州の各県における婚姻のうち婿養子縁組の占める割合 (1912)
- 表48 東北と九州の各県における夫妻の平均初婚年令 (1908)
- 表49 鹿児島県の離婚率 (1883～1964)
- 表50 九州諸県における婚姻 100 に対する離婚比の変化 (1893～1908)
- 表51 和具における婚姻と離婚 (1921～1959)
- 表52 沖縄における離婚率の変動 (1883～1964)
- 表53 人口 1,000 に対する配偶数の沖縄・全国比較 (1886～1894)
- 表54 沖縄における婚姻数, 離婚数, 婚姻離婚比の変動 (1883～1918)
- 表55 沖縄各群島における婚姻と離婚 (1952～1964)
- 表56 日本における初婚年令の変化 (1908～1950)

## 図目次

- 図1 フランスにおける県別離婚率 (1963)
- 図2 フランスにおける県別にみた都市人口の割合 (1962)
- 図3 米国における州別離婚率 (1958～61年平均)



- 図4 東西ベルリンにおける離婚率の変動（1935～1966）
- 図5 州別にみたマレー人の離婚率（1953～57年平均）
- 図6 マラヤ各州のイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動（1945～1958）
- 図7 シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動（1921～1967）
- 図8 インドネシアにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動（1950～1961）
- 図9 日本における婚姻率と離婚率の変化（1883～1965）
- 図10 道府県別離婚率（1883～87年平均）
- 図11 日本における離婚率変動のパターンの地域的分布
- 図12 都道府県別離婚率（1960～64年平均）

# 離 婚

——比較社会学的研究——

# I 序 論

## A 研究の目的

離婚は結婚の法的な解消であるが、それがどれくらい頻繁に発生するか、またどの程度重大なできごととみなされるかは、社会によって大きく異なっている。婚姻の安定性に関する比較研究は、多くの人類学者や社会学者によって行なわれているが、前者は未開社会に目がむきすぎ、後者は先進国における現代社会しか扱わない傾向がある。また比較研究は、多くの場合、二つの社会（例えば米国と日本）、あるいは二つの類型（例えば追出し離婚と自由離婚）を扱っているに過ぎない。そして、ともすれば二者の対比に気をうばわれて、より視野の広いみかたを欠き、説明が一方的になっているきらいがある。多数の社会の家族・結婚を比較したとき、離婚に関してもページをさいている学者もあるが、これらにおいては、残念ながら、離婚自体に関しては、説明のための理論的な枠組が欠けている。離婚現象の理解のためには、人類学、社会学の結合の上になりたつより視野の広い枠組が心要である。

本稿において、筆者は人類学および社会学の業績を参考にしながら、いくつかの要因群を設定し、この基準からの観察を通して、異なった文化圏における諸民族の離婚傾向を記述・説明することを試みようとする。世界に数知れず存在する民族のうち、本書が主な対象とするのは、キリスト教の影響を強くうけてきた欧米諸国、双系制を主力としつつもさまざまなタ

イプの親族構造をもつ民族を含み、かなりの部分においてイスラム教の影響をうけているマレーシア・インドネシアの諸民族、および前二者との比較において捉えた日本である。これらの諸民族は互いに大きな相違点をもつので、比較研究の最小限の目的はここに達せられると考えられるが、それは十分という意味では決してなく、研究の第一歩に過ぎない。

## B 親族構造と離婚発生との関係

1 **グラックマン (GLUCKMAN) の見解** 親族構造と離婚傾向との関係を正面から論じて、学界に興味ある話題を提供したのは GLUCKMAN の1950年の論文「北ローデシアのロジ族 (Lozi) とナタルのズールー族 (Zulu) における親族と婚姻」である。GLUCKMAN はこの論文で、離婚の頻度は婚姻の存続性に関する一指標であり、婚姻の存続性は親族構造によって規定されるという見解を示した<sup>1)</sup>。GLUCKMAN が比較したロジ族とズールー族の親族構造の特色をまとめると下記のようなになる。

(i) 親族組織 ズールー族は、一つの系をたどって数世代にわたって数えられるような単系的出自集団 (corporate lineage) をもつ。ズールー族の場合、系譜は父系によってたどられ、この父系原理による出自集団は、成員の変化にかかわらず存続し、村落および他の地域集団の核になっている。ロジ族はこのような出自集団を欠いている<sup>2)</sup>。

(ii) 相続 ズールー族では男子に相続権があり、父系親族からのみ相続する。男子は通常父系の親族とともに居住する。ロジ族では、嫡出、私生、姦通のいずれによる子供でも、母方の祖父の村または母方の祖母の

1) GLUCKMAN (1950), pp. 190 f.

2) GLUCKMAN (1950), p. 166.

村で家庭をもち、そこで相続をうける権利を有する。子供はまた実父の親族に対しても権利をもつ<sup>3)</sup>。

(iii) 複婚 ズールー族もロジ族も複婚の制度をもつが、両者には次のような相違がある。ズールー族においては、男は同時に姉妹と結婚することができ、「姉妹の愛情は複婚におけるしつとに打ち勝つ」といわれる。これに対して、ロジ族では、同時に姉妹と結婚するのは非常に悪いことだと考えられ、「複婚におけるしつとが姉妹の愛情を損じ、家族を破壊する」といわれている<sup>4)</sup>。

(iv) 特殊な婚姻形態 ズールー族においては、逆縁婚 (leviratic marriage) が行なわれる。寡婦が夫と親族関係をもたぬ男と再婚すると非難をうける。また、「死霊との結婚」(ghost marriage) が存在し、婚約者が死亡したとき、娘は彼の親族の者と結婚し、死者のために子をもうけることがある。未婚で死んだ男のために、彼の名において結婚し、子供をつくることもある。女が代償の牛を贈って他の女と結婚し、その女と自分の親族の男との間にできた子供の「父」となることもできる。ロジ族には、逆縁婚、死霊との結婚、女と女の結婚などの制度はない。夫が死んでもその親族は彼の妻をとどめておく権利をもたず、寡婦は好きなところへ行って再婚することができる<sup>5)</sup>。

(v) 出産力に対する権利 ズールー族においては、女の出産力は結婚によって、夫の父方の親族集団に完全にゆずり渡される。妻が子を生まずに死んだ場合、彼女の親族は、代りに妹をよこすか、代償の牛を返すかする。彼女が契約の最も重要な部分を実行しなかったからである。ロジ族では子供は実の父のものになる。女が子を生むということは契約の本質的

3) GLUCKMAN (1950), p. 171 および p. 178.

4) GLUCKMAN (1950), p. 180.

5) GLUCKMAN (1950), pp. 183~188.

な部分ではなく、子を生まなかつた女の死に際しても、代償の牛は返されない。結婚直後に妻が死んだ場合、彼女の親は好意的に代りの者をよこすこともあるが、法律的には夫に請求する権利はない<sup>6)</sup>。

以上のように、ズールー族の結婚は妻を彼女の親族集団から夫側の親族集団へと完全に移動させるのに対し、ロジ族では妻の主な結びつきは自分の親族集団との間にとどまり、夫方へ移ってしまわないのである。ズールー族とロジ族の離婚はこのような親族構造を反映している。すなわち、ズールー族では離婚はほとんど知られていない。離婚は治安判事の法廷において行ない得るが、夫は妻を離婚することを欲せず、妻もめったに離婚を請求しない。これに対して、ロジ族の家族は非常に不安定である。離婚数は多く、夫または妻によって容易になされる。離婚したい夫は、妻を実家へ送り返すだけでよく、何の理由もいらない。妻が離婚を欲するときは夫を説きふせるか、法廷に提訴しなければならないが、後者の場合でも多くの離婚原因が認められているので、離婚の成立は容易である<sup>7)</sup>。

GLUCKMAN は更にアフリカの諸部族についても比較を行ない、父権 (father-right) にもとづいて組織された部族では、離婚が少なくかつ困難であるが、他の型の部族においては離婚が多くかつ容易であるという暫定的な結論を下した<sup>8)</sup>。

6) GLUCKMAN (1950), pp. 185~189.

7) GLUCKMAN (1950), p. 180.

8) GLUCKMAN (1950), p. 190.

GLUCKMAN はこのような親族構造と離婚との関係が、婚礼、花嫁代償などに影響を与えるとする。彼によれば離婚がまれなことが高額の花嫁代償を可能にするのであって、高額の代償が離婚を防止するのではない。

## 2 グラックマンの説に対する批判と修正

GLUCKMAN の説に対するコメントは、人類学の雑誌 *Man* において、1953 年から 54 年にかけて、七つの小論となって現われている<sup>9)</sup>。さらに、LEACH (1957), FALLERS (1957), FORTES (1959), MITCHELL (1961), ACKERMAN (1963) などがそれぞれの立場から論評を加えた。ここでは、端的に結論に到達するために、特異な資料を示した LEACH と、最も新しい ACKERMAN の見解をやや詳しく紹介しよう。

LEACH は 1957 年の論文「Kachin 族と Lakher 族における花嫁代償と婚姻の安定性」において、GLUCKMAN の説に対する一つの批判を示した。LEACH が比較に用いたのは、(i)北ビルマのGumsa Kachins の中、とくに Bhamo 東方のビルマ・中国国境に住むもの（彼はこれを Ordinary Jinghpaw とよぶ）、(ii)前者のすぐ隣に住む Gauri Kachins、(iii)ビルマの Haka Chin の隣に居住するアッサムの一部族 Lakher である。これらの部族はいずれも父系的な親族構造をもち、また三者を通じて娘をより低い階級の男にとつがせること (hypogamy) が好まれる。第一のグループ (Ordinary Jinghpaw) においては GLUCKMAN の仮説がうまく適用され、離婚が存在しない。しかし、Lakher では離婚は容易で、明らかに多く、この仮説が適用できない<sup>10)</sup>。

Lakher と Gauri においては、Ordinary Jinghpaw に比して階級差が著しく、身分の意識が強い。Jinghpaw の貴族が娘を完全に「売る」のに対し、Gauri と Lakher では「売る」ことをいさぎよしとせず、永続的な献げ物を条件として、下位者に対して性的な接近を許すのである。このように父系的な親族構造が一定の選択的傾向をもつ結婚 (preferred mar-

9) *Man*, 1953年, 75, 122, 223, 279; 1954年, 96, 97, 153 の各論文。

10) LEACH (1957), pp. 51 f.

riage) と組み合わせられたとき、GLUCKMAN の仮説がうまく適用できなくなる。そして、このような状況の発生は、親族構造だけでは説明できず、経済的・政治的要因を考慮しなければならない<sup>11)</sup>。

ACKERMAN は GLUCKMAN の仮説をクロスカルチュラルな資料を用いて検証しようとした。彼は HRAF (Human Relations Area Files) から選び出した 60 の社会に GLUCKMAN のズルー、ロジを加えた合計 62 の社会について検討して次の結論を得た。

(i) 双系的な社会 (bilateral societies) においては、コミュニティ内婚的な場合に離婚率が低く、外婚的な場合に離婚率が高い。

(ii) 単系的な社会 (lineal societies) においては、妻の夫方親族への帰属性が高いことの指標である逆縁婚が存在する場合は離婚率が低く、この制度が存在しない場合には高い。

以上のように双系的な社会でも、離婚率は必ずしも高いとは限らないし、父系的な社会でも、一般的に低い離婚率を示すとは限らない。こうして ACKERMAN は、「共通の団体に所属することが結婚の紐帯を強め、異なった団体に所属することが結婚のきずなに対して破壊的に作用する」という FALLERS (1957) の GLUCKMAN の仮説に対する修正に賛意を表する<sup>12)</sup>。

ここに示した GLUCKMAN に対する二つの批判は、類型的に区別された親族構造そのものの作用よりも、むしろ社会学的な集団所属性を重視している。すなわち、父系的な社会では、「妻が出自の親族集団から夫の属する親族集団にどの程度完全にゆずり渡されるか」、母系的な社会では、「夫が出自の親族集団から妻の属する親族集団にどの程度完全にゆずり渡され

11) LEACH (1957), pp. 53~55.

12) ACKERMAN (1963).



るか」というように、いずれか一方の親族集団からの分離と他方への吸収が問題となる。これに対して双系的な社会においては、夫方、妻方の二つの親族集団の共同性が夫妻の結合を強め、これらにおける分離性が、結合を破壊させるように作用すると考えられる。LEACH, ACKERMAN の見解を通して、われわれは柔軟な社会学的なみかたを導入せねばならないのであるが、このことは親族構造の離婚に対する影響を否定するのではなく、親族構造の働きがより内容的に捉えられなければならないということの意味する。

## C 宗教の離婚に対する態度

1 キリスト教 キリストの離婚に対する見解があらわれているのは、共観福音書 (the Synoptic Gospels) の四つの箇所、すなわちマタイ伝 5 章 31~32 節、同 19 章 3~9 節、マルコ伝 10 章 2~12 節、およびルカ伝 16 章 18 節である。マルコ伝とルカ伝においては離婚が無条件的に禁止されているが、マタイ伝においては、「姦淫の故ならで」という条件が挿入されている。キリストの離婚に関する教義は、使徒パウロによってうけつがれた。パウロの見解はコリント前書 7 章 10~15 節にあらわれている。

しかしながら、ローマ教会のカノン法が最終的に確立した 12 世紀に至るまでは、婚姻非解消主義が厳格に実行されることは明らかに不可能であった<sup>1)</sup>。中世における教会は、キリストおよびパウロの婚姻観を基礎として、婚姻非解消主義をより厳密に発展させた。とくに注目されるのは、教会が婚姻を秘蹟 (sacrament) と解することによって、婚姻非解消主義を

1) FOLEY (1915), p. 439.

ますます強化したことである。すなわち婚姻は、洗礼、聖信、聖晩餐、懺悔、臨終塗油、教職任定とともに、「見えざる恵みの見うべき表象」(*signum visibile gratiae invisibilis*) として、1439年のフロレンス会議および1563年のトレント会議において承認された<sup>2)</sup>。このようにして、ローマ・カトリック教会のカノン法は、両当事者が結婚のときクリスチャンであった場合には、離婚を無条件に禁止するのである<sup>3)</sup>。

東方教会においても、婚姻のきずなは生涯にわたるもので、解消できないものと考えられ、婚姻の破綻は罪悪とみなされている。しかし東方教会は罪をせめはするが、罪を犯した者を救い、彼等に第二のチャンスを与えようとする。かくして、離婚は人間の罪に対する例外的ではあるが必要な特別の許しと考えられる<sup>4)</sup>。

東方教会では、三度めの結婚までは認められるが、四度めの結婚は絶対的に禁止されている。理論上は、離婚は姦通の場合に限って許されるのであるが、現実には他の原因によっても許される<sup>5)</sup>。例えばコンスタンチノーブル管区の教会法は、姦通、私通、配偶者の一方による危険な行為または殺意、夫の同意のない墮胎、結婚以前から存在し2ヵ年続いた性的不能、背教、結婚後4ヵ年以上続いた不治の精神病などを離婚原因として認めている<sup>6)</sup>。

プロテスタントは、婚姻を秘蹟とするカトリックの考え方を拒否したが、新約聖書の教えにもとづいて婚姻の永続性が望ましいとしている点では、カトリックと同様である。離婚を認める宗派においても、最悪の事情

2) 青山 (1958), p. 49, 穂積 (1924), pp. 264 f.

3) FOLEY (1915), p. 439. なおカノン法については, cf. 久保・阿南 (1962), pp. 819~884.

4) WARE (1963), pp. 301 f.

5) WARE (1963), p. 302.

6) ROSTEN (1963), p. 90.

の下でのみ許されるべきだという感情をこめて、不本意ながら認めるのである<sup>7)</sup>。

カトリックと東方教会・プロテスタントの間には、以上に示したように、離婚の存在を認めるかどうかについて根本的な相違が存在するし、また後二者の各管区あるいは各派における考え方も一様ではないのであるが、一般的に言ってキリスト教は離婚に対して非常に厳しい態度を有するといえる。

**2 イスラム教** イスラム教徒自身がこの宗教の離婚観を解説したものの中には、次のような叙述がみられる。

(i) MAHMUD SHALTOUT: イスラムは結婚生活を安定的にし、夫婦間の不和を和解させることを求めている<sup>8)</sup>。

(ii) MOHAMMAD RASJIDI: 離婚は最後の手段としてのみ許される。夫妻間に不和が生じたときには、双方の親族は仲裁者としての役割を果たさねばならない<sup>9)</sup>。

(iii) ABDUL RASHID: イスラムは家族生活の幸福と安全を説きすすめるが、このことは安易な離婚が行なわれないようにすることを要求する。ハディース(マホメットおよびその弟子達の言行録)には、神に許されたすべてのことの中で、離婚は神の目からみて最も不快なものであると述べられている<sup>10)</sup>。

(iv) AMIN AHSAN: イスラムは、離婚を、すべての許されたことの

---

7) REIBER (1966), p. 298.

8) MAHMUD SHALTOUT (1958), p. 121.

9) MOHAMMAD RASJIDI (1958), p. 421.

10) ABDUL RASHID (1961), p. 58.

中で最も不快なものとして容認する<sup>11)</sup>

西欧的・キリスト教的な離婚忌避の考え方が、上に引用した知識階級に属するイスラム教徒に、何らかの影響を与えていることは当然考えられるとしても、イスラム教の教えの中に離婚を抑制しようとする考えが存在することは明らかである。西欧側の研究者の一人である DE BELLEFONDS も、イスラム教において、離婚は原則として道徳的な非難をうけると述べている<sup>12)</sup>。

しかし、イスラムは、結婚を宗教的な儀礼であると同時に民事的な契約と考える点において<sup>13)</sup>、また聖典であるコーランの中で離婚手続きを規定している点において<sup>14)</sup>、キリスト教と大きく異なっている。

イスラムの離婚手続きのうち最も一般的なものは、タラク (*talāk, talāq*) による方法である。タラクとは、夫が妻に与える離婚宣言のための特別の言葉である。一度めと二度めのタラクの場合には、夫は一定の待婚期間中に既に与えたタラクをとり消して妻をつれもどすことができるが、三度めとなるとこの取消しはもはや不可能となる<sup>15)</sup>。この場合、夫が元の妻と再婚できるのは、妻が他人と正式に結婚し、離婚した後である。夫は無因的にタラクを与えることができ、この意味で、タラクは夫による完全な専権的離婚 (*repudiation*) である。妻の側からの離婚請求の形式としては、ファスク (*faskh*)、クラ (*khula*)、タリク (*ta'alik*) などがある。ファスクは、性的不能、精神障害などの場合に、法廷の判決を得てなされる離婚、

11) AMIN AHSAN (1961), p. 152.

12) BELLEFONDS (1965), vol. 2, p. 318.

13) LEVY (1957), p. 100.

14) コーランにおいては、第2章「牝牛」、第4章「女」、第33章「部族同盟」、第58章「言いがかりをつける女」、第65章「離縁」の各章に離婚に関する記述がみられる。

15) *talāk* を一度に三つ与えることの可否については賛否両論がある。

クラは、夫が与えた婚資 (*mehr*) の全部または一部を返却することを条件に、妻の申し出に対して夫が同意することによって成立する離婚である。また、タリクは、夫が妻の生計を一定期間以上みななかったり、あるいは一定期間以上留守をした場合などに、結婚契約書にあらかじめ記載された条件にもとづいて、妻から請求できる離婚である<sup>16)</sup>。

イスラム自体は原則として離婚の防止を志すとしても、何らかの事情で離婚忌避の考えが十分に浸透しない場合、宗教法によって規定されている離婚手続きが安易に利用される可能性があることを指摘しておかねばならない。

3 ヒンズー教・仏教 正統ヒンズー教徒にとっては、結婚は解消できない宗教的な儀礼である。夫は、姦通の場合に限って妻を追い出すことができるが、バラモン階級に属するものはこのような場合でさえ、めったに妻を離婚しない<sup>17)</sup>。離婚に関する正統ヒンズー教徒の法律は、北インドの若干の下層の階級、および南インドの上層ならびに下層の多くの階級においては、多少無視されている<sup>18)</sup>。全インド人に対して離婚が認められたのは、1955年のヒンズー教徒婚姻法によってである<sup>19)</sup>。

キリスト教、イスラム教、ヒンズー教等における婚姻に対する宗教的な関与に対して、仏教においては、婚姻は純粋に民事的な儀礼とみなされた<sup>20)</sup>。比丘が男女の結びつきを媒介することは戒律によって禁じられてい

16) 離婚手続きの詳細については、cf. *Encyclopedia of Islam*, TAILOR (1948), DJAMOUR (1966), etc.

17) DUBOIS (1906), p. 211.

18) ウェスターマーク (1926), 中村訳, pp. 266 f.

19) GOODE (1963), p. 262.

20) RHYS DAVIDS (1912), p. 728.

る<sup>21)</sup>。

4 離婚抑制に関する宗教の役割 宗教の婚姻・離婚に対する態度は、特にそれが具体的に表現されている場合には、離婚の発生に大きな影響を与えると考えられる。宗教による離婚観の相違は、基本的には禁止の程度の差である。離婚が肯定されるといっても、民衆に対して積極的に勧奨されることはまずあり得ない。宗教がこのような意味で離婚を肯定する場合すなわち離婚に対する干渉を行なわない場合、離婚傾向は親族構造などの他の条件によって左右される可能性が大きくなる。これに対して、宗教が離婚を強く否定する場合には、その直接的な作用として、親族構造の如何にかかわらず常に低い離婚傾向が現われることが期待される。

#### D 法的手続きとしての離婚

多くの国々においては、離婚は制度的に確立した一定の手続きに従って行なわれる。親族構造と宗教的価値観は、この手続きすなわち離婚法の形成に対して重要な役割を果たすと考えられるが、ここでは手続き自体の作用についても考えておく必要がある。

カトリックの婚姻非解消の原理が、別居制度、あるいは婚姻無効という抜け道を生み出しつつも、形式的にはカノン法を通してそのまま離婚の完全な禁止に結びつくのに対し、イスラム法によって準備された離婚手続きは、その適用の方法如何によっては、離婚への接近を必要以上に容易にする場合がある。このような場合には、現実の民衆の価値観から期待される

---

21) HORNER 訳, *Book of the Discipline*, part 1, pp. 233 f.; PACHOW (1955), p. 81; 長井 (1929), pp. 7 f. etc.

以上の抑制または促進が法によって行なわれる。離婚制度の変革は、通常その背景に民衆における価値観の変動をともなっているが、ときには立法者の意図と国民一般の考え方との間にギャップが存在する場合もあり、このような場合にも、法律そのものが離婚発生の多少に直接に関係する。

法律の適用のしかたは、国民一般あるいは裁判官の価値観に応じてある程度変容されるから、法律自体が常に一定不変の作用を果たすとは言えない。例えば、米国における離婚の法的原因は、州によって非常に異なるが、この差異は、離婚率の高低を決定する要因としては、比較的重要ではないと言われる<sup>1)</sup>。このように法律ないし制度自体の作用は、決して無視することはできないにせよ、離婚に作用する要因としては親族構造や宗教の働きに劣るといえよう。

### E 親族構造、宗教的価値観、法的手続きの間における相互依存性と独立性

親族構造、宗教的価値観、および離婚法の間関係については、既に部分的に論じたが、ここで総括を試みよう。

離婚に対する特定の宗教的価値観が生ずるのは、ある社会の親族構造とその慣習を前提としているといっても差支えあるまい。宗教的価値観は、それに先行する慣習に対して批判的な場合があるが、必ずしも全く新しく作り出されたものではない。例えば、キリストは離婚に関しては当時の法典解釈における少数派であったシャムマイ派の厳格主義を踏襲したといわれるし<sup>1)</sup>、マホメットは部族の慣習を顧慮しつつ離婚に対する態度を定

1) HANKINS (1931), pp. 182 f.; MACIVER & PAGE (1950), p. 261. *etc.*

1) 穂積 (1924), p. 243

式化したのである。しかし、宗教それ自体は、親族構造の相違にかかわらずなく伝播する性質をもっている。たとえば父権的な環境の下に発生したイスラム教は、母系制社会であるスマトラのミナンカバウ (Minangkabau) にも伝播する。このように伝播を考慮に入れるとき、宗教的価値観は、親族構造からほとんど独立している。

制度化された手続き、すなわち離婚法は、元来、宗教と密接に関連していた場合が多く、今日でも、例えばイタリー、スペインなどのように直接教会法をとり入れている例がある。しかし、多くの場合、社会の近代化につれて宗教による規制は世俗的な力によって変容され、その効力を失ってきたと言える。

以上のように、発生的には、親族構造→宗教的価値観→離婚法という順序で規定性がみとめられる場合があるが、これらはおのおの独立的にも存在しうるのである。離婚の抑制に関しては、三者のうちいずれか一つが強力に作用すれば十分である。これに対して高い離婚率がみられるためには、三者がすべて多い離婚発生を許す方向をむいていなければならない。

## F 近代化および都市化の影響

異なった社会における離婚傾向の相対的な高低に密接に結びついていると考えられる以上の三つの要因の作用の強弱を考えると、これらを一定の社会変動の状況下におくことが必要となる。このためには、いわゆる「近代化」および「都市化」という変動の捉え方が有効であろう。しかしこれらはきわめて多義的な概念であって、余りにも多くの現象を説明しようとしている。ここでは、「近代化」、「都市化」の内容について詳しく検討する余裕をもたないので、最も関係が深いことがらだけを端的に述べる



と以下のようになる。

親族構造との関連においては、都市化および近代化は、「個人を包含する集団による直接的な統制からの離脱」という側面において重要である。集団的統制の弱体化は、離婚に際して当事者の意志が決定的な役割を果たすようになることを意味する。親族構造のタイプとその離婚に対する作用のしかたの違いについては既に述べたが、いずれのタイプの親族構造の作用も、近代化あるいは都市化とともに相対的に弱体化すると考えられる。弱体化が最も目立つのは、元来強固な組織をもっていたところであろう。

「近代化」および「都市化」を宗教的価値観および法的手続きとの関連からみると、「世俗化」が最も重要な視点となる。このことは、宗教自体あるいはその価値観をになう教会あるいはその下部組織としての各種の集団が統制力を次第に失っていく過程として理解される。

異なった文化間の比較を行なう場合には、近代化のもう一つのあらわれ方にも注意せねばならない。すなわち、他の文化、特に近代においては欧米文化との接触において、文化変容 (acculturation) ないし、文化の完全な変化 (deculturation) が生ずるという場合である。以下においては、離婚に関与する三つの要因の働きを、このような変動の諸相において位置づけながら議論を展開することにする。

## II 欧米の離婚

### A 欧米諸国の離婚統制におけるキリスト教の役割

欧米の離婚を論ずる場合には、キリスト教の影響を第一に考える必要がある。とくにカトリックが離婚を全面的に否定して、その抑制に強い影響を及ぼして来たことを考慮すると、カトリックに対立する考え方は、何らかの意味で離婚を相対的に多くする作用をもちうるであろう。カトリックに対立するものとしてはプロテスタントの存在が考えられ、またカトリックに限らず、宗教そのものに対立する側面を有する思想として、古くはフランス革命における合理的なものの考え方、近くは共産主義ないし社会主義的な思想が挙げられる。

カトリックの考え方あるいはそれに対立する考え方が離婚の発生に影響を与えるには、三つの次元における作用がある。第一は立法作用、第二は夫妻の属する集団を通しての集団的統制、第三は個人に内面化された倫理観である。しかし、これらの各々を分離して、それぞれが離婚の発生に及ぼしている影響を明らかにすることは、事実上困難である。立法の離婚に及ぼす独自の影響は、離婚法の改正に直接ともなって現われる離婚率の急激な変化を観察することによってある程度明らかになるであろう。また離婚をきわめて困難にしているような法律の存在自体も、立法の影響として捉える必要がある。集団による統制と内面化された倫理観とについては、本稿におけるように巨視的な統計数値の観察を手段とする場合には、両者

を分離せずに扱わざるを得ない。本章では宗派的な背景，都鄙における差異，近代化にともなう変動などを手がかりとして，これらの作用と離婚傾向との関係を検討することにしよう。

離婚を拒否しようとするキリスト教的な価値観の存在は，親族構造の機能の発現を不明確にする。いかなる形の親族構造にせよ，それらはキリスト教の文化圏内にあるがゆえに，キリスト教的な離婚禁止の考えをとり入れざるを得ない。欧米の伝統的家族が，親族構造自体の作用として離婚を抑制しようとする傾向を有していたかどうかは，このような状況の下では精密に論じ得ないのである。

## B 若干の国における離婚法と離婚傾向の変化

### 1 問題点

欧米諸国の離婚率に関して一般的な分析を行なう前に，若干の国をとりあげて，離婚をおさえようとする宗教的態度が法律によってどのように具現化されていたか，そしてそれがいかなる変容をこうむって来たかを観察することは，きわめて理解を助けることになる。また，法律自体の離婚発生に対する作用を知るためには，このような観察は不可欠である。離婚に関する法制史上の諸問題は，古くからぼう大な量の文献によって扱われているが，本節の目的は，キリスト教の影響を強くうけたヨーロッパの離婚の特質を，他の地域との比較のために捉えようとするものであるから，一次的な資料あるいは本格的な研究成果を追跡する作業は行なわない。ここで提示しようとするのは，変化の過程のいわば年表的な概観である。

ローマ・カトリック教会のカノン法が施行され，原則として離婚そのものが存在し得ない国は，現在なおいくつか存在する。ヨーロッパでは，イ

タリー、スペイン、アイルランド共和国などがこれに当たり、他の地域では、東南アジアのフィリピン、南米のカトリック諸国などがこのグループに属する。しかし、その他の欧米諸国においては、離婚法は次第に自由なものになってきた。ここでは英国、フランス、ソ連などをとりあげてその変化の過程をふりかえると同時に、あわせてこれらの国々における離婚率の変動をも観察することにする。

## 2 英国における離婚法と離婚傾向の変化

a 離婚法の変遷 英国における離婚法の変遷は、わが国においてもかなり古くから紹介されているが、それを真正面から扱ったものとしては、穂積重遠「イギリス離婚法略史」<sup>1)</sup>が挙げられる。英国人の手による比較的最近のものとしては、ロンドン大学の McGREGOR の『英国の離婚』において、離婚法史の簡明な叙述がある<sup>2)</sup>。以下においては上記の二著を骨子として、英国離婚法における大きな変化を要約する。

1534年英国国教会は国王を首長としてローマ法王から独立した。この事件の背後にヘンリー八世がその妃カザリーン(CATHERINE of ARAGON)を婚姻無効の名目で離婚し、宮女アン・ボレーン(ANNE BOLEYN)と再婚しようとする意図があったことは有名である。このような状況に便乗して離婚を制度化しようとする若干の動きがあったにもかかわらず、英国は、結局、カトリックの離婚禁止制度を維持したばかりか、従来存在していた抜け道をさえ封じることになった。英国国教会の独立以後、離婚は個々の事件について国会の議決を経て、法令(private act)の形を得ることによってのみ可能となり、その発生数は1715年以前は5件のみ、1715年から

1) 穂積(1924), pp. 299~360.

2) McGREGOR(1957), pp. 1~34.

1775 年の間には年平均 1 件、その後は年平均 3 件という少なさであった。

1857 年に至ってようやく、過去の手続きを全面的に排棄し、現行の法律と手続きの基礎を確立した婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act) の制定がみられた。この法律によると、夫が訴える場合には妻の姦通を理由とするだけで十分であるが、妻が訴える場合には夫の姦通の外に、遺棄、虐待、近親婚、強姦、同性愛、獣姦などの加重的な条件が存在していなければならなかった。またこの法律にもとづいて、離婚、その他の婚姻事件を扱う新しい裁判所が設立された。かくして離婚数は 1860~69 年の年平均 148 件から、1890~99 年の年平均 582 件にまで増加した。

1857 年法は次の 2 点から批判された。その 1 は離婚を男性にとってより容易にして道徳の二つの基準の存在を許したことであり、その 2 は離婚費用が安くなったとはいうものの労働者にとっては到底払うことができないような金額であったことである。かくして 20 世紀初頭までは婚姻上の困難を解消するためには二つの方法が並存した。裕福な者は離婚裁判所を通じて年間約 600 の離婚と 80 の別居を得、貧乏人には離婚は不可能で、治安判事の法廷で年に約 8,000 の別居が認められたのである。

従来すべての離婚事件はロンドンで取り扱われていたが、1920 年に至って一定の巡回裁判開廷都市でも扱われるようになり、1936 年までには離婚訴訟の半数が巡回裁判で行なわれるようになった。

1937 年になると、HERBERT の努力によって姦通だけに限られていた離婚原因が拡大された。1950 年の婚姻事件法は、HERBERT 法と以前の立法とを統合したが、離婚原因としては、姦通の外に、3 年以上の遺棄、虐待、5 年以上の精神病、夫が強姦、同性愛、獣姦などを犯したことなどが数えられる。このような離婚原因の拡大と並行して、「貧乏人の離婚手続き」である別居制度の不適當さを改正するために、1949 年に「法律扶助ならび

に法律相談法」(Legal Aid and Advice Act) が成立し、1950 年から実施に移された。

b 離婚傾向の変化 HOLLINGSWORTH は 1550 年から 1949 年に生まれた英国の貴族について、婚姻数と離婚数を25年を1単位とする出生コホート毎に示している<sup>3)</sup>。1849 年以前に出生した者の離婚傾向はきわめて低く、婚姻 100 に対する離婚の割合は 0.2 ないし 3.1 であった<sup>4)</sup>。1850～74年のコホートにおける 3.7 に続いて、1875～99年、1900～24年のコホー

表 1 イングランド・ウェールズにおける離婚訴訟数の変化  
1876年～1954年

期 間	年平均訴訟数	備 考
1876—1880	460	労働者階層は、事実上 離婚不可能であった。
1881—1885	462	
1886—1890	556	
1891—1895	565	
1896—1900	675	
1901—1905	812	
1906—1910	809	欧州大戦
1911—1915	1,033	
1916—1920	2,954	
1921—1925	2,848	貧民法 (1925)
1926—1930	4,052	
1931—1935	4,784	HERBERT 法 (1937)
1936—1940	7,535	
1941—1945	16,015	第2次大戦
1946—1950	38,901	法律扶助実施 (1950)
1951—1954	33,132	

MCGREGOR (1957), p. 37 による。

3) HOLLINGSWORTH (1964), pp. 24f. なお文中に示した婚姻 100 に対する離婚の比は、男女計に関する数値である。

4) 1849 年以前の出生コホートにおいて、婚姻 100 に対する離婚の割合が比較的高いのは、1550～74 年の 3.1 および 1750～74 年の 2.4 のみであって、他はすべて 1.8 以下である。この二つのコホートにおいて離婚傾向が比較的高いことは、エリザベス時代および摂政時代 (the Regency) における比較的自由な社会生活と関連しているようである。

表 2 イングランド・ウェールズにおける離婚率の変化  
1926年～1965年

年次	離婚率 (人口1,000対)	主な事件	年次	離婚率 (人口1,000対)	主な事件
1926	0.1		1946	0.7	
1927	0.1		1947	1.36	
1928	0.1		1948	0.98	
1929	0.1	世界恐慌	1949	0.78	〔法律扶助ならびに 法律相談法制定〕
1930	0.1		1950	0.69	
1931	0.1		1951	0.64	
1932	0.1		1952	0.75	
1933	0.1		1953	0.67	
1934	0.1		1954	0.62	
1935	0.1		1955	0.59	
1936	0.1		1956	0.57	
1937	0.1	HERBERT 法制定	1957	0.52	
1938	0.1		1958	0.49	
1939	0.2	〔ドイツに対し宣戦布告 (第2次大戦)〕	1959	0.52	
1940	0.2			1960	0.51
1941	0.1	太平洋戦争勃発	1961	0.54	
1942	0.2		1962	0.61	
1943	0.2	イタリア無条件降伏	1963	0.67	
1944	0.3		1964	0.72	
1945	0.4	〔ドイツ無条件降伏 日本無条件降伏〕	1965	0.76	

人口動態統計および国連人口統計年鑑による。

トにおいては、それぞれ 12.3, 24.2 と離婚傾向が急激に強まっている。

McGREGOR に従って、1876 年から 1954 年に至るイングランドとウェールズにおける離婚訴訟数（5 ヶ年平均値）の変化を、その時期における社会の特徴とともに示すと表 1 のようになる。また、人口動態統計および国連人口統計年鑑に記載された 1926 年から 1965 年に至る人口 1,000 に対する離婚率の変化は表 2 の通りである。表 1 によると訴訟数は 1876～80 年の年平均 460 件から、1946～50 年の 38,901 件に至るまできわめて大幅に増加している。HERBERT 法が制定された時期を含む 1936～40 年における年平均訴訟数は 7,535 件で、直前の時期（1931～35）における 4,784

件に比して1.6倍強となっており、離婚が困難であった時代においては、法律の改正がすぐ離婚数の変化をまねていることが分る。しかし表2からも分るように、離婚がかなり一般化した時期に制定された法律扶助制度の離婚発生に対する影響は、離婚数、離婚率の上からは全く識別し得ない。

### 3 フランスにおける離婚法と離婚傾向の変化

**a 離婚法の変遷** フランスの離婚法の変化をわが国に紹介したもので、比較的まとまっているのは、穂積重遠「フランス革命と離婚法」<sup>5)</sup>、「フランス議会に於ける離婚拡張案」<sup>6)</sup>、青山(1958)、などである。ここでは主としてこれらによってフランス離婚法の変化を略述する。

1685年10月18日、ルイ14世がナントの勅令を廃止して、フランスの国教はカトリックと確定した。この結果、離婚はカノン法によって禁止され、別居だけが許されるようになった。

フランス革命は、1791年憲法第2章第7条によって、婚姻が民事契約であることを確認し、この考えにもとづいて1792年9月20日に離婚法が制定された。1792年の離婚法は、(i)協議離婚 (*divorce par consentement mutuel*)、(ii)法定原因離婚 (*divorce pour cause déterminée*)、(iii)不和離婚 (*divorce par l'incompatibilité d'humeur et de caractère*) の三者を認めた。このうち、協議離婚の手続きは次のごとくであった。夫妻はおおの3人以上の親族または友人を選定して親族会を組織招集しなければならない。親族会は招集の日から1ヵ月を経なければ開会することができない。親族会で和解不能調書が作製され、調書の日付後1ヵ月を経て、管轄市町村吏員の面前に夫妻が出頭し、ここではじめて離婚の宣告をうけ

5) 穂積(1924), pp. 363~486.

6) 穂積(1924), pp. 487~514.



る。夫妻の双方または一方が未成年の場合は、それぞれの期間は各2ヵ月とされる。協議離婚の手続きはこのようになり複雑であったが、単意無因の不和合離婚に至ってはその手続きは更に複雑であった。

1793年10月、同年12月、1794年4月、同年10月の4回にわたる命令によって離婚法に補充が加えられ、離婚はより簡単に行なうことができるようになった。この結果、パリにおける離婚はきわめて多くなった。すなわち革命時代のパリにおける結婚・離婚比は、3対1ないし5対1の間を上下したのである。しかしこの現象は主としてパリに限られ、他の都市では7対1ないし26対1程度でかなり低かった。このうち7対1というのは、パリに近く、革命の中心であったヴェルサイユにおける数値である。田舎においては、離婚の数は都会にくらべてきわめて少なかったようである。フランス革命がともなった非キリスト教化 (déchristianisation) を背景とする離婚の発生は、革命の中心地において最も多く、周辺にいくに従って少なくなるのである。

自由離婚主義の根拠であった極端な革命思想が、共和2年テルミドール9日(1794年7月27日)の政変によって転覆されて以来、離婚制度に対する反対運動がおこり、1795年には離婚制度は1792年の程度に復帰した。

1793年8月9日、ナポレオン法典の第一草案が議院に提出された時期においては、離婚自由の思想が旺盛であったから、この草案が認めようとした離婚制度は、1792年9月20日の法律におけるよりも一層簡易なものであった。しかし、できあがったナポレオン法典中の離婚制度は、1792年の離婚法に比して著しく制限離婚主義にかたむいた。旧法の認めた「不和合離婚」は廃止され、協議離婚には新たな制限的条件が加えられた。

1815年6月18日ナポレオンがワーテルローに敗れ、王政復古とともにカトリックは再び国教となり、離婚制度は1816年5月8日に廃止された。

1830年の7月革命, 1847年の2月革命は, 離婚制度復活運動をともなったが, これらは実を結ばずに終わった。

1884年7月27日, ナケの努力によって, ナケ法 (Loi Naquet) とよばれる離婚法が成立した。ナケの第一案は1792年法を復活させることであったが, 最終的にはナポレオン法典から更に協議離婚をけずって法定離婚原因のみを認めた制限的な離婚法ができ上がった。

フランス離婚法は, ナケ法を骨子として, その後の立法で補充修正されて今日に及んでいる。補充修正の中で重要なものは次の通りである。

- (i) 1886年4月18日法: 従来の複雑な離婚訴訟を通常の訴訟に近づかせて, 離婚形式の簡単化をはかった。
- (ii) 1893年2月6日法: 妻に離婚よりも別居を選ばせる目的で, 別居中の妻に完全な行為能力を与えた。
- (iii) 1904年12月15日法: 姦通した配偶者が, 離婚後その相姦者と婚姻することを許した。
- (iv) 1908年6月6日法: 別居の宣告をうけた配偶者が離婚を請求する場合, 裁判所は自動的に別居の離婚への転換をなす義務をおうようになった。

1940年, ドイツに敗れたフランスは, ヴィシー政府の下に, 離婚の増加を阻止するために, 1941年4月2日法によって次のようなかなり厳重な制限を課した。その1は, 離婚原因を制限するために制裁離婚思想と救済離婚思想の両者を併用したこと, その2は挙式の日から3年間離婚の請求を禁じたこと, その3は, 有責配偶者が別居から離婚への転換の請求をした場合には, 裁判所に自由裁量権を与えたことである。これらのうち, 後二者は, 1945年4月12日の命令によって廃止された。

**b** 離婚傾向の変化 革命時のパリにおける離婚率はきわめて高かっ

たが、すでに述べたように、この時期のパリにおける離婚率はフランス全国にくらべると異常な高さを示したのであった。全国の離婚率は革命時においても、今日に比してかなり低かったと思われる。

1801年から1887年に至るフランスの年平均離婚・別居件数および婚姻

表 3 フランスにおける離婚・別居数  
1801年～1887年

年 次	離婚数および別居数 (年平均)	婚姻 1,000 に対する割合
1801～1809	575	2.8
1810～1819	181	0.7
1820～1829	273	1.1
1830～1836	400	1.5
1837～1840	565	2.1
1841～1845	759	2.7
1846～1850	778	2.8
1851～1855	1,127	4.0
1856～1860	1,440	4.9
1861～1865	1,811	6.0
1866～1870	2,166	7.6
1871～1875	2,004	6.5
1876～1880	2,559	9.0
1881～1885	3,883	
1886～1887	6,952	

ÉMILE LEVASSEUR: *La Population Française*, Paris: Arthur Rousseau, 1891, Tome 2, p. 89. による。

1,000 に対する別居・離婚数の割合は表 3 に示す通りである。1801～9 年の数値は 1810 年以後の 30 年間に比してかなり高い。これは 1816 年なかばまで離婚法が存在していたためであろうが、婚姻 1,000 に対する離婚数はわずか 2.8 で、絶対数としては、きわめてわずかなものであった。1884 年のナケ法成立以前において別居数が漸次的に増加してきたこと、同法成立以後別居・離婚数が飛躍的に増加したことは注目に値する。

1885 年から 1951 年に至る夫婦 10 万組に対する離婚の割合、および

1900年から1965年に至る人口1,000に対する離婚率は表4および表5のごとくである。これらの表から分るように、フランスの離婚率はナケ法以来第1次大戦に至るまで上昇をつづけている。1885～88年の夫婦10万組に対する年平均離婚率は52であったが、1909～13年には164となった。別居中の妻に完全な行為能力を与えた1893年2月6日法は、離婚を抑えることを目的としたものであったが、この目的を達せず、別居を増加させ

表4 フランスにおける夫婦10万組に対する離婚率  
1885年～1951年

年次	夫婦組数	年平均離婚登記数	夫婦10万組に対する離婚率	備考
1885～1888 (87県)	7,480	3,880	52	ナケ法, 1886年4月18日法
1889～1893 ( " )	7,648	5,590	73	1893年2月6日法
1894～1898 ( " )	7,709	6,984	90	
1899～1903 ( " )	7,939	7,885	99	
1904～1908 ( " )	8,155	10,546	129	{1904年12月15日法 1908年6月6日法
1909～1913 ( " )	8,332	13,655	164	
1914～1919 (77県)	6,780	6,330	93	
1921～1925 (90県)	8,837	24,853	282	
1926～1930 ( " )	9,370	19,242	205	
1931～1935 ( " )	9,588	21,033	219	
1936～1938 ( " )	9,619	23,460	244	
1939 (87県)	9,160	21,188	231	
1940 ( " )	9,041	11,070	122	
1941 ( " )	8,912	14,519	163	1941年4月2日法
1942 ( " )	8,884	14,273	161	
1943 (86県)	8,835	17,563	199	
1944 ( " )	8,744	16,243	186	
1945 (87県)	8,652	23,248	269	1945年4月12日命令
1946 (90県)	9,333	51,946	557	
1947 ( " )	9,539	57,413	602	
1948 ( " )	9,688	47,015	485	
1949 ( " )	9,796	39,502	403	
1950 ( " )	9,879	35,391	358	
1951 ( " )	9,950	33,644	338	

Statistique du Mouvement de la Population, Années 1950 et 1951, Première Partie, P. 54  
による。

たに過ぎないといわれる。

上述のような増加に続いて、第1次大戦前後に一時離婚率の大きな変動

表 5 フランスにおける離婚率の変化  
1900年～1965年

年次	離婚率(人口千対)	主 な 事 件	年次	離婚率(人口千対)	主 な 事 件
1900	0.2		1933	0.5	
1901	0.2		1934	0.5	
1902	0.2		1935	0.5	
1903	0.2		1936	0.5	
1904	0.3	1904年12月15日法. 姦通した配偶者がその相姦者と婚姻することを許す.	1937	0.6	
1905	0.3		1938	0.6	
1906	0.3		1939	0.5	第2次大戦はじまる.
1907	0.3	1908年6月6日法. 別居の宣告をうけた有配偶者が離婚を請求する場合, 裁判所は自動的に転換を行なう.	1940	0.3	
1908	0.3		1941	0.4	1941年4月20日法による離婚制限.
1909	0.3		1942	0.4	
1910	0.3			1943	0.5
1911	0.3		1944	0.4	
1912	0.4		1945	0.6	ドイツ無条件降伏. 1941年4月20日法部分的に廃止.
1913	0.4		1946	1.3	
1914	0.2	第1次大戦はじまる.	1947	1.41	
1915	0.0		1948	1.14	
1916	0.1		1949	0.95	
1917	0.1		1950	0.85	
1918	0.2		1951	0.80	
1919	0.3	ベルサイユ講和会議	1952	0.77	
1920	0.7		1953	0.70	
1921	0.8		1954	0.70	
1922	0.7		1955	0.72	
1923	0.6		1956	0.71	
1924	0.5		1957	0.69	
1925	—		1958	0.70	
1926	0.5		1959	0.66	
1927	0.4		1960	0.66	
1928	0.5		1961	0.71	
1929	0.5	世界恐慌はじまる.	1962	0.65	
1930	0.5		1963	0.63	
1931	0.5		1964	0.69	
1932	0.5		1965	0.71	

人口動態統計および国連人口統計年鑑による。

がある。すなわち、1914年から18年までは人口1,000に対して0.2以下という従来よりも低い率がみられ、1919年のわずかな上昇に続いて、1920年には0.7まで急上昇する。その後、翌1921年におけるピーク0.8を経て、第2次大戦に至るまで、離婚率は以前よりも高いレベルではあるが、横ばい状態を続ける。

1940年から44年まで離婚率が一時やや低い状態がみられるが、これは戦争逼迫による一時的な緊張状態とそれに続く1941年4月20日法による離婚制限のためであろう。1945年4月12日命令による1941年法の部分的廃止以後、離婚率は英国と同様のパターンをたどる。すなわち、1947年の1.41をピークとする急激な上昇の後に、徐々に下降して、1953年以降は、0.63~0.72のレベルで再び安定に達するのである。

#### 4 ソ連における離婚法と離婚傾向の変化

a 離婚法の変遷 帝政ロシアないしソ連の離婚法に関するわが国における紹介には、穂積重遠「ロシア革命と婚姻法」<sup>7)</sup>、藤田勇「社会主義社会における離婚問題」<sup>8)</sup>、青山道夫「ソビエト・ロシアの家族法」<sup>9)</sup>、ハルチェフ（寺谷訳）『ソ連邦における結婚と家族』<sup>10)</sup>などがある。以下これらに従って離婚法の変化を要約する。

革命前のロシアにおいては、ギリシア正教徒に対しては、法定原因に基づき配偶者の一方の請求により宗教裁判所が宣告する裁判離婚が認められていた。離婚原因は次の四つであった。(i) 配偶者の一方の姦通、(ii) 配偶者の一方が結婚の時から生殖作用不能で3年間回復しなかったこと、(iii)

7) 穂積 (1924), pp. 569~616.

8) 藤田 (1958).

9) 青山 (1964), pp. 104~139.

10) ハルチェフ (1964).

配偶者の一方が公権喪失を伴う刑罰に処せられたこと、(iv) 配偶者の一方の5年以上の行方不明。このように正教徒に対する離婚法は、カトリックに比してやや自由なものであったとはいえ、離婚をかなりきびしく制限していた。正教徒以外については、それぞれの宗教法に従うことになっていた。

1917年11月に誕生したりソ連邦は、同年12月の「離婚にかんする布告」に続き、1918年9月に新しい親族法を制定した。同法における離婚法は次のような特質をもっていた。それらは、(i) 離婚許容主義をとったこと、(ii) 離婚事件を民事裁判所の管轄としたこと、(iii) 離婚原因を列挙限定しなかったこと、(iv) 協議離婚を許したこと、である。離婚を認めようとする傾向は更に発展して、1926年法の離婚の規定では、これまでの離婚手続きをさらに簡易化し、協議離婚のほかに単意離婚をも認めた。

離婚に対する自由な態度はやがて強力な反対に遭遇した。1936年6月27日のソ同盟中央執行委員会ならびに人民委員会議の決定は、離婚の登録の際には当事者双方が身分登録機関に出頭しなければならないこと、離婚の事実を配偶者双方のパスポートに記載すべきことを定めるとともに、離婚登録の手数料をひきあげ、しかも離婚回数に従ってその差別を設けた。1944年7月8日のソ同盟最高ソビエト幹部会令は、これまでの事実婚保護の立場を廃し、登録婚主義の立場を復活させるとともに、離婚制度を全面的に裁判離婚制度へとときりかえた。その手続きは次の通りである。まず離婚することに合意した夫婦は、人民裁判所に、手数料100ルーブルと共に離婚申請を提出する。それがすむと、夫婦は個別に裁判官と面接し、「離婚動機の予備的立証」をする。次に日刊紙に離婚問題を提起する旨の公告を掲載する。この後、人民裁判所が離婚審議にとりかかるが、これは和解を試みるもので、この和解工作が失敗に終わると、離婚問題は地区および市の裁判所に移される。そしてここで十分検討されてから離婚許可の裁定

が下される。

1965年12月18日のソ連邦最高会議幹部会令は、上述のきびしい離婚制度を大幅に改正した。この改正によって、新聞紙上の公告制度が廃止され、また第一審である人民裁判所で離婚許可の裁定が下されるようになった。

**b** ソ連における離婚傾向の変化 HANKINS は革命後自由な離婚法が形成されていった時期のレニングラードおよびモスクワにおける人口1,000に対する離婚率を示している。それによると、レニングラードでは、1920年1.75, 1923年3.50, 1926年3.43, 1927年9.83であり、モスクワでは、1926年2.12, 1927年9.59であった<sup>11)</sup>。1927年の数値は、離婚を著しく容易にした1926年法の都市における最初の効果を示すものであって異常に高くなっている。

ハルチェフは、1939, 46, 50, 53, 56の各年次におけるウズベック共和国の結婚と離婚の数を示している<sup>12)</sup>。1939年においては婚姻・離婚比が5対1程度であったが、1944年の幹部会令以後にあたる1946年には74対1, 1950年には95対1ときわめて少なくなっている。しかし、1953年には83対1, 1956年には64対1となり、再び離婚増加のきざしが現われる。

1956年から1967年に至るソ連邦の離婚率、および1955年から1966年に至るウクライナ共和国の離婚率は表6のごとくである。ソ連邦全体としては、1956年の0.7から1965年の1.56に至る漸次的な上昇に続いて、1965年12月の最高会議幹部会令の効果があらわれた1966年には2.8という急上昇がみられ、1967年にも同じ高さの離婚率がみられる。ウクライナ共和国においても、1955年から65年に至る10年間に0.5から1.7へ

11) HANKINS (1931), p. 180.

12) ハルチェフ (1964), 寺谷訳 p. 146.



表 6 ソ連邦およびウクライナ共和国における最近の離婚率（人口1,000対）  
1955年～1967年

年次	ソ連邦	ウクライナ共和国	年次	ソ連邦	ウクライナ共和国
1955	—	0.5	1962	1.3	1.3
1956	0.7	0.6	1963	1.30	1.3
1957	0.9	0.8	1964	1.47	1.5
1958	1.1	1.0	1965	1.56	1.7
1959	1.1	1.2	1966	2.8	3.1
1960	1.3	1.2	1967	2.8	—
1961	1.3	1.3			

国連人口統計年鑑による。

の上昇がみられ、1966年には一挙に3.1まで急上昇する。

ソ連邦がこの時期に社会主義国としての安定期に入ったと言えるならば、これは新しい価値観が定着していった時期とも言えるであろう。離婚率の増加がどこまで続くかは不明であるが、ソ連における離婚率は、国家的見地からのある程度の制限にもかかわらず、前に述べた英国、フランスのそれよりも高いレベルに容易に到達したのである。

## 5 プロテスタント諸国の離婚法

プロテスタント諸国においては、英国、フランス、ソ連邦などに比して、より早い時期に比較的自由的な離婚法が成立していたようである。

ドイツにおいては、1749年のフリードリヒ大王の民法草案で、(i) 夫妻の合意、(ii) 姦通、(iii) 悪意の遺棄、(iv) 配偶者の一方の他方に対する極度の敵意、(v) 精神病、を離婚原因として認めようとした。1794年のプロイセン民法においても、豊富な離婚原因が列挙されている。すなわち、(i) 姦通、(ii) 悪意の遺棄、(iii) 同棲の拒否、(iv) 無精力、(v) 精神病、(vi) 生命に危害を加えんとしたこと、(vii) 相手方に対する重大犯罪、(viii) 不行跡、(ix) 扶養の拒否、(x) 改宗（後に削除）、(xi) 夫婦の協議（子なき場合

に限る) などである。スイスにおいては、1525年にチューリッヒの教会(新教)裁判所条例が、離婚原因について一般的条項を設けたという。スカンジナビア諸国では国王の特許による離婚がとり入れられたが、その時期は、スウェーデン1810年、デンマーク1814年、ノルウェー1837年であった<sup>13)</sup>。

## 6 離婚率に対する法律の作用

法律自体、あるいはそれにもとづく離婚手続きが実際の離婚率の増減にどのような作用を及ぼすかは簡単には論じ得ないが、既にみてきたことから少なくとも次のことが言えよう。

離婚発生に対して、制限的な効果が現われる場合は二通り考えられる。第1は法律が離婚を完全に禁止しているか、あるいは制限がきわめてきびしい場合である。このような場合、別居などの形で存在する事実上の離婚は別として、形式的には離婚は全く、あるいはほとんど存在しない。第2はこれまで比較的自由であった離婚を急に抑制しようとして一定の手続きを設けた場合である。フランスのヴィシー政府下における1944年法、ソ連邦における1944年法の効果などがこれにあたる。

離婚法の変化が、以上とは逆に、直接により高い離婚率を導き出すのは次の場合である。第1はこれまでの離婚抑制が余りにもきびしかった場合で、英国のHERBERT法、フランスのナケ法、ソ連の1965年の最高会議幹部会令などの影響がこれにあたる。これらの場合には、一般民衆の考え方が、障害物がとり去られたために、より自由に表現されるようになって、従来よりも高い離婚率が現われるのである。第2はフランス革命後の離婚法や、ソ連邦の1926年法における単意離婚のように法律自体が極端

13) 穂積(1924), pp. 537~540 および pp. 871~886.

表 7 ヨーロッパ諸国の離婚率 1935~1967

年次	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	チエコスロバキア	デンマーク	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシア	ハンガリー	アイスランド	ルクセンブルグ	
1935	0.1	0.3	—	0.5	0.8	0.4	0.5	0.8	0.2	—	0.4	0.3	
1936	0.1	0.4	—	0.6	0.9	0.4	0.5	0.7	0.2	—	0.3	0.3	
1937	0.1	0.4	—	0.6	0.9	0.4	0.6	0.7	0.2	—	0.4	0.4	
1938	0.2	0.4	—	—	0.9	0.5	0.6	0.7	0.2	—	0.3	0.4	
1939	1.2	0.4	—	—	1.0	0.4	0.5	0.9	—	—	0.4	0.4	
1940	0.9	0.2	—	—	0.9	0.4	0.3	0.8	—	—	0.5	0.2	
1941	1.0	0.3	—	—	1.0	0.4	0.4	—	—	—	0.4	0.1	
1942	0.9	0.4	—	—	1.1	0.5	0.4	—	—	—	0.6	0.2	
1943	—	0.4	—	—	1.2	0.9	0.5	—	—	—	0.5	0.3	
1944	0.9	0.4	—	—	1.3	0.9	0.4	—	—	—	0.6	0.2	
1945	0.7	0.4	—	0.6	1.4	1.5	0.6	西独	東独	—	—	0.4	0.0
1946	1.9	0.7	—	1.0	1.8	1.4	1.3	—	—	—	0.7	0.4	
1947	1.95	0.81	—	0.92	1.67	1.28	1.41	1.68	—	—	0.83	0.51	
1948	2.04	0.76	—	0.97	1.70	1.07	1.14	1.88	—	—	0.67	0.50	
1949	1.84	0.70	—	—	1.65	0.93	0.95	1.69	—	—	0.59	0.55	
1950	1.52	0.59	—	—	1.61	0.90	0.85	1.57	—	—	0.71	0.54	
1951	1.48	0.50	0.78	—	1.55	0.88	0.80	1.16	—	1.20	0.66	0.39	
1952	1.42	0.48	0.66	—	1.55	0.85	0.77	1.05	—	1.42	0.74	0.37	
1953	1.35	0.47	0.62	—	1.49	0.83	0.70	0.97	—	0.94	0.81	0.33	
1954	1.32	0.45	0.60	0.87	1.52	0.83	0.70	0.90	1.48	—	1.25	0.74	0.36
1955	1.29	0.50	0.53	1.05	1.53	0.85	0.72	0.85	1.35	—	1.63	0.82	0.36
1956	1.22	0.48	0.94	1.10	1.46	0.85	0.71	0.81	1.25	—	1.26	0.63	0.41
1957	1.17	0.50	0.90	1.07	1.43	0.81	0.69	0.81	1.25	—	1.81	0.70	0.30
1958	1.17	0.47	0.80	1.18	1.46	0.84	0.70	0.83	1.26	0.32	1.51	0.85	0.36
1959	1.20	0.48	0.93	1.15	1.42	0.84	0.66	0.83	1.32	0.28	2.20	0.88	0.38
1960	1.13	0.50	0.90	1.12	1.46	0.82	0.66	0.83	1.34	0.30	1.66	0.71	0.49
1961	1.14	0.50	1.07	1.19	1.43	0.88	0.71	0.83	1.44	0.33	1.74	0.91	0.40
1962	1.12	0.51	1.01	1.20	1.38	0.89	0.65	0.82	1.36	0.37	1.73	0.69	0.40
1963	1.14	0.56	1.02	1.22	1.38	0.92	0.63	0.92	1.33	0.37	1.82	1.06	0.38
1964	1.16	0.58	1.06	1.20	1.37	0.97	0.69	0.99	1.51	0.39	1.95	0.92	0.43
1965	1.16	0.59	1.06	1.32	1.37	0.99	0.71	0.93	1.44	0.41	2.01	1.03	0.44
1966	1.19	—	1.04	1.42	1.42	1.04	—	0.98	1.50	0.39	2.03	0.99	0.56
1967	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.59

国連人口統計年鑑による。

モ ナ コ	オ ラ ン ダ	ノ ル ウ エ ー	ポ ー ラ ン ド	ポ ル ト ガ ル	ル ー マ ニ ア	ス エ ー デ ン	ス イ ス	英 国			ソ 連	ユ ー ロ ピ ア
								エ ン グ ル ス ウ ラ	イ ン ド ン グ ス ウ ラ	ラ ン ド ン グ ス ウ ラ		
—	0.4	0.3	—	0.1	0.5	0.4	0.7	0.1	—	0.1	—	0.3
—	0.4	0.3	—	0.1	0.6	0.5	0.8	0.1	—	0.1	—	0.3
—	0.4	0.4	—	0.1	0.6	0.5	0.8	0.1	—	0.1	—	0.4
—	0.4	0.4	—	0.1	0.7	0.6	0.8	0.1	—	0.2	—	0.4
—	0.4	0.4	—	0.1	0.6	0.6	0.7	0.2	0.0	0.2	—	0.4
—	0.3	0.3	—	0.1	0.6	0.5	0.7	0.2	0.1	0.2	—	—
—	0.4	0.4	—	0.1	0.6	0.6	1.4	0.1	0.1	0.1	—	—
—	0.4	0.4	—	0.1	0.6	0.7	0.7	0.2	0.1	0.2	—	—
—	0.5	0.4	—	0.1	0.6	0.7	0.7	0.2	0.1	0.3	—	—
—	0.5	0.5	—	0.1	0.6	0.8	0.7	0.3	0.1	0.3	—	—
—	0.5	0.6	—	0.1	0.9	1.0	0.8	0.4	0.1	0.4	—	—
—	1.1	0.7	—	0.1	1.3	1.0	1.0	0.7	0.2	0.6	—	—
—	0.92	0.71	—	0.14	1.18	1.04	0.95	1.36	0.15	0.49	—	1.34
—	0.82	0.67	—	0.13	—	0.99	0.94	0.98	0.13	0.39	—	1.55
—	0.70	0.73	—	0.12	—	1.09	0.89	0.78	0.14	0.47	—	1.06
—	0.64	0.71	0.44	0.11	—	1.14	0.90	0.69	0.11	0.42	—	1.10
1.04	0.59	0.65	0.44	0.14	—	1.19	0.90	0.64	0.13	0.37	—	0.94
1.52	0.56	0.64	0.45	0.11	—	1.15	0.87	0.75	0.12	0.52	—	0.77
0.59	0.52	0.62	0.49	0.12	—	1.17	0.90	0.67	0.10	0.45	—	0.94
—	0.52	0.62	0.46	0.12	1.68	1.19	0.90	0.62	0.10	0.43	—	0.92
—	0.51	0.58	0.49	0.11	1.80	1.21	0.89	0.59	0.10	0.40	—	1.10
—	0.51	0.60	0.50	0.11	1.66	1.18	0.85	0.57	0.08	0.36	0.7	1.09
—	0.48	0.58	0.55	0.09	1.86	1.20	0.89	0.52	0.07	0.33	0.9	1.14
—	0.47	0.59	0.55	0.09	1.96	1.17	0.85	0.49	0.08	0.34	1.1	1.21
0.67	0.49	0.62	0.53	0.08	1.69	1.18	0.89	0.52	0.09	0.32	1.1	1.18
—	0.49	0.66	0.50	0.08	2.01	1.20	0.87	0.51	0.11	0.35	1.3	1.20
—	0.49	0.68	0.56	0.09	1.80	1.16	0.86	0.54	0.09	0.35	1.3	1.16
—	0.48	0.67	0.59	0.08	2.04	1.17	0.83	0.61	0.09	0.38	1.3	1.13
0.64	0.49	0.67	0.64	0.07	1.92	1.12	0.82	0.67	0.07	0.43	1.30	1.12
—	0.51	0.69	0.67	0.07	1.86	1.20	0.83	0.72	0.08	0.46	1.47	1.10
—	0.50	0.69	0.75	0.08	1.94	1.24	0.84	0.76	0.09	0.51	1.56	1.11
1.17	0.55	0.71	0.77	0.08	1.35	1.32	—	—	0.10	0.68	2.8	1.11
1.25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.8	1.12

に無統制的になった場合である。

上に述べたように、現実の国民の価値観と法律との間に、意識的に断絶が設けられた場合、あるいはその断絶が急に取り除かれた場合に、法律の直接的な影響を目に見ることができるのである。

### C ヨーロッパ諸国の離婚率

ここで今日のヨーロッパの各国における離婚率がどのような宗教的・社会的背景をもっているかを検討しよう。具体的な観察に入る前に基礎的な統計資料を示すことにする。国連人口統計年鑑(Demographic Year-book)に記載された数値をつなぎ合わせて、1935年から1967年にいたるヨーロッパ各国の人口1,000に対する離婚率を示すと表7のようになる<sup>1)</sup>。

比較の時点を資料が最も広い範囲において得られる1960～64年に限定し、この5ヵ年における各国の平均離婚率を算出して、1.00以上を高位グループ、0.50～0.99を中位グループ、0.49以下を低位グループとすると、第1のグループには、ルーマニア、ハンガリー、デンマーク、東ドイツ、ソ連、チェコスロバキア、スウェーデン、オーストリア、ユーゴスラビア、ブルガリアが、第2のグループには、フィンランド、アイスランド、西ドイツ、スイス、フランス、ノルウェー、イングランドとウェールズ、ポーランド、ベルギー、第3のグループには、オランダ、ルクセンブルグ、スコットランド、ギリシア、北アイルランド、ポルトガル、および離婚そのものが認められないアイルランド共和国、スペイン、イタリーが含

1) 離婚率はときどき再計算の結果訂正されている場合があるので、原則として新しいものをとった。この期間についてはほぼ完全に資料が得られたのは西欧、北欧を中心とする13ヵ国、部分的に数値が得られたのは東欧を中心とする11ヵ国である。

表8 ヨーロッパ諸国における離婚率の高さと  
社会主義あるいはカトリックとの関係

国名	離婚率 (1960~64年 平均)	社会主義国	カトリック国 (人口の50%以上 を基準とする。)
ルーマニア	1.93	○	
ハンガリー	1.78	○	○
デンマーク	1.40		
東ドイツ	1.39	○	
ソ連	1.33	○	
チェコスロバキア	1.19	○	○
スウェーデン	1.17		
オーストリア	1.14		○
ユーゴスラビア	1.14	○	
ブルガリア	1.01	○	
-----			
フィンランド	0.90		
アイスランド	0.86		
西ドイツ	0.85		
スイス	0.84		
フランス	0.67		○
ノルウェー	0.67		
イングランド・ウェールズ	0.61		
ポーランド	0.59	○	○
ベルギー	0.53		○
-----			
オランダ	0.49		
ルクセンブルグ	0.42		○
スコットランド	0.39		
ギリシア	0.35		
北アイルランド	0.09		
ポルトガル	0.08		○
アイルランド共和国	—		○
スペイン	—		○
イタリア	—		○

まれる<sup>2)</sup>。

表8においては、上述の各グループの特徴を見出すために、それぞれの国が社会主義であるかどうか、またカトリック国（人口の50%以上がカ

2) モナコは資料が不十分なため比較の対象から除き、また英国はイングランドとウェールズ、北アイルランド、スコットランドに分けて観察した。

トリック教徒であることを基準とする) であるかどうかを示した。第1のグループにおいて目立つのは社会主義国の多さで、10ヵ国中7ヵ国を占めている。第2のグループでは9ヵ国のうち社会主義国はポーランドだけであり、第3のグループに至っては皆無である。低位グループにおいてはカトリック国が多いことが目立つ。すなわち、イタリー、スペイン、アイルランド共和国においては、婚姻は教会法の支配下にあつて合法的な離婚は認められず、統計上離婚は存在しない。ポルトガルとルクセンブルグにおいてはカトリックの割合が高い。残されたオランダ、スコットランド、ギリシア、北アイルランドについても、いずれも新教が圧倒的に強い国とは言えない。これに対して第2のグループでは9ヵ国中3ヵ国、第1のグループでは、10ヵ国中3ヵ国がカトリック的な色彩の強い国である。カトリックの割合が高いにもかかわらず第1のグループに属しているのは、ハンガリー、チェコスロバキア、オーストリアであるが、これらのうち前二者は社会主義国で、カトリックは存在しても、おそらくその機能の多くを失っているものと考えられる。オーストリアに関しては現在のところ十分な説明がつかない。以上に見てきたように、おおよその傾向としては、旧来のキリスト教的な道德観がくつがえされた社会主義国において離婚率が高く、カトリックに固執している国において低いことが明らかである。

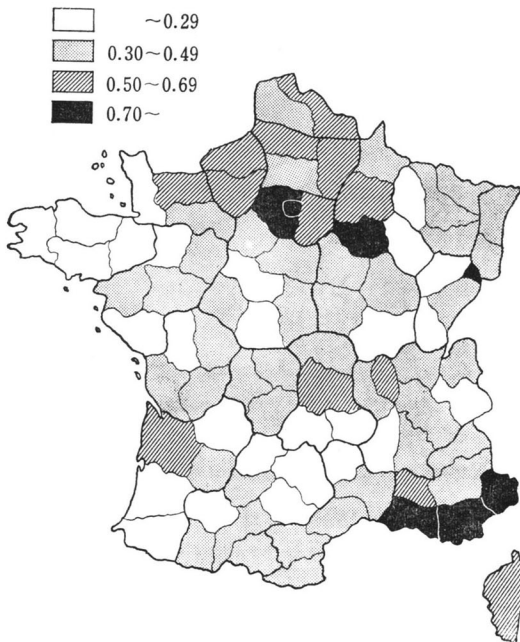
離婚率の差異のより微視的な説明のためには、社会主義、カトリック以外の要因の働きにも注意しなければならない。すなわち、性に対して比較的寛容な道德体系が存在するといわれるデンマーク、スウェーデンにおいてはかなり高い離婚率がみられる。また同じような宗教的環境にある国の間でも、スウェーデン (1.17) 対ノルウェー (0.67)、フランス (0.67) 対ベルギー (0.53) およびルクセンブルグ (0.42) というように都市化の程度の差によって離婚率に若干の開きが生じていると思われる場合もある。

## D フランスにおける離婚率の地域的分布

前節においてはヨーロッパ全域を対象として、それぞれの国を単位とする観察を行なったが、次いでより微視的に、若干の国の内部における離婚の地域的な分布について同様の観察を試みよう。

まずフランスをとりあげよう。1963年における人口1,000に対する県(département)別離婚率は図1に示す通りである。いくつかの県から形成される地方(région)についてみると、離婚傾向が特に高いのは、パリを

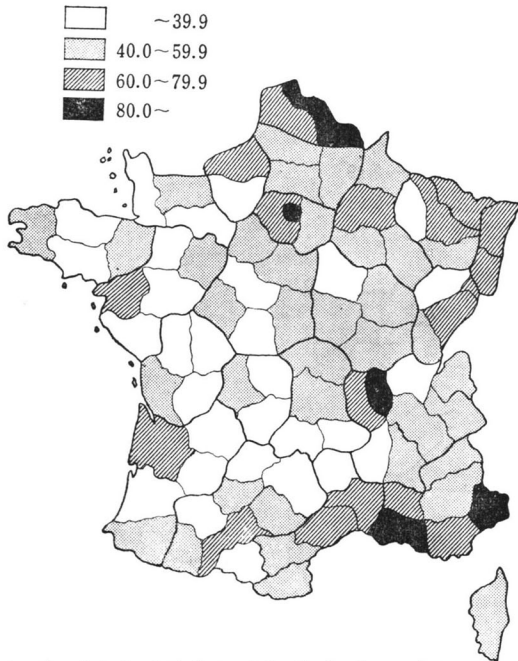
図1 フランスにおける県別離婚率 (人口1,000対)  
1963年





中心とする *Région Parisienne* (1.07), および, マルセイユ, ニースを中心とする *Provence-Côte d'Azur* (0.79) であり, 特に低い地方は, *Bretagne* (0.18) を最低として, *Midi-Pyrénées* (0.29), *Pays de la Loire* (0.30) などである. CAMP は, 1936 年から 1939 年における既婚婦人 10,000 に対する離婚を, 県別に図示しているが<sup>1)</sup>, それによると, この第 2 次大戦前の時期における離婚率の地域的分布は, 1963 年のそれとほぼ一致していることが分る.

図 2 フランスにおける県別にみた都市人口の割合  
1962 年



Institut national de la statistique et des études économiques,  
*Etudes et conjoncture*, Numéro special, 1965 により算出.

1) cf. CAMP (1961), p. 174.

各県における都市人口の割合(1962年)は、**図2**に示す通りである。都市人口の割合と離婚率との相関は、 $r=+.746$ となり、離婚率の地域的差異は、主として都市化の程度によって決定されているようである。この場合無視してはならないのは、フランスが全体としてカトリック国であるということである。既に述べたように、都市化に応じて人々の宗教的態度が弱まり離婚に対する考え方がより自由になったこと、およびこれらの価値観をになった人々による集団的統制が、都市においては弱体化することなどの影響が離婚率に反映されているとみなすのがおそらく自然な考え方であろう。

フランスにおけるカトリック信仰の強さは、都市と村落とで違うばかりでなく、地方的な相違をももっているようである。CAMPはBOURGEOIS-PICHATの資料に従って、四旬節および待降節期間中における婚姻のタブーを遵守している人口の割合を、1874~78年と1927~38年との二つの期間について、県別に図示している<sup>2)</sup>。それによると、特にフランス西北端のBretagneとPays de la Loireを中心として、このようなカトリックの慣行が遵守されている傾向が強いようである。上述の相関係数がある程度以上高くなることはないのは、カトリックの強さに関するこのような地域的なまとまりが、都鄙における差と並存しているためであろう。

## E 西ドイツにおける離婚率の地域的分布

西ドイツにおいては、フランスに比して単位がやや大きくなるが、州を単位として観察を行なうことにする。1961年から64年に至る4ヵ年の各州における年平均離婚率は表9のようになる。全体としてみると、ハン

2) CAMP (1961), pp. 157~160

表 9 西ドイツにおける州別離婚率 (1961~64年平均)  
と各州の特性を示す指標

州名	人口1,000 に対する離婚率(1961~ 1964平均) <sup>1)</sup>	カトリックの 占める割合 (1961) <sup>2)</sup>	プロテスタ ントの占め る割合 (1961) <sup>3)</sup>	農林業従事 者の占める 割合 (1961) <sup>4)</sup>
Baden-Württemberg	0.75	46.8%	48.9%	15.8%
Bavaria	0.74	71.3	26.5	21.6
Berlin	2.08	11.4	73.1	0.6
Bremen	1.39	9.9	84.1	1.9
Hamburg	2.02	7.4	76.3	1.5
Hessen	0.90	32.1	63.4	13.6
Lower Saxony	0.71	18.8	76.9	19.5
North Rhine-Westphalia	0.87	52.1	43.5	6.4
Rhineland-Palatinate	0.69	55.2	41.9	21.8
Saarland	0.44	73.3	24.9	8.3
Schleswig-Holstein	0.89	5.6	88.2	16.0

1) *The Statesman's Year-Book, 1965~66* および *1966~67* に示された数値による。  
率算出の基礎とした人口は 1963 年のものである。

2), 3), 4) *The Statesman's Year-Book, 1965~66* による。

ブルグやブレーメンを中心として、プロテスタントが多くかつ大都市の存在する北部、および東ドイツの中に孤立するベルリンにおいて離婚率が高く、カトリックの多い南部において離婚率が低い。特にフランスに接するザールラント (Saarland) における離婚率 0.44 は、全ドイツの中でもきわだって低い。

西ドイツの宗教的環境は、フランスに比してかなり複雑である。表 9 に示すように、カトリックとプロテスタントが並存し、さらにこれらのいずれにも数えられないものもあるからである。州別離婚率とカトリックの割合との相関は、 $r = -0.687$ 、プロテスタントの割合との相関は、 $r = +0.587$ 、カトリックにもプロテスタントにも属さない者の割合との相関は、 $r = +0.961$ である。カトリックの割合が多いことはたしかに低い離婚率にむすびついているが、ここで注意しなければならないのは、カトリックにもプロテスタントにも属さない者の割合と離婚率との高い相関である。これは宗

派に関係なく、いずれかの教団に明らかに所属していることが離婚抑制にとって重要であり、キリスト教的な教団への不参加ないしそれからの離脱の程度が高い場合にひんばんな離婚傾向がみられることを意味する。

各州の非都市的な色彩の強さをあらわすインデックスとして、全労働力に対する農林業従事者の割合を使用し、これと州別離婚率との相関係数を求めると  $r = -0.745$  という値が得られ、農林業的傾向の高い州では離婚率が低いという傾向が認められる。この相関の値は、先に示したカトリックにもプロテスタントにも属さない者の割合と離婚率との相関よりも低く、宗教に参加する割合を直接捉えた指標の方が、よりはっきりした離婚率との相関を示していることが分る。ちなみに、農林業従事者の割合の影響を除去した場合のカトリックにもプロテスタントにも属さない者の割合と離婚率との偏相関は、 $-0.927$  で依然として高く、カトリックにもプロテスタントにも属さない者の割合の影響を除去した農林業従事者の割合と離婚率との偏相関は、 $-0.422$  となってかなり弱い。

## F カナダにおける離婚率の地域的分布

カナダ各州における 1956～60 年平均の離婚率は表 10 の通りである。センサスによって各州における宗派別人口の割合を知ることができるのでこれらと離婚率との相関を計算すると表 11 のようになる。高い離婚傾向に結びついている宗派は、2位の「その他」を除けば、1位から7位に至るまで、どの州においてもその宗派に属する人口の割合が1%以上になることのない少数派のグループである。「その他」に属する者の割合は州平均2%であるが、宗派的な内容からはより細かく分けられるべきであり、またこの中にはいかなる宗派にも属さないものも含まれると考えられる。

表 10 カナダにおける州別離婚率  
1956年～60年平均

州名	人口1000 に対する 離婚率
Newfoundland	0.01
Prince Edward Island	0.04
Nova Scotia	0.32
New Brunswick	0.34
Quebec	0.08
Ontario	0.48
Manitoba	0.36
Saskatchewan	0.28
Alberta	0.65
British Columbia	1.00
Canada*	0.38

\* Yukon, Northwest Territories を含む。  
*Canada Year Book, 1967* より算出。

表 11 カナダ各州における宗派別人口の割合(1961)と離婚率(1956～60年平均)との相関

宗派名	相関値(r)
Roman Catholic	- .596
Salvation Army	- .375
Disciples of Christ	- .343
Pentecostal	- .182
Baptist	- .036
Jewish	+ .023
Presbyterian	+ .102
Ukrainian (Greek) Catholic	+ .139
Mennonite	+ .178
Christian Science	+ .265
Anglican Church of Canada	+ .289
Greek Orthodox	+ .354
United Church of Canada	+ .506
Mormon	+ .523
Lutheran	+ .570
Evangelical United Brethren	+ .593
Doukhorbor	+ .661
Christian Reformed	+ .666
Adventist	+ .716
Jehovah's Witness	+ .765
Other	+ .893
Confusian and Buddhist	+ .909

宗派別人口の割合は *Census of Canada, 1961*, 離婚率は表 10 による。

このようにみていると、総人口において低い割合を占めるにすぎないこれらの宗派に属するもの自身が高い離婚傾向をもつというよりは、いろいろな宗派への所属を許容するような社会的な状況が高い離婚傾向に結びついているといえる。センサスにおいて分類されている21の宗派のうちいくつかそれぞれの州に存在するかを数え<sup>1)</sup>、これを宗教的な寛容性の一指標とみなして、離婚率との相関を調べると、 $r = +.757$  となる。

1) 人口の 0.05 %未満のものは無視する。

各州における都市人口の占める割合と離婚率との相関は、 $r = +.559$ 、15 歳以上の男子における農業従事者の割合と離婚率との相関は  $r = -.561$  である。都市的な地域ほど離婚傾向が高く、村落的な地域程低いことが分るが、これらのインデックスに関する限り、相関の程度は宗教に関するインデックスの場合に比して低く、離婚率の地域的分布においては、宗教的な状況の影響がとくに大きいといえよう。

### G 米国における離婚率の地域的分布

米国においては、各州の離婚法にかなりの相違がある。例えば、ネバダ州やフロリダ州においては規制が弱く、サウス・カロライナ州、ニューヨーク州などでは規制が非常にきびしい<sup>1)</sup>。すでに述べたように、法律による制限はその背後に住民の価値観による支えをもっている場合が多いので、離婚率の差を法律の差のせいに戻するのはきわめて危険であるが、上記 4 州の 1958~61 年における年平均離婚率は、それぞれ、31.19、3.96、1.26、0.45 であって、前二者と後二者とでは明らかにかなりの差が認められる。

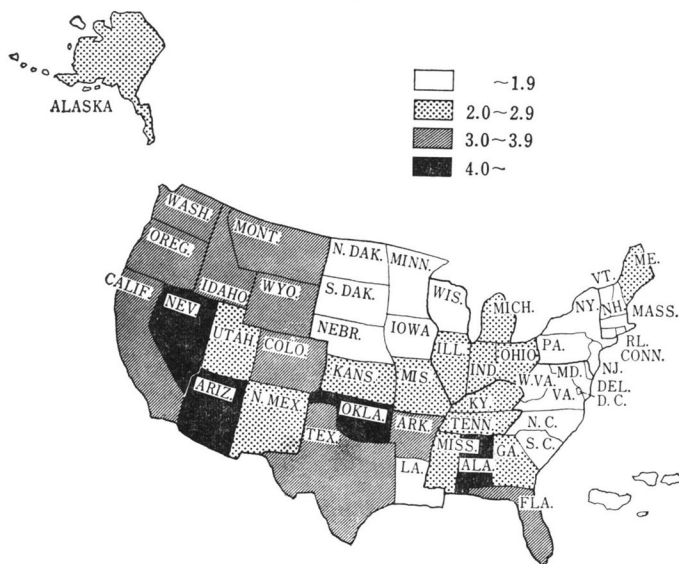
法律による制限のきびしさは、手続きが簡単な他の州へ行って離婚をするという移動離婚 (migratory divorces) を生み出す<sup>2)</sup>。一定期間以上の滞在者に対して、その州の法律の適用を許すいわゆる 6 週間離婚法 (6-week Divorce Law) を利用したネバダ州のラスベガスにおける離婚はその一例であり、上述のネバダ州における異常に高い離婚率は、これに負う

1) New York 州は最近離婚法の改正を行なって制限をゆるめた。

2) 移動離婚がおこる理由としては、この外に、離婚を人に知られたくないこと、離婚をできるだけ早く成立させたいことなどが挙げられる。cf. KEPHART (1961), p. 580

ところが大きい。ニューヨーク州における低い離婚率も、部分的にはこの移動離婚から説明できよう。このような移動離婚がひんばんに行なわれるならば、州別離婚率を比較することが無意味になるが、移動離婚の存在は比較的 low に評価され、最大にみつもっても全離婚数の5%以下と推定される<sup>3)</sup>。

図3 米国における州別離婚率（人口1,000対）  
1958～61年平均



1958～61年平均の各州の離婚率は、図3に示す通りである。東部および北部中央の諸州において低い離婚率をもつ地域が存在し、南部および西部に高い離婚率をもつ州が多い。

米国における離婚率の地域的分布が、既に述べた理由のために若干攪乱

3) cf. National Office of Vital Statistics: *Special Reports*, Vol. 50, No. 7, 1959, p. 109.

されている可能性を認めつつも、各州の宗教的な状況との関連において分析を試みることにしよう。ここでは、各州の1958～61年における年平均離婚率が、(i) カトリックの占める割合(1960)、(ii) 宗教婚の占める割合(1961)の如何によって、どのような値を示すかを観察する。宗教婚の割合に関する資料は、51州中34州についてのみ入手できるので、ここで観察の対象となるのはこの34州だけである。カトリックの割合および宗

表12 米国各州の宗教的状況と離婚率(1958～61年平均)

		カトリックの割合			
		多 (18.8～60.4%)		少 (1.5～17.8%)	
宗 教 婚 の 割 合	多 (84.0～95.2%)	New York	0.45	Nebraska	1.57
		Connecticut	1.06	Iowa	1.65
		Wisconsin	1.08	Virginia	1.81
		Massachusetts	1.09	Utah	2.00
		Rhode Is.	1.16	Kansas	2.26
		Pennsylvania	1.20	Oregon	3.25
		Vermont	1.24		
		Delaware	1.39		
		D. C.	1.52		
		Maine	2.08		
	California	3.06			
		平均	1.39	平均	1.92
	少 (32.4～83.9%)	New Jersey	0.76	Maryland	1.68
		South Dakota	1.12	Georgia	2.22
		Louisiana	1.33	Mississippi	2.36
		New Hampshire	1.77	Kentucky	2.40
		Michigan	2.01	Tennessee	2.55
		Montana	3.01	Indiana	2.63
				Alaska	2.63
				Wyoming	3.80
			Idaho	3.86	
			Florida	3.96	
		Alabama	4.77		
	平均	1.67	平均	2.99	

カトリックの割合(1960)は、LEO ROSTEN: *Religions in America*, 1963, 宗教婚の割合(1961)および離婚率(1958～61)は、米国人人口動態統計による。



教婚の割合のそれぞれについて、これらの 34 州を率の高さによって 2 分すると、高高、高低、低高、低低という四つのカテゴリーができる。それぞれのカテゴリーに属する州の名とその離婚率は表 12 の通りである。カトリックの割合も宗教婚の割合も高いというカテゴリーにおける離婚率の平均が最も低く (1.39)、いずれの割合も低いカテゴリーにおける離婚率の平均が最も高い (2.99)。このように、米国における離婚率の地域的分布も、離婚に対する抑制力がとくに強いカトリックの存在、および、宗教婚の多少をインデックスとする宗教的態度の強弱によって、かなりの程度まで規定されていることが分る。

ハワイ、アラスカ、ネバダの 3 州を除いた各州における都市人口の割合 (1960) と、各州の離婚率 (1958~61年平均) との相関は、 $r = -.024$  であってきわめて低い。ニグロ人口の占める割合 (1960) と離婚率との相関も、 $r = -.051$  という低い値を示している。このように、少なくとも州別離婚率の差異に関する限りでは、宗教の影響が最も目立ったものであるといえ

## H ヨーロッパ諸国における離婚率の変化とそのパターン

ヨーロッパ諸国では世俗化にともなって宗教の影響力が次第に弱くなって来た。世俗化を促進した一つの要因は産業化ないしそれにとまらぬ都市化である。都市生活は宗教観および宗教活動に対して影響を与えたばかりでなく、対人関係を村落生活のそれとは異なったものに変容せしめ、集団的統制の弱体化、匿名性の増大などをもたらしたので、個人の行動の自由はこの面でもずっと大きくなった。このような社会変動を背景として、離婚率の上昇は当然予想される。

既を示した表7における観察にもとづいて、ヨーロッパ各国の離婚率の変化を分類すると、次のような三つのパターンに分けられる。

- I型：第2次大戦を契機として離婚率が著しく上昇し、戦後間もなくある時点で頂点に達した後再び低下して、やがて横ばいないしゆるやかな上昇に移る。1960～64年の離婚率は大战前の1935～40年に比べると高くなっている。
- II型：第2次大戦を契機として、離婚率が著しく上昇し、そのまま低下しないで横ばい状態に移るか、あるいはさらに上昇を続ける。
- III型：離婚率は元来低いままで、横ばい状態またはきわめて僅かな上昇を続け、大きな変化がない。

I型に分類されるのは、オーストリア、ユーゴスラビア、フィンランド、西ドイツ、フランス、イングランドとウェールズ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スコットランドなどであって、これは標準的な西欧型とみなすことができよう。II型に入るのは、ルーマニア、デンマーク、チェコスロバキア、スウェーデン、アイスランド、スイス、ノルウェーであって、社会主義国およびスカンジナビア諸国が主体を形成する。これらは東・北欧型とでも名付けることができよう。III型に分類し得るのは、ポルトガル、北アイルランドおよび離婚を認めないイタリア、スペイン、アイルランド共和国などであって、これはカトリック型とよぶことができよう。

資料の不足のためにパターンの判別ができなかった国は、ハンガリー、東ドイツ、ソ連、ブルガリア、ポーランド、ギリシアなどである。戦後の離婚率におけるかなりはげしい上昇傾向に注目するならば、これらのうち、ハンガリー、ソ連、ブルガリア、ポーランドはおそらくII型に入るものと考えられる。

ヨーロッパ諸国の離婚率は、Ⅲ型を中心とする若干の例外を除けば、大勢として上昇の途をたどっている。特に顕著な上昇を示すのがⅡの東・北欧型である。すでに述べたように、現在ヨーロッパ諸国で相対的に高い離婚傾向を示しているのは、社会主義国と北欧の福祉国家であるが、これらの高い離婚率は主として上述のようなパターンの上昇の結果現われたのである。

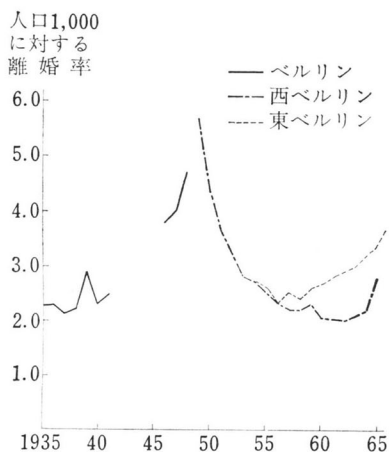
### I 東西ベルリンにおける離婚率の変化

社会主義体制の下において離婚に対する規制が弱化することを確認するためには、もともと同一であった国が分裂した場合に、各部分の離婚率の変化を追跡するとよい。1954年以降における東西ドイツの離婚率の比較は、既に示した表7によって可能であり、東ドイツの方が高い値を示している。しかし、両地域の宗教的背景はもともと異なっており、また分裂直後の離婚率が分からないので、この差が最初から存したのか、あるいは分裂後に生じたものかは不明である。ベルリンは1948年以来、479km<sup>2</sup>(西)と403km<sup>2</sup>(東)の二つの地域に分れたが、元来一つの都市であったから、社会主義化の影響に関して興味深い観察ができる。宗教をとってみても、1961年の西ベルリンでは、プロテスタント73.1%、カトリック11.4%であるのに対し、東ベルリンの推計では、プロテスタント69.1%、カトリック10.2%であって、ほぼ同様の数値を示している<sup>1)</sup>。

分裂前のベルリン(1935~48)、西ベルリン(1949~65)、東ベルリン(1954~66)における人口1,000に対する離婚率の変化を示すと表13および図4のようになる。数値の脱落のために推測によらねばならないが、東西

1) *The Statesman's Year-Book, 1965~66* による。

図 4 東西ベルリンにおける離婚率の変動



両ベルリンにおける離婚率が第2次大戦後急激に上昇し、1949年に頂点に達したことは間違いがない。1949年の離婚率5.66は西ベルリンに関する数値であるが、東ベルリンの資料がはじめて得られる1954年から56年にいたる期間においては東西ベルリンの離婚率がほぼ等しいことから、1949年の東ベルリンにおいても西ベルリンと同様の高さの離婚率が存在していたと推測できる。西ベルリンでは1950年以後離婚率が急激に低下し、55年頃から戦前なみの率にもどり、1962年に最低値2.01を記録した後再び上昇傾向を示しはじめる。これに対

表 13 東西ベルリンにおける離婚率の変動  
1935年～1966年

年次	離婚率 (人口1,000対)		
	ベルリン	西ベルリン	東ベルリン
1935	2.3		
1936	2.3		
1937	2.1		
1938	2.2		
1939	2.9		
1940	2.3		
1941	2.5		
1942	—		
1943	—		
1944	—		
1945	—		
1946	3.8		
1947	3.96		
1948	4.68		
1949		5.66	
1950		4.43	
1951		3.57	
1952		3.15	
1953		2.81	
1954		2.70	2.72
1955		2.49	2.62
1956		2.28	2.31
1957		2.20	2.49
1958		2.22	2.44
1959		2.26	2.57
1960		2.04	2.74
1961		2.02	2.78
1962		2.01	2.89
1963		2.05	3.02
1964		2.23	3.22
1965		2.65	3.28
1966		3.61	3.61

国連人口統計年鑑による。

して、1954年から56年までは西ベルリンとはほぼ等しかった東ベルリンの離婚率は、57年から次第に上昇しはじめ、西ベルリンとの差を大きくひらいていく。このような比較から、社会主義の下では、旧来の伝統的な結婚・離婚観を打ち破る力がより強かったと推測される。

## J ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変化

ヨーロッパ以外の地域における西欧文化圏の離婚率の変化は、西欧諸国と同様のパターンをとることが期待されるが、統計資料によってこれを示すことは、離婚率変化における「西欧型」の存在を確認することになる。ここでは、オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダをとりあげ

表14 ヨーロッパ以外の西欧文化圏における離婚率の変動  
1935年～1966年

年次	ラオリ アス ト	1ニ ラン ドジ	米 国	カ ナ ダ	年次	ラオリ アス ト	1ニ ラン ドジ	米 国	カ ナ ダ
1935	0.4	0.4	1.7	0.1	1951	0.86	0.81	2.48	0.38
1936	0.4	0.6	1.8	0.1	1952	0.82	0.84	2.52	0.39
1937	0.4	0.6	1.9	0.2	1953	0.90	0.75	2.46	0.41
1938	0.4	0.7	1.9	0.2	1954	0.72	0.73	2.35	0.39
1939	0.5	0.7	1.9	0.2	1955	0.73	0.69	2.30	0.38
1940	0.5	0.7	2.0	0.2	1956	0.68	0.66	2.28	0.37
1941	0.5	0.6	2.2	0.2	1957	0.65	0.62	2.24	0.40
1942	0.5	0.6	2.4	0.3	1958	0.70	0.76	2.12	0.37
1943	0.6	0.7	2.6	0.3	1959	0.73	0.70	2.24	0.37
1944	0.8	1.0	2.9	0.3	1960	0.65	0.69	2.18	0.39
1945	1.0	1.1	3.5	0.4	1961	0.64	0.72	2.26	0.36
1946	1.0	1.3	4.3	0.6	1962	0.67	0.71	—	0.36
1947	1.15	1.25	3.37	0.65	1963	0.69	0.75	2.27	0.41
1948	0.93	1.07	2.79	0.54	1964	0.71	0.73	2.35	0.45
1949	0.83	1.01	2.67	0.45	1965	0.75	0.69	2.48	0.46
1950	0.90	0.86	2.55	0.39	1966	0.85	0.77	2.52	0.51

国連人口統計年鑑による。

て観察する。これらの国における 1935 年以降の離婚率変化は表 14 に示す通りである。

オーストラリア、ニュージーランド、カナダにおける離婚率は、例外なく西欧型、すなわち前節において述べた I 型の変化のパターンに従っている。米国における離婚率の変化はかなり高い水準において行なわれているが、型としては典型的な西欧型に入る。米国における産業化の速度は西欧諸国に比してより顕著なものであったし、また、米国は新しい国であり、西欧諸国に比して古い価値観にしばられることがより少なかったと思われる。このような意味で、米国は西欧型の離婚率の変化を示す一つの国というよりは、むしろ西欧型の特徴を最も誇張して表現していると言える。表 14 における観察期間は比較的短いために、最初の年である 1935 年の米国の離婚率はすでに 1.7 という高さを示しているが、これは漸次的な上昇の結果到達した値である。ちなみに 1900 年における値は 0.7 であった。

## K 結 論

欧米における離婚率の地域的分布と変動は、キリスト教を背景とした集団的統制および倫理的自制による抑制と、これらからの解放という線に沿ってかなりの程度うまく説明できる。カトリックの作用は離婚抑制力として最も強いものであった。プロテスタントもまた、程度こそ弱くなるが、なお離婚抑制の作用をもち続ける。人々が実際の行為において、あるいは心理的な状態として、教会への参加から離れていくとき、高い離婚率が出現するのである。産業化およびそれにともなう都市化は、従来の人間関係のあり方を変質させ、個人的な動機にもとづく行為への自由を増大せしめるとともに、世俗的な思考方式を一般化した。

西欧自由主義諸国においては、キリスト教は真正面から否定されることなく、少なくとも人々の心の隅に残存しつづける。このような状態でキリスト教の影響が最も弱くなったのが北欧諸国の場合であろう。これに対して社会主義諸国では、その完全な実現は不可能であったにせよ、宗教自体に対する正面からの否定が現われた。そして、この場合における離婚率の上昇は、西欧自由主義諸国におけるよりもはげしい。

離婚抑制力としての集団的統制は、欧米の場合、通常キリスト教という背景をもっている。従って、欧米においては、人類学者達が問題にしてきたような親族構造の作用は証明し得ない。宗教的価値観、ないしそれにもとづく法律は、とくにそれが禁止的な規定を含む場合には、親族構造の形態如何にかかわらず、一定の効果を示すのである。

### III マレーシア・インドネシアにおける離婚

#### A 対象の規定と問題点

東南アジアは、大別して大陸部と島嶼部とに分けられるが、本章では後者の中心を形成するマレーシア、インドネシアをとり扱う。マレーシア、インドネシアの諸民族は、マレー人、ジャワ人などを中心として、量的には双系制<sup>1)</sup>をとるものが多いが、父系的、母系的な民族もかなり存在して、変化に富んだ親族構造をもつ。これらの民族のうち、開化したものの多くはイスラム教徒になっている。既に述べたように、イスラム教はキリスト教に比して、離婚に対してより寛容である。われわれはイスラム教の離婚観、およびイスラムの規定する離婚手続きの作用にも注意する必要があるが、これらはキリスト教の場合ほど積極的な離婚忌避の態度を示さないから、この地域における離婚の発生に関しては、親族構造の作用をも重視しなければならない。

#### B スマトラ——バタクとミナンカバウを中心として——

LOEB は、その著『スマトラの歴史と民族』において、インドネシアでは、社会組織の形態の影響が離婚法においてもっともはっきりあらわれて

---

1) ここでは MURDOCK(1960)の用法に従って、bilateral な親族組織と ambilineal な親族組織とを含むいわゆる cognatic な親族組織を双系的という語で表現する。



いと述べ、父系的な社会において離婚が少なく、双系のおよび母系的な社会において離婚が多いと主張している<sup>1)</sup>。この考えは、GLUCKMANの説に先立って発表されており、GLUCKMANはアフリカの諸族の親族構造と離婚傾向との関係を検討した際に、はからずも同一の見解に達したのである<sup>2)</sup>。LOEBの著書はこのような見解にもとづいて書かれているので、離婚に関してかなり詳しい記述を含んでいる。このような場合、主張によって現実がゆがめられる危険性がないとは言えないので、必要に応じて他の研究者による資料を参照しながら、ここでは主としてLOEBに従って、スマトラの諸民族の親族構造と離婚についてまとめることにする。なお、ここに引用する資料は比較的古い時期のものが多く、一部のものを除けば現状というよりは、過去の状態を示している。

## 1 バタク (Batak)

a Batak 全体に関する LOEB の記述 Batak は、Singkel, Pak-Pak, Dairi, Toba, および Mandheling の言語群に分れる。主な生業は、水稲や陸稲の耕作、馬・水牛・豚などの家畜の飼育である<sup>3)</sup>。1815年のパドリ戦争以来、人口の3分の1にあたる最南部の住民はイスラムに改宗し、また、1860年以来ドイツ人宣教師によってキリスト教の教化が進められてきたが、なお半数以上は土着の宗教を奉ずる<sup>4)</sup>。

Batak は父系的な親族構造をもつ。男は原則として他の氏族 (sib) の女と結婚しなければならず、またこの二つの sib は同じ起源のものであってはならない。複婚は許されているが、同時に姉妹と結婚することはでき

1) LOEB (1935), p. 68.

2) GLUCKMAN (1950), p. 190.

3) LOEB (1935), pp. 23 f.

4) LOEB (1935), p. 20.

ない。花嫁代償 (marriage price) をおさめると、女は夫の氏族の財産になる。夫が死亡すると寡婦は夫の兄弟、夫の甥、夫の息子、あるいは最も近い親族と再婚しなければならない。寡婦をうけついだ者は、結婚を望まぬ場合には、彼女を養わねばならない。実際には寡婦は花嫁代償を払いもどして自由を得ることができるし、このような金を持たぬ場合でも、少なくとも、夫の親族のうち誰と結婚するかを選択することができる。Toba Batak においては、寡婦に息子がいる場合には再婚する必要がないと考えられている。南部の Batak では、女が子供を産まずに死んだ場合花嫁代償が完納されていれば、娘の父親は他の女を代りに差し出さねばならない<sup>5)</sup>。

Batak における離婚について、LOEB は数名の研究者の説を紹介している。順次挙げると次のようになる<sup>6)</sup>。

- (i) JOUSTRA: 昔の慣習法においては、離婚は知られておらず、女は離婚を請求することができなかった。
- (ii) VAN OPHUIJSEN: (南部 Batak に関して) きわめて特殊な事情がない限り、Batak の結婚は一生続く。
- (iii) WILLER: (1846 年、Mandheling Batak について) 仮に花嫁代償を返すつもりがあっても、妻および妻の親族は離婚を要求することができない。しかし、妻は花嫁代償の全額あるいは一部を返して、離婚してくれるようにたのむことはできる。夫が性的不能の場合、妻は夫と別れるか、夫の親族の一人のところへいく権利をもつ。夫は花嫁代償をとりもどすことなく、妻を離婚して実家へ返すことができる。夫は妻を実家に戻さずに離婚することもできるが、この場合には別の住居、食物、衣服を与えねばならず、離婚された妻は夫のために働かねばならない。

---

5) LOEB (1935), pp. 47~50.

6) LOEB (1935), pp. 69 f.

- (iv) WARNECK: 正式に言えば、花嫁代償が支払われた後には離婚は起り得ない。花嫁代償の支払いは取消しのきかない取引を完了する。しかしながら次のような場合もあり得る。①夫が妻に侮辱された場合、妻を実家に帰し、彼女が再び売られてから花嫁代償をとりもどす。この場合夫は婚礼の費用を無駄にするばかりでなく、妻の親族にかなりの贈り物をしなければならない。②妻が逃げた場合、夫は花嫁代償と婚礼費用をとり戻す。
- (v) JUNGHUHN: (1847年, Toba Batak について) Batak において離婚はめったにおこらないが、もし夫が妻を追出したいとすれば文句なしにできる。既に代償が払ってあるからである。この場合、妻は何ももらえず子供は夫に属する。これに対して、妻が夫と別れることを欲する場合には *sei-sei* の慣習が適用される。それによれば、女の両親は6ヤードの布からなる花嫁代償を返済し、水牛をほふって饗宴を行なわねばならない。子供は夫のものとなる。このことは女にとって離婚をほとんど不可能にする。
- (vi) JORESTRA: (Karo Batak の離婚儀式について) 離婚が行なわれようとする場合には饗宴がひらかれる。饗宴は和解の形として、落度のある側によって行なわれるのであるが、和解の成立しない場合、この饗宴が婚姻のきずなをときはなつ方法となる。饗宴の後、*kah-kah boran* という慣習的行事が行なわれる。すなわち、米を煮る竹筒を二つに割って空に投げ、そのおち方をみて集まった人々に離婚の成立如何が告げられるのである。二片がそろって仰向けか俯向けにおちた場合は和解の見込みがなくもないと考えられる。二片の裏表がそろわなかった場合には、離婚の取消しは不可能である。

LOEB は指摘していないが、以上の記述のうち、WILLER の Mandhel-ing Batak に関するものは、イスラムの離婚法の影響を受けたものではないかと推測される。離婚が比較的容易かも知れないと考えられるのはこの例のみであるが、実際に離婚が多いかどうかについては触れられていない。他の諸例からみれば、離婚はきわめて少ないように思われる。

b Toba Batak について 既に紹介した LOEB の記述においては、五つの言語群に分れるとされる Batak の慣習が、一まとめにして扱われている。このような地域差を無視した記述は、ともすれば架空のイメージをつくりあげる危険性をもっている。そこで地域を Toba Batak に限って、VERGOUWEN の記述に従って、ほぼ同じ内容について検討することにしよう<sup>7)</sup>。

Toba Batak の結婚は、父系制にもとづいて行なわれ、その目的は男系に沿って家系を存続させることにある。土地、財産、名前などは男系を通してのみ相続あるいは継承される<sup>8)</sup>。

結婚は花嫁代償による結婚で、女は一定額の現金または物品の支払いによって、彼女の属する親族集団から夫の親族集団へと譲り渡される。娘を「所有」するのは、彼女の父か、父が死亡した場合には、兄または父方の伯(叔)父で、*parboru* とよばれる<sup>9)</sup>。娘は嫁入りに際して、夫に尊敬されるように、*pauseang* とよばれる自分の財産としての土地を与えられる<sup>10)</sup>。

7) VERGOUWEN (1964). この書物は、1933年秋にオランダ語で出版され、原題は *Het Rechtsleven der Toba-Bataks* である。以下引用頁は英訳書におけるものを示す。

8) VERGOUWEN (1964), p. 12.

9) VERGOUWEN (1964), p. 156. 娘が夫の親族集団へゆずり渡された後も、彼女と出自の親族集団との交渉は、断絶する訳ではなく、姻族は、しばしばきわめて重要な役割を演ずることがある。

10) VERGOUWEN (1964), p. 201.

複婚は許されているがまれである<sup>11)</sup>。

夫が死亡した場合、寡婦は自分の親族のところに帰らず、夫の近い親族か、遠い親族または他人と再婚する。前者の場合、花嫁代償は必要ではないが、後者の場合には必要とされる。妻が子供を産まずに死亡した場合、夫は妻の妹と結婚することが多い<sup>12)</sup>。

若夫婦は、結婚後しばらく夫の両親と同居する。彼等が一人前になるのは正式に一軒の家をもったときである。嫁姑関係が良好な場合、独立の時期は遅くなり、嫁姑の仲が悪い場合には数ヶ月で独立する。通常、長子が生まれるまでに独立した世帯をもつようになる<sup>13)</sup>。

離婚をもたらす原因としては、第1に明らかな性的不能、第2にらい病・精神病、第3に子供のないことが挙げられる。古い厳格な法によると、妻は自分の意志で離婚することができない。夫は妻の妊娠中に離婚することができない。妻の不貞が明らかになったとき、夫は彼女を実家に送り返すことがある。夫の不貞は妻の離婚請求の理由とはなり得ない<sup>14)</sup>。

Silindung では婚姻の安定性が高く評価され、離婚はめったにおこらない。夫婦の不和を調停するために、血族、姻族、首長、友人などが集まって努力するが、調停が無益と判明した場合には、財政的に関与する者の間で離婚についての話し合いがなされる。Toba のように、婚姻の安定性に対して、Silindung におけるほど高い価値づけがなされていないところでは、5、6人の者だけが離婚に関与する。離婚の発表は、夫妻または他の者による象徴的な儀式をとまわずに行なわれる。離婚の決定に関与した首長は、一般の紛争解決の場合と同様、*pago-pago* とよばれるしるしの金

11) VERGOUWEN (1964), p. 232.

12) VERGOUWEN (1964), p. 158.

13) VERGOUWEN (1964), p. 217.

14) VERGOUWEN (1964), pp. 248~254.

をうけとる<sup>15)</sup>。

離婚に際して、妻の方に非がない場合、夫は「花嫁代償」を全くとり戻さないか、一部だけをとりもどし、残額を彼女の再婚によって得られた「花嫁代償」から受けとるようにする。これに対して、妻の方に非がある場合、夫は支払ったよりも多い額の返還を要求することができる。父母の離婚後、子供は父のもとにとどまる。乳児のみ2、3歳になるまで母親にあずけられるが、夫はその間養育料を支払わねばならない<sup>16)</sup>。

Silindung において離婚がとくに少ないのは、キリスト教の影響のようである<sup>17)</sup>。また、妻が実家から財産を与えられること、寡婦が花嫁代償と交換に他人と結婚できることなどは、LOEB の記述におけるほどには、妻が夫側の親族に強く従属していないことを示している。このような観点にたつと、Batak において離婚がもともと皆無に近かったと考えるのはやや行き過ぎかも知れない。しかし、VERGOUWEN の記述によっても、離婚は一般にかなり少なく、少なくとも女にとっては非常に困難なようである。また、離婚に際して親族その他による干渉がかなりの程度行なわれたようである。

2 ミナンカバウ (Minangkabau) LOEB による Minangkabau に関する記述は次のごとくである。

Minangkabau はスマトラ中部西側に居住し、主として農業、交易（とくに牛の売買）、手工業、狩猟、漁業などに従事してきた。Minangkabau にイスラム教がとり入れられたのは16世紀中葉とされているが、Willi-

15) VERGOUWEN (1964), pp. 256 f.

16) VERGOUWEN (1964), pp. 260 f.

17) VERGOUWEN (1964), p. 259.

nck によれば高地の大部分は 18 世紀後半においても改宗していなかったという。19 世紀初頭、イスラム信奉者達 (*padri*) は国の異教的な状態に満足せず、力にうったえて、厳格なイスラム法の導入に抵抗した者すべてを殺したり奴隷にしたりした。人々はそれにもかかわらず母系的な慣習法を維持しつつ、イスラムの命令に対して形式的、外見的な譲歩をしたに過ぎない<sup>18)</sup>。

Minangkabau は母系制にもとづく社会組織をもつ。古くからあった四つの *sib* (*suku*) は、現在、より小さい多数の外婚単位に分裂し、それぞれの名前をもっている。社会組織の最小の単位は *sa-buah-parui* とよばれ、共通の女系祖先からでたものすべてからなる。この母系親族集団はさらに *djurai* とよばれる支族または家族に分れる。各々の *djurai* は別々の家に住み、一家の最年長の女性の長兄によって支配される<sup>19)</sup>。

財産は共同財産 (*harto pusako*) と私有財産 (*harto pantjarian*) の二種に分けられる。遺言法はなく、個人が死ぬとその私有財産は *djurai* の共同財産に加わる<sup>20)</sup>。

Minangkabau では最初の結婚だけが社会的に重要であると考えられている。初婚の場合の婚約は、当事者達に相談せず、双方の家族 (*djurai*) によってとり結ばれる。若者は通常 15 歳頃、すなわち彼等の割礼の時期に、娘は初潮をみるころに結婚する<sup>21)</sup>。姉達が結婚してしまうと、家族は当該の娘のために適当な配偶者を見つけてやり、仲人をたのんで若者の家族の意向を打診する。若者側の家族の同意が得られると、娘の家族はささやかなしるしの品 (*tandos*) をおくり、少年の家からもしるしの品を受け

---

18) LOEB (1935), p. 98.

19) LOEB (1935), p. 105.

20) LOEB (1935), p. 108.

21) LOEB (1935), p. 114.

取る。sib (*suku*) の長は婚約の成立を知らされ、婚約が公になる。結婚前にせよ、結婚後にせよ、この結婚が破れたときにはこれらの品は返却される。一方が契約を破ったとき、他方はおくりものの返却を一方的に要求するが、同意によって解消する場合には双方ともしるしの品を返す<sup>22)</sup>。

イスラム法とは逆に婚礼費用の大部分を花嫁の家族が負担する。イスラム法を尊重して花嫁代償が銀貨で象徴的に贈られるが、実際には花婿が買われるのである。すなわち、25～60 ギルダーの金が花嫁の家から花婿の家へ運ばれる。この金は離婚に際して返却される<sup>23)</sup>。

夫の親族と妻の親族とは、理論的には、結婚によって相互に特別の関係をもつようにはならない。しかし実際には Batak の場合のように結婚は集団的交換の様相を保持している。つまり、妻が死ねば、「双方の家族のきずながきれないように」、妻の姉妹の一人と結婚することが非常に望ましいと考えられている。同様の理由で、男は兄弟が死亡した場合その妻と結婚することが望ましいとされる<sup>24)</sup>。

慣習法によれば、結婚によって、男は女を所有したことになるが、また女も男を所有したことになる。夫は妻が貞節であることを要求できるが、それ以上のことを要求する権利を持たない。夫は妻に衣服をつくってくれということもできない。この仕事は彼の母と姉妹の義務である。夫は妻または妻の家族から食事をよばれた場合、その代価を払うものとされる。妻は夫にとときどきやって来て夫婦としての機能を果たすことを要求できる。夫は妻の気に入ろうとすれば、家事の手伝いや水田を拓げる手伝いをすることがある。またときどきおくりものをしたり、生計のために金を与えることもある。しかし、これらはすべて夫の自由意志に依存しており、

22) LOEB (1935), pp. 145 f.

23) LOEB (1935), p. 115.

24) LOEB (1935), p. 113.



慣習によって強いられるのではない。実際、もし夫が私有財産を妻に分つようなことがあれば、彼は自分の家族との間に悶着をおこし易い<sup>25)</sup>。

初婚に付帯する社会的重要性にもかかわらず、結婚はめったに永続せず、女は20歳に達するまでに夫を5, 6回かえることもまれではない<sup>26)</sup>。Minangkabau ではインドネシアのどこにおけるよりも結婚がこわれ易い。夫の訪問が少なくなり、もはや妻をかえりみないことを家族がさると、その結婚は破棄され、双方はできるだけはやく再婚する。イスラムの影響をうけていないところ程形式ぬきで離婚が行なわれる。以前は Minangkabau 全域においてそうであった。夫は自分のものをまとめて立ち去るだけである。夫はその動機を家族や知己に話し、妻または妻の母はその動機を家長に話す。親族集団 (*sa-buah parui*) の長 (*panghule*) は離婚に関与しない。妻が別にこれという理由がないにもかかわらず夫と別れたいと思うときには、寝る場所を変えて夫の注意をひく。夫は妻の意図を推察して妻の家を訪れるのをやめる<sup>27)</sup>。

ALKEMA と BEZEMER は、Minangkabau における離婚が、完全にイスラム法によって規制されていると述べている<sup>28)</sup>。BACHTIAR は、Minangkabau の男が複婚によってもたらされる重荷を逃れるために、イスラム法による便利な離婚制度を利用して妻を離婚し、何度も再婚することを指摘している。例えば、共産党の指導者 PITUHUN DATUK PADUKO BASA はこれまでに14人の妻をもったことがあるが、現在ではそのうち3人の名前しか覚えていない。LANDJANUN DATUK RANGKAJO BASA NAN PA-

25) LOEB (1935), pp. 111 f.

26) LOEB (1935), p. 114.

27) LOEB (1935), p. 116.

28) ALKEMA & BEZEMER (1927), p. 76.

NDJANG は4人の妻と離婚しており、現在では2人の妻のうち1人だけをおとずれている。MARDAMIN DATUK MARADJO BASA NAN PUTIH はこれまでに11人の妻をもった。33歳のDJASIR DATUK PADUKO MARADJO NAN GAMUK はすでに7人の妻をもった経験があり、現在ではそのうち2人との婚姻関係を継続している<sup>29)</sup>。イスラム法の影響はおそらく LOEB のいうように表面的なものであろう。しかし、少なくとも形式的な側面においては、イスラムの手続きが尊重されること、あるいはその手続きが利用されることを見すごしてはならない。

Minangkabau の離婚の頻度に関する他の研究者の記述としては、例えば、WILKEN は、Padang 高地に居住する Minangkabau の婚姻関係が破れ易いことを指摘している<sup>30)</sup>。また DJAMOUR は中部スマトラの Agam の Minangkabau 地域において短期間の実地調査を行なったが、1953年の Agam における婚姻、離婚、離婚取消しは、それぞれ 3,928 件、348 件、51件であって、予想されたよりも離婚が少なかったと報告している<sup>31)</sup>。

3 その他の民族 LOEB は Batak, Minangkabau に続いて、Nias 島, Mentawai 諸島, Engano 島, Atjeh, Gajo, Alas, Lampong, および未開諸族に関する記述を行なっている。これらの記述には前二者におけるほどの詳細さがなく、またここでは一々紹介している余裕もないので、記述の特に不十分な Mentawai, Alas, 未開諸族を除いた五つの民族について、宗教、出自、婚姻後の居住地、逆縁婚、順縁婚、婚姻対価、および離婚の頻度について一覧表をつくると下記のようなになる。父系的である Nias, Gajo, Lampong において離婚が少なく、父系的傾向の弱い Engano

29) BACHTIAR (1967), p. 367.

30) WILKEN (1893), pp. 329 f.

31) DJAMOUR (1959), p. 135.

民 族	宗 教	出 自	婚姻後の 居 住 地	逆 順 縁 婚 縁 婚	婚 姻 対 価	離 婚
Nias	土俗宗教	父系的	父方居住	逆縁婚がある	花婿側から高額	離婚権は妻方、夫方共にある。ただし認められている離婚原因は少なく条件はきびしい
Engano	土俗宗教	父系氏族も母系氏族も存在しない	母方居住	逆縁婚、順縁婚がある	花婿側から高額	離婚が多い
Atjeh	イスラム教	双系的	母方居住		花婿側から少額	他のイスラム教国より少ないという説と、非常に多いという説とがある
Gajo	イスラム教	父系的	一時的に母方居住、後に父方居住	逆縁婚がある	敵意な意味での購買婚はない。夫は妻の家族に贈物をする。妻は資産つきで結婚する	少ない
Lampung	表面上イスラム教	父系的	父方居住	逆縁婚、順縁婚がある	花婿側から高額	なし

および Atjeh において離婚が多いようである。またイスラム教の離婚率に対する影響はここでは認め難い。

### C ジャワ (Java)——ジャワ人の場合——

ジャワ島に関しては、資料が豊富なジャワ人 (Javanese) だけをとり挙げることにする。ジャワ人の家族および離婚に関しては、HILDRED GEERTZ の報告と KOENTJARANINGRAT の報告とが最も詳しい。ここではまず彼等に従って親族、家族、結婚、離婚の概要を述べ、ついで他の研究者の資料によって補足を行なうことにする。

1 中部ジャワの町の場合 Geertz の調査地は、中部ジャワの Mojokuto (仮名) という人口 20,000 の町で、調査期間は、1953 年 5 月～

54年8月であった。Geertzはこの町の住民を、イスラムを信奉する *santri*、ヒンズーおよび仏教の影響の強い *prijaji*、アニミズム的な傾向をもつ *abangan* という三つのグループに分けて捉えている<sup>1)</sup>。

ジャワ人の親族構造は双系的で、系譜は父母双方を通してたどられる。遺産は男女の子供に平等に分配される。婚姻後新夫婦は最初の1年くらいは夫方、妻方のいずれかに住むが、その後は新居を設ける。双系制の次に重要なジャワ人の親族の特徴は、拡大家族が存在しないこと、および、核家族が構造的に自立性をもつことである<sup>2)</sup>。

結婚は多くの場合、少年少女の両親によって決定される。娘の最初の結婚は初潮のすぐ後にとりきめられ、多くの娘は16,7歳までに結婚する。男子は、通常、より成熟し家族を扶養できるようになるまで結婚しない。従って、結婚年齢には18歳から30歳くらいまでの幅がある<sup>3)</sup>。

*abangan* に属する貧しい都市住民は、結婚は親族以外のものとの間で行なうべきだと考えている。離婚が生じた場合、ただでさえ不安定な親族関係が、必要以上に緊張するからである。これに対して、離婚傾向が低く、一家の財産をより多くもっている上流の *prijaji* は、親族内での通婚に対してしばしば非常に好意的である<sup>4)</sup>。

離婚はイスラム法に従って、コミュニティの宗教役人 (*modin*) のところで行なわれる。最も一般的な形式は、夫が妻に *talak* を与える方法である。大部分のジャワ人は、イスラム法のこみ入った法手続きを知らないので、婚姻解消の方法については、*modin* の技術にまかせる。多くのジャワ

1) Geertz, H. (1961), p. 3. なお *santri*, *prijaji*, *abangan* の特質については Geertz, C. (1960) により詳しく論じられている。

2) Geertz, H. (1961), pp. 76 f.

3) Geertz, H. (1961), p. 55.

4) Geertz, H. (1961), p. 60.

人は、イスラム法が厳密に解釈された場合、妻の方から夫を離婚することがきわめてむずかしいということを知らない。彼らは離婚を宣言することができるのは男だということを知っているが、実際には大部分の女は、ただ夫から逃げ出すことによって夫を説きふせて離婚させることができるのである<sup>5)</sup>。

アニミズム的な宗教と個人主義的な倫理観をもつ *abangan* は、離婚を全く状況的に考えて、離婚はそれ自体良くも悪くもないとする。正統的なイスラムの教えを強調する *santri* は、離婚が道徳的に悪いと考えているが、町に居住する教養のある者を除けば、*abangan* と同様高い離婚傾向を示す。貴族のメンバーで町の住民である *prijaji* は、前者にくらべてかなり低い離婚傾向をもつ<sup>6)</sup>。離婚の主な原因は、(i)夫の不貞<sup>7)</sup>、(ii)夫または妻が経済的に無責任なこと、(iii)姻族間のあらしい、(iv)夫婦間の不和などである<sup>8)</sup>。

Modjokuto において、1952年10月から54年2月までに生じた離婚のうち、6%は結婚後1ヵ月未満、18.5%は1ヵ月以上6ヵ月未満、累計して41.5%が1年未満に発生したものであった。新婚夫婦のために新しい家を建てる者はない。その年のうちに離婚する危険性が高いからである<sup>9)</sup>。ジャワ人の離婚は、多くの場合若い夫婦の間でおこるが、子供がある場合もしばしばある。後者の場合子供は、一時的あるいは永久的に、祖父母、両親のきょうだい、あるいは父または母にひきとられ、新しい家族にくみ込まれる<sup>10)</sup>。

5) GEERTZ, H. (1961), p. 72.

6) GEERTZ, H. (1961), p. 137 f.

7) 妻の不貞もあるが比較的まれである。

8) GEERTZ, H. (1961), pp. 139~144.

9) GEERTZ, H. (1961), p. 75.

10) GEERTZ, H. (1961), p. 32.

H. GEERTZ はジャワ人の離婚を多くしている社会的な要因をいくつか挙げているが、それらは以下の通りである<sup>11)</sup>。

- (i) ジャワ人の親族制度には、花嫁代償、財産の不公平な配分など、離婚を阻止するような制度化された側面がない。
- (ii) 親族制度は離婚を阻止しないばかりか、むしろ容易にするように作用する。子供は、夫妻のきょうだいの家族に容易にひきとられるし、妻は両親のところへ容易に帰ることができる。
- (iii) 当事者以外のとりきめによる結婚が行なわれ、個人的な選択は婚姻後に行なわれる。配偶者を自分できめた場合でも、短期間の判断によるもので、つき合いの期間がないために同様の結果を生ずる。
- (iv) 婦人が経済組織の生産的な側面に参加でき、独立生活が可能である。

2 中部ジャワ南部の農村の場合 KOENTJARANINGRAT は、中部ジャワの南部のジャワ人について、H. GEERTZ の記述とほぼ合致する報告をしている<sup>12)</sup>。要約すると以下のごとくである。

都市の伝統的な家族、および農村においては、結婚は、当事者、少なくとも娘の同意なしに、両親によってとりきめられる<sup>13)</sup>。新婚夫婦の住居決定については定まった規則がない。理想的には独立した世帯をもつのがよいが、KOENTJARANINGRAT の調査した村においては、最初は母方に居住するというパターンがあった。この地域では、娘は 15～18 歳、若者は

11) GEERTZ, H. (1961), p. 144.

12) KOENTJARANINGRAT (1960, 1967). 1967 年の論文における家族、離婚に関する記述は、1960 年のものにほぼ等しく、また親族、家族、離婚については、1960 年のほうが詳しいので、ここでは KOENTJARANINGRAT (1960) からのみ引用する。

13) KOENTJARANINGRAT (1960), p. 100.

17～29 歳で結婚し、この年齢では経済的に自立できるとは考えられないので、十分に成熟するまで通常3、4年間いずれか一方の両親のところに住む。新婦が見知らぬ家で姑とともに暮らすよりも、自分の家に住むことを好むのに対して、新郎は昼間は方々にちらばった水田で働くので、どこに住むかに関しては通常無関心である。このため、新婚夫婦はほとんど例外なく花嫁の両親の家に居住することになる<sup>14)</sup>。

世帯は消費、生産、子供の養育、儀礼、社会活動などの単位として、ジャワ人の社会における最も基本的な集団である。一家の長は夫であるが、妻はより劣った地位をもつ訳ではない。ジャワ人のものの考え方によると、夫婦は家族生活をいとむために一緒に働くことが期待されている。複婚はジャワ人社会においてはまれである。遺産は子供達に平等に分配される<sup>15)</sup>。

離婚に関してはジャワ人はイスラムの手続きに従う。離婚は妻の同意を必要とせず、夫の要求だけによって認められる。離婚に際して、夫妻は自分の持って来た財産は自分のものにするが、共同で得た財産は3分の2を夫が3分の1を妻がとる。子供の処置について定まったきまりはないが、母親の世話をなほうきたい子供は母親に従う。ジャワにおいては離婚が非常に多く、とくに村落および下層の都市住民に多い。この理由として、第1に、当事者の同意なしにとりきめられる結婚が多く、その結果、結婚生活の初期に深い情緒的な結びつきが欠けていることが挙げられる。この外の理由として、都市下層民における配偶者選択がでたらめなことや、ジャワ人の間に離婚が道徳的に悪いという考えが存在しないことなどが数えられる<sup>16)</sup>。

14) KOENTJARANINGRAT (1960), p. 102.

15) KOENTJARANINGRAT (1960), pp. 102～107.

16) KOENTJARANINGRAT (1960), p. 104.

3 その他の資料 ジャワ人の離婚に関しては、精度はさまざまであるが、この外に若干の断片的な記述や統計を見出すことができる。

RAFFLES は、1817年の著作『ジャワ史』において、ジャワ人に早婚的な傾向があることや、結婚が当事者によってではなく両親および親族によってとりきめられることを指摘している<sup>17)</sup>。RAFFLES は、さらに、世界でジャワほど離婚が多いところはないと述べる。これはイスラム法によって与えられた容易さに加えて、妻が夫に満足しなくなれば、慣習によって定められた金額を夫に払うことによって、いつでも婚姻の解消を要求することができるためである。この場合、夫は妻の申し出をうけ入れなくてもよいが、土地の人々の意見や慣習の要請、争いながら一緒にいても家庭の幸福が犠牲にされると思われること、彼を嫌悪し侮べつしている者を養っているという恥辱をうけることなどを考慮して、通常妻の申し出をうけ入れざるを得ない。この種の離婚は、*mánchal* とよばれる<sup>18)</sup>。

VAN DER KROEF は、イスラム法が婦人の離婚請求権を抑制しているにもかかわらず、慣習法には婦人が離婚行為をはじめることに対する許容が存在することを指摘している<sup>19)</sup>。

妻の離婚請求権に関しては、以上とやや異なったニュアンスをもつ見解もある。例えば S. TAKDIR ALISJAHBANA は、夫が妻を離婚することは非常に簡単であったが、妻が夫を離婚することは非常に困難であったと述べている<sup>20)</sup>。この見解は、イスラム法の性格から言えば正しいかもしれないが、過大評価することは適当ではないと思われる。

17) RAFFLES (1817), vol. 1, p. 317.

18) RAFFLES (1817), vol. 1, p. 320.

19) KROEF (1954), p. 192.

20) ALISJAHBANA (1966), p. 115.



DJAMOUR は、1953 年におけるジャワ島のイスラム教徒の婚姻と離婚の数を地方別に示している<sup>21)</sup>。彼女の数値に従って婚姻 100 に対する離婚の比を算出すると、West Java 61.2, East Java 58.3, Central Java 49.9, Greater Djakarta 40.9, Jogjakarta Area 38.1 となり、若干の地域差は

表 15 インドネシア各地域におけるイスラム教徒の婚姻・離婚および離婚取消し数 1964年(予備的データ)

地 域	(1) 婚姻数	(2) 離婚数	(3) 離婚取消し	(2) —(1)+(3)
<b>JAVA &amp; MADURA</b>				
D. C. I. Djakarta Raya	32,434	12,981	1,397	38.37
West Java	245,081	152,029	13,047	58.89
Central Java	238,661	137,826	7,383	56.02
D. I. Jogjakarta	4,426	3,225	63	71.84
East Java	244,944	149,109	9,384	58.69
<b>SUMATRA</b>				
D. I. Atjeh	3,613	1,350	114	36.22
North Sumatra	20,066	6,957	1,124	32.83
West Sumatra	27,792	10,981	1,223	37.84
Riau	1,148	341	37	28.77
Djambi	6,236	1,718	192	26.72
South Sumatra	17,088	6,175	687	34.74
<b>KALIMANTAN</b>				
West Kalimantan	5,367	804	39	14.87
Central Kalimantan	665	206	11	30.47
South Kalimantan	11,557	5,428	535	44.89
East Kalimantan	306	85	15	26.48
<b>SULAWESI</b>				
North & Central Sulawesi	860	140	6	16.17
South & S. E. Sulawesi	27,849	7,698	265	27.38
<b>BALI &amp; NUSATENGARA</b>				
Bali	984	325	45	31.58
West Nusatenggara	430	140	464	15.66
East Nusatenggara	4,278	2,080	1	48.61
<b>MALUKU</b>				
Maluku	1,630	548	146	30.85

NUGROHO: *Indonesia, Facts and Figures*, 1967, p. 175, Table III.43 による。

21) DJAMOUR (1959), p. 135.

あるが、一般にジャワ島における離婚傾向が非常に高いことが分る<sup>22)</sup>。既に紹介した GEERTZ や KOENTJARANINGRAT の調査地がある中部ジャワにおける離婚傾向は、ジャワ島全域の中でちょうど中位にあたる高さをもっている。

NUGROHO は、宗教局発表の 1964 年の予備的なデータにもとづいて、インドネシアの各地方のイスラム教徒の婚姻数、離婚数を表示しているが<sup>23)</sup> (表15)、それによると、Java 島および Madura 島における諸地方の離婚傾向は、Sumatra, Kalimantan, Sulawesi, Bali などの諸島に存在する諸地方に比して、一きわ高い値を示している。

以上に述べてきたように、双系的な親族構造をもち、確固たる親族集団の枠をもたぬジャワ人の離婚傾向は非常に高い。とくに婚姻後しばらくの間はきわめて高い。離婚の申し出は夫の側からはきわめて簡単であったし、妻の側からも比較的容易であったと考えられる。

#### D ボルネオ(Borneo)——シー・ダヤクの場合——

ボルネオには多くの民族が住んでいる。例えば、北および西ボルネオだけをみても、Kedayan, Bisaya, Dusun, Melanau, Kelabit, Murut, Kenya, Kayan, Sea Dayak, Land Dayak, マレー人, インドネシア人, インド人, 中国人などが居住している。ここでは比較的数的に多く、また資料も多くある Sea Dayak だけをとりあげることにする。Sea Dayak は主

22) インドネシアでは、離婚取消しを一種の再婚とみなして、この種の率を計算するとき、通常、(離婚数) / (結婚数 + 離婚取消し数) という比率を用いる。この方法を用いた場合、上述の数値はわずかに減少する。

23) NUGROHO (1967), p. 175.

としてサラワクに居住するが、サラワクにおけるその人口は 1960 年センサスによると、237,741 人で、全人口の約 3 分の 1 を占めている。以下、FREEMAN の記述<sup>1)</sup>に従って彼等の親族構造の概要を示し、さらにその他の資料を用いてこれを補足しよう。

1 **Third Division の Sea Dayak** Sea Dayak は Iban とよばれる原マレー人 (Proto Malay) で、焼畑による陸稲栽培に従事している。FREEMAN の調査対象は、サラワクの Third Division の Baleh 川流域に住む Ulu Ai Iban で、調査時期は、1949 年 2 月～1951 年 1 月、および 1957 年 12 月～1958 年 3 月の 2 回であった<sup>2)</sup>。

Baleh の Iban は、ロングハウスに居住し、それぞれのロングハウスは小さい家族集団 (*bilek family*) が住む独立した部屋から成り立っている<sup>3)</sup>。コミュニティの大きさは 4 から 50 家族に至るまでかなりの幅があり、平均 14 家族から成っている。ロングハウス・コミュニティは集団として経済活動を行なうことはない。しかし、ロングハウスの成員であることによって、*bilek* 家族は多くの義務を課せられている。コミュニティの幸福は宗教儀礼にかかっていると一般に考えられており、この儀礼を維持するためにすべての成員が責任をもつ<sup>4)</sup>。

各々の *bilek* 家族は、自立的な財産共有団体 (corporate group) である。典型的な *bilek* 家族は、父母、息子とその配偶者または娘とその配偶者、および孫の 3 世代から構成され、6～7 人のメンバーをもつ。このような

1) ここでは最も新しい記述である FREEMAN (1960) を用いるが、FREEMAN (1955 a), FREEMAN (1955 b) においてもほぼ同じ内容が述べられている。

2) FREEMAN (1960), pp. 65 f.

3) FREEMAN (1960), p. 66.

4) FREEMAN (1960), pp. 69 f.

家族は、子供の中1人が結婚して祖先からの部屋 (*bilek*) にとどまること  
によって、団体としての存在を続ける。他の子供は婚出して他の家族の成  
員になることができる<sup>5)</sup>。

Iban の社会における婚姻の重要性は、婚入してきた者がその家族の完  
全な成員資格を獲得し、自分の生まれた家族におけるすべての共同財産相  
続権を失うという事実によって示される。婚入してきた者はしばしば *bil-*  
*ek* 家族の経営に重要な役割を果たすようになる。このように Iban の社会  
では夫婦のむすびつきが重要であり、若干の側面においてはきょうだい関  
係よりも重要とされる<sup>6)</sup>。

*bilek* 家族においては、きょうだいは相続財産共有者であり、年長年下、  
男女、実子養子の別による権利の差はない<sup>7)</sup>。

Iban は単婚的である。婚姻には、いかなる種類の実質的な花嫁代償や  
持参金をもとめない<sup>8)</sup>。

両親の主な関心は、新夫婦がどこに住むかということにある。双方の親  
は婚出によって子供を失うことに強く反対するので、夫方か妻方かという  
決定がなされるまでに、双方の *bilek* 家族でしばしば重大な意見の不一致  
がみられたり、けんかが行なわれたりする。neo-local な居住は行なわれ  
ない<sup>9)</sup>。

Third Division の Iban の慣習によると、夫妻はいつでも協議によっ  
て離婚することができる。配偶者を捨てた者は名目にすぎないような罰金  
を課せられるだけである。このような条件の下では、夫妻は、望むならば

---

5) FREEMAN (1960), p. 66.

6) FREEMAN (1960), p. 67.

7) FREEMAN (1960), p. 68.

8) FREEMAN (1960), p. 75.

9) FREEMAN (1960), p. 75.

簡単に結婚に終止符を打つことができ、離婚がひんぱんに発生する。しかしながら、離婚するのは 35 歳以下の若い男女に限られている。35 歳に達する頃には、大部分の者は安定した永続的な結婚生活ができるようになっている。35 歳頃というのは、*bilek* 家族の財産をやりくりするようになる年齢で、*bilek* 家族を順調に維持発展させ、富、威信、その他 Iban において目指されている目標への到達は、結婚生活をうまく継続させるかどうかにかかっていると一般に考えられている<sup>10)</sup>。

2 **Sea Dayak** に関するその他の資料 HOSE と McDUGALL は Sea Dayak について次のようなことを述べている。複婚は許されず、その事実が発見されると罰金が課せられる。離婚はきわめて一般的で容易に得られる。不貞や夫妻の協議などがその一般的な動機である。夫妻いずれも少額の罰金を払うことによって容易に自由を獲得することができる。何度も結婚したことのある男女がおり、10 人めの夫または妻をもつものさえある。結婚は 1 週間以内で解消されることもあり得る<sup>11)</sup>。

HOWELL によれば、不貞、不吉な夢や前兆、他人への虐待をおこたること、性質が悪いこと以外の理由で夫が妻を捨てた場合には、慣習法によって罰金を課せられるという。妻の場合も同様である。HOWELL はまた、Dayak の夫妻の結合は、うまくさえいけば良好であると述べている<sup>12)</sup>。

Sea Dayak の結婚の性質に関して、LING ROTH による次のような内容の記述はきわめて示唆的である。夫が死亡した場合、妻は *gawai antu* (霊をなぐさめる饗宴) をひらいて、慣習によって課せられた最後の儀礼を行なうまで再婚することができない。この儀礼を行わずに再婚した場

10) FREEMAN (1960), p. 75.

11) HOSE & McDUGALL (1912), pp. 82f.

12) HOWELL (1908~10), HRAF による。

合には、彼女は死者の親族によって罰金を課せられる。そのような行為が亡夫に対する侮辱だからである。罰金の額は夫の生存中に妻が夫を見捨てた場合と同じである。彼女の新しい夫も誘拐の罪で罰金を課せられる<sup>13)</sup>。

LING ROTH はさらに、子供が生まれるまでは離婚が非常に多いが、生まれてからは少ないと述べている<sup>14)</sup>。夫が妻の家族と一緒に住むことを拒絶した場合、妻は夫のもとを去って自分の親族のところへ帰ることが多いことも指摘されている<sup>15)</sup>。

GOMES は Sea Dayak の結婚について次のような指摘をしている。結婚年齢は非常に若く、少年は 18~20 歳、少女は 16~17 歳で結婚する。夫は 2 人以上の妻を持たない。複婚は神々の不興をかうと考えられている。彼らはしばしば協議によって離婚するが、子供のない限り離婚は重大とは考えられていない。子供がある場合には離婚は非常に少ない<sup>16)</sup>。

JONES は 1947 年と 1960 年におけるサラワクのマレー人、Sea Dayak、中国人の婚姻状態について表 16 のような比較を行なっている。この表によると Sea Dayak においては、離別の割合がマレー人の場合より

表 16 サラワクの主要民族における 10 歳以上男女の婚姻状態  
1947, 1960

民族	年次	婚姻状態			
		未婚	有配偶	死別	離別
		男		子	
Malay	{ 1947	42%	51%	5%	2%
	{ 1960	40	55	4	1
Sea Dayak	{ 1947	35	58	4	3
	{ 1960	31	63	3	3
Chinese	{ 1947	46	49	4	1
	{ 1960	49	47	3	1
Malay	{ 1947	34	51	12	3
	{ 1960	35	54	9	2
Sea Dayak	{ 1947	24	57	13	6
	{ 1960	20	63	12	5
Chinese	{ 1947	36	55	9	0
	{ 1960	42	51	7	0

JONES (1966), p. 115, Table 48 による。

13) LING ROTH (1892), p. 132.

14) LING ROTH (1892), p. 132.

15) LING ROTH (1892), p. 134.

16) GOMES (1911), p. 127. 子供が生まれてからは離婚が少ないという記述は、GOMES の記録中この外の箇所においてもみられる。例えば, p. 69, p. 131 など。

も高い。しかし、Sea Dayak における離別者の割合は、マレー半島のマレー人と比較すると必ずしも高いとは言えない。半島で最も高い離婚率を示す Kelantan 州および Trengganu 州のマレー人における離別者の占める割合は、1947 年男子の場合それぞれ 7%、6%、女子の場合 13%、10%、1957 年男子の場合 4%、3%、女子の場合 9%、8%となっている<sup>17)</sup>。とくに 1947 年においては、Kelantan, Trengganu 両州のマレー人は、Sea Dayak よりもはるかに高い離別者の割合を示すのである。離別者の割合の相対的な高さの差が、離婚傾向の相対的な高さの差をあらわしているかどうかについてはなお若干の疑問があるが、その可能性はきわめて高いといえよう。

以上に示してきたように、Sea Dayak では夫妻の所属する親族集団に関して定められたきまりがないため、少なくとも結婚当初においては、いずれの側に所属するかに関してかっこうがみられる。離婚に対しては、程度の弱い集団的統制が罰金の形をとって加えられるが、概して離婚傾向はかなり高い。とくに子供のない若い夫婦における離婚傾向が高いのである。

### E マレー半島およびシンガポール

——マレー人、スグリ・スンビランのミナンカバウ系住民、およびジャクンを中心として——

マレー半島 (West Malaysia, 旧マラヤ連邦) およびシンガポールに住

17) *Malaya, a Report on the 1947 Census of Population*, および, *1957 Population Census for the Federation of Malaya*, no. 10, no. 11 より算出。いずれも 10 歳以上の者に関する数値である。

む主な民族は、マレー人、中国人、インド人である。ここでは主として土着の民族であるマレー人をとり扱うことにするが、一般のマレー人の外に、スマトラのMinangkabau から渡って来た Negri Sembilan の住民、および原マレー人の一である Jakun についても触れる。

## 1 マレー人

a Kelantan の漁村の場合 FIRTH 夫妻は、1940 年に、東海岸 Kelantan 州の漁村において調査を行ない、1963 年に再び同じ調査地をおとずれる機会をもった。RAYMOND FIRTH が主として漁村社会の経済をとり扱ったのに対して<sup>1)</sup>、ROSEMARY は、家計を中心的なテーマとしている。彼等にとって、親族構造などは二次的な関心となっており、必ずしも十分な記述がなされていないが、ROSEMARY の報告には、離婚と複婚に関して一章が与えられている。以下、彼女に従って、この社会における家族と離婚についてまとめることにする。

Kelantan の漁民においては、両親と子供からなる単純家族が最も多い。しかし、世帯構成においては、その他のいろいろな親族関係もみられる。祖父母と孫を含む拡大家族が単純家族に次ぐ重要な集団であるが、これは離婚者の子や、養子を含むものが多い<sup>2)</sup>。養子は実子と同様に扱われる<sup>3)</sup>。複婚はイスラム法では禁じられていないが、社会的には十分是認されているとは言えない<sup>4)</sup>

調査された漁村におけるマレー人結婚経験者の結婚回数は表 17 のごとくである。結婚経験 2 回以上のものの割合は、男子において 82.6 %、女

1) cf. FIRTH, RAYMOND (1966).

2) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 13.

3) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 107.

4) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 203



表 17 Kelantan の漁村における男女の結婚経験回数

これまでにもった配偶者の数	男	女	計
1 人	4	6	10
2	5	7	12
3	8	7	15
4	4	5	9
5	1	1	2
6	0	2	2
7	0	0	0
8	1*	1	2
9	0	0	0
10	0	1	1
計	23	30	53

\*最低 8 人であり、おそらくそれ以上と思われる。

FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 35, Table 6 による。

子において 80.0 % を占めている。結婚回数  
の最頻値は男子 3 回、女子 2 回および 3 回である。

これらには死別による再婚や男子における複婚も含まれるが、以上のような数値の大きさから離婚によるものが非常に多いと考えられる。

離婚はきわめて一般的な現象で、イスラム法に従って行なわれる。離婚に際しては何の理由もいらず、理論的には夫の意のままに行なわれる。しかし、実際には、女性は離婚に関してかなりの影響力をもっている。イスラム教国における簡単な離婚が女性に対して非常に不利であるという一般的な考え方は、Kelantan のマレー人には必ずしも正しくあてはまらない<sup>5)</sup>。

離婚をもたらす原因としては、子供がないこと、性格の不一致、自分の家と両親に執着をもつこと、浪費癖などがあげられる<sup>6)</sup>。さらに、両親によって若い娘が見も知らぬ男と結婚させられるという慣習が、離婚をひきおこす最も一般的な理由の一つとなっている。最初の結婚に破れた後、娘は好きな男を自分で選ぶことができるようになる。そして、その後、永続的な結婚生活に入るというようなことがしばしばおこる<sup>7)</sup>。

1963 年に再び同じ調査地をおとずれた ROSEMARY FIRTH の観察によると、娘は以前に比して自分で夫を選ぶことができるようになったという<sup>8)</sup>。しかし、離婚の頻度、および離婚に対する社会的な反作用につ

5) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 28.

6) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 36.

7) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 40.

8) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 200.

いては変化が認められなかった<sup>9)</sup>。

**b** Kelantan の農村の場合 Downs は1958年に、水稻耕作とゴム栽培を主業とする Kelantan 州 のマレー人農村 Jeram の調査を行なった。Downs の記述にあらわれた婚姻・離婚の特徴は以下のごとくである。

結婚相手の選択に関しては、とくに結婚しなければならぬ関係にある者はないが、いとこと結婚することが特に望ましいと考えられて来た。その理由は、このような結婚が家族の財産を分散させないからである。いとこ婚は、過去においては現在よりもずっと多かったといわれる。調査時に村に居住していた夫妻 154 組のうち、12 組が第1、第2または第3いとこ同志の婚姻であった<sup>10)</sup>。村内婚あるいは村外婚に対する好みは存在しないが、現住者の約5分の2は村内の者同志の結婚であった<sup>11)</sup>。

イスラム教徒は同時に4人まで妻をもつことが許されているが、村内においては複婚の例は多くなく、2人の妻をもつケースは6例のみである<sup>12)</sup>。

若者がある娘と結婚したいと思うと、そのことを両親（親がない場合には、兄弟、親友、近い親族など）に告げる。両親は先方の意向を打診する。娘の両親は彼女の意志をたしかめて、彼女が承諾すれば若者の両親に知らせる。双方の両親が合意に達すると、彼らは婚資金 (*mas kahwin*) の額をきめる。これは花婿から花嫁に贈られ、花嫁自身の財産になる。その金額は状況に応じて異なるが、中の上の階層においては M\$ 300 であった<sup>13)</sup>。

婚姻は *kathi* (イスラムの宗教裁判官) または *imam* (導師) によって登記されねばならない。結婚契約は、証人の立会いのもとに、花婿自身と

---

9) FIRTH, ROSEMARY (1966), p. 202.

10) DOWNS (1967), p. 139.

11) DOWNS (1967), p. 140.

12) DOWNS (1967), p. 140.

13) DOWNS (1967), pp 140f.

花嫁側の代表（通常父親）の署名によって成立する。このとき *mas kahwin* が支払われ記録されるか、または支払いの約束が記入される。またこの際、花嫁またはその親族から花婿による離婚条件の宣言 (*ta'alik*) が要求されることがある<sup>14)</sup>。

花嫁が初婚の場合には、*bersanding* とよばれる大がかりな婚礼の儀式が花嫁の家で行なわれる。婚礼の後、新夫妻は花嫁の家族のところに滞在する。彼らがいつまで花嫁の両親のところに住むか、また最後にどこにおちつくかはそのときの事情によるのであって、規則も慣例も存在しない。夫妻各々の財産の量、種類、所在、あるいは各々の村における仕事の有無が居住地決定に関する最も大きな要因である<sup>15)</sup>。

夫妻の出自の家族は婚礼に際しておくりものの交換をするが、二つの家族間には継続的な経済的なかわりは存在しない。したがって、離婚の際に双方の家族が経済的にまきこまれることはない<sup>16)</sup>。

離婚はきわめて多い。結婚経験1回のみのは成人の37%にすぎず、平均結婚回数は2.8回である。村内婚は村外婚よりも安定性が高く、結婚経験1回のみのもものうち半数以上(42例中25例)は、村内の者同士または隣接村の者との結婚であり、これは全婚姻における内婚・外婚の比率よりも高い。同じ村の者同士の結婚の場合、互いによく知り合っており、双方の家族も夫妻間のいさかきをなだめやすく、さらに夫妻の一方がホームシックにかかることもないから離婚が少ないのである<sup>17)</sup>。

離婚を多くしている要因の一つは早婚である。娘は14~18歳、若者は16~21歳で結婚する。初婚は両親によってとりきめられる場合が多い。

---

14) DOWNS (1967), p. 140.

15) DOWNS (1967), p. 142.

16) DOWNS (1967), p. 143.

17) DOWNS (1967), p. 144.

一般的に言えば、両親は娘を処女のままで結婚させるために、また特定の家族との間に社会的・経済的関係をつくりあげるために、娘をはやく結婚させるのである。このことは子供に相談せずに結婚がとりきめられることを意味するのではないが、少年少女とくに少女は非常に嫌な場合を除けば両親の希望に応じる傾向がある。離婚が容易なことはこのような同意を非常に簡単なことにしている<sup>18)</sup>。

子供ができないことはある場合には離婚の原因となるが、おそらく唯一の原因とはならない。子供が必要ならば養子をもることが可能である。しかし、他方、子供がないことは養子をもろう一般的な動機ではない<sup>19)</sup>。

妻は自分自身の財産をもっており、離婚後は自分の家族のところへ戻って生活することができ、また、あまり年をとっていなければ再婚可能である。人々は離婚後すぐに再婚する。子供が重荷になれば一時的あるいは永久的に面倒をみてくれる親戚を容易にみつけることができる<sup>20)</sup>。

特に離婚傾向が高い人物が若干存在する。彼らは村から村へと移動し、各村に数ヵ月ないし数年とどまり、そこで新しい妻と結婚する。このようにして、ある男は 29 回、もう一人の男は 28 回の結婚経験をもっている<sup>21)</sup>。

離婚手続きは男にとっては非常に簡単である。すなわち、妻に離婚を宣告し、その旨を *imam* または *kathi* に告げるだけでよい。男は妻が妊娠中でない限り離婚後扶養を続ける義務がない。7 歳以下の子供は通常母親にひきとられる。妻は夫による遺棄、夫の性的不能、夫のイスラム信仰放棄などの場合に、*kathi*によって離婚を許可される。この外に、*ta'alik, khula*

---

18) DOWNS (1967), p. 144.

19) DOWNS (1967), p. 144 f.

20) DOWNS (1967), p. 145 f.

21) DOWNS (1967), p. 145.

による婚姻解消も可能である。さらに妻は夫の生活を不快にして、その結果夫が離婚を宣言するというような状況をつくり出すこともできる<sup>22)</sup>。

離婚は倫理的に悪いとは考えられていないが、子供に対する影響からみて嘆かわしいこととされ、夫妻の不名誉になると考えられている。離婚をしないほうがずっと望ましいと考えられており、よい人達は離婚をしないといわれる<sup>23)</sup>。

c シンガポールのマレー人の場合 シンガポールのマレー人の離婚に正面からとりくんだ研究者としては、JUDITH DJAMOUR が挙げられる。1959年の著書『シンガポールにおけるマレー人の親族と婚姻』においては、主としてシンガポールのマレー人家族が、1966年の『シンガポールにおけるイスラム教徒家事裁判所』では、シンガポールのイスラム法廷に拠点をおいて家事事件の内容と離婚に対する取扱い方の変化が扱われている。ここでは主として前者に従って、マレー人の親族構造と離婚に関する事項を要約する。

シンガポールのマレー人の親族構造は、父方および母方の親族に、同程度あるいは、ほぼ同程度の重点がおかれているという意味で双系的である<sup>24)</sup>。

マレー人少女の初婚年齢は16～19歳、男子のそれは19～23歳である<sup>25)</sup>。新婚夫婦は少なくとも数日、通常数週間、花嫁の家にとどまり、可能な場合には第一子の誕生までそこに住む。その後自分達の家を建てるか借りるかするが、その場合も妻の母親の家の近くが好まれる。町に居住している場合には部屋を借りる。夫の職業は夫妻の住居決定に関する最も重

---

22) DOWNS (1967), p. 145.

23) DOWNS (1967), p. 146.

24) DJAMOUR (1959), p. 21.

25) DJAMOUR (1959), p. 71.

要な要因である<sup>26)</sup>。

夫妻が数年間結婚生活を続けて彼ら自身の家におちついた場合、夫が建てた家および家具一式は夫妻に平等に属する。これに対して、結婚生活中、妻が夫の助けを借りずに稼いだ財物は妻自身のものになる。結婚前に各々が入手したものは各個人に属する。結婚後夫の収入で購入した商売道具は夫のものになる。夫が妻に買ってやった宝石は、どんなに高価なものでも彼女自身の財産になる<sup>27)</sup>。財産が親族集団によって共同で所有されることは少ない<sup>28)</sup>。

シンガポールのマレー人は、夫婦の結合が永久的であることを望んでいるが、それが離婚に終わる強い可能性を十分認めている<sup>29)</sup>。シンガポールには 13 人の *kathi* (イスラムの宗教裁判官) がおり、イスラム法に従って離婚を登記する<sup>30)</sup>。

夫が妻を離婚した理由として、DJAMOUR は次のようなことを挙げている<sup>31)</sup>。

- (i) 妻がしばしば夫婦の家を離れ、長期間にわたって母親をたずねた。
- (ii) 妻が夫に対して、彼女の両親の家に住むことや、彼女の村で仕事につくことを要求した。
- (iii) 妻が不道德な行動をした。すなわち、道をねり歩いたり、男と自由に冗談のやりとりをした。
- (iv) 妻に家政の能力がなく、常に金を請求した。また彼女が稼いだ金はすべて自分で使おうとした。

---

26) DJAMOUR (1959), p. 79.

27) DJAMOUR (1959), p. 39.

28) DJAMOUR (1959), p. 47.

29) DJAMOUR (1959), p. 27.

30) DJAMOUR (1959), p. 112.

31) DJAMOUR (1959), p. 118.

- (v) 妻がおこり易い性格で、ばかげた程しつと深かった。
- (vi) 性格の不一致。どちらも悪くない。おそらく彼等に呪術がかけられたためである。
- (vii) 妻が夫の子、すなわち継子に残酷であった。あるいは、自分達の子供に対して気が短いために夫婦間が不和になった。

妻側からみた場合の夫に離婚された理由は、次のごとくである<sup>32)</sup>。

- (i) 夫が妻よりも若くてきれいな女を見つけ、妻を遺棄した。
- (ii) 誰か妻の敵が彼女にのろいをかけたために、夫が急に妻を憎むうになった。
- (iii) 妻が貧乏で、他の裕福な女が夫を誘惑した。
- (iv) 夫の母が悪く、嫁を憎んで息子に彼女を離婚させた。
- (v) 性格の不一致。
- (vi) 妻が病気がちで、夫がそれを重荷に感じた。

妻自身が離婚を請求した場合の理由は、夫による遺棄を離別条件とした *ta'alik* の手続きによるものを除けば次のごとくである<sup>33)</sup>。

- (i) 夫が怠け者で十分な金を稼がなかったり、稼いだ金を自分で使ったり賭ばくに費やしたりして、妻を十分に扶養しなかった。
- (ii) 夫が妻に不誠実であった。
- (iii) 夫が非常にしつと深く、妻はしばしば精根がつきはてるほどの場面にでくわした。
- (iv) 夫が妻に対して、彼女の両親や親族から離れて、夫の生まれた土地で永久に暮らすことを要求した。
- (v) 夫の母の干渉が多すぎ、妻と口論をし、夫が自分の母親の肩をも

32) DJAMOUR (1959), p. 119.

33) DJAMOUR (1959), pp. 118 f.

った。

(vi) 夫が妻や子に対して、肉体的に残酷であった。

シンガポールのマレー人の離婚にともなう経済的な側面は以下のごとくである<sup>34)</sup>。

- (i) 登記費用：夫が妻を離婚する場合の費用は余り高くない。登記料 M\$ 1.00, 証明書代 25 セント, *kathi* への謝礼 M\$ 5.00 の外に, 婚資金 (*mas kahwin*) M\$ 22.50 の未払い分があればそれを支払う。妻が離婚を請求するには, 夫に遺棄された場合, 調査, 証明の手数料を含めて M\$ 10.00~40.00 で, *khula* による場合には婚資金 M\$ 22.50を返すのが最低で, 多いときには, M\$ 50.00~400.00を要する。
- (ii) 財産の分割：結婚前からの夫妻各々の財産はそれぞれ個人のものになる。家に関しては, 結婚後に建てられた場合, 離婚に際して妻に非がなければ妻のものになる。他の財産についても同様である。妻に非のある場合にはこの逆となる。実際には大部分の妻は, 離婚後も結婚生活中夫が彼女に買ってやった衣服や宝石を持ち続ける。
- (iii) 子供の扶養：イスラム法, 慣習法, 英国法のいずれによっても父は子を扶養する義務がある。しかし, 実際には, 子供が母親にひきとられた場合, 父親が扶養料を払い続けることはまれである。

DJAMOUR はシンガポールのマレー人において, 離婚を多く発生させている要因を次のようにまとめている<sup>35)</sup>。

- (i) 法律が離婚を容易にしており, 一般的な道徳観も離婚を容認する。
- (ii) 離婚を阻止する経済的要因が強くない。

34) DJAMOUR (1959), pp. 123~126.

35) DJAMOUR (1959), p. 139



- (iii) 再婚が容易で費用がかからない。
- (iv) 離婚後、女性は近い親族を頼って实际的、精神的な援助を得ることが出来る。
- (v) 当事者および彼らの親族がいずれも子供に近づく自由をもっている。
- (vi) 当事者のいずれも子供をひきとることを欲しない場合、養子制度というメカニズムを利用することが可能である。

d Kedah の農村の場合　口羽益生と筆者は、1964年7～12月、1965年6～10月の2度にわたって、Kedah州のマレー人村落 Padang Lalang の調査を行なった<sup>36)</sup>。Padang Lalang 村は、マレー人世帯195（巡査、官吏などの外来者を除く）からなる稲作農村である。調査の中間報告のうち口羽・坪内（1966）に従って結婚・離婚に関する事項をまとめると以下のごとくである。

Padang Lalang 村のマレー人においては、一人前の村人としての社会的役割を演ずるためには、結婚によって自分の家庭を形成することが絶対に必要である。性による分業や、男女の社会的な役割がきわめて明確に区別されているからである。従って、適齢期に達するとほとんどすべての男女は結婚にふみきる<sup>37)</sup>。

初婚年齢は男子18～20歳、女子15～16歳というのが中心的な部分を占め、一般の村人もこれらの年齢を理想的と考えている。婚姻年齢が低いということもあるが、イスラム教的な男女隔離の思想の影響もあって、日

36) この調査は京都大学東南アジア研究センターのマレーシア・インドネシア地域調査計画の一部として、故棚瀬襄爾博士のリーダーシップの下に行なわれたものである。調査の中間報告として、口羽・坪内・前田（1965）、口羽・坪内（1966）、口羽・坪内（1967）などがある。

37) 口羽・坪内（1966）、p. 4.

常生活においては青年男女の間で結婚相手を自由に求める機会がなく、互いに遠くから見初める程度の機会しか与えられていない。適齢期に達すると、結婚相手の選択にのり出すのは、通常、息子の両親である。娘の両親は原則としてうけ身になる。しかし、この場合、息子や娘の意志は決して無視されない<sup>38)</sup>。

互いに結婚してはならない関係は、(i)親子、(ii)きょうだい、(iii)おじおばとおいめい、(iv)祖父母と孫、(v)継父母と継子、(vi)養父母と養子である。いとこ同士は結婚してもよいとされるが、その実例は、判明する限りでは平行いとこ婚3例、交差いとこ婚1例にすぎない<sup>39)</sup>。

村人の間にはいとこ婚がよいとする考えと望ましくないとする考えとが並存している。いとこ婚が望ましいとする理由は、(1)夫婦が互いに仲よくなりやすいから、(2)いとこ婚は親戚同士の関係をより強めるから、(3)夫婦間にけんかがおこっても簡単には離婚しないからというものである。これに対して、いとこ婚を避けようとする理由は、離婚が発生した場合、親同士の仲が悪くなるからというものである。このようにいとこ婚に対する賛否はいずれも自分の経験に立脚して、集団結合に及ぼされる影響を考えてなされている。「離婚が発生した場合」を重視するのは、マレー人社会一般にみられる高い離婚傾向を背景としている<sup>40)</sup>。

結婚に際して、花婿から花嫁へ、(1) *hantaran belanja* とよばれる婚資金、(2) *mas kahwin* とよばれるイスラム法による結婚契約金、(3) *penberian* とよばれる贈りものがおくれる。*hantaran belanja* の額は、初婚の娘の場合 M\$ 500~1,000、再婚の女 (*janda*) の場合 M\$ 180~300くらいである。後者の場合、男が自分で相手を見つけて結婚するときには、

38) 口羽・坪内 (1966), pp. 7~9.

39) 口羽・坪内 (1966), p. 9.

40) 口羽・坪内 (1966), p. 9.

*mas kahwin* だけで済ませることもある。 *mas kahwin* の額は kedah 州では M\$ 24 と定まっている<sup>41)</sup>。

これらの外に、祝宴費、衣装、装身具その他を加えた初婚の場合の結婚費用は、花婿の場合 M\$ 500~2,000、花嫁の場合 M\$ 235~1,000 以上となり、その金額は村の農家収入と比較した場合非常に大きなものである<sup>42)</sup>。

婚礼とそれに続く双方の家の儀礼的往復の後、新婚夫妻はいずれかの両親の家またはその近くに住むか、あるいは新しい場所に居を定める。夫妻がどこに住むかは、主として夫または妻の両親の経済力によって規定されており、夫方の経済力が強い場合は夫方に、妻方が強い場合には妻方というケースが多い<sup>43)</sup>。

モスクを中心として、川沿いに散在する家屋からなる村落 (*kampung*) の境界は必ずしもはっきりしないが、村内婚は比較的少なく、世帯主夫妻についてみると 28.3 %である<sup>44)</sup>。

逡巡、官吏などの一時的居住者を除いた現住民の婚姻総回数と、離婚・死別の数を調べると表 18 のようになる。男子については婚姻総回数の 18.6 %、女子については 10.8 %が離婚によって解消されている。しかし、この表にあげられた値については次のような問題点がある。

- (i) インフォーマントが世帯主であるため、世帯主自身の経験については比較的正確な数値が得られたが、女性については不正確な場合が多い。とくに老齢の女性に関しては不明のまま残されたものが多く、また老齢の女性で死別と記録されたものの中に先行する離婚経験をも

41) 口羽・坪内 (1966), p. 17. この場合、*mas kahwin* は、内容的に DJAMOUR (1959) の *mas kahwin* に相当し、*mas kahwin* + *hantaran belanja* が Downs (1967) の *mas kahwin* に相当する。

42) 口羽・坪内 (1966), p. 17.

43) 口羽・坪内 (1966), pp. 17~21.

44) 口羽・坪内 (1966), pp. 21 f.

表 18 Kedah のマレー人農村居住者の婚姻経験件数と  
婚姻解消経験件数

		1964年10月現在		
	婚姻総数	離婚による 解消	死別による 解消	原因不明の 解消
男	269 (100.0%)	50 (18.6%)	24 (8.9%)	9 (3.3%)
女	260 (100.0%)	28 (10.8%)	30 (11.6%)	26 (10.0%)

口羽・坪内 (1966), p. 23, 表 17 による。

つものがあるかもしれない。

(ii) ここに示した百分率は、現在までの結婚総数に対して現在までに発生した離婚の割合であるから、特に若年者の場合、将来離婚する可能性があり、正しい意味での婚姻に対する離婚の割合ではない。

(iii) この表では、離婚した同一夫妻が離婚を取消した (*rojok*) 場合には、その離婚は数えられていない。

以上の条件を考慮に入れると、この村においては離婚による婚姻の解消がかなり多いと言える<sup>45)</sup>。

離婚経験者数を回数別に表示すると表 19 のごとくなる。離婚経験 1 回のものが多いが、他方 7 回あるいは 8 回という多くの経験をもつ者も存在する。最も正確な情報が得られたと考えられる 50 歳以上の男子における離婚経験者の割合は 26.1 % である<sup>46)</sup>。

離婚経験の有無を職業群別にみると、離婚経験者は、農業労働者、雑役夫、魚行商人などの無産の不安定所得者、および大工、商店経営者、非耕作農家、無職などに多いが、耕作農家のグループにおいても極めて少ないとは言えない。離婚経験 2 回以上のものも不安定所得者に目立っている<sup>47)</sup>。

45) 口羽・坪内 (1966), p. 23.

46) 口羽・坪内 (1966), p. 23.

47) 口羽・坪内 (1966), pp. 24 f.

表 19 Kedah のマレー人農村における結婚経験者の離婚歴

1964年10月現在

離婚経験	49 歳以下		50 歳以上	
	男 実数 (%)	女 実数 (%)	男 実数 (%)	女 実数 (%)
0	108 (88.5)	143 (88.8)	46 (66.7)	43 (63.2)
1	10 } 1 } (9.0)	14 } 3 } (10.6)	11	4 (5.9)
2			3	
3			2	
4			} (26.1)	
5				
6				
7				1
8			1	
不明	3 (2.5)	1 (0.6)	5 (7.2)	21 (30.9)
計	122 (100.0)	161 (100.0)	69 (100.0)	68 (100.0)

口羽・坪内 (1966), p. 24, 表 18 による。

離婚はイスラム法に従って行なわれる。Padang Lalang 村で発生した離婚は、*talak*<sup>48)</sup>によるものばかりである。離婚が *talak* によって行なわれるということは、必ずしも、妻が完全に受身になっているということの意味するのではない。妻は夫に嫌われるような振舞いを意識的にすることによって、夫に *talak* 宣言をさせることが可能だからである<sup>49)</sup>。

村人は離婚の理由として次のようなことを挙げる。すなわち、(1)夫妻の性格の違い、(2)夫または妻の素行の問題、(3)居住地あるいは同居者をめぐる夫妻の意見の不一致、(4)義理の父母あるいは義理の子との折り合い、などである。しかし、いずれの場合においても夫妻が耐えられるだけ耐えた結果、ついに離婚に達したというよりも、比較的単純な対立が、そのまま婚姻の解消に進んだという例が多いようである。このような離婚を容易ならしめている背後的な要因としては、次に述べるようなマレー人社会の構

48) *talak* のマレー語でのローマ字表記である。

49) 口羽・坪内 (1966), pp. 26 f.

造的な特質が考えられる。

第1はマレー人の「いえ」や家族に関する考え方である。マレー人においては単系的系譜関係が脆弱であり、系譜関係に基づいた排他性の強い集団が存在しない。先祖代々の墓や家族の名(姓)もなく、日本のような屋号も存在しない。従って離婚が家の体面を傷つけるという考え方は存在しない。家族の形態も核家族が多く、拡大家族を形成する場合でも成員の決定に関する単系的なきまりがなく、家族の枠を強める社会的な要素が少ないので、ささいな緊張からも離婚が容易におこる。

第2に財産の所有状態が考えられる。相続によって得られた財は、夫妻いずれかに属するものとして、名義上でも、意識の上においても峻別されている。結婚後夫妻が共同で得た財産(主に土地)は、離婚に際して等分される。妻が田植えなどに雇用されて得た収入は金製の首飾りや腕輪などを購入することによって自分でたくわえる。以上のように、家族単位あるいは夫婦単位による共同性がきわめて稀薄であり、離婚を阻止する力は弱い。

第3に離婚後の子供の処理の容易さが挙げられる。夫妻の子はいずれかの側にひきとられ、再婚の場合には連れ子となって親に従うか、または祖父母にひきとられるかする。実子と継子や養子を差別する観念は稀薄である。

第4に再婚が容易なことが挙げられる。再婚においては、配偶者の選択にあたって本人の意志が特に重視され、また結婚のための費用も安い<sup>50)</sup>。

e マレー人の離婚に関するその他の報告 マレー人の離婚については、以上に紹介したものの外に若干の断片的な記述を集めることができる。以下、それらのいくつかを示すことにしよう。

マレー人の離婚の多さについてはかなり古くから指摘されており、CAM-

50) 口羽・坪内(1966), pp. 27 f.

ERON は 1865 年に「夫妻を結びつけている法的な紐帯が弱いために、また夫妻のいずれからも離婚が簡単に得られるために、彼らは愛情の深さに比例して嫉妬深い。」と述べている<sup>51)</sup>、

GINSBURG と ROBERTS は、中国人、インド人に比較してマレー人だけがかなりの離婚率をもっていると述べている<sup>52)</sup>。

SWIFT は、マレー人社会においては離婚は結婚と同様に「正常」であると述べる。また子供は母親に従い、夫は継子をほとんど実子と同様の愛情をもって受け入れ世話するので、不幸な結果が和らげられているという<sup>53)</sup>。彼はさらに、夫妻の関係は、一目見たときよりも、またマレー人自身がいうよりも、実際にはずっと平等であることを指摘する<sup>54)</sup>。

同じマレー半島のマレー人ではあるが、東海岸のタイ領に居住し、主として漁業に従事するイスラム教徒について、FRASER は、古老の言に従って、現在では離婚が非常に多いが昔は少なかったと述べている。FRASER はまた離婚取消し、および 1 年未満で離婚したものを数えなければ、Russembilan (彼の調査地) における婚姻はきわめて安定しているように見えると述べている<sup>55)</sup>。しかし、1960 年のタイ国センサスによると、Resembilan のある Pattani 県における 15 才以上の女子の離別状態にあるものの割合は 7.5% であって、1957 年の Kelantan のマレーシアンにおける 10.7% よりは低い、全マラヤのマレーシアンにおける 6.2% よりははるかに高いので、FRASER の記述を過大評価することは危険である。

f マラヤおよびシンガポールにおける離婚統計 マレーシアにおい

51) CAMERON (1865), p. 130.

52) GINSBURG & ROBERTS (1958), p. 75.

53) SWIFT (1963), pp. 274 f.

54) SWIFT (1963), p. 279.

55) FRASER (1960), pp. 209 f.

では今までのところ政府刊行物に公表された婚姻・離婚統計は存在しない。比較的まとまった統計資料としては、DJAMOUR が Kedah, Malacca, Negri Sembilan, Penang, Perak, Perlis, Selangor の 7 州について集めた

表 20 マラヤ各州のイスラム教徒における婚姻 100 に対する離婚の割合  
1945~1958

	Johore	Malacca	Selangor	Perak	Penang	Negri Sembilan
	G.	Dj. G.	Dj. G.	Dj. G.	Dj. G.	Dj. G.
1945		61		63	71 71	84
1946		51		70	63 63	82
1947		41 41		62	57 57	68
1948	35	40 40	41	44 43	49 49	40
1949	32	35 35	34 35	52 49	48 48	58
1950	30	34 34	35 38	44 42	41 41	53 66
1951	27	30 30	32 32	44 43	36 36	52 41
1952	30	28 28	38 38	49 54	45 45	52 45
1953	33	33 33	35 35	48 52	48 48	49 49
1954	32	32	41	49	42	44
1955	27	32	36	45	40	46
1956	28	30	34	42	36	47
1957	29	28	34	40	32	47

	Pahang	Kedah	Perlis	Trengganu	Kelantan
	G.	Dj. G.	Dj. G.	G.	G.
1948		65 65	64	77	93
1949		64 64	67 67	63	86
1950		58 58	59 63	71	91
1951		52 52	79 80	53	78
1952	68	66 66	93 93	74	82
1953	65	63	76 76	85	79
1954	62	69	74	78	75
1955	52	63	78	75	66
1956	41	66	81	73	57
1957	58	57	51	68	62
1958			43		

Dj: DJAMOUR (1959), p. 136 より算出.

G: GORDON (N. D.), pp. 27~32 より算出.



もの<sup>56)</sup>と、GORDON がマラヤ 11 州すべてにわたって集めたものがある<sup>57)</sup>。これらはイスラム教徒に関する数値であるが、事実上大部分がマレー人によるものとみなすことができる<sup>58)</sup>。彼らの資料に従って各州における各年の婚姻 100 に対する離婚の数を算出すると表 20 のようになる。

表 21 シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚 (1921~67)

年次	婚姻数	離婚数	婚姻 100 に対する離婚	年次	婚姻数	離婚数	婚姻 100 に対する離婚
1921	2,055	1,133	55.1	1945	2,982	2,046	68.6
1922	2,073	1,239	59.8	1946	3,095	1,734	56.0
1923	2,113	1,205	57.0	1947	2,784	1,588	57.0
1924	3,089	1,285	41.6	1948	2,605	1,545	59.3
1925	2,616	1,311	50.1	1949	2,516	1,401	55.7
1926	2,633	1,335	50.7	1950	2,506	1,501	59.9
1927	2,554	1,466	57.4	1951	2,699	1,526	56.6
1928	2,556	1,421	55.6	1952	2,658	1,474	55.5
1929	2,469	1,428	57.8	1953	2,445	1,417	58.0
1930	2,307	1,366	52.9	1954	2,457	1,357	55.2
1931	2,177	1,264	58.1	1955	2,472	1,247	50.4
1932	2,084	1,277	61.3	1956	2,414	1,074	44.5
1933	2,006	1,260	62.8	1957	2,303	1,201	52.1
1934	2,163	1,132	52.3	1958	2,332	1,149	49.3
1935	2,070	1,159	56.0	1959	2,116	577	27.3
1936	2,039	1,182	58.0	1960	1,814	574	31.6
1937	2,320	1,208	52.1	1961	1,560	401	25.7
1938	2,065	1,241	60.1	1962	1,483	449	30.3
1939	2,014	1,145	56.9	1963	1,690	430	25.4
1940	2,213	1,249	56.4	1964	1,698	324	19.1
1941	2,440	1,267	51.9	1965	1,928	366	19.0
1942	2,949	1,139	38.6	1966	1,911	301	15.8
1943	3,582	1,705	47.6	1967	1,894	374	19.7
1944	2,907	2,165	74.5				

DJAMOUR (1959), p. 117, DJAMOUR (1966), p. 129, p. 183 および *Singapore Year Book 1967* による。

56) DJAMOUR (1959), p. 136.

57) GORDON (N. D.), pp. 27~32.

58) 多民族国家であるマレーシアにおいては、マレー人のほとんどすべてがイスラム教を、中国人が仏教、儒教、道教などを、インド人が主としてヒンズー教を信じている。

Johore における 1951 年および 1955 年の 27 から, Perlis 1952 年および Kelantan 1948 年における 93 に至るまで, かなりの差はあるが, 一般にマラヤ各州のイスラム教徒の離婚傾向が非常に高いことが分る。

シンガポールのイスラム教徒の婚姻と離婚の統計は, DJAMOUR (1959, 1966), GORDON (N. D.), *Singapore Year Book* などに示されている。これらの間にはわずかなくい違いがあるが<sup>59)</sup>, ここでは 1965 年以降を *Singapore Year Book* でおぎないつつ, 最も長期間にわたる数値を示している DJAMOUR に従って, 婚姻・離婚数および婚姻・離婚比を示すと表 21 のようになる。少なくとも 1958 年まではきわめて高い離婚傾向が存在していたことが分る<sup>60)</sup>。

g マレー人の親族構造と離婚(まとめ) マレー人の双系的な親族構造は, ジャワ人とかなり類似している。家族は核家族を主体としている。親族間においては, 必要ときには相互依存の関係が容易に形成されるが, 親族集団としての結集性は弱い。また, コミュニティは集団としてのまとまりをもつことが弱く, コミュニティ内婚は比較的少ない。このような状況を背景として, 離婚率は一般にきわめて高い。これに加えて, イスラム法が離婚傾向に拍車をかけているように思われる。

2 **Negri Sembilan** の住民 **Negri Sembilan** はマレーシアの州であるが, 住民はスマトラの **Minangkabau** から移住して来て, 母系制の親族構造をもっている。以下, 主として, **PARR** と **MACKRAY**, および

59) DJAMOUR と GORDON の数値のくい違いは, 1949 年婚姻+11, 52 年婚姻+1, 53 年婚姻-2, 57 年離婚+9 である。また DJAMOUR と *Year Book* とのくい違いは, 1957 年離婚+9, 62 年離婚+2 である。(+)は DJAMOUR の数値の方が大きいことを意味する。)

60) 1959 年以後の離婚の減少の理由については後に詳述する。

SWIFT の記述によって、親族構造と家族について述べよう。

PARR と MACKRAY の記述の対象は、Negri Sembilan (九つの国の意) の一つの *Negri, Rembau* で、彼らの論文が発表されたのは 1910 年である。

Rembau は氏族の連合体で、各氏族はそれぞれ独立した団体である。氏族の系譜は母系によってたどられ、その独立性は、外婚と単婚という二つの規則によって保たれている。しかし、氏族は外婚単位ではなく、若干の氏族の一区分同士の間婚が慣習法によって認められている<sup>61)</sup>。

男は結婚すると母の氏族を出て、妻の家の下宿人となる。結婚した男は、ことわざにもいうように、彼の結婚した場所に属する。結婚生活の得失は、妻だけに影響を与える。しかし、夫は一文なしで妻の家へいく訳ではなく、(1) *herta terbawa* とよばれる母の家族の同意を得て祖先の財産から相続した分け前と、(2) *herta pentawa* とよばれる以前の結婚における自分のとり分あるいは独身中に稼いで得られた財産をもっていく<sup>62)</sup>。

離婚には次の三種類があるが、いずれもイスラム法によるものである。

(i) 夫による一方的な離婚：夫は理論的には離婚の理由を述べる必要がない。離婚の宣言は証人の存在を必要とせず、手紙によっても可能である。通常、夫は妻の男の親族に離婚の意志を告げ、離別料 (*timbang kasudahan*) として 15 セントを払う。妻によってうけた取扱いに不満の意を表することを望むならば、2 セントを払うだけでよい。離婚に続く待婚期間 (*edah*) 中に、夫は再び同居をはじめてもよいし、妻も彼女のもとに帰るように夫をまねいてもよい。

61) PARR & MACKRAY (1910), p. 77. 彼らはこの論文で *tribe* という語を使用しているが、これは LOEB が Minangkabau について用いた *sib* に等しく、マレー語の *suku* を指している。

62) PARR & MACKRAY (1910), p. 86.

(ii) 妻の買戻しによる離婚：夫が婚姻の権利を妻によって買いとられることに同意するならば妻は離婚を得ることができる。Rembau においては夫がその金額をきめ、正当な額を要求することができる。

(iii) 条件による離婚 (*pasah*)：妻は夫による遺棄、扶養の欠如などを証明せねばならない<sup>63)</sup>。

離婚にともなう財産の処置は次の通りである。(i)が原則で、(ii),(iii),(iv)はその説明である。

- (i) 一緒にいるときは共有するが別れたら分配する。
- (ii) 共同で稼いだものは分配する。
- (iii) 妻の財産は妻のものになる。
- (iv) 持って来た財産は持って来た者に返される<sup>64)</sup>。

しかし、慣習法によって、分配から除かれているものが若干ある。すなわち、妻は夫が彼女のために建てた家、夫によって改良された祖先からの土地、夫が買ってやった宝石や衣服などに対する権利を主張することができる。夫は男物の装身具や衣服、武器などに対する権利をもつ。また、子供は母のもとにとどまる<sup>65)</sup>。

離婚後、あるいは妻の死後、男の母の家族はその男に対する責任をもつと同時に、彼が再婚するまで彼の獲得したものによって利益をうける権利を有する<sup>66)</sup>。

TAYLOR も Rembau の慣習法に関する詳しい記述を行なっている。TAYLOR の記述は上述の PARR と MACKRAY によるものとほぼ等しい内容をもっているが若干の相違点もある。例えば、夫が妻を離婚するときは

63) PARR & MACKRAY (1910), p. 86.

64) PARR & MACKRAY (1910), p. 90.

65) PARR & MACKRAY (1910), p. 91.

66) PARR & MACKRAY (1910), p. 92.

2人の証人を必要とすること<sup>67)</sup>、妻の買戻しによる離婚 (*tubus talak*) の場合、妻が払う金額は夫が結婚に際して払った金額を相殺する程度であること<sup>68)</sup>、などである。

SWIFT は Jelebu における比較的新しい調査結果を報告している。Jelebu は Negri Sembilan の最も辺鄙な一地域である。調査はマラヤ連邦独立に先行する 1954 年 10 月～55 年 7 月、および 1956 年 4 月～同年 12 月を主要期間として、中国人を全く含まない一つの *mukim* (区) を中心的な対象として行なわれた。

Jelebu の住民の生業は、水稲、ゴム、および果樹の栽培である<sup>69)</sup>。慣習法 (*adat*) が次第に弱くなって来ているにもかかわらず、水田の大部分は女によって所有されている<sup>70)</sup>。しかし、比較的新しく導入されたゴム園は男の所有下にあり、ゴムに対する依存度が増大するに従って、世帯が強調され親族的な団体が弱体化していく<sup>71)</sup>。

Jelebu においては、核家族が最も一般的な家族形態であり、同時に日常の社会生活の主要単位である<sup>72)</sup>。夫妻が永年一緒に暮らしていると、自然に情緒的なむすびつきが生じて来るが、このようなことは、彼らの結婚のイデオロギーの中には存在しない。両親は子供を愛すべきであるとされているが、夫妻の間に愛情は必要ではない<sup>73)</sup>。

祖先は子孫にとって特別な重要性を持たず、従って、系譜を永続させることには余り関心が払われない<sup>74)</sup>。財産はすべての娘によって相続され、

67) TAYLOR (1929), p. 18.

68) TAYLOR (1929), p. 19. なお *tubus talak* は *khula* に相当する。

69) SWIFT (1965), p. 33.

70) SWIFT (1965), p. 35.

71) SWIFT (1965), p. 172.

72) SWIFT (1965), p. 102.

73) SWIFT (1965), p. 105.

74) SWIFT (1965), pp. 107～109.

その結果細分化がおこるが、このことは彼らの生活を苦しくするという意味で不幸であるとされても、先祖の財産が分散してしまったという意味で不幸であるとはされない<sup>75)</sup>。

結婚は当事者以外の者によってとりきめられ、村内では若者と娘がつき合う機会はない<sup>76)</sup>。結婚の相手としては、最も近い関係にある者が好まれる。交差いところは、結婚可能な最も近い関係とみなされ、彼らの間の結婚が多い<sup>77)</sup>。

娘の結婚年齢は 14～16 歳であるが、結婚が少しでも遅れると、両親がけちで出費をおくらせようとしているとか、適当な縁があるのに選り好みをしているとか、強欲で婿側からの多額の婚礼費用を要求しているとかいううわさがたつ<sup>78)</sup>。

結婚式は二つの部分に分れる。すなわち、イスラムによる儀式 (*kahwin ugama*) と慣習による婚礼とである。結婚契約金は娘の場合 M\$ 24、離婚婦または寡婦 (*janda*) の場合 M\$ 12 である。*janda* の場合、儀式はイスラム法によるものだけでよい<sup>79)</sup>。

離婚はいずれの配偶者にとっても容易である。離婚は恥ではない。ある種の状況の下では、離婚に対して強い反対がなされるが、通常の場合、離婚は結婚と同様に正常な現象である<sup>80)</sup>。夫が妻のために建てた家は離婚後妻の財産となる<sup>81)</sup>。再婚は簡単で安くつく<sup>82)</sup>。

離婚後、子供は母親のもとにとどまる。母親の死亡によって結婚が解消

---

75) SWIFT (1965), p. 109.

76) SWIFT (1965), p. 112.

77) SWIFT (1965), p. 113.

78) SWIFT (1965), p. 114.

79) SWIFT (1965), p. 115.

80) SWIFT (1965), p. 121.

81) SWIFT (1965), p. 128.

82) SWIFT (1965), p. 131.

された場合でも、子供は父に従うよりも、むしろ母親の親族に育てられる<sup>83)</sup>。離別または死別の結果、継父・継子の関係が生ずることが多いが、継父は実子と継子とを差別していないように思われる<sup>84)</sup>。

SWIFT は以上のように、Negri Sembilan における高い離婚傾向の存在を認めるが、他方では、それは双系制をとるマレー人にくらべると低い場合があることを強調する。すなわち、単系の親族組織が、婚姻関係が非常にくずれ易い結婚の初期に、集団的な干渉を加えることによって、結婚の安定性を高めるように作用するというのである<sup>85)</sup>。

SWIFT は、Negri Sembilan における離婚の発生は、歴史的な時期によって様相を異にすることを想定して、次のような段階があり得たと考えている。

- (i) 強力な慣習法と、婿と妻方の親族との関係に関する政治的なサンクションとが、多い離婚を発生せしめた伝統的なシステムが存在した段階。
- (ii) 核家族に対する慣習法の強い圧力は弱まったが、婚姻結合においては、集団間の関係という性質がなお十分に強く、集団が新夫婦の結婚生活の適応期における離婚をおさえる役割を果たす中間的な段階。
- (iii) 他のマレー人社会と同じ位離婚が多くなる双系的親族組織の段階。

そして、SWIFT は、Jelebu の大部分はすでにこの最終段階に入ったとする<sup>86)</sup>。

SWIFT の上述の見解は、彼の 1958 年の論文に対して、若干修正を加えたものである。1958 年の論文において、SWIFT は彼の調査地で離婚が

83) SWIFT (1965), p. 204.

84) SWIFT (1965), p. 110.

85) SWIFT (1965), p. 131.

86) SWIFT (1965), p. 132.

比較的少なかった<sup>87)</sup>理由を、単系的親族集団による統制の結果と考え、第1の段階の存在を考えていなかったようである。第1の段階において離婚が多かったというのは推定であって、それがどの程度のものであったかは不明である。

HUMPHREYS は、マラッカ州の Naning においてマレー人のことわざを収集している。Naning の住民は、Negri Sembilan の諸族と同様、Minangkabau からもってきた母系的な慣習法に従っているので、隣州ではあるが、ここで引用することにしよう<sup>88)</sup>。

Naning における慣習法は頻繁な離婚に反対する。したがって他のマレー諸州でみられる花から花へととぶ蜜蜂のように何度も結婚する男は、Naning では高く評価されない。彼は次のようなしゃれ言葉によって揶揄される。

*orang berbini-binian*

*beranak ta'menyuroh*

*bertanam ta'makan*

妻から妻へととびまわる男は、

子供を得ても命令することができない。

種をまいても食べることができない。

かくして、Naning では、うまくいく結婚は双方の家族のみでなく、双方の氏族の支持をうける。半島の中で、Naning ほど誠実で一生続く結合の例をみるところはない<sup>89)</sup>。HUMPHREYS のこのような記述はやや印象的に

87) 53 人の既婚婦人のうち 7 人だけが離婚経験者であった。しかもこのうち 3 人は夫と死別した後の再婚の解消であった。SWIFT (1958), p. 155.

88) Naning はもと Minangkabau 人の小国であったが、1830 年英国によって征服され、マラッカに編入されたのである。

89) HUMPHREYS (1914), pp. 104 f.



過ぎるきらいがあるが、先の SWIFT の指摘に関連させると、おそらくあり得たことであろう。

以上に論じて来たように、母系的な親族構造をもつ Negri Sembilan の住民においては、かなり高い離婚傾向がみられる。しかし、ここでとくに注目しなければならないのは、SWIFT や HUMPHREYS が指摘する双系的なマレー人に比した場合の離婚の相対的な少なさである。

3 **Jakun** Jakun はマレー半島に居住する原マレー人 (proto Malay) である。1965 年原住民局センサスによると、その人口は 17,584 で、大部分は Pahang 州に居住するが、Johore, Malacca, Negri Sembilan, Selangor などにも分布している。ここでは、まず前田成文の最近の調査結果に従って、Endau 川上流の Jakun について述べ、ついでその他の文献によって補足的なデータを示すことにしよう。

a Endau 川上流の Jakun 前田成文の調査は、1965 年 8 月から 66 年 4 月にかけて、Johore 州の Endau 川上流において行なわれた。

Jakun の社会の特色は、イスラム教を受容せず、比較的奥地に居住して主として焼畑耕作に従事していることである<sup>90)</sup>。

生まれた家族にせよ、結婚して作った家族にせよ、常に個人の第一の壁を形成するのは核家族である。1組の夫婦からなる家族を *se-kelamin* と称する。これは独立の生計を営んで一つの世帯をなしている。この世帯の中に核家族以外の親族がくりこまれている場合が、全体の 14 %強を示すがこれらの親族の多くは、永久的世帯共同者ではない<sup>91)</sup>。

結婚適齢と考えられているのは、女は 15~20 歳、男は 10 代の終りか

90) 前田 (1967a), p. 33.

91) 前田 (1967a), p. 50.

ら 20 代のはじめである<sup>92)</sup>。配偶者の決定は、親が子供にこの者はどうかと問う場合と、子供のほうで両親にこの者と結婚したいという場合、ともにあるが、親の一方的な押しつけはまれで、必ず子供の意志が尊重される。婚姻のイニシアティブは男側からとられる。男は自分のおじにあたるものに交渉を依頼し、この男側の代表者 (*wali*) が娘のところに行き、娘側の *wali* に話をつけて、娘の親、娘自身の意向を問うわけである<sup>93)</sup>。

通婚の社会的・地理的な制限は彼らの意識の中にはない。たとえ中国人でもマレー人でも西欧人でも自由に結婚できるし、地理的にどんなに遠くから来ても、彼らの部落に住む限り問題はない。ただ、他出していくとなると、親族の間でかなり反対があり、ことに女の場合は夫になる男が一度女の親族と一緒に暮らした後でなければ、勝手に婚出していくことは難しい<sup>94)</sup>。通婚の範囲は Endau 川流域にとどまらず、Kahang, Selai, Bekok などの西南地方、Anak Endau, Nenasi, Rompin など北部のオラン・フルとの通婚も行なわれる<sup>95)</sup>。男の側から言えば、部落内に適当な相手がいればそれを選びたがる。結婚後の生活が一時的にせよ妻方の家で送られ、各部族は若干にせよ生活事情が異なっているからである。しかし、部落の構成が 8 家族から 30 家族という小規模なものなので、実際には部落内婚は難しいと言える。たいがいの婚姻は親類筋にあたる者の場合が多い。ここでは第 1 いとこ同士でも結婚し得る<sup>96)</sup>。

婚姻の要件として最も重要なのは *mas kahwin* (婚資金) である。この額は、2.5 ドルから 25 ドル (マレーシア・ドル) まで、部落によって、

---

92) 前田 (1969), p. 72.

93) 前田 (1966), p. 157.

94) 前田 (1969), p. 74.

95) 前田 (1967 b), p. 46.

96) 前田 (1966), p. 157.

場合によって、パティン（部落長）の裁決に任せられる。この金は女の所有になる。しかし、離婚の際に女性側に落度があると、この金を男に返済せねばならない。この *mas kahwin* 以外に *timbang*（罰金、税金、贖罪金の意）として、いくらかの金がパティンと女側の親族の間で分配される。さらに婚礼の際の手間賃あるいは寸志料が、両方の親族の間に分配されることもある。これらの金は男が準備して、男側の *wali* を通じてパティンの手にいったん渡される。婚礼の費用も男の負担であり、100 ドルから 500 ドルの経費が女性側の親族に渡され、女性側はその経費でもって婚礼をすべて用意する<sup>97)</sup>。

結婚式は、男側の準備が整うと娘の家で行なわれる。婚儀の後は、集まって来た人々の会食になる。結婚の集まりの最後をしめくくるのは、*berhadat* と呼ばれる姻族同士の会合である。これは現金の配分を通した姻族間の固めの儀式とでも言えよう<sup>98)</sup>。

相思相愛の場合は、いろいろ抜け道があって、男に十分な金がなくとも結婚はできるが、結婚の慣習法を破るわけであるから、罰金を課せられたり、婚後の生活において種々の規制を男が娘側の *wali* からうける。離婚または死別の経験がある女 (*janda*) の場合には、社会的な規制をうけることが少なく、多くは格別の手続きを経ずに一緒になる<sup>99)</sup>。

結婚式の後、新郎はそのまま仕事をしない、部落を出ないという禁忌を守って、一定の期間新婦の両親の家に住む。昔は 1 週間あるいはそれ以上であったが、現在は 3 日間だけでも良いと言われる。禁忌明け後も、最初の 1 年は妻方の両親の家で過ごし、次の 1 年は夫方の両親の家に住み、3 年めから好きな所に独立して家を建てるとというのが、一種の理想の型であ

97) 前田 (1969), p. 76.

98) 前田 (1968), p. 79.

99) 前田 (1966), p. 158.

ったと言われる。現在は、労働条件などの個別的な事情のほうが優先して考えられる。しかし、いずれにせよ、新婦の親族の同意が必要である。部落内婚の場合は居住の問題もさして重要ではないが、異部落の者との婚姻の場合は、両方の親族が自分の部落に住ませようと努力する<sup>100)</sup>。

夫婦の間はきわめて平等であって、ことに家に関する事柄については、妻の意見が第一に問われねばならない<sup>101)</sup>。

死亡の場合の財産分割は、夫が死ねば娘にその財産の権利が移る。娘がなく息子だけの時は息子に移譲される。妻が死んだ場合、夫はその財産を自由にできず、妻の姉妹あるいは母親に移譲される。相続一般について、女性に常に優先権が与えられる。この理由は、女は生活の糧を得るのが難しいからだという<sup>102)</sup>。

離婚のイニシアティブは、結婚の時と違い男女平等である。夫婦共に離別に異議のない時は、その財産はすべて平等に分けられる。もし一方がその離婚をどうしても承知しそらにもない時は、他方はその全財産を配偶者にやり、配偶者の親族からの慰謝料請求に応じなければならない。あるいは単に部落を出て、配偶者ならびに全財産を放棄するかである。慰謝料としては 8~18 ドルをバティンに渡す。バティンはそれを親族に分配する。妻が離婚のイニシエイトならば、*mas kahwin* を返済する義務がある。妻が妊娠している時は、夫は *bungah sireh* と称して、妻に 12~24 ドルを支払う義務を課せられる。子供がない時は、男は女に 1 ドル支払えば済むともいう。子供の引き取りは、夫婦間のとりきめで双方にひきとられるが、普通幼児は母親に引き取られる<sup>103)</sup>。離婚したものに対する社会的な冷

100) 前田 (1969), p. 80.

101) 前田 (1966), p. 158.

102) 前田 (1969), p. 86.

103) 前田 (1969), pp. 85 f.

たい眼も存在せず、人々は離婚をごく軽く受けとる<sup>104)</sup>。

Endau 川上流の Jakun における離婚経験者は 42 名であって、結婚経験者 141 名の 29.8 %にあたる。これを性別にみると、男子については、結婚経験者 70 名中 18 名 (25.7%)、女子については 71 名中 24 名 (33.8 %) が離婚経験者である。これらのうち初婚が離別に終わった者は 39 名 (男子 18 名、女子 21 名) であるが、この 39 名について、最初の離婚時において子供が生まれていなかったものは 23 名 (59 %)、一子をもうけてから離別したものは 9 名 (23 %) を占めている。このことはかなり多くの離婚が、婚姻後もまもなく生ずることを示唆している<sup>105)</sup>。

最も多くの離婚経験をもつ者は 3 名の女子で、このうち 2 名が 7 回、1 名が 6 回の経験をもっている。彼女達は Endau 北方 60 km くらいにある Nenasi の出身で、Nenasi で既に離婚を経験してきている者である。このうち 2 人は子供を 1 人も生んでおらず、他の 1 人は結婚の相手がすべて中国人であった<sup>106)</sup>。

離婚して長くそのままになっているというのは少なく、すぐに再婚していく<sup>107)</sup>。このようにして、離婚のひんばんさは再婚の多さに結びつく。Jakun においてどのくらい再婚経験者があるかを調べると、男子 24 名 (34.3 %)、女子 29 名 (40.8 %)、男女計 53 名 (37.6 %) である<sup>108)</sup>。

再婚において、実子と継子が葛藤する場合には、子供のほうが他出していく。物心がつき幼少労働力として認められる 8 歳くらいになると、他出も自由になるので、深刻な問題とはならないわけである。そのような他出

104) 前田 (1966), p. 158.

105) 前田 (1969), p. 84.

106) 前田 (1969), p. 82.

107) 前田 (1967b), p. 46.

108) 再婚経験者数は MAEDA, N. (1967), 結婚経験者数は前田 (1968) による。

ケースは、しかしながら、母親が中国人と結婚して子供をもうけた場合に多い。Jakun の間での、とくに幼少の継子は、実子とかわりなくそのまま核家族のなかに包含されているようである<sup>109)</sup>。

**b Jakun** に関するその他の資料 LOGAN は Johore 州の Orang Binua の婚姻について次のように述べている。

Binua においては、婚姻は両親によってとりきめられ、婚姻儀礼は、新郎新婦が同じ皿で食事をするだけである<sup>110)</sup>。

Bermun の諸族の間では、夫は妻の両親の家に住みつくか、後者の焼畑に家を建てる。Binua においては大部分が単婚であるが、2人の妻をもつものもある。この件に関しては定まった規則がないように見える。Mintrá では1人しか妻をもたない<sup>111)</sup>。

離婚に際しては、子供は母親に従う。妻は前夫が他の妻をめとるまで再婚することができない<sup>112)</sup>。

FAVRE は次のように述べている。

父親の同意のない婚姻は認められない。Jakun においては貞節が非常に重視され、不貞は死をもって罰しうる<sup>113)</sup>。

離婚が夫によって申し出られたときは、夫は妻に与えた婚資金を失い、妻のほうから離婚を求めれば、受け取った婚資金を返さねばならない。子供は自分の希望に従って、父または母に従うが、まだ幼なければ母親に従う<sup>114)</sup>。

---

109) 前田 (1967 c), p. 46.

110) LOGAN (1847), p. 270.

111) LOGAN (1847), p. 270.

112) LOGAN (1847), p. 268.

113) FAVRE (1848), p. 264.

114) FAVRE (1848), p. 264.

## F マラヤにおけるイスラム教徒の離婚の地域的分布

1 州別離婚率 既に示したように、マラヤのイスラム教徒（主としてマレー人）の離婚傾向は、州によってかなり異なっている。このような離婚傾向の差がいかなる要因と関連しているかを検討することは、きわめて高い離婚傾向の存在を許容する社会の性格を明らかにすると同時に、離婚率の低下をもたらす条件を見出すために役立つであろう。

上述の目的のために、いずれの州においても統計資料が得られ、しかも比較的最近の年次である 1953～57 年の統計資料を用いて年平均離婚率を算出した。計算の基礎となった数値は表 22 に示す通りである。ここでは人口 1,000 に対する年平均離婚率、有配偶人口 1,000 に対する年平均離

表 22 マラヤ各州におけるマレー人の離婚率（1953～57年平均）

州	マレー人人口 <sup>1)</sup> (1957)	マレー人有配偶人口 <sup>2)</sup> (1957)	婚姻数 (1953～57)	離婚数 (1953～57)	人口1,000 に対する離婚率	有配偶人口1,000 に対する離婚率	婚姻100 に対する離婚の割合
Johore	443,289	157,524	23,651	6,978	3.15	8.9	29.5
Malacca	142,872	48,536	9,655	3,019	4.23	12.4	31.3
Selangor	287,374	104,531	13,975	5,050	3.51	9.7	36.1
Perak	471,422	182,021	24,831	11,216	4.76	12.3	45.2
Penang	165,082	61,183	10,733	4,218	5.11	13.8	39.3
Negri Sembilan	149,094	56,953	10,325	4,804	6.44	16.9	46.5
Pahang	163,012	73,910	9,742	5,420	6.65	14.7	55.6
Kedah	475,473	196,903	30,157	18,984	7.98	19.3	63.0
Perlis	71,214	31,083	5,291	3,617	10.16	23.3	68.4
Trengganu	256,147	110,833	26,949	20,442	15.96	36.9	75.9
Kelantan	459,123	202,738	54,175	36,579	15.93	36.1	67.5
Malaya	3,084,102	1,226,215	219,484	119,327	7.74	19.5	54.4

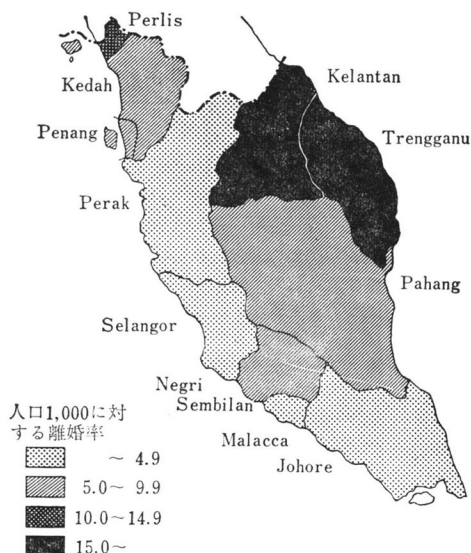
1) インドネシア人を含み、原住民を除く。

2) インドネシア人・原住民を含む。

婚姻・離婚数は、DJAMOUR (1959) および GORDON (N. D.) により算出。人口は 1957 年センサス報告, No. 3-No. 13 による。

婚率，および婚姻 100 に対する離婚の割合を示したが，今後の分析は，原則として人口 1,000 に対する離婚率を利用して行なうことにする．この離婚率は，マレー人とインドネシア人とが，マラヤのイスラム教徒をほぼ完全に代表するという前提のもとに算出されている．全人口に対する離婚率は，各州人口の年齢的構成に著しい差がある場合や，特定の州に早婚が多く，このために婚姻状態にある者の割合が多い場合などには，相互比較のための信頼度が低下する．上述の二つの問題を無視して使用しうる有配偶人口に対する離婚率（非イスラム原住民の有配偶者をも含むゆえにここでは参考として付するにとどめている）と，一般人口に対する離婚率との相関を調べると， $r = +.997^{*1)}$  という高い正相関がみられる．これはこの間

図 5 州別にみたマレー人の離婚率  
1953～57 年平均



1) 相関係数の肩につけた\*は，その相関が95%レベル以上で有意なことを示す。



題をとりたてて考慮する必要がないことを示唆している。婚姻に対する離婚の割合に関しては、ある年次の離婚が必ずしもその年次の婚姻から生じたとはいえないので、両者の関係を論ずることなしにこれを用いることはやや危険であり、ここでは参考に付するにとどめた。この婚姻・離婚比の場合も、人口 1,000 に対する離婚率との相関は、 $r = +.885^*$  という高い値を示している。

離婚率の地域的な分布は図 5 のようになる。半島北部の Kelantan, Trengganu, Perlis の諸州において高い離婚率がみられ、西海岸の Perak から南下して、Selangor, Malacca, Johore にかけては低率が見出される。

2 他民族との接触と離婚率 既に述べたように、マレーシアは、マレー人、中国人、インド人を主体とした複数社会 (plural society) である。各民族の占める割合は表 23 に示すように州によって異なっており、

表 23 マラヤ各州人口の民族的構成 (1957 年)

州	マレーシアン			中 国 人	イ ン ド 人	英 国 人	そ の 他	計
	人マ レ シ ア	人ネ イ ン ド	原 住 民					
Johore	35.6	12.2	0.1	42.4	7.7	0.6	1.4	100.0
Malacca	47.3	1.7	0.1	41.5	8.1	0.2	1.1	100.0
Selangor	19.2	9.2	0.4	48.2	20.1	0.9	2.0	100.0
Perak	34.5	4.1	1.1	44.5	14.9	0.5	0.7	100.0
Penang	28.4	0.5	0.0	57.2	12.2	0.6	1.1	100.0
Negri Sembilan	39.0	1.9	0.6	41.2	15.1	0.6	1.6	100.0
Pahang	50.7	1.4	5.1	34.5	7.0	0.3	0.9	100.0
Kedah	67.0	0.7	0.0	20.5	9.7	0.1	2.0	100.0
Perlis	78.2	0.1	0.1	17.4	1.8	0.0	2.4	100.0
Trengganu	91.8	0.2	0.0	6.6	1.1	0.1	0.2	100.0
Kelantan	90.7	0.1	0.8	5.7	1.2	0.0	1.5	100.0

1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 14.  
Table 3 より算出。

マレー人の他民族に対する接触という点で、各州は異なった環境をもつ。

各州におけるマレー人の占める割合と離婚率との相関は、 $r = +.924^*$  という高い値を示す。このことは、純粋なマレー人的な色彩が保たれているところで高い離婚率が存在することを示唆し、みかたをかえれば、他民族との接触が多いところほど離婚率が低下しているということを意味する。それではいかなる民族との接触がマレー人の離婚率を低下させているであろうか。中国人、インド人、英国人、インドネシア人、原住民、その他の民族の各々が占める割合と、イスラム教徒の離婚率との相関係数を算出すると表 24 のようになる。いずれの民族が占める割合に対しても相関は負となっているが、中国人の占める割合との負相関がとくに著しい。

ここで、中国人以外の民族の占める割合と離婚率との相関がみせかけのものであり、これらの民族が中国人と並存することによって現われたのではないかという疑問が生ずる。各民族について、中国人の占める割合の影響を除去した偏相関係数を求めると、インド人 $+ .207$ 、英国人 $+ .153$ 、原住民 $- .280$ 、その他の民族 $- .389$ 、インド

表 24 マレー人州別離婚率と他民族の占める割合との相関 (1953~57年平均)

民族名	相関値
中国人	$r = -.915^*$
インド人	$r = -.755^*$
英国人	$r = -.702^*$
インドネシア人	$r = -.599$
原住民	$r = -.099$
その他の民族	$r = -.160$

\* は相関が95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

ネシア人 $- .449$  という値が得られる。インド人、英国人については、相関は、負から低い正の値へとかわり、これらの民族は離婚率を低めるための直接的な影響をもたないように思われる。後三者については相関は依然として負のままである。以上によって、マレー人の離婚傾向を低めるために直接的に影響を及ぼしている他民族は、中国人、インドネシア人、原住民、「その他の民族」であることが推測される。これらの各民族の割合の合計と離婚率との相関は、 $r = -.936^*$  というきわめて高い値を示す。中

国人の割合と、インドネシア人の割合との合計と離婚率との相関は、 $r = -0.933^*$  である。

後章で詳しく述べるように、中国人の結婚は、マレー人や西洋人のそれに比して安定しているといわれる。マラヤおよびシンガポール在住の中国人に関しては、シンガポールの中国人について FREEDMAN が<sup>2)</sup>、北部マラヤの潮州系中国人農民について NEWELL が<sup>3)</sup>、この傾向を指摘している。また、マラヤにおけるマレーシアン（マレー人の外にインドネシア人、原住民を含む）、中国人、インド人の婚姻状態を、1957年センサスに従って観察すると、表 25 のごとくなる。離別者の占める割合は、男女とも、マレー人において最も高く、中国人において最も低い。

表 25 マレーシアン・中国人・インド人における 15 歳以上の男女の婚姻状態 (1957 年)

		未 婚	有配偶	死 別	離 別	不 明	計
		%	%	%	%	%	%
マレーシアン	男	25.7	69.7	2.0	2.5	0.1	100.0
	女	10.4	70.7	12.7	6.2	0.0	100.0
中 国 人	男	39.9	55.2	4.2	0.5	0.2	100.0
	女	25.6	59.5	14.4	0.4	0.1	100.0
イ ン ド 人	男	30.5	63.2	5.2	1.0	0.1	100.0
	女	10.7	76.0	12.3	1.0	0.0	100.0

1957 *Population Census of the Federation of Malaya*. Report No. 14, pp. 73-75 による。

マレー人が中国人との直接的な接触を通して、中国人の婚姻に対する考え方を見習い、中国人側からの批判を受け入れて低い離婚傾向を示すようになったと考えることは勿論可能である。このような接触の影響は、逆に中国人の側にも現われていて、例えばマレー人の離婚の多い Kelantan 州に居住する中国人の離婚者の割合は、他の州に比してずっと多い。しかし

2) FREEDMAN (1957), p. 176.

3) NEWELL (1962), p. 61.

Kelantan のように中国人の少ない州は別として、一般にマレー人と中国人は生活の大部分の領域において分離されているので、直接的な模倣・批判の効果が果たしてどの程度有効であるかは疑問である。マレー人の離婚に際して調停の役割をも果たすイスラム法廷の *kathi* や、他の指導的な役割を演ずる人々の間に、中国人との接触を通して知的に形成された価値観が、一般マレー人に影響を与えるという筋道なども考える必要がある。

インドネシア人の影響の意味づけは、中国人の場合に比して、より困難である。既に述べたように、ジャワ人およびミナンカバウ人の離婚傾向は非常に高いし、その他のインドネシア人の離婚傾向も決して低いとは言えないからである。またマラヤへ渡ったインドネシア人は、ジャワ、スマトラ、セレベス等、出身地、文化的背景を異にし、決して一様には扱えないからである。インドネシア人の存在の離婚率低下に対する影響は、直接的間接的の二通りの方法が考えられる。直接的な影響としては、他郷に住みついたインドネシア人が、環境の変化に応じて自らの離婚傾向を低下せしめ、インドネシア人自身の低い離婚率がそのままイスラム教徒の離婚率を低くしているという考え方があげられる。とくにインドネシア人の多い Johore, Selangor について言えそうである。間接的な影響に関して、ここで指摘できるのは、宗教・言語というマレー人と近似した要素をもつインドネシア人のマレー人社会への融合は、中国人よりもずっと容易であり、彼等の行動のマレー人に対する影響が現われ易いということである。

原住民、およびその他の民族は、相対的な割合も低く、相関値も低いので、無視してもほとんど差支えないと思われる。

3 都鄙・産業構成と離婚率 ヨーロッパにおいては、一般に都市において離婚率が高く、村落において低いという傾向が認められた。マレー

人に関しても、都市あるいは村落における居住が、離婚傾向とどのような関係をもつかを検討する必要がある。1957年センサスによる各州のマレーシアンの都鄙別居住状態は表 26 の通りである。これらと州別離婚率との相関は、人口 10,000 以上の地域居住者の占める割合について、 $r = -.228$ 、1,000～9,999 の地域居住者の割合について、 $r = +.664^*$ 、1,000 未

表 26 マラヤ各州におけるマレーシアンの都鄙別居住状態 (1957)

州	人口 1 万 以上の地 域	人口 1 千 ～1 万未 満の地域	人口 1 千 未満の地 域	全地域
	%	%	%	%
Johore	13.6	6.6	79.8	100.0
Malacca	6.5	2.3	91.2	100.0
Selangor	21.4	8.8	69.8	100.0
Perak	9.3	8.1	82.6	100.0
Penang	24.9	5.5	69.6	100.0
Negri Sembilan	5.8	8.2	86.0	100.0
Pahang	8.7	9.5	81.8	100.0
Kedah	6.3	4.9	88.8	100.0
Perlis	0.0	5.3	94.7	100.0
Trengganu	15.8	13.8	70.4	100.0
Kelantan	7.8	12.1	80.1	100.0

1957 *Population Census of the Federation of Malaya*,  
Report No. 14, p. 10, Table 2-8 および Table 2-9 による。

満の地域居住者の割合については、 $r = -.061$  となる。人口規模の大きい地域、および小さい地域に居住するものの割合については、離婚率との相関がほとんど認められない。中規模の地域に居住するものの割合について統計的に有意な正相関が認められるが、これはマレー人が総人口の 9 割以上を占め、行政・経済活動にも活発な Kelantan, Trengganu の 2 州の数値にひきずられて現われた数値であるため、意味を過大に評価することは危険である。

経済活動を行なっているマレーシアン男子のうち、第 1 次産業に従事す

るものの割合、および、分類基準は異なるが、専門・行政職に従事するものの割合を州別にみると、表 27 の通りである。これらの割合と離婚率との相関係数を算出すると、それぞれ、 $r=+.712^*$ 、 $r=-.774^*$  となる。第 1 次産業従事者の多い州では離婚傾向が高く、専門・行政職従事者の多い州では低い。しかしながら、第 1 次産業従事率の高い州では、中国人およびインドネシア人が少なく、専門・行政職従事者の多い州では、その逆という事実に注目して、

中国人・インドネシア人の占める割合を除去した偏相関係数を求めると、第 1 次産業従事率に関しては、 $-.127$ 、専門・行政職従事率に関しては、 $+.365$  という、低いけれどもむしろ逆方向の偏相関係値が現われる。

**4 教育の普及と離婚率** 教育は、理想とされる価値体系、あるいは新しい価値体系の浸透にとって大きな役割を果たすので、その普及と離婚率との関係を調べることは興味深い。各州のマレーシアのうち学校教育を全くうけなかった者の占める割合は、1957 年センサスによると表 28 の通りである。ここでは、全年齢と 15~24 歳の年齢階級<sup>4)</sup>に関する数値を男女別に示した。これらと州別離婚率との相関は表 29 のようになり、い

表 27 マラヤ各州のマレーシアン男子における第 1 次産業従事者および専門・行政職従事者の占める割合 (1957)

州	第 1 次産業従事者 %	専門・行政職従事者 %
Johore	11.6	3.5
Malacca	16.4	4.0
Selangor	23.2	4.1
Perak	30.9	3.3
Penang	40.4	4.2
Negri Sembilan	19.7	3.7
Pahang	53.4	3.4
Kedah	64.6	2.6
Perlis	81.3	2.3
Trengganu	58.3	2.4
Kelantan	61.8	2.7

1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No.13, Table 15 による。

4) マレー人の離婚は結婚後まもなく生ずるものが多いと考えられるので、結婚適齢にあたるこの年齢層にとくに注目する必要がある。

表 28 マラヤ各州のマレーシアンにおける就学経験のない者の割合 (1957)

州	全年齢		15~24歳	
	男	女	男	女
	%	%	%	%
Johore	45.7	71.6	13.8	55.1
Malacca	35.1	70.8	5.8	50.9
Selangor	40.4	66.2	10.0	46.7
Perak	38.0	62.2	10.6	37.7
Penang	30.1	58.1	4.5	28.8
Negri Sembilan	35.9	65.6	5.6	40.3
Pahang	49.0	72.6	18.9	51.9
Kedah	51.8	80.4	26.3	70.7
Perlis	44.8	72.2	16.9	49.9
Trengganu	64.3	81.7	33.0	71.1
Kelantan	66.1	84.4	36.8	73.9

1957 Population Census of the Federation of Malaya, Report No. 3~No. 13, Table 10 A による。

表 29 マレーシアンにおける就学経験がない者の割合(1957)と離婚率(1953~57年平均)との相関

	相関値
マレーシアン全年齢(男子)	$r = +.845^*$
マレーシアン全年齢(女子)	$r = +.758^*$
マレーシアン15~24歳(男子)	$r = +.861^*$
マレーシアン15~24歳(女子)	$r = +.701^*$

\* は、95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

どの多い地域でもある。中国人、インドネシア人の影響を除去した偏相関係数を算出すると、15~24歳男子における学校教育をうけなかった者の割合の場合、+.256、男子の何らかの言語に関する識字率の場合、-.375となり、値は小さくなるが、相関の方向は変わらない。教育が、中国人・インドネシア人の影響とは独立した立場から離婚率を低下させるような働

ずれの場合にも統計的に有意な正相関がみられる。男子における相関値は女子に比して高く、最も高い値は、15~24歳男子における  $r = +.861^*$  である。

教育の普及を示す他の指標は識字率である。表 30 は 1957 年センサスに従って、15 歳以上のマレーシアンの、何らかの言語、マレー語、英語に関する識字率を州別に示す。これらの識字率と離婚率との相関は表 31 のごとくになりいずれにおいても統計的に有意な負相関がみられ、識字率の高い地域では離婚率が低いことを物語る。最も高い相関を示すのは、男子の何らかの言語に関する識字率で、 $r = -.883^*$  である。

産業構成の場合と同様、教育の普及した地域は、同時に中国人な

表 30 各州における 15 歳以上のマレーシアンの識字率(1957)

州	男 子			女 子			男 女 計		
	何らかの言語	マレー語	英語	何らかの言語	マレー語	英語	何らかの言語	マレー語	英語
Johore	66%	65%	9%	25%	24%	2%	46%	45%	5%
Malacca	83	82	7	21	21	1	48	47	4
Selangor	75	74	14	33	33	3	55	54	9
Perak	77	76	8	38	37	2	57	57	5
Penang	85	84	12	38	38	3	61	60	7
Negri Sembilan	85	84	11	32	30	2	57	56	6
Pahang	61	61	5	23	23	1	42	42	3
Kedah	55	55	3	13	13	1	34	33	2
Perlis	58	58	4	20	20	1	38	38	2
Trengganu	33	33	3	9	9	0	21	20	1
Kelantan	32	32	3	9	9	0	20	20	2

1957 *Population Census of the Federation of Malaya*, Report No. 3~No. 13, Table 11 A による。

表 31 州別離婚率(1953~57年平均)とマレーシア識字率(1957)との相関

	何らかの言語	マレー語	英 語
男	-.883*	-.882*	-.827*
女	-.775*	-.776*	-.765*
男女計	-.878*	-.874*	-.740*

\* は95%レベル以上で統計的に有意なことを示す。

で結婚させ、その結婚が失敗すると、娘は夫と別れて今度は自分でも次の配偶者を探ることができるようになる」と報告している<sup>5)</sup>。

Perlis 州においても、1964 年、Kangar のアラビック・スクールでの公開討論会で、ザカート・フィトラ委員会の HUSSAIN BIN ABDUL RAHMAN が、父母が孫の顔みたさに息子や娘をはやく結婚させ、これが離婚の原因となっていると話している<sup>6)</sup>。

5) FIRTH, ROSEMARY (1966), pp. 40~45.

6) *The Strait Times*, July 29, 1964 の記事による。

きをしていることが推測できる。

5 早婚と離婚率 既に紹介したように、ROSEMARY FIRTH は Kelantan のマレー人漁村において、父親が娘の純潔を守るために、娘のために選んだ青年と非常に若い年齢



このような親の意志にもとづく早婚が離婚に影響を与えるならば、早婚傾向の高い地方ほど離婚率が高いことが予想される。婚姻適齢は各地方の慣習によって変化し、成熟度の認定はマラヤ全域にわたって一様であるとはいえないから、一定の年齢を基準として早婚を論ずることには多少の無理があるが、ここでは早婚の一つの指標として、1957年センサスにもとづいて、15～19歳の年齢階級における結婚経験者の占める割合（表32参照）を用いることにする。

表 32 各州における15～19歳のマレーシアン中結婚経験者の占める割合（1957）

州名	男 女	
	%	%
Johore	4.5	45.4
Malacca	3.7	35.0
Selangor	3.7	46.6
Perak	5.1	45.8
Penang	2.9	40.7
Negri Sembilan	3.4	50.4
Pahang	8.0	54.4
Kedah	10.1	59.6
Perlis	14.7	55.5
Trengganu	13.4	68.2
Kelantan	15.3	75.5

1957 *Population Census of the Federation of Malaya*, Report No. 3-No. 13, Table 8 A による。

これらの割合と州別離婚率との相関を調べると、男子の場合、 $r = +.889^*$ 、女子の場合、 $r = +.910^*$  となる。より高い相関を示す女子の場合について、中国人・インドネシア人の占める割合の影響を除去した離婚率との偏相関を算出すると、+.537となる。また教育普及の代表的な指標としての男子の何らかの言語に関する識字率の影響を除去した偏相関は、+.524となる。このように、早婚地域と高い離婚率との独自の結びつきを認めることができる。

## 6 高離婚率地域の特色 すでに述べ

て来た若干の指標にもとづく分析だけではもちろん十分ではないが、一応これらの総合を試みよう。これまでに知り得た高離婚率地域の特色は次の通りである。

- (i) 中国人・インドネシア人などの他民族の割合が少ない。換言すれば、純粋なマレー人的特色を保っている。

(ii) 教育が普及しておらず、就学経験者の割合、識字率ともに低い。

(iii) 男女ともに早婚の傾向がある。

いま、(i)に関しては中国人・インドネシア人の占める割合、(ii)に関しては男子の何らかの言語に関する識字率、(iii)に関しては15～19歳の女子中結婚経験者の占める割合を、それぞれの離婚率との相関の高さゆえに、代表的な指標とみなすことにする。各指標について、他の2者の影響を除去した離婚率との偏相関係数を求めると、中国人・インドネシア人の場合 $-0.648$ 、教育の場合 $-0.022$ 、早婚の場合 $+0.415$ という値が得られる。

教育の離婚に対する関係は、方向こそ変わらないが、非常に低く評価される。教育の普及と早婚の間には高い逆相関( $r = -0.924^*$ )が認められるから、教育の普及が婚姻年齢を高める作用をもち、離婚に対する教育の影響の大きな部分は、この方向を通して現われると考えられるかも知れない。諸要因がそれぞれある程度の独立性をもちながら、規定・被規定の複雑なメカニズムを通して離婚の発生に作用していることに注意する必要がある。

以上に示した諸指標の値は、次第に変化しつつある。1947年から1957年にかけてのマラヤ全体についていえば、15～19歳のマレーシアン女子における結婚経験者の割合は、59.1%から54.1%へと減少しているし<sup>7)</sup>、15歳以上のマレーシアン男子の何らかの言語に関する識字率は、49%から61%へと上昇している<sup>8)</sup>。中国人の割合に関しては、38.4%から37.2%へとわずかな減少がみられるが<sup>9)</sup>、近代化の進展と共に、接触は質的に密になって来ていると推測される。このような変化を前提として、マレー人の離婚は減少の傾向をたどることが期待される。

7) 1947年および1957年センサス結果から算出。

8) 1957年センサス, Report No. 14, Table 9 A(1)から引用。

9) 1957年センサス, Report No. 14, Table 1-5 から引用。

## G マラヤ・シンガポール・インドネシア におけるイスラム教徒の離婚傾向の変化

### 1 マラヤにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の年次的変化

マラヤ各州のイスラム教徒の婚姻数と離婚数の年次的な推移を、おのおの最初の年を100とした指数でグラフに示すと、図6のようになる。それぞれの変化に関して、最小自乗法による趨勢直線をひくと、細実線(婚姻)、お

表 33 マラヤ各州における  
趨勢直線による婚姻と  
離婚の年平均増減率

州	婚姻 離婚	
	%	%
Johore	+2.0	-1.6
Malacca	-1.2	-7.1
Selangor	-0.4	-0.8
Perak	+0.2	-3.1
Penang	0.0	-5.2
Negri Sembilan	-1.2	-6.0
Pahang	+0.1	-6.2
Kedah	-4.3	-5.0
Perlis	+3.8	+0.9
Trengganu	+0.3	+1.2
Kelantan	-2.7	-7.5

よび一点鎖線(離婚)で示すようになり、概して、婚姻に比して離婚はより強い減少傾向をみせている。

趨勢直線の勾配を平均値で割ることによって年平均増減率を算出すると、表33の通りになる。Trengganuにおいては、離婚数の増加率が例外的に婚姻数の増加率を上まわりますが、他のすべての州において、婚姻に対する離婚の相対的な減少が見出される。すなわち、Johore, Perak, Penang,

Pahang では婚姻の増加あるいは横ばいにも

もかかわらず離婚の減少がみられ、Malacca, Selangor, Negri Sembilan, Kedah, Kelantan においては婚姻も減少の傾向を示すが、離婚の減少のほげしさはそれを上まわり、Perlis においては両者ともに増加の傾向を示すが、離婚の増加は婚姻の増加よりもゆるやかである。

### 2 シンガポールにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化

シンガポ

図6 マラヤ各州のイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動  
(1945-1958)

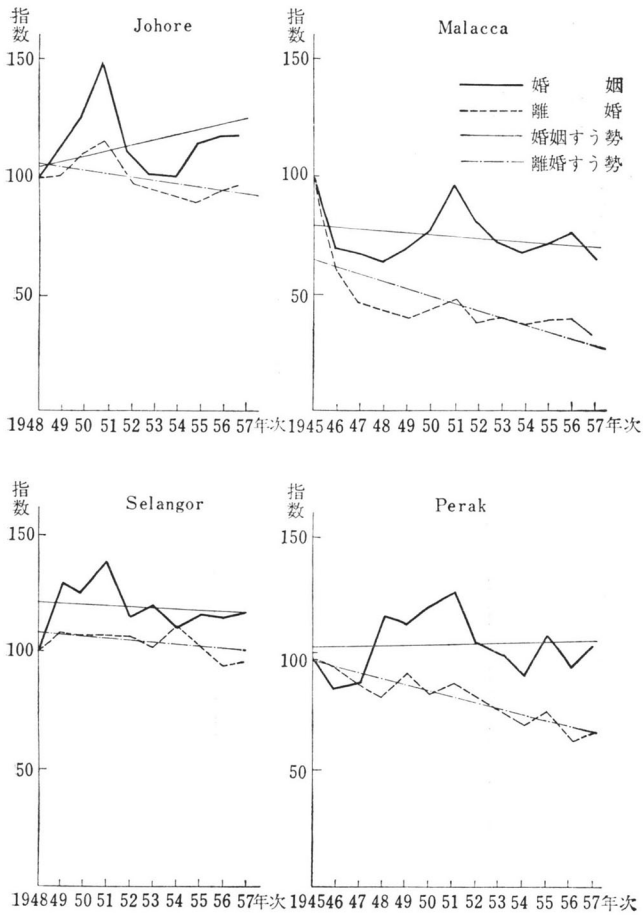


図 6 (ii)

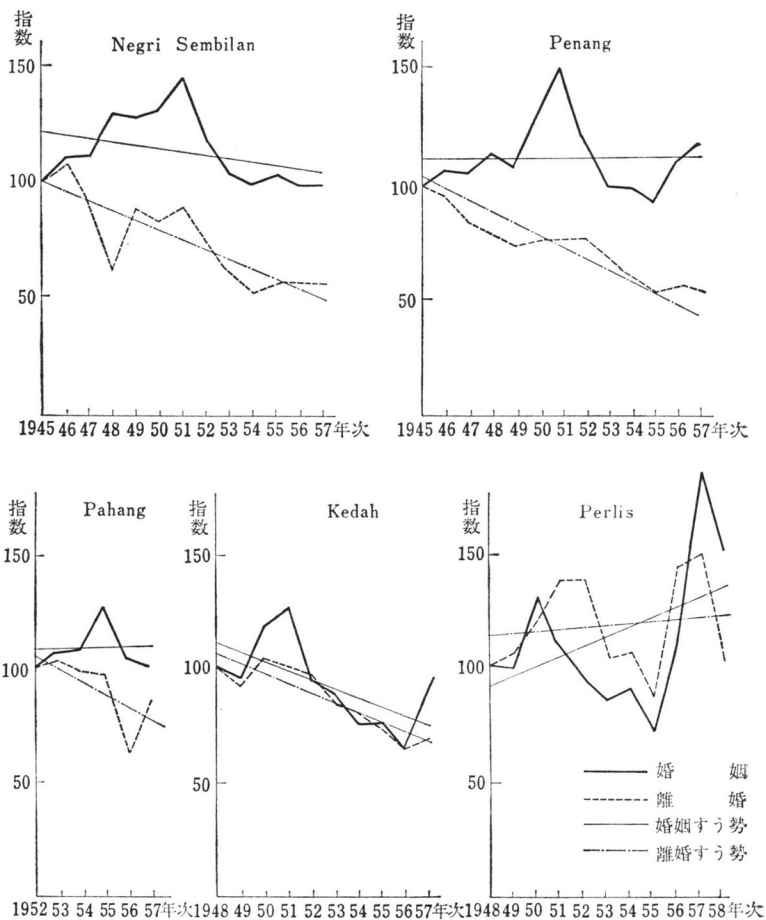
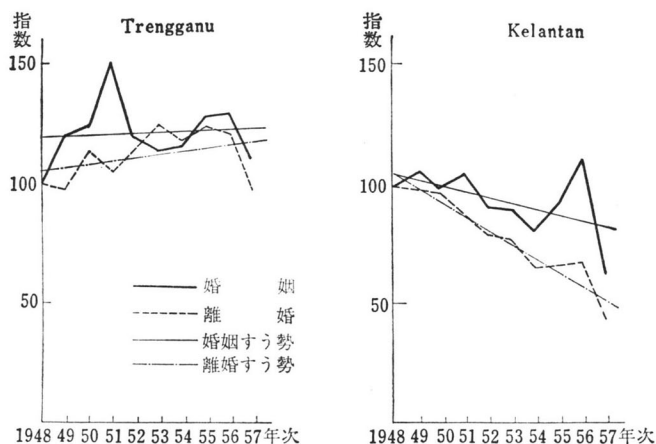


図 6 (iii)



ールは基本的に中国人の町である。1965年における推計人口1,864,900のうち、中国人が74.9%、マレー人が14.3%、インド・パキスタン人が8.2%を占めている<sup>1)</sup>。マレー人はほとんど例外なしにイスラム教徒、インド・パキスタン人は約20%がイスラム教徒であると推定されている<sup>2)</sup>ので、総人口の約16%がイスラム教徒であると考えられる。これらのイスラム教徒のうち、マレー人の占める割合は、約88%である。

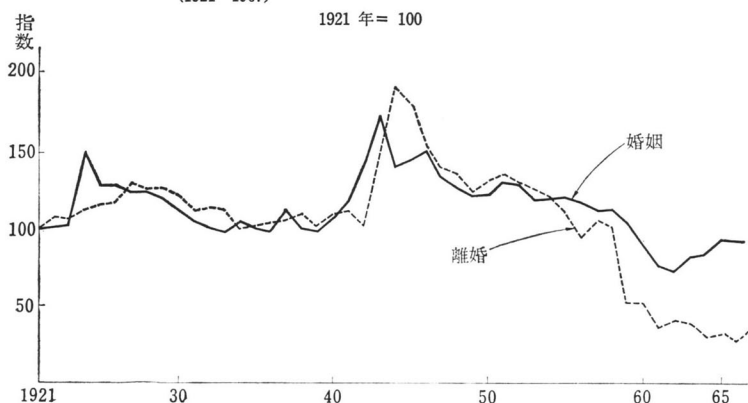
シンガポールのイスラム教徒の婚姻と離婚の統計は既に示した通りである。シンガポールのイスラム教徒の離婚傾向をマラヤ諸州のそれと比較するために、1953～57年における婚姻100に対する離婚の割合を計算すると、52.1となる。また人口1,000に対する離婚率を推定すると5.68となる。婚姻に対する比においては、マラヤにおける第5位のPahangと

1) *Singapore Year Book 1965*, p. 67 より算出。

2) *Singapore Annual Report 1956*, p. 27.

第6位の Negri Sembilan の間に、人口に対する比においては、第6位の Negri Sembilan と第7位の Penang の間に位置づけられる。中国人の占める割合が高いシンガポールでは、マラヤのどの州におけるよりも低い離婚傾向が存在することが期待されそうであるが、この数値からみるとそれだけでは説明されない要因が存在するようである。マラヤにおいては殆ど顕在化しなかった都市生活、あるいは都市的な産業に従事することの影響が、シンガポールのイスラム教徒においては強く現われているのかも知れない。

図7 シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動  
(1921~1967)



婚姻数と離婚数の変動を、1921年を100として指数グラフに示すと図7のようになる。変動の傾向の特徴に従って、(i)1921~40年、(ii)1941~53年、(iii)1954~66年の3時期に分けることができる。(i)においては婚姻・離婚ともにほぼ横ばいの状況が、(ii)においては両者の均衡が保たれたままでの大きな変動が、(iii)においては婚姻・離婚ともに減少するなかで、とくに後者のはげしい減少がみられる。1959年にはじまる離婚数の急激な減少は、1966年には15.8という以前に比してきわめて低い

婚姻・離婚比を出現させるが、このような変化の理由については後節で詳述する。

**3 インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向の変化** インドネシアの宗教局によって発表されたイスラム教徒の婚姻と離婚の数は表 34のごとくである。インドネシアは、3,000 有余の島々からなるが、それぞれの歴史的経験も異なり、生活様式や利害関心に著しい地域差がみられる。イスラム教についても浸透の度合が地域によってかなり異なる。このような条件下にあるインドネシアのイスラム教徒を一つの全体像として扱うことには若干の危険性があるが、ここにあらわれた婚姻・離婚の大部分

図 8 インドネシアにおけるイスラム教徒の婚姻数と離婚数の変動 (1950-1961)

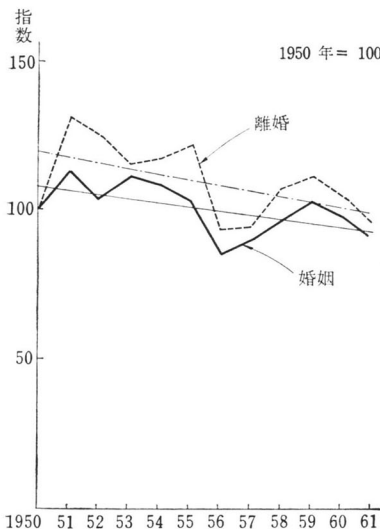


表 34 インドネシアにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚 1950~1961

年次	婚姻数	離婚数	婚姻 100 に対する離婚
1950	1,276	629	49.3
1951	1,443	815	56.5
1952	1,310	783	59.8
1953	1,417	723	51.0
1954	1,383	735	53.1
1955	1,313	760	57.9
1956	1,086	584	53.8
1957	1,148	598	52.1
1958	1,242	672	54.1
1959	1,320	697	52.8
1960	1,254	654	52.2
1961	1,162	606	52.2

Statistical Pocket Book of Indonesia, 1957~1963 による。



はジャワ島のものと同みなされる。

1950 年を 100 として、婚姻数と離婚数に関する指数の変動をグラフに示すと図 8 のようになる。平均変動率は、それぞれ  $-1.3\%$ 、 $-1.6\%$  で離婚の減少傾向の方がわずかに大きい。減少傾向はマラヤに比べるとほとんど存在しない程度に過ぎない。

**4 マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚に対する態度の変化** すでに見て来たように、マラヤ・シンガポール・インドネシアのいずれにおいても、程度こそ異なれ、イスラム教徒の離婚率の低下の傾向がみられる。以下、このような減少の底にひそむ価値観の変化をさぐることにする。

まず最初に減少傾向がとくに顕著なシンガポールに着目しよう。シンガポールにおいて 1959 年以降にみられる激しい離婚減少の理由として、DJAMOUR は次の 5 点をあげている<sup>3)</sup>。

- (i) イスラム法廷における調停への努力の増大。
- (ii) 夫妻相互の同意のない離婚が認められにくくなったこと。
- (iii) 寡婦や離別した女にとって、配偶者のある男を離別させた上で、自分と結婚させることが困難になったので、主な努力を拘束されていない男にむけるようになったこと。
- (iv) 以前はシンガポールの *kathi* が女性からの離婚の訴えを容易に認める傾向があったので、離婚証明を得るために、マラヤから女達がやって来たといわれること。
- (v) 以前においては夫が貧乏になったり、失業した場合、妻の離婚請求がおこり易かったが、現在では社会扶助の制度が発達してきたので、こ

3) DJAMOUR (1966), pp. 143 f.

のようなケースが少なくなったこと。

上記の理由のうち、とくに重要なのは、(i)および(ii)であろう。これらは 1880 年の Muslims Ordinance に代って 1958 年 12 月 27 日から施行された 1957 年の Muslims Ordinance、および 1960 年 5 月 27 日から施行されたその改正とを背景にしている。1957 年の Muslims Ordinance 第 12 条第 7 項においては、離婚に際する夫妻の同意の確認が規定されており、1960 年の改正においてはこの傾向がさらに強化されるのである。またこれらの法令に従って、イスラム法廷 (Shariah Court) が設立され、離婚に対する調停機能を強力に果たすようになった。このように、シンガポールの離婚の減少に関しては、社会の指導層における新しい考え方が法令という形を通して、強力に民衆に適用されたという側面が少なからずみられる。

しかし、シンガポールにおける離婚の減少は、このような法令の施行に先行する 1955 年頃から現われはじめていることにも注意する必要がある。すなわち一般的な価値観においても、法令の施行以前から徐々に変化があったと考えられるのである。

離婚を阻止しようとする動きはマラヤにおいても現われている。KATHLEEN JONES は、その 1958 年の著書でイスラムの指導者達が離婚の多さとその重大な社会的影響によく気づいており、近年、イスラム教徒に対して、軽率な結婚契約と十分な理由をとまなわぬ離婚が望ましくないと、くり返し警告してきたと述べている<sup>4)</sup>。既に紹介した Perlis 州での HUSAIN BIN ABDUL RAHMAN の発言も、この種のものと考えられる。

インドネシアでも宗教関係者による離婚抑制への動きが存在する。CLIFFORD GEERTZ は宗教官吏 ARIFIN が、中部ジャワの村で民衆に対して

---

4) JONES (1958), p. 36.

行なった話を紹介している。ARIFIN は、KUA (*Kantor Urusan Agama*, 宗教行政局) が、永続的な「真実の結婚」をもたらすため努力しているが、事態はまだ悪いと語った。しかし、ARIFIN によれば、KUA の宣伝活動が始められる前の年においては、結婚 1,000 に対して 800 の離婚があったが、それが結婚 1,000 に対して 500 まで下ってきたという<sup>5)</sup>。

S. TAKDIR ALISJAHBANA も、インドネシアにおける離婚抑制への方向を指摘している。すなわち、イスラム教徒は宗教省を統制してきたが、彼等は、時代精神にのっとり何らかの改変をはじめた方がよいと考えるようになり、若干の建設的な方法がとられて来た。例えば、調停裁判所が設立され、判決が発効する前に、離婚を求めている夫妻に対して忠告を与え、調停を試みるようになった<sup>6)</sup>。

インドネシアの婦人運動も、男子専制的な傾向をもつイスラム法による離婚に対して、反対の動きを示してきているといわれる<sup>7)</sup>。

#### H マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるイスラム教徒の離婚傾向とアラブ諸国を中心とするイスラム教国における離婚傾向との比較

マラヤ・シンガポール・インドネシアのイスラム教徒の離婚率は、アラビアを中心とする本来のイスラム教圏の離婚率と比較した場合、どのような高さを示すであろうか。この問題について完全に論ずるためには、マラヤ・シンガポール・インドネシアのイスラム教諸民族に比較した場合の、

5) GEERTZ, C. (1960), pp. 205 f.

6) ALISJAHBANA (1966), p. 115.

7) KROEF (1965), pp. 214 f. および GRANT (1964), pp. 129 ff.

アラビアを中心とするイスラム教圏の諸民族における親族構造を明らかにせねばならない。しかし、ここでは前者の離婚傾向がきわだって高いということの確認を主な目標とするので、これらについて詳しく検討することはしない。

大ざっぱに言えば、アラビアを中心とするイスラム教圏における親族構造は、父系的な色彩をもっている。このことは、例えば、TANNOUS が中東のアラブの村落について<sup>1)</sup>、GRANQUIST がパレスチナの村落について<sup>2)</sup>、DONALDSON がイランについて<sup>3)</sup> 指摘している。MURDOCK の *Ethnographic Atlas* によっても、Bedouin 族および北アフリカ海岸部のアラブにおいて、父系的な傾向が見出される<sup>4)</sup>。ACKERMAN が低い離婚率との関係において注目した逆縁婚 (levirate) の存在に関しては、GRANQUIST においてその記述がみられる<sup>5)</sup>。

国連人口統計年鑑にしたがって、アラブ連合、アルジェリア、イラン、イラク、ヨルダン、レバノン、シリア、トルコにおける人口 1,000 に対する離婚率および婚姻 100 に対する離婚の比を示すと表 35 のようになる<sup>6)</sup>。附記した婚姻率の低さから、アラブ連合を除く諸国においては、婚姻届出における不備が存在すると考えられる。離婚の届出が婚姻と同じ位不完全であると考えれば、婚姻・離婚比は、人口に対する離婚率に比して、離婚傾向をあらわすよりよい指標といえるであろう。

1) TANNOUS (1944), pp. 528~537.

2) GRANQUIST (1931), p. 141.

3) DONALDSON (1938), p. 51.

4) MURDOCK (1967), p. 190, p. 194.

5) GRANQUIST (1931), p. 86. 同時に sororate の存在についても触れられている。

6) 人口の半数が諸々の派のキリスト教徒であるレバノンを除けば、これらの国々ではイスラム教徒が大部分を占めている。イランにおけるイスラムは他の国とは異なり、シーア派が公式に認められており、数的にも大多数を占めている。

表 35 アラビアを中心とするイスラム教国における婚姻率、離婚率、  
および婚姻 100 に対する離婚の割合 1935～1967

	アラブ連合 (エジプト)						アルジェリア (イスラム教徒)		
	1957年以前の国連人口 統計年鑑による数値			1958年以降の国連人口 統計年鑑による数値			婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚
	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚			
1935	13.5	3.6	26.9	13.4	2.80			26.3	
1936	13.8	3.42	24.7	13.8	2.66			28.8	
1937	13.1	3.51	26.7	13.1	2.73			29.2	
1938	11.8	3.39	30.5	11.7	2.63			25.9	
1939	11.1	3.22	29.1	11.1	2.48			22.6	
1940	11.8	3.21	27.3	11.8	2.44	20.8		24.3	
1941	13.7	3.52	25.6	13.7	2.70	19.7		25.9	
1942	15.1	4.06	26.9	15.1	3.12	20.6		16.5	
1943	15.6	4.50	28.9	15.6	3.46	22.2		16.9	
1944	15.4	4.67	30.3	15.4	3.63	23.6		22.0	
1945	14.9	4.33	29.0	14.8	3.45	23.3		37.0	
1946	15.2	4.28	28.1	15.1	3.47	23.0	3.8	1.11	29.5
1947	13.6	3.95	28.9	13.6	3.20	23.6	4.2	0.91	21.9
1948	14.0	3.91	28.0	13.9	3.13	22.6	4.8	0.86	18.0
1949	14.1	3.71	26.3	14.0	3.02	21.6	7.6	1.02	13.3
1950	13.4	3.67	27.4	13.3	2.95	22.2	41.2	1.45	3.5
1951	12.1	3.61	29.8	12.0	2.86	23.8	20.4	1.71	8.4
1952	10.8	3.24	30.0	10.8	3.24	30.0	10.2	1.69	16.6
1953	9.8	2.83	28.8	9.7	2.83	28.8	9.7	1.70	17.5
1954				9.6	2.05	21.1	9.9	1.62	16.3
1955				9.8	2.39	24.3	9.9	1.61	16.2
1956				9.4	2.42	25.8	6.8	1.02	15.0
1957				10.0	2.48	24.8	7.2	0.78	10.8
1958				9.2	2.43	26.3	8.2	0.94	11.4
1959				9.1	2.40	26.5	9.5	0.90	9.5
1960				10.9	2.50	23.0	9.3		
1961				8.6	2.32	27.0			
1962				8.4	2.03	24.2			
1963				9.8	2.11	21.6			
1964				10.5	2.14	20.5			
1965				10.0	2.16	22.1			
1966				—	2.16	—			
1967				7.3	1.84	25.3			

国連人口統計年鑑による。



表 35 (iii)

	レバノン			シリア			トルコ		
	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	婚姻 100 に対する 離婚
1935								0.15	
1936								0.15	
1937								0.22	
1938								0.20	
1939								0.22	
1940								0.23	11.8
1941								0.22	11.4
1942								0.28	12.9
1943								0.30	13.6
1944	6.5	0.49	7.5	6.5	1.02	15.6		0.32	13.5
1945	5.9	0.49	8.4					0.33	14.4
1946	5.8	0.50	8.6				2.2	0.33	15.3
1947	4.8	0.40	8.2	4.3	0.75	17.3	2.5	0.35	14.3
1948	5.5	0.37	6.6	4.4	0.70	15.9	2.4	0.34	14.1
1949	5.2	0.36	7.0	5.6	0.71	12.7	2.5	0.36	14.6
1950	6.3	0.41	6.5	7.7	0.75	9.7	2.4	0.38	15.9
1951	5.5	0.38	7.0	6.4	0.71	11.2	2.4	0.41	16.8
1952	6.0	0.42	7.1	6.7	0.73	11.0		0.43	16.8
1953	6.3	0.37	5.9	7.2	0.77	10.7		0.43	16.8
1954	7.8	0.48	6.3	7.1	0.72	10.3		0.43	16.5
1955	12.4	0.65	5.4	6.3	0.66	10.6	9.3	0.43	16.2
1956	7.0	0.51	5.8	6.7	0.56	8.4		0.45	18.4
1957	6.6	0.45	5.4	7.5	0.60	8.0	8.1	0.42	17.8
1958	4.9	0.34	5.5	11.5	0.76	6.6	8.4	0.43	17.5
1959	8.3	0.63	6.0	10.8	0.67	6.4	8.1	0.41	17.0
1960	7.2	0.56	6.2	9.4	0.75	8.3	7.6	0.40	16.5
1961	6.9	0.46	6.7	6.4	0.66	10.4		0.36	15.5
1962	6.8	0.44	6.4	6.4	0.67	10.4		0.37	15.6
1963	6.5	0.46	7.1	6.1	0.64	10.5		0.37	15.7
1964	6.1	0.40	6.5	6.7	0.63	9.4		0.37	14.8
1965	6.4	0.41	6.5	6.5	0.60	9.2		0.39	15.7
1966	6.6	0.49	7.4	6.6	0.59	9.0			
1967	6.0	0.39	6.5	5.7	0.56	9.8			

1953～57年の5ヵ年の  
 平均値について、これらの  
 国々とマラヤ・シンガポ  
 ール・インドネシアのイスラ  
 ム教徒とを比較すると表36

のようになる。後三者の方  
 がいちじるしく高い離婚傾  
 向をもつことが分る。

アラビアを中心とするイ  
 スラム教国においては、表  
 35に示した中では、アラ  
 ブ連合における離婚傾向が  
 最も高い。アラブ連合にお

ける婚姻数および離婚数は、1957年以前の国連人口統計年鑑における公表値(1935～1953)と、1958年以後の公表値(1940～1967)との間に違いがみられ、後者において少なくなっている。両者を通じての最高値は、婚姻に対しては1938年の30.5、人口1,000に対しては1944年の4.67であって、マラヤ・シンガポール・インドネシアのイスラム教徒の離婚傾向よりもはるかに低い。

GOODEはアルジェリアについて、1897年～1955年における婚姻1,000に対する離婚の割合を示している<sup>7)</sup>。その最高値は1905年の410であり、かなり高い値ではあるが、なおマラヤ・インドネシア、およびかつてのシンガポールのイスラム教徒の離婚傾向には及ばない。

表 36

マラヤ・シンガポール・インドネシアのイス  
 ラム教徒の離婚傾向とアラビアを中心とする  
 イスラム教国における離婚傾向の比較  
 (1953～1957年平均)

国名	婚姻100に 対する離婚 の割合	離婚率 (人口千対)
マラヤ(イスラム教徒)	54.4	7.74
インドネシア( " )	53.6	7.96
シンガポール( " )	52.1	5.68
アラブ連合	24.9	2.43
イラン	18.3	1.40
トルコ	17.1	0.43
アルジェリア(イスラム教徒)	15.4	1.35
イラク	12.7	0.34
ヨルダン	12.3	1.16
シリア	9.5	0.66
レバノン	5.7	0.49

表 21.22.34 および国連人口統計年鑑による。

7) GOODE (1963), p. 160. 1897, 1900, 1905, 1910, 1920, 1930, 1940, 1948, 1949, 1950, 1951, 1955 の各年に関する数値。



以上に示してきたように、アラビアを中心とするイスラム教圏においては、一般にかなり高い離婚傾向がみられる。これらの諸民族における父系的な親族構造は、逆縁婚の存在やその他の慣行を含めてより詳しく検討されねばならないが、おそらくイスラム教自体と高い離婚率との結びつきも決して無視できないであろう。しかし、これらの離婚傾向は、マラヤ・シンガポール・インドネシアのイスラム教徒にくらべるとかなり低い。われわれはここで、前者の親族構造に関してはなお不明の点があることを認めつつも、イスラム教という共通項を与えた上で、後者における親族構造の離婚多発生に対する作用の強さを確認することができるのである。

## I 結 論

本章においては、マラヤ・シンガポール・インドネシアにおけるマレー系諸民族における親族構造と離婚傾向について論じた。これらを一覧表に示すと次頁の通りである。

本章における最も大きな収穫は、きわめて高い離婚率を発生させている状況をいくつかの社会においてかなり具体的に捉えたことであろう。このような具体的な記述は、それ自体として意味をもつと考えられるが、これらを用いた相互比較によって、きわめて高い離婚傾向の存在をめぐって、GLUCKMAN や ACKERMAN よりも更に詳密な結論に近づくことができる。

マレー系諸民族の離婚に影響を及ぼした二大要因が、親族構造とイスラム教であると考えれば、既に示した資料からは次のような比較が可能である。

(i) 母系制社会対双系制社会（イスラムの存在を共通の条件にする）

民 族	宗 教	出 自	婚姻後の居 住地	逆縁婚順縁婚	婚 姻 対 価	離 婚
Batak	土俗 (一部 イスラ ム)	父系的	父方居住	逆縁婚順縁婚 あり	花婿側から現金ま たは物品	元来少ない
(Toba Batak)	土俗	父系的	父方居住	逆縁婚あり	花婿側から現金ま たは物品	Silindung では少 ない、Toba ではある 程度存在する
Minang- kabau	イスラ ム	母系的	母方居住	逆縁婚順縁婚 は望ましいと 考えられてい る	花婿側から象徴的 な銀貨、花嫁側か らは持参金	非常に多い
(Negri Sembilan)	イスラ ム	母系的	母方居住		花婿側から比較的 少額のイスラム法 による婚資金	多い。(集团的統制 を加えられて少な かった時期もあると いう)
Javanese	イスラ ム	双系的	最初は父方母 方のいずれか 後に新居	なし		非常に多い
Malay	イスラ ム	双系的	父方、母方ま たは新居	なし	花婿側から婚資金 (再婚の場合は少 額)	多い、とくに純粋な マレー人地域にお いては非常に多い
Sea Dayak	土俗	双系的	父方、または 母方		実質的なものなし	非常に多いが、35歳 以下の若い男女に限 られている。罰金を 科せられる
Jakun	土俗	双系的	最初は母方、 後に新居		花婿側から比較的 少額	多い、名目的な罰金 を課せられる場合も ある

(ii) イスラム対非イスラム(双系制社会ということ共通の条件にする)

きわめて高い離婚率を可能にする第1の要因は、夫または妻の、結婚によって新たに所属すべき集団の吸収力が弱いという親族構造上の特徴である。この場合、系譜による集団を欠く双系制社会と、二つの対立する集団関係をもつ母系社会において、いずれに離婚がより多いかということは興味深い問題である。親族集団による統制を欠き、コミュニティ内婚制が存在せず、財産の分割も男女において差がなく、以上のような意味で個人主義的色彩が強くと同時に、必要に応じて任意の親族関係の利用も可能という条件においた場合の双系制社会は、個人が他人に干渉されない離婚権を与えられた場合には、きわめて高い離婚率の存在を許す。これに対して、

Minangkabau のような duo-local な傾向がある母系制社会は、夫が二つの親族集団に同時に所属するという意味で、結合が不安定な側面をもつ。この社会において問題となるのは夫の行動であり、妻の所属は最初から確定している。夫側の集団の要求と妻側の集団の要求との対立が、離婚をきわめて発生させ易くする場合も存在するであろうが、これらの両集団が婚姻を持続させようと努力をすることもある。このようにみえてくると、イスラム法によって夫の離婚の自由が法的に認められていると同時に妻の離婚請求権も事実上慣習的に存在するところでは、仲介役としての双方の親族の存在をもち、また妻の所属が明確な母系制社会の方にいくらかでも低い離婚傾向が認められるように思われる。資料の点からは、双系的な社会であるマラヤの Kelantan およびジャワ人の社会と、母系的な社会であるマラヤの Negri Sembilan およびスマトラの Minangkabau との比較から、上記の見解がかなりの程度まで正しいと考えられる。

きわめて高い離婚率を発生させる第2の要因として、イスラムの離婚法の影響を考えねばならない。TER HAAR は、キリスト教とイスラム教の共通点として、(i) 離婚をきびしく非難すること、(ii) 結婚を集団的なことがらとして扱わず、また、婚姻解消の個人的な側面を扱っていること、を挙げる<sup>1)</sup>。ジャワ人やマレー人の民衆においては、前者の観点はしばしば無視されて、イスラム教の形式的・儀礼的な側面がうけ入れられ、後者だけが強調される傾向が強い。離婚を多く発生させるような親族構造をもつ社会は、イスラム教受入れ後に、その離婚法を安易に利用する傾向が強いと思われる。イスラムは本来は離婚を望ましくないとしながらも、現実には、特に男子に対しては個人の資格で制限なしに用いられるような離婚手続きを提供し、女子においてさえ、この制度の逆利用を可能にする。こ

1) TER HAAR (1948), p. 182

れに対して、非イスラム原住民においては、たとえその程度は弱いにせよ、コミュニティあるいは親族による統制がある程度存在する。資料の点からみると、ジャワ人や Kelantan におけるマレー人の離婚傾向は、Sea Dayak および Jakun に比してかなり高かった。

双系的な親族構造をもつマレー系の四つの民族すなわち、ジャワ人、マレー人、シー・ダヤク、ジャクンの婚姻制度においては、婚姻を不安定にする社会構造上の要因として、次のことが共通に存在している。その1は、夫妻がいずれの側の親族に属すべきかという一定のきまりがなく、いずれの側をも選び得ること、その2は、婚姻に際して双方の親族の間で、高価な花嫁代償の贈与のような重大な経済的行為が行なわれず、両者の間に永続的な権利義務関係が成立しないこと、その3は、コミュニティ外婚がかなり多く、この場合上述の親族構造を反映して、夫妻がそれぞれ自分の親族の居住するコミュニティに執着をもつこと、その4は初婚年齢が低く、結婚当初の精神的・経済的な独立性が乏しいこと、である。このような条件をもつ双系社会が、イスラムの離婚法を形式的に受入れた場合に、おそらく世界で最も高い部類に入る離婚率が見出されたと考えられる。このような離婚傾向は、イスラム教の受入れかたや、社会的な状況の変化に応じて、次第に低下していくので、きわめて高い離婚率が見出されるのは、一定の条件が存在する歴史上の一時期に過ぎないことを付記しておく必要がある。

## IV 日本の離婚

### A 日本の離婚をとり扱う場合の問題点

日本における離婚は、欧米諸国のそれとは異なった性質をもつものとして捉えられて来た。離婚率についてみても、欧米諸国のそれが一般に上昇傾向をたどるのに対して、第2次大戦までの日本人の離婚率は下降の傾向を示してきたのである。わが国における伝統的な離婚は、「家」制度と、「追出し離婚」によって説明されることが多く、社会の近代化につれてこれらの影響が弱くなったとされる。しかし詳細に検討すると、この説明ではもの足りない側面が現われてくる。

日本人の離婚、とくに農民の離婚は、宗教的価値観による規制をうけるところが少なかったように思われる。民衆の生活と最も関係が深かったと思われる仏教は離婚に対して、肯定的であれ、否定的であれ、キリスト教やイスラム教ほど積極的な考えを表明しなかった。宗教というよりは道徳思想である儒教においては、家族道徳に関する一連の考え方をうかがうことができるが、その浸透は一部の階級に限定され、一般の農民にまでは大きな影響を及ぼしていなかった。今日、婚姻儀礼と密接な関係があるように見える神道についても、実は、一般民衆に対する神前結婚の導入は明治以降のことなのである。この意味で、わが国においては、離婚の発生に関しては、もう一つの要因である親族構造の作用を重視する必要がある。

GLUCKMAN あるいは LOEB の見解をそのまま適用するならば、父系的

な系譜観念が強い社会では離婚が少ない筈である。ACKERMAN の修正を考慮に入れると、わが国では、逆縁婚あるいは順縁婚が慣習化されていないという点で、高い離婚傾向が存在したことは理論的に矛盾しない。しかし、ACKERMAN が重視したのは、逆縁婚、順縁婚という指標によってあらわされる父系的な親族集団の花嫁吸収という社会学的な作用であるから、わが国の場合、この吸収作用の欠如を内容的に検討する必要がある。また、これに関連して、父系的な親族組織が、わが国において、果たして十分に発達した親族の制度であったかどうかということも再検討を要するように思われる。中根千枝は、「一見父系制のごとくみえる『家』の組織は父系血縁組織をもたない社会の人口が、歴史的、経済的条件によってつくり出した制度であって、決して日本社会は父系血縁によって組織されている（あるいはされていた）のではない」と主張する<sup>1)</sup>。このような観点は、日本農民の婚姻と離婚を理解するための一つの大きな手がかりとなるかも知れない。

## B 日本における離婚率の変化

1 全国における離婚率の変動 日本全国における 1883 年（明治 16 年）から 1966 年（昭和 41 年）にいたる人口 1,000 に対する婚姻率と離婚率の変化は、表 37 および図 9 に示す通りである。婚姻率が、かなりのゆれ幅を示しつつも<sup>2)</sup>、長期的にみればほとんど横ばいの傾向をもつものに対して、離婚率は長期的な方向性をもった変化の傾向をもつことが分る。

離婚率の変化は、次の 4 時期に区分できる。

1) 中根 (1964), pp. 108 f.

2) この変動は、主として景気の変動との関連から説明できるようである。  
cf. 玉城 (1937), pp. 329~337.

表 37 日本における婚姻率と離婚率 1883年～1966年

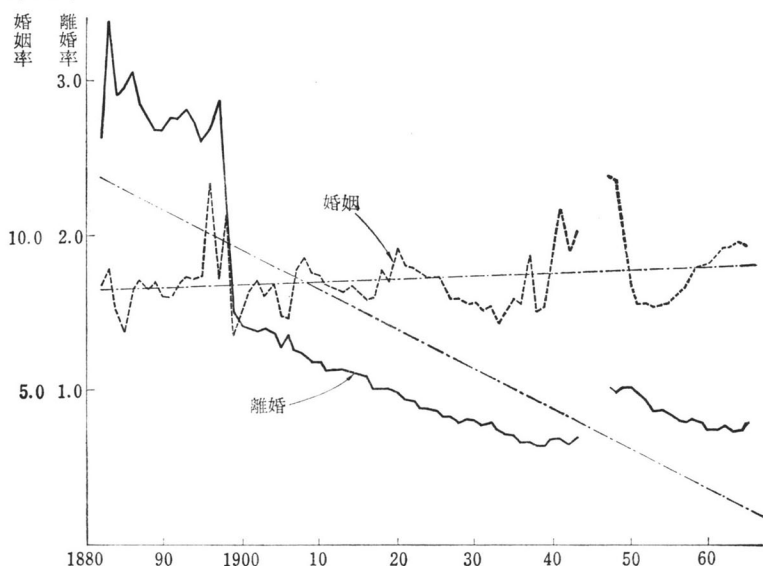
年次	婚姻率 (人 口 1,000対)	離婚率 (人 口 1,000対)	年次	婚姻率 (人 口 1,000対)	離婚率 (人 口 1,000対)	年次	婚姻率 (人 口 1,000対)	離婚率 (人 口 1,000対)
1883	9.01	3.39	1911	8.42	1.13	1939	7.8	0.64
1884	7.63	2.90	1912	8.25	1.13	1940	9.3	0.68
1885	6.80	2.97	1913	8.15	1.13	1941	11.0	0.69
1886	8.18	3.06	1914	8.44	1.12	1942	9.4	0.64
1887	8.54	2.83	1915	8.18	1.10	1943	10.2	0.68
1888	8.33	2.75	1916	7.85	1.09	1944	—	—
1889	8.49	2.68	1917	7.99	1.00	1945	—	—
1890	8.03	2.69	1918	8.99	1.01	1946	—	—
1891	7.99	2.76	1919	8.54	1.01	1947	12.0	1.02
1892	8.50	2.76	1920	9.76	0.99	1948	11.9	0.99
1893	8.65	2.82	1921	9.14	0.94	1949	10.3	1.01
1894	8.66	2.73	1922	8.95	0.92	1950	8.6	1.01
1895	8.65	2.62	1923	8.77	0.88	1951	7.9	0.97
1896	11.76	2.70	1924	8.68	0.88	1952	7.9	0.92
1897	8.45	2.87	1925	8.73	0.87	1953	7.8	0.86
1898	10.78	2.27	1926	8.3	0.83	1954	7.9	0.87
1899	6.72	1.50	1927	8.0	0.83	1955	8.0	0.84
1900	7.73	1.42	1928	8.0	0.79	1956	7.9	0.80
1901	8.34	1.40	1929	7.9	0.81	1957	8.5	0.79
1902	8.57	1.39	1930	7.9	0.80	1958	9.0	0.80
1903	7.96	1.40	1931	7.6	0.77	1959	9.1	0.78
1904	8.47	1.36	1932	7.8	0.78	1960	9.3	0.74
1905	7.37	1.26	1933	7.2	0.73	1961	9.5	0.74
1906	7.32	1.36	1934	7.5	0.71	1962	9.8	0.75
1907	8.88	1.25	1935	8.0	0.70	1963	9.8	0.73
1908	9.35	1.22	1936	7.8	0.66	1964	9.9	0.74
1909	8.77	1.18	1937	9.5	0.66	1965	9.7	0.79
1910	8.74	1.18	1938	7.6	0.63	1966	9.5	0.80

1883～1897年は本籍地主義，1898～1966は現住地主義による統計。帝国統計年鑑および人口動態統計による。

- (i) 1883 (明 16) ～1938 (昭 13) 減少
- (ii) 1939 (昭 14) ～1943 (昭 18) 横ばいしないゆるやかな上昇
- (iii) 1947 (昭 22) ～1960 (昭 35) 減少
- (iv) 1961 (昭 36) ～1966 (昭 41) 横ばいから上昇へ

人口1,000に  
対する率

図 9 日本における婚姻率と離婚率の変化 (1883-1965)



第2の時期(1939~43)における婚姻率にはかなり大きな変動がみられる。この時期における離婚率が従来よりもやや高くなっているのは、この期間における婚姻数の多さのためであろう。すなわち、わが国では一般に早期離婚の傾向がみられるので<sup>2)</sup>、婚姻数が多くなるとほとんど同時に離婚数が増加し、人口に対する率を観察する限りにおいては、当然上昇がみとめられるのである。婚姻自体がどの程度の割合で破れるかを真の離婚傾向と考えれば、この場合の人口に対する比率の増加は、みせかけのものに過ぎない。それにしても、われわれはここで離婚の減少傾向が以前に比してかなりにぶったことを確認することができる。同様のことは第3と第4

2) 例えば、1935年(昭和10年)における離婚の6.0%は婚姻継続期間6ヵ月未満、8.2%は6ヵ月~1年、13.8%は1~2年で生じたものである。(人口動態統計による)



の時期の関係についても言い得る。結局、日本の離婚率は戦前、戦後の二つの時期において、それぞれ減少から横ばいへの動きを示したのである。戦後の離婚率の減少は、戦争直後の異常上昇のあとに続くものであるが、戦前に到達した離婚率のレベルよりも高いところで減少傾向の停止がみられる。このように、巨視的にみた場合、戦前に最低に達した離婚傾向は、戦後再びやや高くなるのである。

第2次大戦前後にあたる3ヵ年（1944～1946年）の離婚率は不明であるが、欧米諸国の例から類推すると、終戦の翌年にあたる1946年に、離婚率のピークがみられたであろうと考えられる。わが国の離婚率に対する戦争の影響は、欧米諸国の場合と同様、第2次大戦のときに最も顕著に現われているが、日露戦争が終わった年の翌年にあたる1906年（明治39年）においても、わずかながら、一時的な上昇がみられる。日清戦争終了の翌年（1896年）および翌々年（1897年）においても高い離婚率がみられるが、これは戦後の高い婚姻率の影響をうけたものかも知れない。

戦争の影響による変動の外に、不規則な変化として特に目立つのは、1898年（明治31年）および99年（明治32年）における離婚率の急激な減少である。この減少は、1898年（明治31年）7月16日における明治民法全編施行と時期を同じくする。

1898年から翌年にかけての離婚率の急激な減少の理由としては、従来、次のようなことが挙げられている。第1に、明治民法が法律婚主義の立場を明確にした結果、いわゆる内縁という事実があらわれ、事実上の離婚（内縁関係の解消）は、すべて統計面にあらわれなくなったこと、第2に結婚も離婚も従来本籍地における記録が統計的に数えられていたが、現住地主義に改められた結果、外地居住者の離婚が統計面から姿を消したこと、第3に、届出制という法律上の制約が、ある程度離婚にブレーキをか

けたと思われること、である<sup>3)</sup>。これらの理由は、いずれも十分な説得力をもたない。第1の理由に関しては、民法施行にともなって婚姻率の大きな減少が現われないので、内縁関係の発生はさほど重視する訳にはいかない<sup>4)</sup>。ただ、1899年における婚姻率の低下を重視し、婚姻の届出の遅延が、この後恒常的にあらわれたとすると、未届期間における離別が統計から姿を消し、離婚率を若干おし下げた可能性は存在する。第2の理由に関しては、人口に対する率を問題とする以上、外地在住者の離婚のとり扱いは問題にならない<sup>5)</sup>。またこの理由からは、1898年、99年の2ヵ年にわたって続く減少を説明することができない。第3の理由に関しては、「届出制」という言葉を用いたことに問題がある。すなわち、従来の離婚も何らかの意味で届出られているのであって、より内容的な説明がともなわねば説得力をもたない。

以上のようにみえてくると、結局、離婚率の急激な減少については、他の理由が求められねばならない。既に述べたように、明治民法の施行が、1898年の後半からであるならば、その影響の一部がこの年に現われ、完全な影響は翌年にみられた筈である。1898、99年における減少はこれと符合しており、民法自体が離婚に対して何らかの抑制的な効果を及ぼしたと考えざるを得ない。従来の専権的な離婚を少なくとも形式的に廃した協

3) IWASAKI (1930a) では第2の理由が、大塩 (1956) では第1から第3までの理由が挙げられている。

4) 1898年(明治31年)においては婚姻率はむしろ上昇している。翌1899年には、婚姻率は6.7まで下り、従来の最低を示すが、これに近い値は1885年(6.8)においてもみられる。その後、婚姻率は従来と同じレベルで横ばいを続ける。

5) このことを認めると、もはや蛇足に過ぎなくなるが、外地居住者の離婚数そのものは、きわめてわずかである。すなわち1899年(明治32年)においては81件、1900年(明治33年)には98件に過ぎない。(帝国第21統計年鑑 p. 96, 第26統計年鑑 p. 66による。)

議離婚制度の導入が手続き上の変化をもたらしたことが、おそらく最も重要な理由であると思われるが、これは一つの推測にとどまる。

2 市部郡部別離婚率の変化 1907年(明治40年)から1960年(昭和35年)に至る全国市部および郡部における離婚率の変化は表38に示す通りである。ただし、この統計では、1941~46年、1949年、1951~54年、1956~59年の数値が欠けており、また各々の資料の間に若干の不一致がある。

戦前においては、郡部において市部よりも高い離婚率がみられた。戦後における最初の市部郡部別統計が得られる1947年においては、毎日新聞社人口問題調査会の発表した数値と、人口動態統計との間にくい違いがあり、前者では郡部の方が高く、後者では市部の方が高くなっているが、翌1948年には前者においても、郡部における離婚率低下がはげしいために、市部の方が相対的に高くなる。1950年になると、市部郡部の差がかなり大きくひらき、市部における離婚率の相対的な高さが確定的なものになるが、1955年、1960年に至ってもこの差は維持される。この間、離婚率は全体として低下しつづけるので、市部・郡部の離婚率の比は次第に大きくなり、1960年においては、市部離婚率は郡部離婚率の1.43倍となる。

市部の離婚率が、郡部の離婚率よりも相対的に高くなっていく時期は、川島とSTEINERによっても示されている。すなわち、1952年から55年までの4ヵ年において、市部の離婚率が郡部のそれよりも高い都道府県の数は、それぞれ10、8、19、46であって、1955年になってすべての都道府県で市部離婚率が郡部離婚率を上まわったとする<sup>6)</sup>。しかし、1950年の人口動態統計および国勢調査結果に従って、各都道府県の市部郡部別離婚率を算出すると、表39のようになり、すでにこの時期において、すべて

6) KAWASHIMA & STEINER (1960/61), p. 238

表38 わが国の市部と郡部における離婚率 1909～1960

	市部 (人口1,000対)		郡部 (人口1,000対)	
1907 (明40)	1.1 <sup>①</sup>		1.3 <sup>①</sup>	
1908	1.1		1.2	
1909	1.1		1.2	
1910	1.0		1.2	
1911	1.0		1.1	
1912 (大1)	1.1		1.1	
1913	1.1		1.1	
1914	1.1		1.1	
1915	1.0		1.1	
1916	1.0		1.1	
1917	0.9		1.0	
1918	0.9		1.0	
1919	0.9		1.0	
1920	0.9	0.89 <sup>②</sup>	1.0	1.01 <sup>②</sup>
1921 (大10)	0.8	0.83	1.0	0.97
1922	0.8	0.83	0.9	0.94
1923	0.8	0.76	0.9	0.91
1924	0.8	0.81	0.9	0.89
1925	0.8	0.81	0.9	0.88
1926 (昭1)	0.8	0.78	0.8	0.84
1927	0.8	0.77	0.8	0.84
1928	0.7	0.74	0.8	0.81
1929	0.8	0.76	0.8	0.83
1930	0.8	0.78	0.8	0.80
1931	0.7	0.75	0.8	0.78
1932	0.7	0.66	0.8	0.83
1933	0.7	0.70	0.7	0.75
1934		0.68		0.73
1935 (昭10)		0.67		0.72
1936		0.63		0.67
1937		0.63		0.67
1938		0.60		0.63
1939		0.61		0.64
1940		0.63		0.68
1947 (昭22)	1.03	1.09 <sup>③</sup>	1.07	0.98 <sup>③</sup>
1948 (昭23)	1.03		0.95	
1950 (昭25)	1.20	1.10	0.88	0.95
1955 (昭30)		0.95		0.70
1960 (昭35)		0.83		0.58

①玉城肇「婚姻離婚統計論」による。②毎日新聞社人口問題調査会『日本の人口問題』による。③人口動態統計による。

の都道府県において市部離婚率の方が高くなっている。このように、川島と STEINER が示した 1955 年という時期はやや疑わしいものである。

いずれにせよ、以上の観察は、従来村落において優勢であった特定の型の離婚と、都市において台頭してきた他の型の離婚との勢力の割合が、1947 年から 1955 年の間に入れかわったことを示唆している。

岡崎文規は、6 大都市の離婚率と、これらの都市が属する府県の離婚率とを、1920 年から 1940 年に至る期間について 5 年おきに示している<sup>7)</sup>。

これによると、愛知県の場合

を除けば、大都市の離婚率はやくも大正期から、それぞれの県の離婚率を上まわっていたことが明らかになり、わが国における離婚の性質の変動のきざしが、かなり古くから現われはじめていたことが分る。

表 39

各都道府県における市部郡別離婚率  
1950 年 (人口1,000対)

都道府県	市部	郡部	都道府県	市部	郡部
北海道	1.34	0.76	滋賀	0.90	0.64
青森	1.34	1.02	京都	1.17	0.74
岩手	1.07	0.97	大阪	1.24	0.99
宮城	1.00	0.74	兵庫	1.25	0.81
秋田	1.49	1.20	奈良	1.16	1.04
山形	1.18	1.05	和歌山	1.40	0.86
福島	1.15	0.93	鳥取	1.55	1.07
茨城	0.76	0.63	鳥根	1.13	0.94
栃木	1.22	0.76	岡山	1.42	0.92
群馬	1.16	0.77	広島	1.62	1.03
埼玉	0.87	0.70	山口	1.33	1.01
千葉	0.94	0.71	徳島	1.49	0.87
東京	1.12	0.60	香川	1.67	0.99
神奈川	0.98	0.70	愛媛	1.53	1.15
新潟	1.31	0.93	高知	2.00	1.13
富山	1.26	1.04	福岡	1.44	1.09
石川	1.16	1.11	佐賀	1.31	0.95
福井	1.19	1.07	長崎	1.57	1.11
山梨	0.99	0.64	熊本	1.43	0.87
長野	0.94	0.61	大分	1.34	0.90
岐阜	1.23	0.76	宮崎	1.31	0.98
静岡	1.01	0.87	鹿児島	1.07	0.88
愛知	1.04	0.76			
三重	1.03	0.78	全国	1.20	0.88

昭和 25 年人口動態統計および昭和 25 年国勢調査報告により算出。

### 3 都道府県別にみた離婚率の変化 離婚率変化の都市と村落におけ

7) 岡崎 (1950), p. 537.

る相違は、都道府県別にみた離婚率の変化にも反映されていることが期待される。桑畑勇吉、大塩俊介などが着目したのはこの側面であった。すなわち、桑畑は東京、神奈川、京都、大阪、兵庫を都市的な都府県、青森、秋田、新潟、石川、福井、広島、島根を村落的な県とみなして比較を行っており<sup>8)</sup>、大塩は、東京・大阪と秋田・新潟とを対比させている<sup>9)</sup>。

大塩は日本の離婚率が一般にたどる変化として、「高い離婚率が次第に低下し、その速度が次第に緩慢になり、やがて上昇傾向に入るという方向」<sup>10)</sup>を仮定している。この考えは大筋において正しいと思われるが、元来存在した離婚率における地域差を無視して、単純すぎる図式をつくるきらいがあることを指摘しておかねばならない。

帝国統計年鑑および人口動態統計によると、1883年（明治16年）以降の都道府県別離婚率を比較することができる。ただしこれらの統計書には、1894～1907年、および1937～1946年の離婚率は発表されていない。これらの記録を用いて、(i)1883～87年（最も古い統計が得られた時期）(ii)1908～12年（しばらく中断されていた府県別離婚率表示が再びはじめられた時期）、(iii)1932～36年（戦前の統計が得られる最後の時期）、(iv)1947～51年（戦後はじめて統計が得られた時期）、(v)1960～64年（比較的最近の時期）における各都道府県の年平均離婚率を算出すると表40のようになる。

既に述べたように、わが国の離婚統計は、1898年（明治31年）以前は本籍地主義、1899年以後は現住地主義によっている。離婚率の地域差を論ずる場合に必要なのは、現住地主義による統計であるから、1898年以前の統計が、この観点からみてどの程度信頼できるかを検討しておく必要

8) 桑畑 (1956), p. 31.

9) 大塩 (1956), p. 74.

10) 大塩 (1956), pp. 72f.

表 40 若干の時期における都道府県別離婚率 (人口 1,000 対)

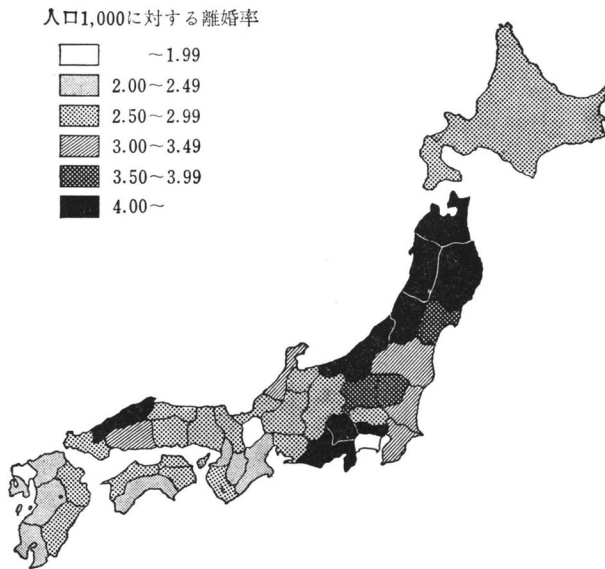
	1883 } 1887 平均	1908 } 1912 平均	1932 } 1936 平均	1947 } 1951 平均	1960 } 1964 平均		1883 } 1887 平均	1908 } 1912 平均	1932 } 1936 平均	1947 } 1951 平均	1960 } 1964 平均
北海道	2.60	0.89	0.63	0.92	0.97	滋賀	1.63	0.86	0.61	0.74	0.68
青森	4.50	1.56	0.97	1.12	0.97	京都	2.83	0.91	0.57	0.94	0.68
岩手	4.28	1.61	0.81	1.08	0.67	大阪	2.17	0.80	0.59	1.16	0.87
宮城	3.83	1.40	0.63	0.83	0.62	兵庫	2.50	0.92	0.67	1.04	0.77
秋田	5.41	1.77	1.08	1.39	0.78	奈良		0.74	0.67	1.04	0.63
山形	4.53	1.51	0.78	1.11	0.60	和歌山	2.55	0.92	0.69	1.06	0.83
福島	3.13	1.35	0.67	1.01	0.65	鳥取	2.62	1.25	0.92	1.14	0.75
茨城	3.13	0.93	0.46	0.63	0.45	島根	4.37	1.39	0.95	1.05	0.60
栃木	3.67	1.12	0.56	0.78	0.53	岡山	2.73	0.99	0.76	1.00	0.76
群馬	3.94	1.22	0.55	0.83	0.54	広島	3.09	1.63	0.99	1.22	0.88
埼玉	2.84	1.07	0.53	0.74	0.50	山口	2.65	1.32	0.91	1.17	0.97
千葉	3.29	1.13	0.60	0.75	0.56	徳島	2.65	1.03	0.76	0.97	0.64
東京	4.05	0.99	0.58	1.01	0.82	香川		1.14	0.91	1.17	0.78
神奈川	2.40	0.89	0.57	0.92	0.82	愛媛	2.96	1.51	1.05	1.17	0.84
新潟	4.00	1.84	1.01	1.05	0.57	高知	2.44	1.31	1.00	1.30	1.15
富山	2.69	1.14	0.95	1.27	0.75	福岡	2.35	1.04	0.71	1.21	1.03
石川	3.00	1.29	0.81	1.19	0.74	佐賀	1.63	1.03	0.78	1.01	0.67
福井	2.54	1.30	1.03	1.15	0.70	長崎	2.33	0.96	0.77	1.25	0.90
山梨	4.11	1.08	0.53	0.69	0.48	熊本	2.44	1.15	0.75	1.03	0.71
長野	2.75	1.03	0.51	0.69	0.46	大分	2.60	1.26	0.86	1.02	0.74
岐阜	2.94	1.21	0.74	0.86	0.59	宮崎	2.81	1.08	0.76	1.07	0.81
静岡	4.96	1.57	0.77	0.94	0.64	鹿児島	2.13	0.78	0.69	0.99	0.67
愛知	2.61	1.15	0.69	0.84	0.61						
三重	2.46	0.97	0.65	0.84	0.58	平均	3.07	1.17	0.75	1.01	0.72

帝国統計年鑑および人口動態統計より算出。

がある。この目的のために、1899 年における各府県の本籍人離婚数と現在人離婚数とを比較すると、両者の間にはきわめてわずかな差しかないことが分る<sup>11)</sup>。これは、この時期においては本籍地と現住地との分離がそれほど多くなかったためであって、1899 年以前における本籍地主義による率計算は、実質的には現住地主義による結果とほとんど変わらないと考え

11) 本籍人離婚数は帝国第 20 回統計年鑑 pp. 66 f, 現在人離婚数は帝国第 21 回統計年鑑 pp. 95 f. に公表されている。

図 10 道府県別離婚率 1883～87 年平均



られる。

もっとも古い統計が得られた 1883～87 年について、年平均離婚率の地域的分布を図示すると図 10 のようになり、かなり明確な地域差が存在したことが分る。すなわち、長野県を境界として、それより東では離婚率が高く、同県を含んで西では低いのである。東に存在するにもかかわらず低い離婚率を示す例外的なものとしては、北海道、埼玉県、神奈川県が、西に存在するにもかかわらず高い離婚率を示すものとしては島根県が挙げられる。

都道府県別離婚率における最高値と最低値を年次別に示すと表 41 のようになる。元来、最高値と最低値の間にはきわめて大きな差があったが、



表 41 都道府県別離婚率の最高と最低 (1883~1964)

年次	最	高	最	低	年次	最	高	最	低
1883	5.94	静岡	1.53	滋賀	1927	1.41	秋田	0.58	長野
1884	5.14	秋田	1.41	鹿児島	1928	1.35	秋田	0.52	茨城・ 埼玉
1885	5.42	静岡	1.27	滋賀	1929	1.31	秋田	0.52	茨城
1886	6.02	秋田	1.60	佐賀	1930	1.23	秋田	0.52	山梨
1887	5.94	山梨	1.66	佐賀	1931	1.29	愛媛	0.46	茨城
1888	8.40	山口	1.42	佐賀	1932	1.24	愛媛	0.48	茨城
1889	5.39	秋田	1.64	佐賀	1933	1.13	愛媛	0.46	茨城
1890	5.52	秋田	1.64	佐賀	1934	1.10	秋田	0.47	茨城
1891	5.87	秋田	1.63	佐賀	1935	1.05	秋田	0.47	茨城
1892	5.94	秋田	1.64	滋賀	1936	0.99	秋田	0.41	茨城
1893	6.19	秋田	1.62	佐賀					
1908	1.89	新潟	0.85	鹿児島	1947	1.69	秋田	0.63	茨城
1909	1.7	秋田	0.8	大阪・ 鹿児島	1948	1.54	秋田	0.61	茨城
1910	1.84	秋田	0.75	鹿児島	1949	1.34	秋田	0.66	茨城
1911	1.70	秋田	0.72	鹿児島	1950	1.29	高知	0.64	茨城
1912	1.78	秋田	0.77	大阪	1951	1.34	高知	0.60	茨城
1913	1.68	秋田	0.72	鹿児島	1952	1.29	高知	0.60	茨城・ 山梨
1914	1.64	新潟	0.80	鹿児島	1953	1.19	高知	0.55	山梨
1915	1.58	新潟	0.75	鹿児島	1954	1.26	高知	0.54	茨城
1916	1.63	奈良	0.73	奈良	1955	1.25	高知	0.51	茨城
1917	1.53	広島	0.68	鹿児島	1956	1.21	高知	0.46	長野
1918	1.57	秋田	0.66	大阪	1957	1.11	高知	0.47	茨城
1919	1.60	秋田	0.71	大阪	1958	1.27	高知	0.47	茨城
1920	1.62	秋田	0.72	滋賀	1959	1.24	高知	0.48	茨城
1921	1.70	秋田	0.67	神奈川	1960	1.18	高知	0.48	滋賀
1922	1.57	秋田	0.62	長野	1961	1.11	高知	0.41	茨城
1923	1.53	秋田	0.45	神奈川	1962	1.15	高知	0.44	滋賀
1924	1.60	秋田	0.56	神奈川	1963	1.10	高知	0.44	山梨
1925	1.51	秋田	0.59	長野	1964	1.23	高知	0.41	滋賀
1926	1.36	秋田	0.54	茨城					

帝国統計年鑑および人口動態統計により作成。

その差は次第に小さくなって、戦前の統計が得られる最後の年である1936年には最小となる。戦後になるとわずかではあるが再び差が大きくなる。

戦前の変化に着目した場合、わが国における離婚率は、全体として低下の傾向を示しながら、地方差を失いつつ平準化の過程をたどってきたといふことができよう。このような変化が各地方においてどのように現われたかを明らかにするために、1883～87年における当該府県の離婚率が全国府県の平均値(3.07)以上であったかあるいはより低かったか、また、1932～36年における当該府県の離婚率が46府県の平均値(0.75)以上であったかあるいはより低かったかを基準として、離婚率の変化を分類すると次の四つのパターンが考えられる。

I型 高 → 低

II型 低 → 低

III型 高 → 高

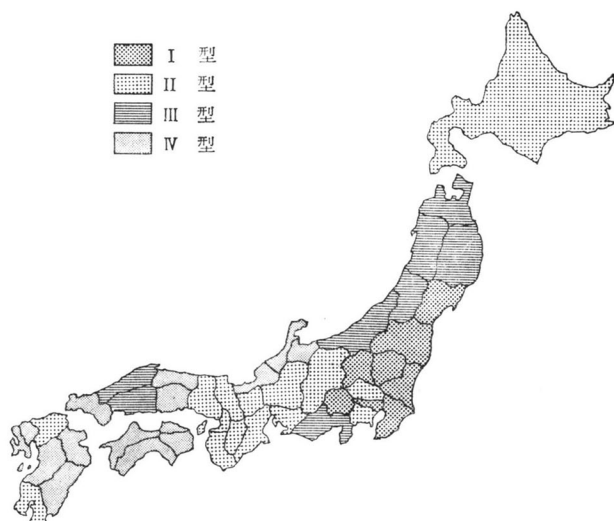
IV型 低 → 高

それぞれのパターンに属する府県は、表 42 および図 11 のごとくである。I型に分類されるのは、主として関東地方およびそれに連なる太平洋

表 42 戦前の日本における離婚率変動のパターンと該当する府県

パターン	判断の基準		該当する府県
	1883～87年 平均離婚率	1932～36年 平均離婚率	
I	3.07 以上	0.74 以下	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、山梨
II	3.06以下	0.74 以下	北海道、埼玉、神奈川、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良(?), 和歌山、福岡、鹿児島
III	3.07以上	0.75 以上	青森、岩手、秋田、山形、新潟、静岡、島根、広島
IV	3.06以下	0.75 以上	富山、石川、福井、鳥取、岡山、山口、徳島、香川(?), 愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎

図 11 離婚率変動のパターンの地域的分布

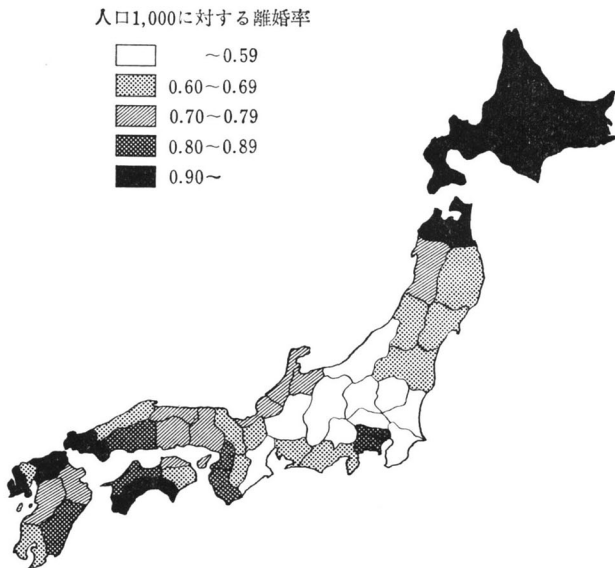


岸に沿った東北地方の諸県（福島県、宮城県）であり、Ⅱ型に属するのは主として近畿地方および中部地方の諸府県である。Ⅰ型とⅡ型の相違点は、元来高い離婚率をもっていたかどうかという点に存するが、いずれも第2次大戦前には、全国において相対的に低い離婚率を示すようになるのが共通点である。Ⅰ型とⅡ型に属する府県はいずれもわが国の中央部に位置し、近代化の影響を早くから強くうけたという特徴をもつ。これらに対して、わが国の周辺部においては、中央部に比して相対的に高い離婚率が残存する。元来、高い離婚率を有していたのがⅢ型であり、主として東北地方およびそれに連なる新潟県がこの型に属する。Ⅳ型は元来比較的低い離婚率を有していたが、低下の速度がにぶいたために第2次大戦直前におい

ては相対的に高い離婚率を示すようになったものである。この型は主として、九州、四国、本州西端、および北陸地方に分布している。

戦後における離婚率の変化は、平準化がかなり進んだとはいえなお若干の地方差を保存している戦前の状態に、都市化の影響を加えたものとして理解できるように思われる。1960～64年における離婚率は図12のごとくであって、日本列島周辺部における比較的高い離婚傾向の残存とともに、東京、神奈川、大阪など大都市を含む都府県における離婚率の相対的な高さが目立つようになる。

図12 都道府県別離婚率 1960～64年平均



## C わが国の離婚と「家」——追出し離婚について——

既に示した統計によって明らかのように、わが国における過去の離婚率はかなり高いものであった。この高い離婚傾向は、しばしば「家」制度との関連において説明される。すなわち「家」を背景として追出し離婚が強調されるのである。例えば、蘆花の「不如帰」にえがかれているのは、「家」の権威を背景にした姑による追出しの一例である。

「追出し離婚」による説明は、啓蒙的な書物において、より断言的に現われる。例えば、磯野誠一・富士子は、その著『家族制度』において、「家族制度では『家』のためにならぬ嫁を出すことは当然とされていて、親や夫の気に入らぬ嫁は『家風にあわぬ』という理由で離別された」とし、「嫁の地位が全く舅姑や夫の一方的な意志や感情によって奪われ、しかも姑が嫁に対して悪感情を持ちやすい条件がそろっていたために、家族制度のもとでの離婚率はきわめて高いものであった」と結論する<sup>1)</sup>。夫方の「家」のもつ排他的な結合作用による嫁の追出しを主体とした説明は、アカデミック・通俗的を問わず、この外多くの研究者によって採用されている。

「家」による追出しを強調した説明は非常に明快ではあるが、資料を細かく検討すると、これだけでは説明しきれないいろいろな問題点が現われて来る。われわれは、対象を限定して、より精密な検討を行なう必要がある。次節においては、武士と農民とにおける「家」と離婚の関係について検討することにする。ここで対象とするのは、明治時代、およびそれに直接先行する江戸時代の状況であって、それ以前のことは原則としてとり扱

1) 磯野・磯野 (1958), p. 113.

わない。

## D 武士の「家」と離婚

1 問題点 川島武宜はその著名な論文「日本社会の家族的構成」において、武士の「家」と一般農民の「家」とではその性格が異なっていることを指摘した。川島によれば、武士や地主や貴族等の儒教的家族においては、全家族の生活は、家長の財産、地位に依存しており、家長の権力のみが強い。これに対して、民衆の「家」においては、すべての家族員がそれぞれの能力に応じて生産的労働を分担するがゆえに、絶対的な権威と恭順はなく、もっと協同的な雰囲気支配する<sup>1)</sup>。

川島は、武士的な「家」と農民的な「家」とにおける離婚傾向の相違を他の論文の中で、断片的にはあるが指摘している。すなわち、「嫁というものが苛酷な労働の義務をともなう社会的地位であり、そうして婚家にとっては嫁は無償で取得された労働力を意味したところの勤労農民——おそらく経済的余裕の少ない農民——の階層にあっては、嫁もまた離婚の自由をもっていた。」という<sup>2)</sup>。

われわれは、「家」と離婚との関係を明らかにするために、武士の家および農民の家の離婚に及ぼす働きかけの相違をより詳細に検討する必要がある。本節では、まず武士の場合をとり挙げることにする。

2 武士における離婚手続き まず第1に、武士における離婚手続きに着目しよう。中田薫は、徳川時代の幕府法における離婚について、「夫

1) 川島 (1946), pp. 7~12.

2) 川島 (1958), p. 82.

は妻が『病氣』であるか、若くは己れと『不熟』(不縁)である場合には、双方熟談申談の上妻を離婚することが出来た」と述べている。ここに「双方熟談」というのは、単に夫婦間の協議のみを意味するのではなく、夫婦双方親類間の協議をも意味するのである。従って、離縁は少なくとも形式上においては夫婦及び双方親類間の協議にもとづく離縁であって、夫の一方的意志によるものではない。かくして、離縁の場合には、夫家と妻の里方双方より、離婚の事由ならびに離婚が双方熟談の上なされた旨を記載した離婚届を差出すことが必要であった<sup>3)</sup>。

中田は上述のような法的手続きを前提として、「徳川時代には夫は一方的離婚の権利を持って居たから、離婚は容易に行はれ、従ってその数も多かったであろうと論結するのは誤である。」と述べる<sup>4)</sup>。

玉城肇は、中田の説の中の封建法上における離婚が、「夫の一方的意志による離婚ではない」とする部分が、次の2点において不十分であることを指摘する。その1は、中田が「双方熟談申談」による離婚を確証するために引用しているすべての例は、徳川中期以後のものであること、その2は、形式上「双方熟談申談」の上、妻を離婚する場合であっても、その離婚の意志の発動が夫または妻のいずれからなされたのであったかを明らかにしていないことである。玉城は、徳川前半期においては、武士が妾を持つことの可能性が高く、このことが離婚の少なさと結びついたと推定する。そして、この状態においては、夫の意見のみによる離婚が行なわれ、しかも離婚は極めて稀であったと考える。そして、中期以後の状況は、夫の一方的意志による、および単に漠然たる理由による離婚の、単に緩和さ

---

3) 中田 (1926), p. 480.

4) 中田 (1926), p. 600

れやや修正された形態に外ならないとする<sup>5)</sup>。

玉城の批判は、武士の間では離婚が多くなかったとする点に関しては、中田説を否定するものではない。むしろ、説明原理こそ異なれ、徳川前期には、離婚がより少なかったとするのである。しかし、妾の存在などを重視する玉城説が、下級武士にどの程度まで適用されうるかは疑問である。

**3 武士の女子教育** 第2に、武士における女子教育の効果を考えねばならない。「子の父に於ける、婦の夫に於ける、之を去るの理無し。夫に許多の無道有ればとて、亦婦離れて之を去らば、従の字亡滅して婦道絶えん」(三宅尚斎『黙識録』1715)というような、一生にわたる夫への貞節が妻の心得として教えこまれていったのである。

貝原益軒の『和俗童子訓』の和文での抄訳といわれる『女大学』は、江戸時代における最も重要な女子教育書の一であるが、この中でも、「婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬い慎しみつかふべし。軽しめ、侮るべからず。総じて婦人の道は人に従ふにあり」と、夫への絶対服従が説かれている。

妻はひたすらに夫および舅姑に従いながら、夫の家に完全に同化することを目指し、離婚をひきおこすべき立場から逃れようとする。このことは離婚の主導者を夫側のみ限定するがゆえに、離婚の発生をある程度までおさえるのに役立ったと思われる。このような儒教にもとづく女子教育は、後には庶民にも浸透していくが、元来武士のものであり、武士において最も強く行なわれ続けたと考えられる。

**4 武士の妻の自活力の問題** 離婚を惹起することを避けようとする

---

5) 玉城 (1934), pp. 96~102.



妻の態度を形づくる要因として、妻の経済的依存性を考える必要がある。封建制度が安定期に入ると、武士はもっぱら俸禄に頼って生活するようになる。この場合、徳川末期における下級武士の場合を除けば、妻は自ら収入を得る手段をもたず、完全に夫に依存せざるを得ない。また、離婚して実家に戻った場合には、上級武士でない限り、実家に経済的な負担をかけることになる。このことは、既に述べた女子教育とからみあいながら、妻の側からの離婚請求を困難にすると考えられる。

以上は嫁入りの場合であるが、山川菊栄は婿養子をむかえた場合について、「養子も禄に離れ、その家も潰れるので、双方共離縁しようとしなのは当然でした。」と述べている<sup>6)</sup>。

**5 武士の通婚関係** 第4に、武士が婚姻を結ぶ相手が誰であるかを考慮する必要がある。横江勝美は、松平諸大名の婚姻について、統計的な資料を作成して、ハイボガミーの傾向があることを指摘した。これらの大名の家に生まれた女の数は同等以上の家に嫁がせるには余りにも多すぎるので、より下級の大名の家との間に縁組を結ばざるを得ないのである<sup>7)</sup>。横江はまた加賀藩における藩士の通婚関係を調べ、妻は自家と同等あるいはより高い家格の家から迎え、娘は自家と同等または自家より少し低い家格の家に嫁せしめるという傾向があることを見出した<sup>8)</sup>。

このようなハイボガミーの傾向は、妻の実家の勢力が夫方よりも大きいところから、妻の実家に対する夫方の遠慮をまねき、追出しがさほど自由に行なわれなかったのではないかと推測される。大名の場合には、婚家の実家に対する気づかいはおそらくきわめて大きなものであろう。これに対

6) 山川 (1943), p. 185.

7) 横江 (n. d.).

8) 横江 (1939)

表 43 華族における離婚発生状況  
1876年～1927年

年次	離婚 件数	年次	離婚 件数
1876 (明 9)	1 件	1904	4
1877 (明10)	1	1905	4
1878		1906	1
1879	1	1907 (明40)	4
1880		1908	4
1881		1909	0
1882		1910	1
1883		1911	2
1884		1912 (大 1)	3
1885		1913	4
1886	2	1914	4
1887 (明20)	1	1915	2
1888	4	1916	6
1889	3	1917	1
1890	4	1918	1
1891	2	1919	1
1892	1	1920	6
1893	3	1921 (大10)	1
1894	4	1922	1
1895	1	1923	1
1896	2	1924	2
1897 (明30)	4	1925	3
1898	1	1926 (昭 1)	1
1899	1	1927	3
1900	3		
1901	1	不明	4
1902	3		
1903	3		

『現代華族譜要』により作成。

して、藩士の場合には、これらの婚姻が他藩の藩士の家との間でなわれていたならば、離婚が比較的容易に行なわれ得たであろうが、実際には同一藩内での結婚が多く、婚家と実家の関係が、追出し離婚をかなり抑制したと考えられる。

6 華族の離婚 明治維新以後第2次大戦終了に至るまで、わが国の社会の最上層を占めてきたのは華族である。華族の構成メンバーは武家出身者の外に公家出身者その他を含んでいるので、これを武士的な階級として扱うことは問題がある。しかし、華族においては、いわゆる「家」の意識が強いので、その離婚傾向について調べることは興味深い。

華族における離婚発生状況を、『現代華族譜要』の記載に従って整理すると表 43 のようになる。ここでは 1876 年 (明治 9 年) から 1927 年 (昭和 2 年) に至る離婚が数えられているが、最初の 10 年間の記録は不正確なように思われる。そこで 1886 年から 1927 年に至る 42 年間の離婚発生に着目すると、総数は 103 件で、年平均 2.45 件となる。華族の戸数は

1879年(明治12年)には464<sup>9)</sup>であったものが、1928年(昭和3年)には約2倍の956<sup>10)</sup>に増加している。1886~1927年における華族の平均人口を最も少なく見積って4,000人とすると<sup>11)</sup>、年平均離婚率は、人口1,000について、約0.61になる。この期間の全国における年平均離婚率は1.63であった。華族が主として居住していた東京府における離婚率は、若干の不明の期間があるので正確な平均値を算出することができないが、最も低く見積った場合、全国のそれにはほぼ等しい。このように、華族における離婚傾向は一般国民のそれよりもずっと低かった。

華族における離婚経験者を、1928年現在の当主について爵位別に観察すると表44のようになり、爵位が上昇するに従って離婚経験者が少なくなることが分る。特に伯爵と子爵を境界として、伯爵以上では離婚経験者はほとんど皆無に近い。

表44 1928年当時の華族当主における爵位別にみた結婚経験者と離婚経験者

爵位	結婚経験者	離婚経験者	離婚経験者の割合
公爵	8	0	0%
侯爵	32	0	0
伯爵	83	1	1.2
子爵	289	21	7.3
男爵	316	25	7.9
計	728	47	6.5

『現代華族譜要』により作成。

対象を武家出身者に限って、諸侯出身伯爵、諸侯出身子爵、家老出身男爵、藩士出身男爵に関して、当主と先代とについて、それぞれ離婚経験者の割合を調べると表45のようになる。大藩の藩主であった諸侯出身伯爵、および藩主に臣従するものとしては最も地位が高かった家老出身男爵においては、両代にわたって、とくに低い離婚傾向が見出される。主として比較的小さい藩の藩主であったものからなる諸侯出身子爵においては、先代の10.7%、当代の8.3%が離婚経験

9) 帝国第4統計年鑑 p. 50.

10) 『現代華族譜要』p. 720.

11) この数値は、1895年における華族人口にほぼ相当する。

表 45 若干のカテゴリーに属する武家出身華族の当主および先代の離婚経験（1928 年現在）

	当 主			先 代		
	結 婚 経験者	離 婚 経験者	離婚経験 者の割合 %	結 婚 経験者	離 婚 経験者	離婚経験 者の割合 %
諸侯出身伯爵	26	0	0	29	1	3.4
諸侯出身子爵	169	14	8.3	159	17	10.7
家老出身男爵	37	1	2.7	29	1	3.4
藩士出身男爵	131	9	6.9	131	2	1.5
公家出身子爵	64	5	7.8	52	2	3.8

『現代華族譜要』により作成。

者である。これらの値はある程度高いものではあるが、当時の一般国民の離婚傾向<sup>12)</sup>にくらべると、なお相対的に低い。藩士出身男爵においては、当主のうち離婚経験者が 6.9 %を占めるのに対して、先代においては、1.5 %に過ぎない。しかし、藩士出身男爵の先代の離婚経験については、その身分の相対的な低さゆえに、正確な記述が行なわれているかどうかはやや疑問である。

以上の観察から、「家」意識が強い華族においては、離婚が比較的少ないことが明らかになった。とくに上級華族においては、離婚傾向がきわめて低いのである<sup>13)</sup>。

7 下級武士の離婚 武士の「家」においては、妻が夫の家に吸収される傾向がかなり高かったと思われる。しかし、離婚を抑制する諸状況が効果的に作用するのは、主として上級武家においてであって、下級武士ではこのような傾向はかなり弱くなるとと思われる。

12) 表 37 に示した人口 1,000 に対する婚姻率および離婚率を対照することによって、おおよその見当をつけることができる。

13) 華族は武士と異なってきわめて少数の特殊な存在であり、一般国民の関心の的となり、彼らの注視の下におかれるために、離婚傾向がとくに低くなったのではないかという疑問がある、華族の離婚傾向はこの意味で、一般武士のそれとは異なった要素を含んでいるかも知れない。

武士において分家が例外的な場合にしか許されないということは、次三男以下の部屋住みを余儀なくさせると同時に、女にとって結婚を困難なものにする。武士における階級内婚制とハイボガミーの傾向とを考慮に入れるならば、結婚難は下級武士の娘において最も顕著にあらわれたであろう<sup>14)</sup>。このことは、夫の家の側からみると、代りの候補者が多くいるのであるから、嫁のとりかえが容易に行なわれ得ることを意味する。

幕末の下級武士の家においては、生活はかなり苦しく、嫁は微力ではあるが家計補助の役割を果たさねばならない。しかもこの場合、分家して夫と二人だけで暮らすということがきわめて少なかったため、姑と共同で仕事をせねばならぬ可能性が非常に高かったのである。このような状況においては、姑との折り合いが悪い嫁は、容易に追い出される。『女大学』における「舅姑に従はざる女は去るべし」という教えは、ここでは嫁の心得となるよりも、夫側の家によって一方的に利用されるのである。

幕末の安政4年(1857)に、水戸藩下級武士の家に生まれた母をインフォーマントとして、下級武士の家庭と女性の日常について叙述している山川菊栄は、これらの武家において離婚が多かったと述べている。離婚の9分9厘までが婚家によって決定され、嫁自身の意志、特に単なるわがままという場合は、例外中の例外であったという<sup>15)</sup>。

金沢市立図書館に保管されている壬申戸籍を利用して、金沢市内に居住していた士族および平民の離婚傾向を調べると以下のごとくである<sup>16)</sup>。主

14) 山川は、幕末水戸藩において、養子をもらうあと取り娘を除いては、女の結婚難があったことを記している。山川(1943), p. 184.

15) 山川(1943), pp. 181~208.

16) 金沢市立図書館に保管されている壬申戸籍は、金沢市内のうち一部のものが残存するに過ぎない。また紙魚のために判読不可能なものも多く、ここでは利用可能なものだけを調べた。従って、サンプリングの上からは問題点が生じている。壬申戸籍の閲覧禁止にもなって、今後この種の資料の利用が不可能になったのは残念である。

に下級武士出身者からなるとされる士族の戸主に関しては、結婚経験者 180 名のうち、離婚経験者は 28 名であって、15.6 %を占めている。このように、士族の離婚傾向はある程度高かったことが分る。これに対して平民の戸主においては、結婚経験者 313 名のうち 36 名 (11.5 %) が離婚経験者である。士族における離婚傾向の方がやや高いようであるが、両者の間には統計的に有意な差が存在するとは言えない<sup>17)</sup>。

金沢市内に居住する下級士族と平民との間に離婚率の差がないとしても、士族の離婚傾向は農民のそれにくらべるとより低いものであった。明治 16 年から 20 年に至る 5 ヶ年の石川県下における婚姻と離婚は、それぞれ 29,189 件、11,292 件であって<sup>18)</sup>、婚姻 100 に対する離婚の割合は 38.7 となる。金沢市内の士族および平民の離婚経験者の割合の算出に際しては戸主を対象としたのであるが、彼らの平均年齢はかなり高いので、今後離婚することは非常に少ないと推定できる。同一人が既に 2 回以上離婚している場合が若干存在するとしても、士族の離婚傾向はなお農民を主体とする石川県一般の離婚傾向の高さには及ばなかったと考えられる。明治以後になると、俸禄を離れた士族においては、以前のような分家の困難さの問題がもはや存在しなくなっているし、また一般平民との通婚もあらわれはじめるので、長男の離婚の後に新しい嫁をむかえることは以前に比して困難になって来たかも知れない。この意味で、下級武士における追出し離婚は、壬申戸籍における士族の離婚よりもやや多かったかも知れない。

**8 武士の離婚 (まとめ)** 武士の家においては、農民の家に比して、父系的な傾向がより強く存在していたと思われる。ACKERMAN が着目し

17)  $\chi^2=1.637$  (自由度 = 1)。

18) 帝国統計年鑑による。

た逆縁婚は、わが国の武家の社会では慣習化されておらず<sup>19)</sup>、妻の夫の家系へのくみ込みは、このような制度をもつ他の父系社会にくらべるとより弱いかも知れない。しかし、嫁は夫の「家」に属し、夫に追い出されない限り、いかなる状況がおころうとも、そこにとどまる義務を有したのである。とくに上級武士においては、夫は妻に子ができない場合でも、簡単に追い出すことはせず、自分の家にとどめておきながら、他方、家系存続を大義名分として、妾をおくことができたのである。

これに対して、下級武士においては、婚姻を媒介とする家と家との結合の政治的・社会的な意味は、上級武士の場合程重要ではない。長男の単独相続と、それに付随する女の結婚難のため、追出した嫁の代りを見つけることが容易であり、嫁姑間の接触のひんぱんさのゆえに摩擦がより多く生じ易い。このような事情を背景として、下級武士においては、いわゆる追出し離婚が、ある程度多く行なわれたと思われる。

## E 農民における離婚とその背景

——武士の社会との対比において——

1 問題点 武士的な考え方や制度は、農民の社会にも浸透していったと思われるが<sup>2)</sup>、本節ではとくに武士と農民との差異に注目する。農民あるいは庶民の生活に関しては、武士の場合に比して、記録がより少ないので、断片的な資料の総合から実態を再構成する必要がある。ここで目標

19) 逆縁婚の例は、幕府草創の時期には、必ずしも絶無という訳ではなかったが文化6年には、ある大名からの許可伺いに対して、幕府はこれを不許可としている。cf. 中山 (1928), pp. 946 f.

1) 例えば、北島正元は、越後の豪農渡辺家に伝わる「家の掟」、「御相談口上書」などにおいて、武士的・儒教的な家族規範が、観念的にも実際の生産・生活面にも強く浸透していたことを指摘している。cf. 北島 (1956), p. 72.

とするのは、江戸末期から明治中期までの農民の伝統的な離婚形態を明らかにすることであるが、この場合、かなり後の資料から推測を行なわねばならないことが多い。このように、後の時代のしかも断片的な資料に頼る場合、地域によって別々に独立して存在した事実を共通のものの一部としてまとめてしまう危険性がある。以下においては、異なった地域における観察の単なる羅列であることに特に留意しながら、武士に比較した場合の農民の離婚とその背景について述べることにする。

**2 法的手続き** 江戸時代においては、庶民法上、離婚の権利は夫にあり、夫はたんに「勝手につき」という理由をもって妻を離縁できた。すなわち、完全な専権離婚だったといわれる<sup>2)</sup>。離婚に際して離縁状を与える制度は、古くは太宝令の頃から行なわれたようであるが、江戸時代の離婚制度においては、それがきわめて明白となり、幕府は刑罰の制裁を設けて離縁状交付を励行させた<sup>3)</sup>。このように、原則的に述べる場合、庶民の離婚は、法的手続き上は武士に比してかなり簡単であったように思われる。

明治初年の各地の慣習を記録した『全国民事慣例類集』には、「凡ソ離縁ニ及フトキハ、嫁具ヲ婦家ヘ引渡シ、送籍ヲ戻シ、夫ヨリ自筆ノ離縁状ヲ婦ニ付与スル事一般ノ通例ナリ」と書かれている。しかし同類集の中には、「離縁ノトキ別ニ離縁状ト云事ナシ。然レトモ故障アリテ離縁セン者ハ或ハ之ヲ受ル者アリ」（丹波国加佐郡）というように、離縁状を別に渡さない場合がしばしばみられる。このように離縁状を欠く例は、類集に記載された離縁および離縁状に関する慣例 108 のうち 35 を占めている。逆に、

---

2) 石井 (1952), p. 187.

3) 穂積 (1924), pp. 22 f.



「離縁状ヲ以テ夫婦縁盡ルノ確證トスル例ナルヲ以テ、婦ニ於テ夫ヨリ之ヲ受ケサレバ何等ノ事故アルトモ他嫁スルヲ得サル例ナリ」(遠江国敷知郡) というように、離縁状のない者に再婚を許さぬという立場を特に表明している例が12例存在する。以上の二つの場合——すなわち離縁状を要せぬ場合と離縁状を特に要する場合——の全国における分布状況は表 46 のようになる。概して東海道の諸国に、「離縁状なき者は再婚を許さず」という記事が多くみられ、「離縁状と云事なし」という記事が少ない。このことは離縁状の制度の浸透にかなりの地域差があり、東海道の諸国には、離縁状の制度が最も強く浸透していたことを示している。「離縁状と云事なし」

表 46 離縁状に関する慣行の分布

		「離縁状なきものは再婚を許さず」という記事がある	「離縁状と云事なし」という記事がある			「離縁状なきものは再婚を許さず」という記事がある	「離縁状と云事なし」という記事がある	
畿内	大河内	和內津	×	×	山陰道	波後幡馬見雲	×	×
		賀勢摩河	×	×		丹因但石出	×	×
東海道	伊伊志三遠駿相甲武安	江濃濃代前中前後	×	×	山陽道	播備備周長	×	×
		近美信岩陸陸羽羽	×	×		磨前後防門	×	×
		江濃濃代前中前後	×	×	南海道	紀阿淡讚伊土	×	×
		狭前賀後渡	×	×		伊波路岐子佐	×	×
北海道	若越加越佐	江濃濃代前中前後	×	×	西海道	後前前後向馬摩	×	×
		狭前賀後渡	×	×		築豊肥肥日对薩	×	×

『全国民事慣例類集』により作成。

という記事のみられる地方には、すでに示した 1883~1887 年の資料から類推して、東海道の諸国よりも高い離婚率がみられたところもあると考えられる。このことは、これらの地域に、離縁状を与えるという方法よりも、さらに自由な離婚に関する慣習法が存在していたことを示唆している。

庶民法においても、妻が夫に対して離婚を請求することはきわめて困難であって、妻の一方的意志によって離婚を成立させるためには、鎌倉の東慶寺のような縁切寺へ駈込み、そこで寺法によって定められた一定の期間尼になって修行しなければならなかったといわれる<sup>4)</sup>。しかし、全国民事慣例類集には夫方による専権離婚のみでなく、妻方からも離婚の請求を行ない得たことを想像させる記事がかなりみられる。それらは以下のごとくである。

- (i) 離縁ノトキハ必ス其始離縁ヲ欲セシ夫又ハ婦ヨリ手切レトシテ多少ノ品物ヲ與ルヲ例トス。(駿河国志太郎, 益頭郡, 10 年版ニナン)
- (ii) 家風ニ背キ舅姑ノ意ニ適セス或ハ夫ニ貞順ナラサル等ノ事アレハ離縁スル事ナリ。又ハ夫刻虐或ハ放蕩或ハ刑ニ處セラレ行末見届カタキ等ノ故ヲ以テ婦家ヨリ離縁スル事モアリ。(甲斐国山梨郡, 13 年版ニナン)
- (iii) 離縁の原由一定セス。一方ノ存意ニ應セサルカ, 白痴ト見受ルカ, 懶惰驕奢等ノ所行アルカニ付離縁スルモアリ。又貧困ノ者活計立兼ルヨリ已ムヲ得ス協議ノ上離別シ他人ヘ同居或ハ奉公ニ出ル者モアリ。(武蔵国豊島郡, 13 年版ニナン)
- (iv) 離縁ハ舅姑ニ事ヘテ順ナラサルカ, 夫ニ貞ナラサルカ, 兄弟及ヒ親

4) 縁切寺については、穂積 (1924, 1937), 石井 (1965) などに詳しい記述がみられる。これらの研究においては、縁切寺に関する川柳の収集があり、その量からみても東慶寺の存在はかなり有名であったと思われる。しかし、東慶寺が実際に果たした役割は、地域的にも件数的にもきわめて限定されていたといわねばならない。

- 戚ニ和セサルカ，家風ニ随ハサルカ等ノ件々有ル時ハ，其實況ヲ媒介人  
へ談示離縁ノ取計ヲ頼ム。媒介人見聞シテ正實ナル時ハ其情實ヲ實家へ  
議シ離縁ヲ計ル。又夫放蕩且ツ不實，舅姑不慈愛兄弟信ナラサル等ノ條  
件アリテ婦並ニ婦ノ父母ヨリ離縁ヲ欲スル事アリ。（信濃国埴科郡）
- (v) 雙方熟談済ノ離縁ナレハ雙方ヨリ離縁ヲ町村役場ニ届ケ，役場ヨリ  
離縁復籍スルヲ證トシテ再嫁スルナリ。若シ後來ノ紛議ヲ恐ルル者ハ夫  
ノ離縁状ヲ得テ再嫁スル慣習ナリ。（羽前国田川郡。10年版ニナン）
- (vi) 故アリテ婦ノ方ヨリ離縁ヲ乞フトキハ離縁状ヲ受ル事アリ。雙方和  
談ノ上離縁スルトキハ此例ナシ。（加賀国能美郡）
- (vii) 雙方離縁スル時ハ媒介人ヲ以其事故ヲ婦ノ父母へ通シ当人ヲ始メ雙  
方協議ノ上組合頭へ届出ツ。（加賀国能美郡。13年版ニナン）
- (viii) 離縁ハ夫ヨリ去ルヲ常トス。婦ヨリ夫ヲ去ル事ナシ。夫ノ行状正シ  
カラサレハ両親ヨリ媒介人ヲ以テ夫ニ告テ引取ル事アリ。是ヲ引戻シト  
云フ。（周防国玖珂郡）
- (ix) 家風ニ背フカ父母ノ意ニ適セサルカ夫ニ貞順ナラサル等ノ原由ニテ  
夫ヨリ離縁ノ節ハ家風ニ入ラヌト唱へ婦ヨリ請フ時ハ水カ合ヌト云通言  
ナリ。（長門国阿武郡）
- (x) 夫婦居ヲ異ニシテ凡ソ三年以上ニ至レハ親族媒介人協議シテ夫ノ諾  
不諾ニ関セス離別シテ再嫁セシムルノ慣習ナリ。（肥後国飽田郡）
- (xi) 子女ハ夫家ニテ養育スル常例ナリト雖モ婦ヨリ離縁ヲ請フトキハ女  
子ヲハ差添戻ス事アリ。（石見国那賀郡）
- (xii) 婦ヨリ離縁ヲ求レハ道具衣類ノ幾分ヲ子女ニ与へ夫ヨリ離縁スレハ  
其事ナシ。（越中国射水郡）
- (xiii) 妻ヨリ離縁ヲ乞フ時ハ結納ノ品物ハ夫ノ家へ返シ又夫ヨリ離縁スル  
時ハ既ニ与フル物品ハ妻ニ附スルヲ普通ノ例トス。（信濃国小縣郡）

(xiv) 夫婦間生レ子女ハ離縁ノ後夫家ニ養育スル事通例ナレトモ若シ婦  
ヨリ離縁ヲ求ムルトキハ女子ヲ附送スル事中人以下ニ多シ。(美濃国厚見  
郡, 各務郡, 方縣郡)

風早八十二は、以上のうち、(ii)(iv)(vi)(vii)を例としてとりあげ、妻の離婚請求権が、「庶民の慣行としては既に徳川時代にも認めらるるに到っていたことが『類集』により証明される。」と述べる<sup>5)</sup>。

上に示した 14 の慣例のうち、最初の 10 例は類集の第五款「離縁及離縁状」に収められているが、末尾の 4 例は、第六款「財産分割子女養育」に入っており、財産分割あるいは子女養育の情報を得る際に、はからずも副次的に得られたものである。このことは、調査の方法によっては、妻側からの離婚請求の例をもっと多く聞き出し得たのではないかという疑いをいだかせる。類集にあらわれた上述の事例は、極言すれば、氷山の一角ではないかとさえ思われるのである。

以上においては、庶民における離婚が、夫側にとっては非常に容易であったし、また妻の側から離婚を請求できる場合もあったことを法的手続きの上からみようとしたのであるが、この目的はかなり達せられたと思われる。しかし、『類集』の中には、親族・組合・媒介人が離婚を抑制しようと努力する例も二、三見出される。それらは以下のごとくである。

- (i) 離縁ハ親族組合媒介人承諾ニ非レハ之ヲ為スヲ得ス。(相模国足柄郡。  
10 年版ニナシ)
- (ii) 夫婦間一方不身持又ハ不實ノ事アリテ離縁ニ至ラントスルトキハ組合ニテ規戒シ、改心セサルトキハ組頭へ達シ組頭ニテ篤ク教戒シ尚俊メサルニ於テハ検断へ申出テ嚴重説諭シテモ服セサル上ハ町奉行へ届ケ品

5) 風早 (1929), pp. 19 f

ニ依り入牢ノ懲戒モアル事ナリ。(羽前国置賜郡)

- (iii) 離縁ヲナスニハ親戚ハ勿論懇意ノ者ヘ協義ヲ盡シ雙方熟談ノ上媒介人ノ處分ニ任セ其旨趣該町名主ヘ届出テ、其後五人組連印名主奥印ノ書面ヲ以テ町方役所ヘ願ヒ人別帳ヲ除ク事ナリ。(信濃国埴科郡)

これらはわずか3例に過ぎず、このような親族・組合などによる離婚規制の側面を過大評価することは危険である。特に(ii)の例などは、情報提供のしかたが一面的になり過ぎた嫌いがあるようにさえ思われる。しかしこれらを見捨てることはもちろんできず、離婚に対する集団的統制の評価については、なお若干の問題が残る。

類集には、上述の集団的統制以外の方法、すなわち法によって離婚を抑制しようとする例が1, 2記載されている。その1は離婚の回数を限るものであって、「七度以上ノ離縁ハ許ササル藩例アリ」(土佐国高知郡、13年版ニナシ)という記述がみられる。しかし、7回という回数はかなり多いものであって、この藩例は極端な場合を抑制することができるに過ぎない。逆に、離婚が余りにもくり返して行なわれたからかかる抑制手段がとられたと解釈することさえ可能である。その2は、離婚後かなりの長期間にわたって再婚を禁止するもので、「離縁ノ男女ハ三年間嫁娶スルヲ得サル法ナリ」(羽前国置賜郡)という記述がある。前者と異なって、これはかなりきびしい制限であるが、これは10年版には、士族例と付記されており、農民を対象とするものではなく、むしろ、前節において述べた武士における離婚抑制の傾向をうらづける補足的データと考える必要がある。

**3 農民の離婚観** 橋浦泰雄は、離婚を意味する方言のもつニュアンスからわが国における庶民の離婚観をさぐろうとした。橋浦が例示している方言の中には、陸中雫石地方の「ヒマトル」(結婚後自ら望んで離婚し

て生家へ帰るとき)、鹿児島「ワンギワカレ」(和議別れの意かも知れないという)、安芸山中「ナラズワカレ」(年寄ってから、暮しができないために、合意で夫婦別れをする場合)などがある。このような観察の結果、橋浦は離婚に関して、「これによって全般を知ることはむろん不可であるが、兎に角現在よりも前代に於ては、此の問題が遙かに軽く扱はれたのではないかと考へられる。」と述べている<sup>6)</sup>。

農民の家においては、嫁の態度は、儒教的な考え方をうけ入れた武士における程、夫家に強く執着するものではなかったし、また妻が自ら主導的な役割を果たして離婚を発生させる場合もあったと考えられる。

**4 離婚した妻の自活力** 武士においては離婚した妻の経済的能力は皆無に等しく、実家にもどっても負担になるばかりであったが、農民の間には、やや異なった事情が存在する。農民の家族における女性の地位は、その労働力のゆえに、必ずしも低いものではなかったのである<sup>7)</sup>。仮に女の労働力が男にくらべて若干劣るとしても、女は農家の生産活動のために不可欠であった。このような場合、女が実家へ戻っても、その受入れは、武士の家における程には抵抗なしに行なわれ得る。

**5 夫の「家」へのくみ入れの不十分さ** 農民の家族において観察される婚姻に関する諸制度の中には、夫方の家族集団への嫁のくみ入れの程度が弱いことなどを示す諸事実がある。このようなデータは、主として民俗学から供給されるが、ここでは、ぼう大な資料の中から、個々の具体的なデータを示している余裕がないので、やや一般化された表現で、関連す

6) 橋浦 (1942), pp. 65 ff.

7) このような指摘は、橋浦 (1942), pp. 64 f, 家永 (1954), p. 193, 北島 (1956), p. 74 などにおいてみられる。

る事項を挙げていくことにする。

その1は、掣入婚が存在したこと、あるいはその痕跡が諸方に見出されることである。わが国で見出される掣入婚は、結婚当初の婚舎を妻方におく一時的な通い婚の形をとる場合が多かった。このような状態においては、妻は直接夫の家へ吸収されてしまうのではなく、夫の家に対して比較的自由的な立場にある。

その2は、ケイコ婚、足入れ婚のような婚姻形態が存在したことである。これらの婚姻形態に対しては、通常、掣入婚から嫁入婚への変化の過程における中間的な位置を与えられている<sup>8)</sup>。執行嵐は、家父長制の確立程度に応じて、嫁の方で掣の家に適応できるかためしてみる型と、嫁が掣方に適しない場合に無条件に離縁される型とが存在すると述べる<sup>9)</sup>。足入れ婚に試験婚的な意味を与えるのは、おそらくその本来の姿を見失った結果であろうが、いずれにしてもここではかなり不安定な婚姻状態が存在したと考えられる。そして、このような足入れは、発生的には家父長家族の本質的な部分とは無関係なのであり、家父長家族が強くなってきた時期と重なりあう特殊な状況においてのみ、追出し離婚を発生せしめるのである。

その3として、嫁入り後も実家との経済関係が密であったり、往復がさかんな事例が存在することが挙げられる。大間知篤三は、「上層の嫁入婚では婚姻成立を機会に、嫁は身がらも所有物もその一切をあげて完全に掣方に引き移り、掣方の人になりきることが望まれるのに、村々にはそれに反するさまざまな慣例があった。」として、次のような例を挙げている<sup>10)</sup>。

(i) 掣方へ移った嫁がなお生家のために働かねばならぬという慣習。(石川県能登島、佐渡、新潟県南魚沼郡六日町地方など)

8) cf. 大間知(1950)、有賀(1968)。

9) 執行(1957)、p. 288。

10) 大間知(1958)、pp. 191~194。

- (ii) 嫁が自分の衣料を整えることを一つの主要な仕事として、長期の里帰りをする。 (岩手県岩手郡雫石地方, 福島県西白川郡の阿武隈山麓など)
- (iii) 若い夫婦が夕食後連れ立って、嫁の生家へ赴き、夜遅く帰宅する。「シュウトノツトメ」などによばれる親里訪問のならわし。 (山形県西田川郡福栄町大字越沢——現在, 温海町など)
- (iv) 嫁が嫁方へ引き移っても、その衣装の類は、なお長らく実家にとどめておかれる習わし。 (三重県名張地方, 奈良県宇陀郡など)
- (v) 出産を里親のもとに帰ってする慣習。 (能登など)
- (vi) 嫁が数年めからはじめて夫の衣類の世話ができるようになるという類のならわし。 (岩手県岩手郡雫石地方, 青森県三石郡五戸町地方など)

5 若者仲間による婚姻統制 わが国の農村や漁村においては、若者宿、娘宿、寝宿のような若者達の共同的な生活の場が存在していた場合があり、これに関連して、娘の嫁入りに際する若者仲間の承認、「嫁ぬすみ」、「よばい」などの慣習があったことが知られている。若者仲間をめぐる慣行に関しては、多くの研究者による詳しい紹介があるが、これらにおいては、部落内婚を背景とした、その婚姻統制の機能が論じられている<sup>11)</sup>。このような若者の組織の存在と高い離婚傾向とを結びつけて論ずることはやや早計であり、むしろ抑制的な機能の方を重視する必要があるかも知れないが、このことについては後に詳しく論ずる予定である。ここでは、若者仲間による婚姻統制が、いわゆる「家」ないし「家父長的家族」に対立する側面をもつことに注意しておきたい。

11) 大間知 (1937), 橋浦 (1942), 柳田 (1948), 有賀 (1948), 中山 (1956), 関 (1958) など。



6 家父長的家族の成立の不十分さ わが国の一部においては、姉家督、末子相続などのように、家の相続が長男相続以外による方法で行なわれ、父系的な意味での強い家長権と結びつかない場合が存在していた。姉家督相続というのは、初生子が女であって、その弟が長男である場合に、長男をさしおいて長子である姉が家督を相続する一種の家督相続形態であって、主として東北地方および北関東に分布する慣行である。これが行なわれた理由としては、弟の成長をまつよりも、姉に婿をとって早く相続させた方が経済的だというのが最も多いようである<sup>12)</sup>。末子相続は、長男から順に独立していき、その結果として、末子が親とともに残るもので、諏訪、尾張、信濃、土佐、および九州の諸国において存在したことが明らかである。土地の生産性が低く、長じた子供から順に、新開地を求めるか出稼ぎを行なうことによって、かかる相続形態が成立していると考えられる<sup>13)</sup>。しかし、及川宏による諏訪塚原村の末子相続に関する詳細な事例研究によると、分家にもなって家産分割が行なわれたことが明らかである<sup>14)</sup>。姉家督が行なわれた地方では、系譜を重んじ家父長権が強い武士的な「家」とは異なり、経済的な要請に応じて発生した別の形での「家」が存在したと思われ、末子相続が行なわれたところでは、「家」の観念それ自体が弱かったと考えられる。

7 農民における処女性の評価 武士の婚姻においては、妻の貞節と関連して、結婚に際しての処女性が高く評価された。このために、離婚して実家へもどった女は、「きず物」扱いをうけた。農民においては、処女性の評価は武士の場合程きびしくなく、むしろ労働力としての価値が重要

12) cf. 中川・塩田 (1938), 前田卓 (1968).

13) cf. 中川 (1938), pp. 91~94, 石神 (1963), pp. 76 f.

14) 及川 (1938), pp. 435~437.

であったように思われる。寝宿の存在とこれを仲介とする婚前の性的関係、「よばい」の存在、などがこれを示唆している。このように処女性が重視されない場合には、女子にとって離婚後の再婚も比較的容易に行なわれ得たと考えられる。熊本県須恵村では、離婚して実家へ帰っても、傷物とみられることはなく、「あそこの家の娘は一度結婚したから、かえっている知っていてよいだろう」と話しあったものだという<sup>14)</sup>。

**8 家族内における緊張の問題** 人間関係においては、接触交渉の機会が多ければ多いほど、他我の了解がすすみ、親和の関係が生ずるという白井二尚の考え方は<sup>15)</sup>、多くの場合正しいように思われる。しかし、従来交渉をもたなかった者、あるいはきわめて限られた接触しかしなかったものが、突然生活の全領域にわたって密接な交渉をもたざるを得なくなった場合、逆に、交渉の頻繁さに応じて緊張の関係が生み出される機会が多いとも言えよう。

武士の嫁はもちろん、ある程度家制度が確立した状況における農家の嫁は、夫の家へ突然入りこみ、既存の成員との共同生活を通して、その家風への適応を強いられる。農家の嫁においては、農作業や日常生活における共同労働の必要性、および比較的狭い家屋構造のゆえに、接触の機会が武士（とくに上級武士）に比して多く、緊張が発生する機会も多かったと思われる。

緊張が生じやすいのは、夫婦の間よりも、嫁姑の間においてである。そこには、接触の多さに加えて、非合理的、心理的な対立が存するからである。このような対立が原因となって、嫁の追出しや嫁自身の逃げかえりな

---

14) 阪井 (1966), p. 214.

15) 白井 (1954).

どが生ずることは十分にあり得る。下級武士において、追出し離婚がある程度多かったであろうことは既に述べたが、農民の場合、下級武士に類似した家族的・社会的状況が生じた場合には、同様の現象がおこると考えられる。これに加えて、農民においては武士におけるほど女子教育が普及していなかったので、追出しの外に、嫁自身の逃げ出しが、武士よりも高い頻度でおこることが想像される。

8 農民の離婚（まとめ） 本節においては、日本の村落に関するさまざまな類型の存在を考慮せずに、すべてを通じて、あるいは一部においてのみみられた現象を羅列して来た。仮に、異なった類型の村が異なった地域において同時代に並存することを認めるとしても、農民の家族は、どのタイプをとっても、武士（とくに上級武士）に比して、家族集団に嫁を最初から吸収してしまうという傾向が弱かったと言えそうである。

## F 地域による農民家族の類型の相違とその離婚率への反映

前節においては、わが国の農民の家族と婚姻の特性を、地域的な差異を考慮せずに、武士の「家」との対比においてただ列挙してきた。本節では一歩進んで、東日本と西日本とにおける離婚率の地域的な相違に関連して、これらの地域の農民間の家族に関する考え方の差と、その離婚への反映について考えることにする。対比を明確にするために、近代化の影響を早期から強くうけたと思われる中央部の諸地方を除いて、農村の色彩の強い東北と九州とを扱うことにする。家族および婚姻に関する両地方の差異は以下のごとくである。

(1) 東北地方における家族構成の複雑さと九州地方における単純さ：戸

田貞三は、1920年(大正9年)の国勢調査にもとづいて、わが国における各地方の家族構成の比較をしている<sup>1)</sup>。それによると、世帯主1,000に対する子の配偶者の割合は、東北地方と九州地方についてそれぞれ290.1、98.1となっている。また、世帯主の母の割合はそれぞれ223.1、209.5である。世帯主の母については大きな差はないが、子の配偶者を含む割合は、東北地方においてずっと高い。このことは、嫁姑関係、あるいは婿と義父母との関係を含む家族が東北地方においてより多いことを示している。

(2) 東北地方における分家の困難さと九州地方におけるその容易さ：戸田は、青森・岩手地方と、鹿児島・宮崎地方とを比較して、わが国の両端における分家の難易を検討している。鹿児島・宮崎地方は、青森・岩手地方に比して天候にめぐまれており、個別的小住居を構えることが容易である。これに加えて、『全国民事慣例類集』によると、東北地方では分家を多少困難にする社会的事情があったに比して、西南端地方では、これを比較的容易にする社会的事情があったとする<sup>2)</sup>。戸田が類集から引用しているのは次の4事例である。

「二三男ヲ分家セシムルハ其者四十歳以上ニアラサレハ許ササル事ニテ且四十人役以上ノ持高ナケレハ分地スル事ヲ得ス。資本ヲ分与スルハ戸主ノ見込ニ従ヒ定分アル事ナシ」(陸奥国津軽郡)

「村方ニテハ長男ヲ分家セシメ二三男ニ相続セシムル事多シ」(日向国臼杵郡)

「分家ハ別段届ノ事ナク二三年過キテ其身代持續ノ景状ヲ見届ケ宗門帳ノ戸数ヲ分ツ例ナリ。財産分与ノ額ニ定分ナク戸主ト親類協議ニテ取計フ事ナリ」(日向国宮崎郡・児湯郡)

1) 戸田(1937), pp. 349 f.

2) 戸田(1937), pp. 241~243.

「二三男ヲ分家スルニハ官許ヲ受シ後宗門帳へ戸数ノ増ス事ヲ記載スル例ナリ。財産分与ノ額ニ定分ナケレトモ大凡三分ノ一ニ過サル事ナリ」(大隅国贈呷郡)

また、既に紹介したように、長男その他の開墾などによる分家を予想させる末子相続は九州地方に多かったとされる。上述の事例のうち、2番めのものがこれにあたる。

(3) 東北における婿養子縁組の多さと九州におけるその少なさ：既に述べた姉家督相続の慣行にも関連しているが、東北地方においては婿養子縁組が比較的多い。東北6県と九州7県における1912年(大正1年)の婚姻1,000組中、婿養子縁組の占める割合は、表47の通りである。東北6県においては、岩手の12.4%から福島の9.3%に至る高い値がみられるが、九州6県においては、大分における6.2%から鹿児島島の2.3%に至るまでかなり低い値がみられる。

表 47 東北と九州の各県における婚姻のうち婿養子縁組の占める割合(1912)

婚姻1,000中 婿養子縁組の 占める割合		婚姻1,000中 婿養子縁組の 占める割合	
青森	116.6	福岡	38.6
岩手	124.1	佐賀	32.9
宮城	119.3	長崎	34.4
秋田	122.1	熊本	29.9
山形	103.1	大分	62.0
福島	93.1	宮崎	43.3
		鹿児島	23.2

帝国第35統計年鑑による。

表 48 東北と九州の各県における夫妻の初婚年令  
1908(明治41年)

		夫	妻			夫	妻
		歳	歳			歳	歳
青森	23.8	19.7	福岡	27.4	23.4		
岩手	23.9	20.2	佐賀	27.4	23.3		
宮城	25.9	21.7	長崎	27.7	23.5		
秋田	24.8	20.3	熊本	27.7	23.9		
山形	25.1	21.6	大分	27.2	23.4		
福島	25.1	22.0	宮崎	27.0	23.1		
			鹿児島	28.5	24.8		

厚生省研究所人口民族部『人口統計総覧』1943, pp. 165 ff. による。

(4) 東北における早婚と九州におけるやや遅い結婚：1908年(明治41年)における夫妻の初婚年齢を東北と九州の各県について比較すると表48のようになる。東方地方の初婚年齢の方が夫妻ともにすぐれて低いことが分

る。青森，岩手，秋田における初婚年齢が特に低い。

(5) 東北における若者組組織分布の希薄なことと九州におけるその分布の多いこと：若者組が婚姻統制の役割を果たすことについては既に述べた。わが国における若者組の分布状態に関しては，ほぼ長野県を境として東北日本にはその分布が希薄であることが指摘されている<sup>3)</sup>。もしこれが事実であれば，このことは，婚姻統制が若者組を介して行なわれる傾向が，東北において弱く，九州において相対的に強かったことを意味する。

(6) 東北における媒介人の権限の弱さと九州におけるその相対的な強さ：『全国民事慣例類集』において，媒介人は，「他日婚姻上ヨリ生スル紛議ヲ裁決シ或ハ離縁ニ及フトキハ嫁具引送迄ノ事務ヲ担任スル事一般ノ通例ナリ」とされているが，婚姻成立後は一切関与しないとする例も若干ある。それらは以下のごとくである。

- (i) 媒介人ハ夫婦揃ヒシ者ヲ要ス。引付媒介ト唱ヘ婚姻祝盃ノ式了リシ後ハ事故生スルトモ関係セサル習慣ナリ。(岩代国信夫郡)
- (ii) 婦ヲ夫家ヘ引渡ス迄ヲ媒介人ノ義務トナシ其他一切関係セサル例ナリ。(陸前国宮城郡)
- (iii) 媒介人ハ雙方ノ取持及ヒ約定書取換セノ事ヨリ婚姻ノ式ニ至ル迄取扱フノミテ，其他義務ト云フ事ナシ。離縁ノ節モ一切関係セサル事ナリ。(陸前国遠田郡)
- (iv) 媒介人ハ夫婦ニテ婚姻ノ式ヲ取扱，相当ノ謝儀ヲ贈リシ後ハ故障生スルトモ一切関係セサル事ナリ。(陸中国岩手郡。10年版ニナシ)
- (v) 嫁聲ハ婚姻後一二年間ノ間媒介人ノ家ヘ往キ年始ヲ賀スルヲ例トス。其後ハ媒介人其婚姻ノ事故ニ関係セサル事ナリ。(羽前国置賜郡)
- (vi) 媒介人ハ最初口入レヨリ婚礼ノ式ニ至ル迄一切ノ事ヲ取扱フ迄ニシ

3) 関 (1958), p. 172.

テ以後夫婦間ノ事ニ付テ一切関係スル事ナシ。(羽後国秋田郡)

(vii) 媒介人ハ婚姻迄ノ事務ヲ取扱フ義務アレトモ其後ニ至リ故障生スルトキ本人又ハ父母ヨリ請求アラサレハ其事ニ関係セサル慣習ナリ。(越中国礪波郡)

(viii) 媒介人ハ雙方周旋結縁セシムルノミニテ他日事故ニヨリ離縁ニ至ルトモ関係スルノ義務ナシ。(隠岐国穂地郡、10年版ニナン)

(ix) 媒介人ハ婚姻取結マテニ止リ以後ハ関係セサル例ナリ。(美作国西北條郡)

(x) 媒介人ハ婚姻取結迄世話ヲナシ、<sup>アソドウボリ</sup>行燈切ト唱ヘ当日其座切りニシテ後関係セサル者多シ。(周防国玖珂郡)

(xi) 媒介人ハ婚姻ノ式ヲ周旋シ事了リテ相應ノ謝儀ヲ贈レハ其後ハ関係セサル例ナリ。(讃岐国那珂郡、10年版ニナン)

(xii) 媒介人ハ婚議取結迄ニテ其後離縁等ノ事アリト雖モ一切関係セス尤婚家ヨリ三日戻ノ日報礼ニ行クノ例アリ。(壹岐国石田郡、10年版ニナン)

これら 12 例のうち半数にあたる 6 例は、東北地方の慣行である。これに対して、九州地方のものは 1 例も見出すことができない。媒介人の権限と義務の弱さは、東北において特に目立っている。

分家の容易さや末子相続の存在から推測されるように、九州においては「家」の集団としての凝集力が、東北に比して弱かったようである。また若者組を中心として、いわゆる「家」以外の外部的な要素が婚姻に関与する度合が東北よりも強かったと考えられる。部落内婚と並存して現われることが多い若者組による統制は、配偶者選択に際して、離婚の危険性をあらかじめある程度とり除く働きをするし、婚姻の破綻に対しても調停的な作用を果たすことが期待される。しかし、既に前節で示したように、農民

における婚姻に対する考え方は、ある程度自由なものであり、正当な理由の存在が認められれば、婚姻の解消を容認するという類のものではなかったかと思われる。このような場合、妻の方からイニシアティブをとる離婚もある程度可能であったと推測される。他方、追出し離婚は、既に示した九州地方の家族の類型の特色を反映して、東北地方にくらべるとより少なかったと思われる。家族構成の単純さ、および分家の容易さは、嫁姑関係をはじめとする家族内での複雑な人間関係を形成しないので、東北に比して、離婚をひきおこすような緊張が発生しにくい。初婚年齢が比較的高いことは、嫁の社会的成熟にともなう忍耐強さと、一方的な追出しに対する抵抗力の存在を意味する。さらに、いわゆる一方的な追出しは、共同体的な統制の対象になり得たと思われる。以上のように考えれば、九州においては、ある程度高いが、決して非常に高くはない離婚率が存在したことが正当化されよう。

東北において、九州におけるよりも高い離婚傾向が存在したのはなぜか。これは、東北農民的な意味における「家」の特殊性に負うところが多いと考えられる。既に示唆したように、ここで、武士的儒教的な意味における「家」と、東北の農民的な「家」との機能的な相違を考える必要がある。すなわち、東北においては、特殊な経済的条件に対処するために「家」が強調されたのである<sup>4)</sup>。その「家」は経済的活動を遂行することを第1の目標として形成されたものであるから、家長の資格、成員間における調和への努力などは第2の問題とされた。家の存続は、「血」の問題ではなく、「経済」の問題であり、この意味で、純粋な父系制ないし父権制の家

4) 経済的条件に応じて形成された特殊な形態をもつ家族の他の例としては、白川村の大家族を挙げることができる。この大家族は、わが国古来の伝統的な姿をとどめたものとして理解されるよりは、後に創出されたものとして捉えられることが多い。



族の理念と異なるのである。東北の農民においては、武士と異なり、家名、処女性、貞操などは必ずしも問題にならない。しかも農民における嫁は、結婚の初期においては夫の家への所属性が低い。この状態に加えて、家族構成が複雑で、人間関係におけるまさつを生じ易い。夫の家において嫁はその生産性に十分寄与できなければ存在意義をもたない。しかも、その寄与は、夫の家の成員一特に姑一の個人的な嗜好が加わって、主観的に判断される場合がかなり多かったと考えられる。

東北における嫁は早婚のゆえに未熟であり、忍耐力も判断力も十分ではない。夫の家における母と息子の早婚は、嫁が入って来た時期において、姑がなお生産活動に従事できる状態であることを予想させるが、姑が活動的であることは、嫁に対する干渉をより大にし、追出しに至る機会をつくり出し易い。未成熟な、しかも儒教的女子教育の影響をうけぬ嫁は、自分でも夫の家を逃げ出し易い。そして、離婚が結婚後間もなく、とくに子供のないうちになされるならば、嫁の精神的な負担は軽く、また嫁はその若さのゆえに、実家へ戻っても再婚の望みが残っているのである。

東北においては、下級武士の場合と同様、分家の困難さにもなって、次三男の結婚が困難になり、娘の結婚難が生じたと考えられる。江戸時代には農民において間引きが行なわれることが多かったが、この際、労働力を考えて女子を多く間引いたので、どこでも女の方が1割も2割も少ないのが普通であったといわれる<sup>5)</sup>。しかし、それにもかかわらず女子の結婚難はなお存在したと考えられるし、また明治に近づくと間引きもかなり減少していたと思われる<sup>6)</sup>。このような状況においては、嫁を追出した家が、新しい嫁を見つけることは比較的容易であったであろう。

5) 児玉 (1947), p. 221.

6) TAEBER (1960).

東北における離婚発生をうながす条件の多さは、共同体的な統制によってチェックされることが少なかったようである。若者組、媒介人などの項において指摘したように、東北における「家」の社会的な単位としての強さは、他の婚姻統制の機構が作用する余地を奪ってしまうほどであって、離婚は、「家」による判断にもとづいて簡単に行なわれ得たのである<sup>7)</sup>。

東北地方において婿養子の割合が高かったことは既に示した通りである。婿養子縁組による婚姻の比率は、最も多い岩手の場合で12%強(1912年)に過ぎないから、高い離婚発生に対する説明は、基本的には嫁の追出しだけで十分なように思われる。しかし、婿養子も、その働きが悪く生産に寄与するところが少なければ、容易に「家」によって離縁されたのかも知れない。また男は女よりも自活力がいくらか大きいから、婿養子自身も、気にそまぬ妥協の生活を過ごすことに甘んぜず、妻の家を去る傾向がかなり強かったのかも知れない。

処女性、貞節、および再婚に対する考え方に関しては、東北農民と九州農民との間には大きな差異がなく、両者を通じて比較的寛容的であったと考えられる。この点に関しては、日本の農民という一括的な枠組でとらえることが可能であろう。東北と九州においては、このような共通の地盤の上に、家産の継承、家族構成、婚家のもつ権限などの家族に関する諸慣習の相違が形づくられていたと考えられる。

東北の農村で追出し離婚が多く存在し得たのは、必ずしも父系原理によらない農民的な「家」制度の成立と、そこにおける家産・家督の単独相続の傾向によるところが大きいと思われる。このように長子が優遇される環境の下では、長子の配偶者を選ぶことは比較的容易であり、その者が家族

7) 東北においても、「家」は決して村落から独立して存続しうるものではなかった。従って、コミュニティが各「家」の離婚を容認する背後には、基本的には離婚に対する罪悪感の欠如があったと考えねばなるまい。

の成員として不適格とみなされれば、追い出して代りの者を見つけることが簡単であったと考えられる。九州の農民においては、生産単位としての家が東北におけるほど強く発達せず、追出し離婚は東北ほど多くはなかったが、他方、比較的自由的な離婚がある程度多く行なわれたのではないかと考えられる。

## G 離婚率の地域的分布における特殊例

わが国において、家父長的な家族の成立が、全国隅々に至るまで完全に及んでいなかったことや、武士的儒教的な家族観が、明治以後に農民にも普及していったことなどを考慮に入れると、従来解釈がやや困難であったわが国の離婚率の分布における例外的な事例の説明が比較的容易に行なわれるように思われる。本節でとりあげるのは、鹿児島、志摩、および沖縄の離婚である。

1 鹿児島における離婚 鹿児島県における 1883 年以降の離婚率は表 49 に示す通りである。公表された離婚率が入手できる第 1 の時期である 1883 年（明治 16 年）から 1893 年（明治 26 年）においては、ある程度高い離婚傾向が認められたが、次の時期にあたる 1908 年（明治 41 年）以後は、全国でも顕著な低い離婚率がみられるようになる。九州地方の他の諸県に比して、鹿児島県の離婚率が相対的に最も低くなった時期を明らかにするために、人口に対する離婚率が公表されていない 1893 年（明治 26 年）から 1908 年（明治 41 年）までの間の年について、各県の婚姻 100 に対する離婚の割合を示すと表 50 のようになる。1896 年（明治 29 年）から鹿児島県における離婚傾向の相対的な低さが目立ちはじめ、1899 年（明

表 49 鹿児島県の離婚率 1883～1964年

年次	離婚率 (人口1,000対)	年次	離婚率 (人口1,000対)	年次	離婚率 (人口1,000対)
1883	3.60	1916	0.74	1936	0.68
1884	1.41	1917	0.68		
1885	1.51	1918	0.73	1947	1.17
1886	1.71	1919	0.80	1948	0.95
1887	2.43	1920	0.77	1949	0.98
1888	2.73	1921	0.73	1950	0.93
1889	3.27	1922	0.78	1951	0.92
1890	2.90	1923	0.73	1952	0.93
1891	2.37	1924	0.76	1953	0.80
1892	2.26	1925	0.76	1954	0.79
1893	2.21	1926	0.75	1955	0.81
		1927	0.71	1956	0.81
1908	0.85	1928	0.74	1957	0.74
1909	0.8	1929	0.73	1958	0.76
1910	0.75	1930	0.72	1959	0.71
1911	0.72	1931	0.74	1960	0.72
1912	0.79	1932	0.73	1961	0.70
1913	0.72	1933	0.66	1962	0.69
1914	0.80	1934	0.70	1963	0.62
1915	0.75	1935	0.68	1964	0.64

帝国統計年鑑および人口動態統計による。

治 32 年) 以後は、ほぼ恒常的に九州地方で最も低い離婚傾向を示すようになることが分る。そして、表 41 に示されているように、1908 年(明治 41 年) から 1917 年(大正 6 年) の期間には、全国で最も低い部類に入る離婚率がみられ、この低い離婚傾向はその後も続くが、他により低い離婚率を示す府県が現われるため最下位の座はそれらにゆずられる。鹿児島県における比較的早期における離婚率の低下の説明にあたって、同県における土族の多さと、明治以後の武士的な教育の普及をかながみて、ここには武士における離婚の考察によって得られた考え方を適用することが可能なように思われる。

鹿児島県においては土族の数が多し、1884 年(明治 17 年) 1 月 1 日現

在における士族の割合は、24.3%であって、全国における5.2%に比してきわめて高い<sup>1)</sup>。このような多数の士族の存在を可能にしたのは、兵農一致の政策による郷土制度であったといわれる。

鹿児島における結婚の諸相および婦人の地位に関しては、阪井敏郎の調査報告<sup>2)</sup>がある

表 50 九州諸県における婚姻 100 に対する離婚比の変化 1893～1908

年次	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
1893 (明26)	28.4	<u>21.1</u>	24.0	26.4	34.9	27.4	28.5
1894 ( 27)	26.8	<u>22.0</u>	23.8	29.8	34.1	27.6	26.4
1895 ( 28)	25.4	<u>21.0</u>	23.9	28.8	34.0	26.0	26.1
1896 ( 29)	18.3	18.3	19.6	18.6	24.8	15.6	<u>13.6</u>
1897 ( 30)	28.1	26.6	22.5	28.6	37.0	30.7	<u>20.8</u>
1898 ( 31)	19.4	17.2	14.8	<u>14.7</u>	21.3	20.7	15.3
1899 ( 32)	21.8	17.6	23.9	21.7	26.4	26.4	<u>17.1</u>
1900 ( 33)	17.3	<u>15.2</u>	19.6	18.8	22.3	23.8	<u>15.2</u>
1901 ( 34)	16.3	15.0	16.6	17.9	21.0	23.0	<u>14.9</u>
1902 ( 35)	15.3	<u>13.0</u>	16.1	17.4	19.5	18.9	13.1
1903 ( 36)	16.1	13.5	15.5	17.6	19.6	18.4	<u>12.6</u>
1904 ( 37)	13.0	11.6	12.4	14.6	17.0	14.8	<u>9.8</u>
1905 ( 38)	15.8	15.4	15.1	16.0	17.8	15.5	<u>10.9</u>
1906 ( 39)	16.9	17.0	16.2	18.2	19.4	20.3	<u>14.6</u>
1907 ( 40)	13.3	12.9	13.8	13.6	14.6	13.9	<u>11.2</u>
1908 ( 41)	11.9	10.2	11.9	12.5	14.2	13.6	<u>8.6</u>

下線は九州における最低値を示す。  
帝国統計年鑑により算出。

ので、以下においては主としてそれから必要な箇所を抄出しつつ、鹿児島における家族のあり方を示すことにする。

鹿児島における士族の社会においては、男女の差がきわめてきびしく女性の地位は低かった。戦前は女は公事から遮断されていた。女の男に対する発言を抑え、批判を不可能にするために、女を劣等視し、汚れているとした。女の無価値を外面においても表示して社会全体に徹底するという意図のもとに、男女間に種々の差別待遇が設けられた。女に対する家庭内での教育は特に厳しかった。女は他家に行き、その家で舅、姑、夫、その他の者の監視の中で暮らし、皆から非難されずにやって行こうとすれば、あらゆることに我慢して服従する習慣と、どんな家に行こうとその家の家風

1) 帝国第4統計年鑑(明治18年発行)による。

2) 阪井(1960a), および阪井(1960b)。

に適應して行ける習慣とを幼時からつけておくことが絶対必要であった。女に対する躰教育は特に厳しく、行儀作法、家事一切を黙々としてやれるような女に育て上げることが女子教育の理想とされた<sup>3)</sup>。

「従順で、質朴で、堅忍で、温和で、たとへ心に不平があっても色に現はさず、これを胸に押へてその面を柔げ、物事に丁寧で、親切で、痒い所へ手の届くのが、鹿児島士族の女子の特性である」といわれる<sup>4)</sup>。

結婚は、武士の社会においては、親と媒酌人とによってとり結ばれる「媒酌婚」が特に尊ばれた<sup>5)</sup>。

武士ときびしく区別されていた農民の社会においては、男女の関係はより自由であった。鹿児島の農漁村では、明治末年までは、ヨバイと結婚は連結していた。男達はあちこちの家にしのみこんで、娘と一時的性交をもち、女もまた夜しのもんでくる多くの男と接していたが、やがて男女意気投合して結婚しようと思うと排他的なヨバイ関係になり、それが遂に結婚に実るといった過程をとるのが普通であった。処女性は尊ばれず、日露戦争前の鹿児島の農村では、「女になっていないと結婚できない」といわれ、男も「練習した女」でないといやだと思っていた<sup>6)</sup>。

結婚式に関しても、「タルイレ」の後、しばらく夫が通ってから、妻が夫の家へひきうつるという「簀入婚」の形が多かったと考えられ、現在でも、この風習は辺境の農漁村に残っている<sup>7)</sup>。

鹿児島の武士の社会と農民の社会においては、以上のような断絶があった。そして、明治以後、農民の社会は、青年団指導と小学校教育を通し

3) 阪井 (1960 a), pp. 14~23.

4) 鹿児島市婦人会『薩藩女性史』, pp. 230 f.

5) 阪井 (1960 b), pp. 20~26.

6) 阪井 (1960 a), pp. 27~31.

7) 阪井 (1960 b), pp. 61~64.

8) 阪井 (1960 b), pp. 28 f.

て、次第に武士的な道徳をうけ入れていくのである<sup>9)</sup>。士族の女子教育が低い離婚率に結びつくならば、教育および通婚を介して、このような考え方が県民一般へ普及したと考えることによって、鹿児島県における特に顕著な、しかも早期における離婚率の低下を説明することができるように思われる。鹿児島県における士族の多さは、武士的な考え方の平民への浸透を特に容易にしたと考えられるのである。

2 志摩における離婚 志摩半島においては、特に海女部落を中心として、いわゆる一時的つまどい婚が行なわれて来た<sup>9)</sup>。これらの地域における離婚傾向はある程度高かったようであるが、この現象はいわゆる「家」による追出しによっては説明できず、「家」成立以前のより自由な婚姻との関連において捉えた方がよいと考えられる。志摩におけるつまどい婚に関する社会学的な調査報告には、川島(1954)、阪井(1958)、姫岡・土田・長谷川・光川・四方(1965)などがある。以下、これらによって志摩における結婚と離婚について述べよう。

長谷川昭彦は志摩における結婚の形態を次のように分類している<sup>10)</sup>。

(i) 純粹型つまどい婚

第1型 タルイレ＝結婚成立の儀式化した型

第2型 タルイレ欠如型

第3型 婚礼がタルイレの後に導入された型

(ii) 推移型つまどい婚

第4型 結婚式＝嫁の引き移りとなった型

第5型 ユイノウキンが導入された型

9) これは民俗学者のいう簞入婚に相当するが、志摩の研究者の多くはつまどい婚という語を用いているので、ここではその用法に従った。

10) 長谷川(1965), pp 33~66.

## (iii) 中間型の結婚

## 第6型 アシイレ婚

## (iv) よめいり婚

## 第7型 「つまどい」の欠如した型

## 第8型 完全な「よめいり婚」

川島および阪井がそれぞれ報告している安乗の婚姻形態は第1型に属し、姫岡らの主要調査地であり、阪井のもう一つの調査地である和具は第3型に入る。

長谷川の記述を要約すると、和具の結婚は次のように行なわれる<sup>11)</sup>。第1段階は結婚の内交渉であり、これによって内諾が得られると吉日を選んで、「タルイレ」を行なう。酒を9合ほどツノダルに入れ、カケノウオとって雌雄一対の魚を腹合せに結んでツノダルにかけ、新郎の近親者の既婚の女性2人が新婦側へ持って行くのである。相手の家へ行って樽を手から手へ渡してすぐに帰るが、これで結婚が確定したことになる。ツノダルを貰った娘の家では、受けとったカケノウオを料理し、小料理をして待っていると、仲人が容儀を整え娘方をおとずれ、正式に娘を貰い上げる挨拶をして小宴に移る。仲人は再び掣方の家に帰り、貰い上げたむねを報告し、そこでも簡単な宴が開かれる。それが終わると、掣は仲人に連れられて娘方へ行く。簡単な盃をして、家人に万事を願って、仲人は掣を嫁方において帰る。「タルイレ」の翌日、「オヤコナリ」が行なわれる。オヤコナリとは親類固めをいうのである。

「タルイレ」の済んだときから、男は毎夜女のもとへ通う。女は婚家へ泊りに行くことはないが、気のきいた母親は何かと用事をつくって、娘を婚家へ使いに出す。また婚家でも嫁を招く機会をつくる。夫が通う期間

11) 長谷川 (1965), pp. 47~50.



は、半年から4、5年くらいである。

結婚式を中心とする一連の行事を、和具では、「ヨメドリ」と称している。タイルレからヨメドリまでの期間は、近年短くなって、多くは2、3ヵ月で挙式する。ヨメドリは和具ではかなり盛大である。新婦は結婚式のため男の家に来るが、泊っていかない。結婚式の後も、婿はひき続き、嫁のところへシュートヤガヨイをする。そして、2、3年経って嫁を婚家へよぶのである。これを「ヨメヨビ」または「ヨメノヨビレ」と称している。

和具のつまどい婚における夫と妻との関係について、光川晴之は次のようなことを指摘している<sup>12)</sup>。

和具における婚姻は、明治初期には部落内のもの同士で行なわれることが一般的であったと推定される。1962年(昭和37年)における172世帯に関する調査では、世帯主夫妻の約86%が和具出身者相互の婚姻を行っていた。光川は、この外に戸籍簿を資料として、夫婦とも和具出身の場合の割合を年次別に示している。それによると1957年(昭和32年)以降においては、夫婦とも和具出身の割合が40%台にまで下っている。

明治・大正期の婚姻年齢に関しては、詳細に知ることはできないが、当時は比較的早婚で、男子は通常20歳前後で結婚生活に入ること、すなわち、「徴兵検査前に話がまとまり、シュートヤガヨイを開始する」ことを常とした。女子は18歳前後で結婚するものが多かったようである。夫婦の年齢差は、夫が必ずしも年上とは限らず、夫婦同年齢か妻の方が年上のケースがかなりみられた。

結婚の成立に関しては、古老によれば、「昔は部落内婚がほとんどであって、部落のものどうし相互に相手を熟知していた。恋愛による結婚もかなりあったが、早婚だったので、親相互の結婚のとりきめの方が、率から

12) 光川(1965), pp 68~86.

「いえは高かったと思う」という。現住家族については、「親がきめて自分がそれに従った」のが、最も多い 58.0 %を示し、「自分できめて親に承諾してもらった」ものは 21.2 %、「親から相談されたが最後は自分できめた」ものは 13.7 %である。

シュートヤガヨイ中の夫婦は、日常生活のすべてを共にするというわけではない。夫は夕食を自分の家ですませるのが原則とされ、夕食後妻の家に通うのであるが、これも毎日必ず通うというわけではない。また、夫は朝食も自分の家へ帰ってするのがたてまえである。漁撈に関しては、夫は妻方と無関係である。

嫁は、嫁ひきうつりの後においても、家族の比較的重要な問題について、かなりの程度まで自己の意見を述べることができ、また、その意見がみとめられる。

このような結婚に関する慣習を背景とした和具における離婚について、四方寿雄の調査結果は次のごとくである<sup>13)</sup>。

シュートヤガヨイを行なっている間に、夫婦の間がうまくいかず別れていく事実婚の解消は、結婚 100 組に対して、2, 3 組ある程度できわめて僅少である。

戸籍簿を資料として、1921~25 年(大正 10~14 年)、1931~35 年(昭和 6~10 年)、1941~45 年(昭和 16~20 年)、1948~52 年(昭和 23~27 年)、1955~59 年(昭和 30~34 年)の五つの期間について、和具における婚姻と離婚の数を調べた結果は表 51 の通りである。最も古い時期である 1921~25 年において、和具の離婚傾向は最も高く、婚姻 4.7 件に対して離婚 1 が発生している。その他の期間についても、最後の観察年次である 1955

---

13) 四方(1965), pp. 87~116.

表 51 和具における婚姻と離婚 1921～1959

年次	婚 姻			離 婚			離婚1に対する婚姻			
	部落 内婚	部落 外婚	計	部落 内婚	部落 外婚	計	部落 内婚	部落 外婚	計	全 国
1921～25	173	87	260	31	24	55	5.5	3.6	4.7	9.8
1931～35	182	127	309	18	15	33	10.1	8.4	9.4	10.3
1941～45	153	178	331	18	15	33	8.5	11.8	10.0	15.5
1948～52	194	161	355	20	29	49	9.7	5.6	7.2	10.3
1955～59	212	245	457	10	16	26	21.1	15.3	17.2	9.5

婚姻・離婚数の算出は戸籍台帳による。  
四方(1965), p. 91 による。

～59年を除けば、和具の方が全国よりも高い離婚傾向を示す<sup>14)</sup>。

和具において離婚が多い理由として、四方は次のようなことを挙げている<sup>15)</sup>。

- (i) 昭和7年頃まで、いわゆるヨバイが行なわれていて、若い衆が娘の家を訪れて、夜なべの仕事を手伝いながら気軽に遊び興じ、欲望に任せて交合へと結びつき、男女の交際は比較的ルーズであった<sup>16)</sup>。
- (ii) 離婚者の約70%までが、同じ部落内の者と再婚している。村の人人が、あの夫婦が別れるのは無理もないことだと是認してくれるような状態であれば、離婚は簡単に行なうことができるという考え方があるらしい。
- (iii) 部落内婚が多く、配偶者選択の範囲が部落内のみに制約される率が高い。この場合、適齢の配偶者の絶対数の関係で、無理な結婚をせざるを得ない。

14) 和具が含まれている三重県の離婚率は、統計が入手できる1883年(明治16年)以来、常に全国のそれよりも低い。このことは、和具における離婚率が、周囲に比していかに高いかを物語っている。

15) 四方によるとこれらの理由は四つの群に分けられているが、内容的にはより細分した方がよいと思われるので、本論におけるように六つに分けた。

16) これはほぼ四方の記述通りであるが、この記述では、いわゆるヨバイと娘婿との混同が行なわれているように思われる。

- (iv) いわゆる「つまどい婚」の形態であるため、扶養共同体の意識、協力扶助の義務も希薄であり、女も生活力をもっているため、お互い不満の原因を抑制して結婚を維持するという努力をしない。
- (v) シュートヤガヨイの2、3年が経過して、嫁移りをなした後に、嫁姑の意見の対立が生じやすく、また、この時期に配偶者に対する倦怠感もおこり易い。
- (vi) 離婚に際しては、財産分与とか慰籍料などが支払われることがなく、お互いに持参した荷物だけを持ち帰るだけで別れていくようであるから、離婚に伴う経済的な負担問題はおこってこない。

四方が挙げた以上の理由のうち、(iii)、(v)、および(vi)は、必ずしも和具における離婚率が他よりも高いことを説明する理由とはならない。

(iii)については、1941～45年(昭和16～20年)を除けば、部落内婚は部落外婚よりも低い離婚傾向を示しているものであり、この理由は、部落内婚による結婚が破れる例を内容的に説明するに過ぎない。(v)については、嫁が急に夫の家に入った場合に比して、シュートヤガヨイの時期における嫁と夫の家族との予備的な接触を通して、つまどい婚においてはよりまさが少なくなる条件が形成されているのではないかと思われる。(vi)については、このような状況は和具に限らず、全国の多くの地域において存在したのではないかと思われる。

(iv)の前半については、「いわゆるつまどい婚の形態であるため」という理由づけがややあいまいであって、「つまどい婚を認めているような社会なので」と解釈すべきかと思われる。四方自身、つまどい婚の時期においては、夫婦わかればわずかであると述べているからである。かくして四方の述べた理由のうちで、特に有力な説明となるのは、(i)、(ii)および、上記のように解釈された意味での(iv)であろう。

川島武宜は、1944年から1946年に行なった安乗村の調査報告の中で、青年男子は17,8歳になると、自分の家で宿泊しないで、ネンヤと称する青年宿に共同宿泊するのが習慣になっていると述べている。ネンヤは青年達が家庭をはなれて「社会人」の集団生活に入るための訓練の場所であり、婚姻のための社会的な施設或は調整機関である。他方、娘達は夜になると、仲のよい者（ホーバイ）どうしで、その中の一人の家に集まり、ヨナベをしながら雑談する<sup>17)</sup>。青年達はここを訪れ、娘達と漁業の話をしたり、冗談を言ったり、歌をうたったりして時を過ごす。この機会を通じて、おのずから特定人どうしの愛情関係が成長するわけである<sup>18)</sup>。

姫岡らの和具の調査においては、このネンヤについての記述が欠けているが、阪井敏郎によると、和具では1918～19年（大正7～8年）頃からネンヤが次第に少なくなると、1932～33年（昭和7～8年）頃には完全になくなったという。娘のネンヤも1929～30年（昭和4～5年）からぼつぼつなくなりかけ、1932～33年（昭和7～8年）頃にはなくなっている。ヨバイもまたこの時分になくなった<sup>19)</sup>。

ネンヤの仲間の集団統制による離婚抑制の作用がどの程度強いものであるかは疑問であるが、大正年間に高い離婚率がみられた頃、和具において、ネンヤの制度が存したとすれば、その抑制力は余り大きく評価することができない。しかし、大正末における和具のネンヤが、果してどの程度完全な機能を果していたかはなお問題として残る。

わが国の農村においては、婦人が海女として高い生産性をもっている志摩に比して、女性の経済的・社会的地位がより低く、またつまどい婚もかなりはやくからほとんど行なわれなくなっているのど、志摩におけるほど

17) ただし、彼らの集合する場所はムスメヤド等のことばで呼ばれていない。

18) 川島（1954），pp. 270～272。

19) 阪井（1958），p. 66。

の自由はなくなっていると思われる。しかし、このような「家」的な原理以外にもとづく離婚が、かつては、かなりの程度行なわれ、その精神的な要素は、このような婚姻形態が消滅した後にも残存したと考えられる。そして、集約的な労働を必要とする水田耕作という農業生産の要請によって形成された「農民的な家」が、このような基礎の上に、おおいかぶさったのではなからうか。そして、特定の条件の下で農民的な家のもつ嫁追出しへの傾向が強力に加わった場合、かつての東北におけるような、きわめて高い離婚率が出現したと考えられるのである。

3 沖縄における離婚 沖縄においては、本州における特殊地域として観察された志摩の婚姻と同様の傾向をもつまどい婚が、より一般的に常態として分布している。ただし、薩藩時代における結社禁止のためか、あるいは他の理由からか、奄美大島および琉球列島には若者組の組織の存在は確認されないという<sup>20)</sup>。沖縄本島を中心として、父系的血縁集団である「門中」が発達し、勢力をもっているにもかかわらず、婚姻に関する諸慣習は、完全に父系的なものとはなりきっていない。

瀬川清子は奥野彦六郎の稿本に従って、沖縄の民衆の婚姻について概説しているが<sup>21)</sup>、それをまとめると次のごとくである。

沖縄の民衆の婚姻は、自由結婚によるものである。沖縄の青年男女が婚姻に関してほとんど完全な自由をもっていた理由としては次のようなことが考えられる。

(i) 女神主の社会的勢力が強<sup>いけがやアぬし</sup>く、家でも、男の家主と女の家主とが<sup>いなくやアぬし</sup>あって、女家主の力が相当に重んじられた。

20) 関 (1959), p. 173.

21) 瀬川 (1948), pp. 89~100.

(ii) 1889～1903年(明治32～36年)に私有財産制度が確立するまでは、本島では、原則として耕地の割替があり、宮古、八重山では3年間畑を耕さねば、誰でも鋤を入れうるという慣行があったので、若い男女の独立がたやすかった。家屋も村でつくってくれた。

(iii) 租税が村単位なので、家が増すのを喜んだ。

(iv) 甘藷の蔓を大地にさして置きさえすれば食物が得られ、女も芋桶一つあれば、芭蕉や麻の上布を織って、それだけでも一家の家計を保つことができた。

沖縄本島では、一般にヤガマヤア(合同夜業)とって、明治の初年頃までは、娘達が砂糖搾小屋や寡婦の家などに集まって、芭蕉の糸紆みをしていると、若者達がそこに押しかけて来て、三味を弾いたり、戸外の歌舞に誘ったりして遊んだ。これが婚姻の前奏であり、野遊もうあしびともいった。部落内では婚姻は全く自由であったが、部落内婚のおきてを破った場合にはさまざまな制裁をうけた。

結婚生活の初期においては、夫が妻の家をたずねる訪問婚が行なわれ、数年たってから、妻と子は夫の家に移動する。このよう母方居住の期間は次第に短くなってきており、上流階層においては嫁入婚が多くなってきた。

大胡欽一は北部沖縄の伊平屋島字田名の調査を行なって、婚姻に関する慣行を次のようにまとめている<sup>22)</sup>。

(i) 婚姻成立過程で男家側の占める役割が大きい。また、この間の儀礼的贈与は量的に男家から多く女家側に行く。

(ii) 居住制において、長男と次三男の間に差異があり、長男は *matri-patri* 居住であるのに対し、次三男は *matri-neo* 居住となる。

22) 大胡(1962), pp. 40 f

(iii) 儀礼に参集する親族は、大方、父方母方双方を同等に、最大3世代上位までである。また、式は男子親族員の着座する東側の部屋で行ない、女子は西側の部屋で行なう。

(iv) 出生地別配偶関係は、8割が田名部落内で結ばれ、部落内婚率が高い傾向を示している。

(v) 血縁的配偶関係は極く少ない。

(vi) 姉女房婚が比較的高率である。

(vii) 養子縁組は、父系親族集団内で行なわれる傾向が認められるが、非血縁間で結ばれるものもある。

次に、上に述べたような婚姻制度をもつ沖縄において、離婚率がどのく

表 52 沖縄における離婚率の変動 1883~1964

年次	人口1,000に対する離婚率	年次	人口1,000に対する離婚率	年次	人口1,000に対する離婚率
1883 (明16)	0.51①	1916	1.30①	1936	1.3②
1884	0.65	1917	1.61	1937	1.3
1885	0.73	1918	2.20	1938	1.4
1886	0.52	1919	1.19	1939	1.3
1887 (明20)	0.69	1920	1.47	1940	1.3
1888	2.63	1921 (大10)	1.31		
1889	0.73	1922	1.65	1952 (昭27)	1.0
1890	0.47	1923	1.50	1953	0.9
1891	2.07	1924	1.61	1954	0.7
1892	3.62	1925	1.70	1955 (昭30)	0.5
1893	3.68	1926 (昭1)	1.61	1956	0.4
		1927	1.70	1957	0.5
1908 (明41)	1.26	1928	1.61	1958	0.6
1909	1.1	1929	1.67	1959	0.6
1910	2.05	1930	1.29 1.3②	1960	0.6
1911	1.43	1931	1.24 1.3	1961	0.6
1912 (大1)	1.61	1932	1.21 1.2	1962	0.6
1913	1.31	1933	1.25 1.3	1963	0.6
1914	1.40	1934	1.36 1.4	1964	0.7
1915	1.64	1935 (昭10)	1.29 1.4		

①帝国統計年鑑による

②琉球統計年鑑による。



らいの高さであったかを調べてみよう。沖縄における 1883 年（明治 16 年）以降の公表された離婚率は、表 52 の通りである。

最も古い時期にあたる 1883 年から 1890 年までは、1888 年の 2.63 という例外を除けば、離婚率は 0.47 から 0.73 までであり、かなり低い。この期間においては婚姻率も非常に低く、そのもっとも低い値は、1884 年にみられる 2.44 である。離婚率が例外的に高い 1888 年の婚姻率は 6.25、

である。これらに対して 1892 年の婚姻率は 10.45 となっている。1886 年から 1894 年までの期間について、人口 1,000 に対する配偶数を調べてみると表 53 のようになり、全国と沖縄との間にはほとんど差がない。このことから上述の期間においては、実際に行なわれた結婚・離婚の一部だけが正式に記録され、率計算の対象となっていたことが推測される。

沖縄における婚姻率がかなり高いレベルで安定しはじめるのは、1892 年以後であるから<sup>23)</sup>、沖縄の婚姻、離婚がほぼ完全に記録されるようになったのはこれ以後であると考えられる。1892 年および 1893 年の離婚率は、それぞれ 3.62, 3.68 であって、この値は同時期における秋田県の 5.94, 6.19 にくらべるとかなり低いが、日本全国における 2.76, 2.82 にくらべるとかなり高い。

1894 年以後しばらくの間は、人口に対する離婚率が公表されていないので、表 52 に関しては、この 2 ヶ年におけるかなり高い離婚率が一時的

表 53 人口 1,000 に対する配偶数の沖縄・全国比較 1886~1894

年次	沖縄	全国
1886 (明19)	180.65	189.29
1887 ( 20)	179.66	188.04
1888 ( 21)	208.98	187.34
1889 ( 22)	221.05	185.79
1890 ( 23)	202.10	184.09
1891 ( 24)	194.52	183.27
1892 ( 25)	188.50	184.03
1893 ( 26)	182.69	183.94
1894 ( 27)	182.96	187.70

帝国統計年鑑による。

23) 1891, 92, 93, 94, 95 年における人口 1,000 に対する婚姻率は、それぞれ 7.22, 10.45, 10.78, 11.26, 11.09 である。

なものかも知れないという疑問が残る。この疑問を解消するために、1883年から1918年における婚姻数、離婚数、および婚姻100に対する離婚の比を示すと、表54のようになる。少なくとも1899年（明治32年）以前においては、婚姻の3割以上が恒常的に離婚に終わっていたと考えることができる。

沖縄における離婚率の変化の特徴は、戦前において本土ほど顕著な下降が見出されないことである。1936年には、本土の離婚率はどの府県をとっても1.0を下まわっているのに対し、沖縄ではなお1.3という値がみられる。これは、沖縄における婚姻の制度が本土一般にみられるものとはかなり異なっていることと、沖縄が本土と地理的に離れていることのために、後に述べるような離婚を阻止しようとする価値観の浸透が、本土に比して

表54 沖縄における婚姻数、離婚数、婚姻離婚比の変動（1883—1918）

年次	婚姻	離婚	婚姻100に対する離婚	年次	婚姻	離婚	婚姻100に対する離婚
1883（明16）	1,160	189	16.3	1901	2,823	750	26.5
1884	897	239	26.6	1902	2,930	754	25.7
1885	1,010	275	27.2	1903	3,354	775	23.1
1886	1,013	197	19.4	1904	3,384	625	18.5
1887（明20）	1,067	258	24.2	1905	3,380	601	17.8
1888	2,328	981	42.1	1906	2,989	559	18.7
1889	1,890	276	14.6	1907（明40）	3,618	585	16.2
1890	1,715	198	11.5	1908	4,055	627	15.5
1891	2,969	852	28.7	1909	3,342	541	16.2
1892	4,371	1,512	34.6	1910	7,276	1,038	14.3
1893	4,526	1,543	34.2	1911	3,733	740	19.8
1894	4,845	2,466	50.9	1912（大1）	4,284	844	19.7
1895	4,855	1,747	36.0	1913	4,032	695	17.2
1896	3,166	1,109	35.0	1914	4,088	752	18.4
1897（明30）	5,260	1,762	33.5	1915	6,502	893	13.7
1898	3,599	1,150	32.0	1916	4,244	1,601	37.7
1899	2,493	780	31.3	1917	5,370	901	16.8
1900	2,610	740	28.4	1918	9,337	1,259	13.5

帝国統計年鑑による。

弱く、また遅かったためと考えられよう。第2次大戦中および終戦直後の状況は不明であるが、戦後においては、1956年までかなり顕著な離婚率の減少がみられ、1957年、58年のわずかな上昇の後、しばらくの間0.6という本土よりも低いレベルでの安定を示す。1964年には、離婚率は0.7となり、再びゆるやかな上昇の気配をうかがうことができる。

沖縄、宮古、八重山の各群島ごとにみた1952～64年の婚姻数と離婚数は、表55の通りである。この13年間における婚姻総数と離婚総数について、婚姻100に対する離婚の割合を算出すると、沖縄10.8、宮古8.3、八重山10.5となる。都市化の最も進んだ沖縄と、最も遅れている八重山とにおいて相対的に高い離婚率がみられるようでもあるが、その差は著しくない。

大山彦一は、沖縄に関して、「離婚は少い。結婚の最初に相互の自由選択が行なわれている。離婚の多いのは都会地である。農村では嫁した女は

表55 沖縄各群島における婚姻と離婚 1952～1964

年次	沖 縄 群 島			宮 古 群 島			八 重 山 群 島		
	婚 姻	離 婚	離婚率 (人口千対)	婚 姻	離 婚	離婚率 (人口千対)	婚 姻	離 婚	離婚率 (人口千対)
1952	3,220	651	1.0	595	57	0.8	308	17	0.4
1953	2,925	558	0.9	360	47	0.6	288	46	1.1
1954	2,669	415	0.6	521	54	0.7	278	44	1.0
1955	2,765	341	0.5	678	64	0.8	279	29	0.6
1956	3,193	286		638	30		313	32	
1957	3,965	351		719	41		371	33	
1958	4,348	461		605	49		353	39	
1959	4,445	411		535	64		346	36	
1960	5,087	415	0.5	573	42	0.6	403	41	0.8
1961	5,024	456		535	41		357	36	
1962	5,368	485		466	32		369	30	
1963	5,558	476		570	48		395	35	
1964	5,929	587		552	42		340	46	

第9回琉球統計年鑑による。

容易に離婚しない。」<sup>24)</sup>と述べているが、以上の資料からみて、少なくとも少し以前の状況を考えると、この記述には疑問がある。「離婚再婚に対する部落住民の態度は比較的寛容である。」<sup>25)</sup>とする大胡の観察の方がより真実に近いように思われる。

1964年3～4月にかけて京都大学社会学研究室有志によって行なわれた宮古島の甘蔗栽培農村吉野の調査によって得られた資料も、時代の差、地域の差のため若干の相違があるとはいえ、婚姻に関する慣行については瀬川や大胡が紹介したものとほぼ符合している。筆者が担当した、婚姻・離婚に関する調査結果を要約すると下記のごとくである<sup>26)</sup>。

婚姻のきっかけは、青年男女が知合って相互の意志を確認することからはじまる。当事者同士の意志が定まると、男女はこれを両親に告げ、両家の話し合いによって、伝統的な婚姻儀礼である「ハツモリ」をする日どりが決定される。

「ハツモリ」の日には、夕方7～8時頃、婿側の代表5名と婿自身が祝いの品（泡盛1升と重箱6重ね）を持って花嫁の家に行く。嫁の家に着くと、男女は別々の部屋に入り、婿側の代表の夫婦は、それぞれ花嫁側の男女の代表に対して、正式に婚姻を行なうべく申し出を行ない、これに対して嫁側の親戚代表が承諾の返事をする。話し合いが終わると祝いの盃がまわされる。この行為を「ハツモリ」と称するのである。婿側の6名の者は、祝いのもちものを嫁の家において、婿の家へ帰り、嫁側の親戚はそのまま祝いを続ける。婿側の家では親戚が集まって、代表の帰りをまっているので、ここで婚姻の成立を告げ、祝いを続ける。やがて夜が更け11時頃になると各人はそれぞれの家へひきとる。「ハツモリ」当日は、婿は嫁の家

24) 大山(1963), p. 158.

25) 大胡(1962), pp. 39 f.

26) 沖縄研究会(1964), pp. 25～39

へ行って泊る。

「結婚式」という言葉および行事は全く外来のものであって、高島田を結い、花嫁衣装をつけて、三三九度の盃を行なう式を指している。三三九度の盃は嫁の家と婿の家とで2回行なわれることがある。「結婚式」をするのは、10人のうち、2、3人であるというが、とくに長男の場合は小さくてもできるだけ行なう。「結婚式」は通常、「ハツモリ」の数日後に行なわれる。

「ハツモリ」の後、しばらくの間は、夫が妻の家に通う。長男の場合には通わない場合もあり、通っても比較的短期間(2~3ヵ月)である。次男以下は、分家するまで1~3年は通うのが普通である<sup>27)</sup>。このような婚姻形態に関連して部落内婚がきわめて多かった。部落外婚が制裁をうけるということはなかったが、部落外婚の場合でも夫はやはり妻の家に通った。

婚姻の戸籍上の届出の時期は、最も多い場合は、第1子出生後まもなくであって、この場合、大抵は婚姻の届出と同時に出生届をする。子供が生まれるまで婚姻届を出さないということは、子のない結婚を不完全なものとして、子供の出生まで意識的に届出ししないということの意味せず、戸籍届出の義務の観念がきわめて弱いことに、より多くの原因をもっている。

戸籍簿およびききとり調査から得られた戦後の部落内で発生した離婚は、届出があったもの9件(昭和22年3件、23、24、29、31、32、37年各1件)、未届のもの3件(昭和33、38、39年各1件)、内縁関係の解消1件(昭和32年)である<sup>28)</sup>。

27) 次三男の場合であれば、結婚後2,3年で分家し、妻子を自分の家へひきとるのが通例である。分家すべき年齢は、数え年26歳または30歳であるといわれる。分家の際には男の父または兄が財産を与える。畑6~10反、屋敷および家屋、馬1頭、山羊等が標準的な分与財産である。本分家の関係は何代にもわたって固着する程強いものではなく、通常一代限りで終わるようである。

28) 内縁の解消については、子供が生まれぬ状態で生じたものを十分に把握することができなかつたので、若干の暗数があるかも知れない。

部落における人口が、平均 500 人あるいはそれ以下であったとすると<sup>29)</sup>戦後 19 年間における年平均離婚率は、人口 1,000 あたり 0.9 あるいはそれ以上となる。この時期における内地の離婚率は、1.02 (昭和 22 年) ないし 0.74 (昭和 34 年)、平均 0.85 であるから、ほぼこれと同程度といえる。内地における郡部の離婚率は、戦後においては、市部のそれよりも低くなっているから、吉野における離婚率は、農村の割には高いといえよう。戸籍届出の観念の差を考慮に入れると、吉野における離婚率は相対的に更に高いものになるであろう。ちなみに、未届 3 件を加えた場合、戦後 19 年の年平均離婚率は約 1.3 になる。離婚実数が少ないために、離婚率が高いということを断言するのはきわめて危険であるが、戦前において、沖縄がかなり高い離婚率を示しており、その減少速度が比較的鈍かったことを考えると、その傾向の残存として十分にありうることである。

戦後の離婚 (未届、内縁の解消を含む) 13 件について、離婚者の通婚圏を調べてみると、部落内婚 10 (77 %)、部落外婚 3 (23 %) である。一般の婚姻における通婚圏の場合よりも、部落内婚の割合がやや高い位であって、部落外婚の方が、離婚傾向が高いという想定は否定されそうである<sup>30)</sup>。しかし、サンプルが少ないため、部落内婚の方が離婚傾向が高いということも断言できない。

離婚者の現在の居住地は、夫妻共部落内 3 ケース、夫部落外 3 ケース、妻部落外 5 ケース、夫妻共部落外 2 ケースである。離婚した夫妻とも部落内に居住しているのは 23 % に過ぎない。このことは離婚が何らかの形で部落内での生活を成立し難くしていることを推測せしめる。離別者の再婚状況を見ても、判明する限りでは、部落内婚は男女共各 2 件に過ぎない。

29) それ以下であった可能性がきわめて高い。

30) 現存の夫妻の通婚状況は、部落内婚 63 (64%)、部落外婚 30 (31%)、不明 5 (5%) である。

しかもこのうち各1件は、同一夫妻の再婚である。このように、離婚を望ましくないとする態度が存在することが、統計の上からも推測できるのであるが、これが戦前にも同じ強さで存在していたかどうかは疑問である。

離婚の原因については、夫婦間の問題に主な理由が存するものもあれば、夫の親族と妻との関係に主な理由が存するものもある。前者の中には、夫婦の性格の不一致、夫の不貞、夫による遺棄、妻の不貞、経済的問題における論争、子供ができぬこと、などがあり、後者にあたるものとして、舅姑との不和が挙げられる。概して夫婦間の問題に原因をもつものの方が多くようである。

沖縄におけるつまどい婚（掣入婚）の存在は、志摩におけるつまどい婚が、本土においてこそ例外的であれ、海女部落の経済的条件によってのみ形成されたものでなく、元来わが国に存した共通の文化の残存としての性格をもつことを示唆する。このようなつまどい婚をともなった社会構造と、比較的高い離婚傾向との結びつきは、九州農民における、「家」的要素が比較的弱い状態での、ある程度高い離婚傾向の原型を構成するのではないかと思われるのである。

## H 婚姻をめぐる諸状況の変化と離婚率の変動

わが国における離婚率の変動については既に統計を示したが、ここではこの変動が婚姻をめぐる諸状況のどのような変化を背景として生じたかを検討しよう。

川島武官によれば、わが国の離婚を規定してきた価値観は、次の三つであるとされる。すなわち、(i)「家」的離婚の価値＝規範、(ii)市民的離

婚の価値＝規範，(iii)自由離婚の価値＝規範である。これらのうち、高い離婚発生に関係すると考えられているのは、(i)と(iii)で、(i)は家による追出し離婚を発生せしめ、(iii)は個人の幸福追求のために結婚を trial and error と考えるのである。これらに対して、(ii)は「婚姻の継続と離婚の抑圧という西洋的な価値観が、わが国の新しい中産階級——主として都市の俸給生活者——の孤立的核心家族に根を下した」ものとして捉えられている<sup>1)</sup>。

川島に対する批判は、既に論じてきたことから導き出される。その1は志摩の離婚にその典型をもつような、「家」制度の成立とは無関係に存在する型の離婚の位置づけが困難なことである<sup>2)</sup>。その2は、「家」的という語のあいまいさである。これを高い離婚傾向との関連において捉えようとするならば、上級武家における「家」を考えるべきでなく、既に述べたような特殊な社会的状況の下にある農民の「家」——特に東北農民の「家」——および下級武士の「家」を念頭におくべきであろう。その3は、都市を中心とする市民的な価値観が低い離婚傾向に結びつくとする川島の説では、離婚率の急落が、村落的色彩の強い東北地方においてきわめてよく目立ったことを十分説明し得ないことである。

玉城は、明治中期以後の離婚率低下について、次のように述べている。「俸給生活者・労働者の家族や、地主、商工業の一部の家族のように、妻が全く消費者として夫に従属しているものが増加し、したがって妻の従属的道德が一層日常的のものとなりつつあった。そしてそれと並んで妻は夫の家を離るべきではないという『武士の妻』に類似の観念や道徳が拡大さ

1) 川島 (1958), pp. 81~85.

2) この種の離婚は、自由離婚に近い性格をもつと考えられるが、川島のいう自由離婚はヨーロッパやアメリカで第1次大戦後に生じた新しい価値観を念頭においている。



れ強化されたのではなかったか。」<sup>3)</sup>

玉城においては、家族形態の変化、すなわち、核家族の独立については、川島と同様の見解がとられるが、離婚を抑止する価値観に関しては、川島とは全く逆の性質をもつものが提出されているのである。玉城の説もまた都市において生じた状況を念頭におくがゆえに、東北地方などにおける離婚率の急激な減少を十分に説明し得ない。しかし、既に武士の離婚において考察した結果に従えば、離婚抑制の要因としては、かなり説得性が高いように思われる。

川島の説と玉城の説とは完全に対立するものであろうか。ここで両者の関係について検討する必要がある。

明治時代において、一方では西洋的な道徳観が輸入されつつも、他方では、元来一階級に限られていた武士的な道徳が、全国民に拡大浸透していったことはよく知られている。政府は、教育方針としては後者の方をより重視した。法律からみても、明治 31 年の民法における家族法は、武士の「家」をモデルとしたものであった。しかしながら、「武士の家」における道徳観は、そのまま一般国民に広がったのではなく、それは西欧的な道徳観と妥協しなければならなかった。

下級武士におけるような特殊な状況下における現実態としてではなく、武士の女子教育において現われたような理念的な「武士的な結婚観」と、西洋的・キリスト教的な「市民的な結婚観」とは、貞節を重視し、離婚に対して否定的であるという意味で共通点をもつ。この二つの価値観は、前者が夫に対する妻の絶対的な従属を強調し、後者が少なくとも女性の形式的な尊重を認めるがゆえに、その純粋な形においては対立する側面もっている。この対立にもかかわらず、武士的なものから上下関係の要素を、市

3) 玉城 (1958), p. 195.

民的なものから平等的な要素をそれぞれやわらげた結果、そこに一つの妥協点が見出された。明治中期以後、女子教育の目標とされた「良妻賢母」主義は、このような妥協の産物であるといえよう。矢崎弾は、「良妻賢母主義は、女性の個人主義思想の抑制として折中主義として現れた」（原文のまま）と述べている<sup>4)</sup>。また、山川菊栄は、「賢母良妻主義」が、「封建的女性観のやき直し」にすぎないという<sup>5)</sup>。

武士的な結婚観と市民的な結婚観は、適用される地域や時代によって、その重点のおきかたをかえながら、それぞれかなりの変型をうけながら、同時に作用して、離婚の抑制に役立ったと考えられる。都市の小市民においてとり入れられたのは、玉城の指摘するような妻の経済的な依存性にもかかわらず、どちらかと言えば、市民的な価値観をより多く含んだ考え方であったと思われる。他方、農村的な地方において、農民的な「家」が武士的な「家」の倫理をとり入れるのは、その形態的類似のゆえに、適当な教育が行なわれるならば、比較的容易であったと考えられる。また、小学校教育、青年団指導を通じて、性的な自由に対する考え方が変化していき、このことも離婚率の低下に影響を与えたと考えられる。

川島や玉城の場合、離婚を阻止する価値観の浸透は、都市における核家族を念頭において論じられた。すなわち、彼等は、これらの価値観が基本的には夫妻の関係をめぐって、離婚の防止に作用すると考えたのである。嫁の心構えの変化は、拡大家族における追出し離婚をも減少させる方向へ作用するであろうが、ここではもう一つ、拡大家族内部における舅姑などによる嫁追出しの傾向が、上述の思想の影響や、外部的な条件の変化のために、弱化したことを強調する必要がある。

---

4) 矢崎 (1942), p. 158.

5) 山川 (1967), pp. 32 f.

戦前の都市（市部）において、村落（郡部）におけるよりも相対的に低い離婚率がみられたのは、既に述べたような良妻賢母主義を中心とする離婚を阻止しようとする価値観の社会一般に対する影響に加えて、この種の価値観をになう主体である核家族が数的に優位を占めていたということそれ自体のためであると考えられる。1920年（大正9年）においては、大都市では核家族の割合が73.5%であったのに対して、町村では56.9%であった<sup>6)</sup>。

村落において拡大家族の割合が次第に減少しているならば追出し離婚の減少を、核家族の増加にともなう安定した夫婦家族の成立から説明する必要がある。ところが、1920年（大正9年）と1960年（昭和35年）において、拡大家族の占める割合は、町村ではそれぞれ43.1%、45.0%、中小都市では27.4%、32.2%と逆に増加している。そして大都市においてのみ、26.5%から21.8%へと減少がみられるのである<sup>7)</sup>。郡部の離婚率は上述の現象にもかかわらず、1920年の1.01から1960年の0.58まで低下する。拡大家族が多いことが、そのまま追出し離婚の多いことにつながるのではない。追出し離婚の多発生にとって、拡大家族の存在は、必要条件に近い性格をもつにせよ、十分条件では決してないのである。すなわち既に述べたように、拡大家族の内部でも、社会的状況および価値観の変化に応じて、離婚に対する態度の変化がおこっていると考える必要がある。

---

6) 小山(1962), p. 17.

7) 小山(1962), p. 17. 小山はこのような状況を、戦後の町村合併による地域的区分の変化から説明しようとする。筆者は、理由はそれだけではなく、地方における次三男以下の大都市への移動が大きくなり、一方では地方に直系家族がとり残され、他方では大都市において、これらの転入者が新しく形成していく核家族が増加したことにも関係していると考えられる。cf. 坪内(1965b), p. 157.

東北地方における離婚率のはげしい低下を説明するためには、社会的状況の変化が次第に追出し離婚を困難にしたことに注意する必要がある。追出し離婚は嫁のとりかえが可能なことを前提として、ひんぱんに行なわれ得るのであるが、この条件が弱まると、婚家の方は追出しを差控えざるを得ないようになると予想される。明治以後の産業化および職業選択や移動の自由にともない、次三男も土地を分与されないでも独立家庭を営むことが容易になり、また、生活条件における長男と次三男との隔差も小さくなった。そして、これにともなって娘の結婚難も解消していった。さらに娘達は、女工などとして村から流出していった。これらのことは、あととり

表 56 日本における初婚年令の変化 1908~1950

年次	夫	妻	年次	夫	妻
1908 (明41)	26.8歳	22.9歳	1930	27.3歳	23.2歳
1909	26.9	22.9	1931	27.3	23.3
1910	27.0	23.0	1932	27.4	23.4
1911	26.9	22.9	1933	27.6	23.6
1912 (大1)	27.0	22.9	1934	27.7	23.7
1913	27.0	22.9	1935 (昭10)	27.8	23.8
1914	27.1	23.0	1936	27.9	23.9
1915	27.4	23.0	1937	28.1	24.2
1916	27.1	23.0	1938	28.4	24.4
1917	27.2	23.1	1939	28.7	24.5
1918	27.3	23.2	1940	29.0	24.6
1919	27.4	23.3	1941	28.7	24.3
1920	27.4	23.2	1942	29.8	25.3
1921 (大10)	27.1	23.0	1943	29.5	25.0
1922	27.1	23.0	1944	—	—
1923	27.0	23.0	1945 (昭20)	—	—
1924	27.1	23.1	1946	—	—
1925	27.1	23.1	1947	26.1	22.9
1926 (昭1)	27.1	23.1	1948	26.1	23.0
1927	27.2	23.1	1949	25.9	22.9
1928	27.3	23.1	1950	25.9	23.0
1929	27.4	23.2			

人口動態統計による。

の結婚、特に離婚に続く再婚を、従来ほど容易なものにしなくなったのではあるまいか。下級武士出身の士族の離婚も、同様の理由で減少していったと思われる。九州地方における離婚率の低下が、東北地方ほど急激ではなかったのは、元来追出し離婚が東北ほど多くなかったことと関連しているであろう。

表 56 に示すよう

に、わが国における夫

と妻の初婚年齢は、1942年(昭和17年)頃まで、じりじりと上昇を続けてきた。このことは上述の事情に加えて、妻の社会的成熟とそれともなう能力および忍耐力の増大という理由で、夫の家による追出しが行なわれにくくなる他の条件を提出したと思われる。

以上のような事態と並行して、都市住民、特に労働者層を中心として、新しいタイプの離婚の増加がおこってくる。このタイプの離婚は、宗教的な影響を離れたところで発生する欧米の現代の離婚と大きく異ならないと思われる。戦後のはげしい価値観の変動と、都市化にともなう個人主義的な風潮、および、都市における女子の就職機会の増大にともなう離婚した妻の経済的自立の可能性は、このような自由離婚<sup>8)</sup>をわが国の主な離婚のタイプにしていったと考えられる。

### I 中国人の離婚——日本人の離婚との対比において——

日本における父系的な家族組織——特に農民におけるそれ——は完全に発達したのではなく、双系的なものからの移行的な状態として捉えることができそうである。そして、わが国の多い離婚は、この中間的な状況の中から発生したのではないかと考えられる。これに対して、日本に隣接し、多くの面でわが国の文化・制度の源となってきた中国には、古くから父系的な親族組織が発達していたようである。そこにおいては、父系的親族組織のもとでの、元来あるべき離婚発生の様相の一端が見出されるであろう。

---

8) 都市内部における離婚率の分布を調べると、概して労働者の多い地域において高率が認められる。[cf. 坪内(1965a), 桑畑(1955)]このような離婚は、自我の確立にもとづく「近代的離婚」とよぶよりは、より安易に行なわれる「自由離婚」ないし「無規制的離婚」とよぶ方が適当であろう。

中国における親族組織は宗法にもとづくものであったといわれる。宗法とは氏族制度の一種であって、その最も重要な特徴は、(i)父系的(patri-lineal), (ii)父権的(father-right), (iii)父治的(patriarchal)なことである。封建制度の最盛であった西周から春秋に至る時代は、正に宗法の時代であったといわれる。1930年頃においても、中国の家族はやはり父系的・父権的・父治的であるが、氏族組織は既に変遷してしまったから、もはや宗法組織と称することはできない<sup>1)</sup>。

このようにきわめて古くから父系的な社会であった中国は、離婚に関しては七出の規定をもっていた。七出とは、(i)不妊、つまり無子、(ii)姦淫、(iii)舅姑に不孝、(iv)饒舌、(v)盗竊、(vi)嫉妬、(vii)悪疾をいい、すべて妻について有責とせられる事由であった。この七出という離婚制限に加え、「三不去」といって、糟糠の妻、舅姑に仕えその三年の喪を終えた妻、離婚された後その行くべき実家の失われている妻については、妻が姦淫を犯した場合(或は義絶の事情が存する場合)の外は、所定の離婚原因があっても離別することを得ないものとした<sup>2)</sup>。

七出三不去という離婚制限の基本原則は、少なくとも漢代から、清末はおろか中華民国となるもその当初までは、その法律や体制として、超時代的な継続を示したものであった。これは、夫による専権離婚を抑えようとして加えた枠であり、妻側に与えた婚姻関係継続の保障であった。士大夫の間でも、夫はかかる所定の離婚原因があれば、妻を離別し得るというだ

1) 陶希聖(1939), pp. 5~7.

2) 仁井田(1952), pp. 317 f.

本文における七出の順序は唐令によるものであって、「大戴礼」では次のように書かれている。「婦人七出、不順父母、爲其逆德也。無子、爲其絶世也。淫、爲其亂族也。妬、爲其亂家也。有惡疾、爲其不可與共榮盛也。口多言、爲其離親也。窃盜、爲其反義也。」

けで、いつでも現実に妻を離別したのではなかった<sup>3)</sup>。

しかし、このような制度の存在は、農民には余り直接的な影響を及ぼさなかったようである。仁井田陸は、河北省欒城県、河北省昌黎県、山東省歴城県などにおける調査結果から、農民は、一般に、いわゆる七出の事由があるからとて、妻を離婚できるとは考えていないと述べる<sup>4)</sup>。また、内田智雄は、河北省昌黎県の農村において、村ではいかなる場合に離婚をしてよいことになっているかという質問をして、姦淫と夫婦の感情悪劣という解答を得ている。嫁が舅姑に仕えず不孝なとき、あるいは子を産まない時<sup>5)</sup>などは、離婚の理由にならないとされる。嫁が竊盗などをした時も、「後悔シテ自覚スレバ離婚ノ理由ニナラス」といわれ、夫が他の女と通じたときも、夫が賭博にふけり、女に金を浪費し、妻を虐待するがごとき場合にも、いずれも妻から離婚を申し出る理由にはならぬとされている<sup>6)</sup>。

内田は、農村における離婚傾向について、次のように述べて、その低さを示唆している。「休妻（離婚）の具体的な事例を農民に質してみるに、『昔ハアッタガ』といふ風に答へられて居て、現在は殆んどないやうに述べられるのが、いつこの農村に於ても同調である。然しこの言葉は、休妻といふ事例をめぐって、往昔と現在とに於て、その道義的或は家族道德の帰趨の差異を物語るものではなくして、単に極めて稀有であるといふことを物語る以外の何ものでもないことを知るべきである。』<sup>7)</sup>

仁井田は、農民の間に離婚が具体化する機会が少ないことを指摘し、経

3) 仁井田 (1952), p. 318.

4) 仁井田 (1952), p. 325.

5) 女に子供がないときには、男は妾をもてばよいとされる。事実男が 40 歳位を過ぎて、なお子供を有しない時には、公然と妾をもち、しかも妻と同一家族として居住させることは一般に公認され、また少なからず行なわれている。cf. 内田 (1948), p. 67.

6) 内田 (1948), pp. 61 f.

7) 内田 (1948), p. 58.

済的な制約が、その最も大きな理由となっているとしている。仁井田のいう経済的な制約とは、(i)妻をめとるために既に重い負担があったこと、(ii)再婚のために費用がかかること、(iii)正当な理由をもたぬ追出しの場合、相手方に対して賠償または扶養料支払いの義務をもつこと、である<sup>8)</sup>。

滋賀秀三は、旧中国社会について、「統計的に論ずることは殆んど不可能であるけれども、一般的印象として、近代社会と比べて離婚率は、遙かに低かったであろうとみるのが、諸学者の一致した見解であり、恐らくそれが真実であったであろうと思われる。」と述べている。離婚が少なかった理由は、滋賀によると次のごとくである。(i)富者の間においては、妾制の存在が妻の離婚を不必要ならしめていた。(ii)貧者の間においては、妻を娶るために聘財および挙式費用として多額の出費を要し、困苦貯蓄の結果ようやく娶り得た妻を軽率に離婚することは経済的に許されなかった<sup>9)</sup>。

YANG は自分が生まれ育った山東省の農村に関するモノグラフを 1945 年に発表している。この村の婚姻は、中国の他の多くの地域と同様、父婚的、父系的である。村内婚は忌避されるが、その理由は、第 1 に、一つの村が同姓の家のみからなっていることがあり、この場合村外婚が必要なこと、第 2 に、婚姻によって関係づけられた両家族が、お互いに近くに住むことを好まないことである。旧民法では妾をもつことが許されていたが、実際には、婚姻は一夫一妻的である。過去 3, 40 年の間に、離婚は 1 件あったに過ぎない。それは次のようなものであった。妻は結婚前に既に妊娠しており、婚礼後数日間夫の家にとどまったが、里帰りをしたとき、夫家へ帰ることを拒み、愛人と共に逃走した。実家の方でも婚家の方でも彼女

---

8) 仁井田 (1952), pp. 327 f.

9) 滋賀 (1967), pp. 480 f.



を発見することができなかつたので、夫は離婚を公表せざるを得なかつた。離婚に対する態度は、10～15年前から一般に変化しつつあり、農家における離婚が増加してきたと伝えられるが、この村では、この影響はまだ現われていない<sup>10)</sup>。

GAMBLE は河北省の農村の調査報告の中で、515 家族において、離婚が2件だけ報告されたと述べている<sup>11)</sup>。

伝統的な中国社会において離婚が少ないという指摘は、中国本土、とくにここに紹介した北中国のみでなく、主として南部出身者からなる東南アジアの華僑社会の記述の中にもみられる。その若干を示すと以下の通りである。

FREEDMAN は、シンガポールの中国人が、きわめて顕著な結婚の不安定性を示すマレー人や、不貞の事実が離婚法廷から報告されるヨーロッパ人を見て、自分達が道徳的に優越しているという態度をとる傾向があると指摘している。シンガポールの中国人は、他民族のだらしなさをののしり、自分達の結婚生活の堅固さを誇るのである<sup>12)</sup>。

NEWELL は、マラヤの Province Wellesley における潮州系中国人の農村を調査したが、そのとき結婚に対する考え方について村人と話し合った。これらの潮州系中国人達は、マレー人やヨーロッパ人にくらべて、自分達の結婚が、永久的で、確固としたものであると明言している<sup>13)</sup>。

前田清茂は、マラヤの Kedah 州農村地域における福建系中国人を中心とする小商業センターの調査報告の中で、マレー人が、結婚後すぐ離婚し

10) YANG (1945), pp. 115 f.

11) GAMBLE (1953), p. 38.

12) FREEDMAN (1957), p. 176.

13) NEWELL (1962), p. 61. NEWELL は他の箇所でも、世帯主の約10%が、初婚の相手が生きているのに、それ以外の女と住んでいると推定している。cf. NEWELL (1962), p. 63.

たり、離婚した同一夫婦が再婚したりするのを、中国人は奇妙なことだと思っていると述べている<sup>14)</sup>。

COUGHLIN は、タイ国の中国人とタイ人との価値観を比較している。タイ人の間では、僧侶の社会や官僚組織などが、家族のむすびつきよりも大きな価値があると考えられており、離婚や別居がよくおこる。これに対して、中国人社会においては、家族が社会の中核であると考えられ、強い家族的結束が強調されるのであって、家族の分離や解体は強い反対をうける<sup>15)</sup>。

WILLMOTT は、インドネシアの Semarang に居住する中国人<sup>16)</sup> について次のようなことを述べている。あるインフォーマントによれば、家族内で発生した離婚は、3、4世代の間忘れられず、離婚は、「家名に泥をぬった」とみなされるという。中国人は、インドネシア人の間における高い離婚傾向を強く非難する。しかし、若年層においては、離婚を容認しようとする態度があらわれている<sup>17)</sup>。

以上にみてきたように、中国人の離婚は、少なくとも近い過去までは、きわめて少なかった。中共政権下における中国においては、離婚訴訟の増加があらわれ、とくに婦人による訴えが目立っているようである。しかし、農村では、伝統的な親族組織および結婚制度が、なお、維持されているといわれる<sup>18)</sup>。

14) MAEDA (1967), pp. 63 f.

15) COUGHLIN (1960), p. 197.

16) 福建系の者が圧倒的に多く、次いで客家が多い。

17) WILLMOTT (1960), pp. 295 f.

18) YANG (1967), pp. 410~412.

中華人民共和国婚姻法第 17 条によると、男女双方が自発的な意志によって離婚を望む場合は、離婚は許される。男女の一方があくまで離婚を要求し区人民政府と司法機関の調停が効果のない場合も離婚は許される。[cf. 黒木(1966), p. 367.]

中国人においては、夫の家族に嫁をくみ入れる傾向が、非常に強かったのであるが、この状態にもかかわらず、彼らが逆縁婚を認めていないことに注意する必要がある。内田は、「兄ガ死ンデ兄ノ太太ヲ弟ガ貰ッタト云フ例ガアルカ——ナシ、イケナイ。何故イケナイカ——自分ノ兄嫁デアルカラ。」という質疑をしている。ただし、姉を娶ってその死亡した場合、その妹を後添いとして娶ることは差支えないとされている。中国人における逆縁婚の欠如は、長幼の次序、居を同じくしている場合の家族道徳などから説明できると思われる<sup>19)</sup>。ACKERMAN が単系的親族構造をもつ社会における離婚の多少に關与する指標として用いた逆縁婚は、嫁の夫方親族くみ入れに関する単なる指標にすぎないことがここでも確認できるのである。

富裕な中国人の場合、妾をもつことによって離婚を避けたというのは、わが国の上級武士と類似した側面をもっている。これに対して、貧乏な中国人が、嫁とりの費用および離婚後の賠償金のゆえに、よほどのことがなければ離婚しなかったというのは、わが国の農民とは完全に異なった側面を示している。わが国におけるユイノウは、花嫁の購代であるという観念からはきわめて遠いものなのである<sup>20)</sup>。中国人の婚姻におけるかかる側面こそ、真の意味での父系的親族集団への嫁の完全なくみ入れを示していると思われるのである。

## J 結 論

わが国における離婚傾向の説明にあたっては、かなり複雑な状況を考慮

19) 内田 (1948), pp. 69 f.

20) ユイノウに関しては、有賀 (1948) などによって、その意味が詳しく論じられている。

しなければならなかった。いま一度簡単な総括を試みると以下のごとくである。

農民の離婚においては、大きなタイプとして、東北農民型とでもいうべき「伝統的な自由離婚と強い追出し離婚の並存」と、九州農民型とも言える「伝統的な自由離婚と東北よりも弱い追出し離婚の並存」とが存在した。前者は経済的な要請によって形成されたとと思われる必ずしも完全に父系的とは言えない農民的な意味における「家」を基盤としている。後者においては、このような農民的な「家」の成立が不十分である。このような状況を背景として、東北農民型においてはきわめて高い離婚率が、九州農民型においては、前者ほど高くはないが、決して低くはない離婚率がみられた。

民俗学者は、わが国における婚姻が、掣入婚から嫁入婚へと変化したと説いている。単系的な親族組織の確立と、そこへの嫁の吸収という観点からすれば、掣入婚はそれとはかなり離れた存在であると言える。九州農民型は、東北農民型に比して、どちらかといえば掣入婚よりも位置づけられると思われる。この意味で、志摩などの掣入婚における離婚は、九州農民型の離婚の原型といえるかも知れない。そして掣入婚を行なっていたところでは、その性的自由と並存する形で、ある程度高い離婚率が存在したのである。しかし、掣入婚における離婚傾向は、この婚姻形態のもつ部落内婚的な性格のために、幾分制限をうけており、「きわめて高い」ものではなかったと思われる<sup>1)</sup>。

---

1) 有賀は、嫁入婚および掣入婚の外に、「親方取婚」という婚姻形態の存在を認める。「親方取婚」は、他の婚姻形態と並存したと思われるが、その慣行は明治中期以後にはかなり弱くなっていたと考えられる。本論で統計資料が入手できた時期においては、親方取婚の分布地域およびその慣行の強度がはっきりしないので、ここではその離婚傾向との関係をとくにとりあげて論ずることができない。しかし、より以前の離婚を論ずる場合、この婚姻形態はあるいは重視する必要があるかも知れない。

上級武士における「家」は、農民のそれとは本質的に異なり、妻を夫の家に吸収してしまふ傾向が強かった。しかし、下級武士の場合には、次三男の分家が困難なことで、娘の結婚難というような特殊な社会的状況の下で、「追出し」によるある程度高い離婚傾向がみられたと思われる。

日本における離婚傾向をめぐる以上のような複雑な状況は、わが国の親族組織が、元来確固たる単系的な組織をもたなかったこと、そしてそれが、社会的・経済的・政治的環境に対応して、さまざまな変化の過程を経てきたことと関係しているように思われる。「家」による「追出し離婚」は、特殊な社会的状況の下で、長男（あるいは長男に限らず長子）による単独相続を中心として特殊な発展段階に達した二つの類型の家、すなわち東北農民の「家」および下級武士の「家」において、もっとも多く見出されるのである。

このような「追出し離婚」は、武士的な婚姻観および西洋的な婚姻観の国民一般への浸透にともなうて減少していく。夫の再婚を容易にしていた特殊な環境も、産業化にともなうて消失していった。また、農民一般に存在していた性的な関係に対する自由な考え方も、小学校教育、青年団指導などを通して、次第に弱くなっていったと考えられる。

他方、都市化の進展とともに、核家族の生活が日本人の家族生活において重要なものとなって来た。このような核家族が、親族やコミュニティの統制から独立していくとき、現代欧米諸国と同じタイプの自由離婚が発生するようになり、それが次第に離婚の主流となっていくのである。第2次大戦後のわが国の離婚には、明らかにこのような傾向があると思われる。

## V 総 括

本書においては、欧米、マレーシア・インドネシア、および日本などにおける離婚について、それぞれの地域ごとに検討したが、ここで簡単な総括と方法論的な反省を試みることにしよう。それぞれの地域内部の状況については、既に各章の終りにまとめを行なったので、ここでは繰り返さず、大づかみな対照だけを行なうことにする。

欧米においては、離婚はカトリックを極とするキリスト教からの解放という線に沿って増加していくことが明らかになった。近代化ないし都市化にともなう社会組織の弛緩と、キリスト教の影響の弱化とはほぼ並行して進行する。この意味において、近代化→社会解体 (social disorganization) →離婚の増加という形でこの三者の連関を説く ELLIOTT と MERRILL や FARIS などの教科書に現われる社会解体論の考え方は<sup>1)</sup>、欧米の自由主義諸国の場合に限りて妥当と言い得る。社会主義国に関しては、他の部分の社会組織が強固であるのに離婚が特に増加しているという面もあって、もはや社会解体論の枠組は十分に使えない。

マレーシア・インドネシアの諸民族においては、離婚の発生に対して親族構造のあり方がきわめて大きな影響をもっていることが明らかになった。イスラム教は、本来離婚を抑えようとする意図をもつにもかかわらず宗教法によって規定された一定の離婚手続きを有し、この手続きが宗教法の権威によって守られているがゆえに、集団的統制を離れた個人の意志に

1) cf. ELLIOTT & MERRILL (1961), FARIS (1955), etc

よる離婚をより容易にしている。かくして、確固たる単系的な親族構造をもたず、しかも必要に応じて適当な親族関係の利用が可能なマレー人、ジャワ人などのイスラム化した双系制社会において、親族構造と宗教が相乗的に作用してきわめて高い離婚傾向が見出されるのである。

日本における離婚は、従来、欧米諸国のそれに対比される特殊な一形態として捉えられてきた。しかし、日本の伝統的な離婚は、マレーシア・インドネシアの双系的諸民族を一つの極とし、中国人などの父系制社会を他の極とした中間的な位置において、移行の諸々相において捉えた方が適当と思われる。

東南アジアの双系的諸民族においても、日本においても、社会の近代化に応じて、新しい価値観の浸透とともに離婚傾向が低下していく。このような新しい価値観は、多くの場合、欧米のキリスト教的思想の影響を受けているが、同時に、これらの国に存在した従来の価値観——例えばイスラム教や武士的な道徳——の再評価と再強調をともなっている。

近代化、都市化にともなう核家族の孤立化、集団的統制からの離脱、および既成の禁止的な価値観からのある程度の自由は、時期的な相違はあれ、いずれの文化圏においても現われて来る。このように考えると、いずれはどの文化圏においても自由主義的離婚が出現するのではないかと考えられる。日本の都市の核家族の間でみられるようになった新しいタイプの離婚は、キリスト教の影響力がきわめてうすれた状況での欧米の離婚と同じタイプに属するであろう。そして、マレーシア・インドネシアの諸民族の離婚も新しい価値観による抑制の時期を過ぎると、やがてはこのようなタイプの離婚に移行していくであろう。伝統的な自由離婚とこのような現代的な自由離婚との相違は、前者が離婚後における出自の親族への依存という側面を多分に有するのに対して、後者が個人の独立という側面を多分

にもつことである。

最後に、本論で、離婚傾向を規定する最も重要な要因と考えた親族構造と、宗教的価値観との作用について、それぞれの評価を試みよう。

マレーシア・インドネシアにおいては、ここで対象とした諸民族に関する限り、ACKERMAN や LEACH の修正の意味を十分に検討することができるとは思えない。しかし、このような説明原理が、GLUCKMAN や LOEB の形式的な説明に比して、より説得力があることが、離婚の発生状況の具体的な記述を通して、かなり明らかになった。わが国の離婚発生を説明するためには、LEACH が指摘したように、特殊な事情の存在の影響を評価することがとくに必要である。

ACKERMAN の重要な指標の一つである逆縁婚の存在に関しては、Minangkabau におけるように、その存在にもかかわらず高い離婚率がみられる例があり<sup>2)</sup>、また中国社会におけるように、その完全な欠如にもかかわらず離婚傾向が低い場合もある。このことも、親族構造の作用を、形式的ではなく内容的に捉える必要があることを示唆している。逆縁婚それ自体はあくまでも一つの指標に過ぎないのである。

ACKERMAN の他の指標であるコミュニティ内婚については、沖縄および志摩における一時的つまどい婚<sup>3)</sup>と、極端には高くないが、比較的高い離婚傾向との並存を考えると、その作用はやや疑わしいものとなる。親族構造の離婚に対するサンクションが比較的明確な形をとるのに対して、コミュニティによる離婚抑制は、その根拠が必ずしも明確ではなく、多分

- 
- 2) Minangkabau における逆縁婚が完全に制度化されているかどうかについては疑問がある。逆縁婚を指標として用いる場合、それが存在することに意味があるのか、制度化されていることに意味があるのかを明確にする必要がある。
- 3) 沖縄および志摩の社会を双系的なものとして捉えることにはやや問題があるとしても、これらはかなりそれに近い性質をもっている。



に状況的であり、合意による離婚を容認する場合もあることを指摘する必要がある。

ACKERMAN は、それぞれの調査者 (ethnographers) の主観的な判断に従って、離婚傾向を高低二つのグループに分けて分析を行なったのであるが、このような分析方法自体も批判されねばならない。この方法では単系的親族構造をもつ社会と双系的親族構造をもつ社会とを分離して、それぞれの内部での離婚傾向の高低をかなり器用に解釈することができて、本論において明らかになったようなきわめて高い離婚率を発生せしめる状況、あるいはその逆の状況を十分に知ることができないのである。

コミュニティ内婚は、比較的小さいコミュニティが形成されている場合には、これを制度化することがきわめて困難である。従って、コミュニティ内婚の多少は、状況によってかなり左右される。LEACH の重視する政治・経済的要因の作用も、その発現は多分に状況的である。これらは親族構造の作用を限定するものと考えられる。親族構造の離婚発生に対する作用は、これらの要因によってかなりの変容をうけるが、基本的には、GLUCKMAN, LOEB の見解に近い作用を示すのではあるまいか。親族集団の嫁または婿の吸収という社会学的な作用と、親族構造の形態自体とは、必ずしも厳密には一致しないが、極端に高い離婚率、あるいは極端に低い離婚率の発生をめぐる場合には、かなり高い相関性をもつと考えられるのである。

ACKERMAN の分析において、コミュニティ内婚の離婚抑制力が、元来、親族集団による離婚統制の機能を十分に持たぬ双系的な社会において、はじめて有意義な役割を果していることや、父系的な親族構造をもつ中国人の農村において、コミュニティ外婚と低い離婚傾向とが共存することは、コミュニティ内婚の果たし得る役割が、親族構造のそれに比してよ

り弱いことを示している。

宗教の離婚発生に及ぼす影響に関しては、キリスト教の場合、かなり明確にそれを指摘し得た。イスラム教に関しても、その特殊な作用を東南アジアのイスラム教徒について認めることができた。しかし、イスラム教の影響のより十分な論証のためには、アラビアを中心とするイスラム教国の離婚のより詳細な検討が必要であり、この意味でなお問題が残されている。

## 引用文献\*

## 欧文文献

- ACKERMAN, CHARLES (1963) Affiliations: Structural Determinants of Differential Divorce Rates. *American Journal of Sociology*. Vol. 69, No. 1.
- ABDUL RASHID (1961) Report of the Commission on Marriage and Family Laws. *Studies in the Family Law of Islam*. 2nd ed. Ed. KHURSHID AHMAD. Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.
- ALISJAHBANA, S. TAKDIR (1966) *Indonesia: Social and Cultural Revolution*. London: Oxford University Press.
- ALKEMA and BEZEMER (1961, Original 1927, Translated from the Dutch by RICHARD NEUSE) *Concise Handbook of the Ethnology of the Netherlands East Indies*. (Human Relations Area Files)
- AMIN AHSAN (1961) A Critique of the Modernist Approach to the Family Law of Islam. *Studies in the Family Law of Islam*. 2nd ed. Ed. KURSHID AHMAD. Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.
- BACHTIAR, HARSJA W. (1967) Negri Taram: A Minangkabau Community. *Villages in Indonesia*. Ed. KOENTJARANINGRAT. Ithaca: Cornell University Press.
- BELLEFONDS, Y. LINANT DE (1965) *Traité de Droit Musulman Comparé*. Paris: Mouton & Co.
- BLAGDEN, C. O. (1930) Minangkabau Custom—Malacca. *Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*. Vol. 8, Part 2.
- CAMERON, JOHN (1865) *Our Tropical Possessions in Malayan India*. London: Smith, Edler & Co. (Reprinted in 1965. Kuala Lumpur: Oxford University Press.)
- CAMP, WESLEY D. (1961) *Marriage and the Family in France Since the Revolution*. New York: Bookman Associates.
- COUGHLIN, RICHARD J. (1960) *Double Identity—The Chinese in Modern Thailand*. Hong Kong: Hong Kong University Press.
- DJAMOUR, JUDITH (1959) *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London: The Athlone Press.

---

\* 年鑑，統計書等はここには挙げない。

- (1966) *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London: The Athlone Press.
- DONALDSON, BESS ALLEN (1938) *The Wild Rue, A Study of Muhammadan Magic and Folklore in Iran*. London: Luzac & Co. (Human Relations Area Files)
- DOWNES, RICHARD (1967) A Kelantanese Village in Malaya. *Contemporary Change in Traditional Societies*. Vol. 2, Asian Rural Societies. Urbana: University of Illinois Press.
- DUBOIS, J. A. (1906, Translated from the author's later French MS. and edited with notes, corrections, and biography by HENRY K. BEAUCHAMP.) *Hindu Manners, Customs and Ceremonies*. 3rd ed. Oxford: The Clarendon Press.
- ELLIOTT, M. A. and F. E. MERRILL (1961) *Social Disorganization*. 4th ed. New York: Harper & Brothers.
- FALLERS, LLOYD (1957) Some Determinants of Marriage Stability in Busoga: A Reformulation of Gluckman's Hypothesis. *Africa*. Vol. 27, No. 2.
- FARIS, ROBERT E. L. (1955) *Social Disorganization*. 2nd ed. New York: The Ronald Press.
- FAVRE, REVD. P. (1848) An Account of the Wild Tribes Inhabiting the Malayan Peninsula, Sumatra and a Few Neighbouring Islands. *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*. Vol. 2.
- FIRTH, RAYMOND (1966) *Malay Fishermen*. 2nd ed. New York: Routledge & Kegan Paul.
- FIRTH, ROSEMARY (1966) *Housekeeping among Malay Peasants*. 2nd ed. London: The Athlone Press.
- FOLEY, W. M. (1915) Marriage (Christian). *Encyclopaedia of Religion and Ethics*. Vol. 8.
- FORTES, MEYER (1959) Descent, Filiation and Affinity: A rejoinder to Dr. Leach. *Man*. Vol. 59.
- FRASER, JR., THOMAS M. (1960) *Rusembilan: A Malay Fishing Village in Southern Thailand*. Ithaca: Cornell University Press.
- FREEDMAN, M. (1957) *Chinese Family and Marriage in Singapore*. London: Her Majesty's Stationery Office.
- FREEMAN, J. D. (1955a) *Iban Agriculture*. London: Her Majesty's Stationary Office.
- (1955b) *Report on the Iban of Sarawak*. Vol. 1. Iban Social Organization. Kuching: Government Printing Office.
- (1960) The Iban of Western Borneo. *Social Structure in Southeast*

- Asia*. Ed. G. P. MURDOCK. Chicago: Quadrangle Books.
- GAMBLE, SIDNEY D. (1954, Reissued in 1968) *Ting Hsien: A North China Rural Community*. Stanford: Stanford University Press.
- GEERTZ, CLIFFORD (1960) *The Religion of Java*. Illinois: The Free Press of Glencoe.
- GEERTZ, HILDRED (1961) *The Javanese Family*. New York: The Free Press of Glencoe.
- GINSBERG, NORTON and CHESTER F. ROBERTS, JR. (1958) *Malaya*. Singapore: Donald Moore.
- GLUCKMAN, MAX (1950) Kinship and Marriage among the Lozi of Northern Rhodesia and the Zulu of Natal. *African Systems of Kinship and Marriage*. Eds. RADCLIFF-BROWN, A.R. & D. FORDE. London: Oxford University Press.
- GOMES, EDWIN H. (1911) *Seventeen Years among the Sea Dyaks of Borneo*. London: Seeley & Co.
- GOODE, WILLIAM J. (1963) *World Revolution and Family Patterns*. London: Collier-Macmillan.
- (1965) *Women in Divorce*. New York: The Free Press. (Originally published as *After Divorce* in 1956.)
- GORDON, SHIRLE (n. d.) Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore. *Intisari*. Vol. 2, No. 2.
- GRANQUIST, HILMA (1931) *Marriage Conditions in a Palestinian Village*. 2 vols. (Human Relations Area Files)
- GRANT, BRUCE (1964) *Indonesia*. Melbourne: Melbourne University Press.
- GULLICK, J. M. (1963) *Malaya*. New York: Fredelick A. Praeger.
- HANKINS, FRANK H. (1931) Divorce. *Encyclopaedia of the Social Science*. Vol. 5.
- HEYWARD, HIGEL (1963) *Sarawak, Brunei & N. Borneo*. Singapore: Donald Moore.
- HOLLINGSWORTH, T. H. (1964) The Demography of the British Peerage. *Population Studies*. Supplement to Vol. 18, No. 2.
- HORNER, I. B. (Trans. 1949) *Book of the Dicipline*. Sacred Books of the Buddhists. Ed. RHYS DAVIDS. Vol. 10. London: Luzac & Co.
- HOSE, CHARLES & WILLIAM McDUGALL (1912, 2nd ed. 1966) *The Pagan Tribes of Borneo*. 2 vols. London: Frank Cass & Co.
- HOWELL, WM. (1908~10) The Sea Dyak. *Sarawak Gazette*. Vol. 38, No. 504. (Human Relations Area Files).
- HUMPHREYS, J. L. (1914) A Collection of Malay Proverbs. *Journal of the*

- Straits Branch of the Royal Asiatic Society*. Vol. 67.
- IWASAKI, YASU (1930a) Divorce in Japan. *American Journal of Sociology*. Vol. 36.
- (1930b) Why the divorce rate in Japan has declined. *American Journal of Sociology*. Vol. 36.
- JONES, KATHLEEN (1958) *Social Welfare in Malaya*. Singapore: Donald Moore.
- JONES, L. W. (1966) *The population of Borneo*. London: The Athlone Press.
- KAWASHIMA, TAKEYOSHI & KURT STEINER (1960/61) Modernization and Divorce Trends in Japan. *Economic Development and Cultural Change*. Vol. 9, Part 1.
- KEPHART, WILLIAM M. (1961) *The Family, Society, and the Individual*. Boston: Houghton Mifflin Co.
- KHURSHID AHMAD (ed.) (1961) *Studies in the Family Law of Islam*. 2nd ed. Karachi: Chiragh-E-Rah Publications.
- KOENTJARANINGRAT, R. M. (1960) The Javanese of South Central Java. *Social Structure in Southeast Asia*. Ed. GEORGE P. MURDOCK. Chicago: Quadrangle Books.
- (1967) Tjelapar: A Village in South Central Java. *Villages in Indonesia*. Ed. KOENTJARANINGRAT. Ithaca: Cornell University Press.
- KROEF, JUSTUS M. VAN DER (1954) *Indonesia in the Modern World*. Bandung: Masa Baru.
- (1965) *The Communist Party of Indonesia*. Vancouver: University of British Columbia.
- LEACH, E. R. (1957) Aspects of Bridewealth and Marriage among the Kachin and Lakher. *Man*. Vol. 57, No. 59.
- LEVASSEUR, EMILE (1891) *La Population Française*. Paris: Arthur Rousseau.
- LEVY, REUBEN (1957) *The Social Structure of Islam*. London: Cambridge University Press.
- LOEB, EDWIN M. (1935) *Sumatra, Its History and People*. Vienna: Institutes für Völkerkunde der Universität Wien.
- LOGAN (1847) The Orang Binua of Johore. *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*. Vol. 1.
- MACIVER, R. M. & C. H. PAGE (1950, Reprinted in 1962.) *Society, An Introductory Analysis*. London: Macmillan.
- MAEDA, KIYOSHIGE (1967) *Alor Janggus, A Chinese Community in Malaya*.

- Kyoto: The Center for Southeast Asian Studies of Kyoto University.
- MAEDA, NARIFUMI (1967) *A Structural Analysis of Cognatic Society: An Orang Hulu Case*. (京都大学大学院文学研究科修士論文)
- MAHAMMAD RASJIDI (1958) Unity and Diversity in Islam. *Islam, the Straight Path*. Ed. KENNETH W. MORGAN. New York: Ronald Press.
- MAHMUD SHALTOUT (1958) Islamic Beliefs and Code of Laws. *Islam, the Straight Path*. Ed. KENNETH W. MORGAN. New York: Ronald Press.
- MCGREGOR, O. R. (1957) *Divorce in England*. London: Heinemann.
- MITCHELL, J. C. (1961) Social Change and the Stability of African Marriage in Northern Rhodesia. *Social Change in Modern Africa*. Ed. A. SOUTHALL. London: Oxford University Press.
- MURDOCK, GEORGE PETER (1960) Cognatic Forms of Social Organization. *Social Structure in Southeast Asia*. Ed. G. P. MURDOCK. Chicago: Quadrangle Books.
- (1967) Ethnographic Atlas: a Summary. *Ethnology*. Vol. 6, No. 2.
- NEWELL, WILLIAM H. (1962) *Treacherous River*. Kuala Lumpur: University of Malaya Press.
- NUGROHO (1967) *Indonesia, Facts and Figures*. Terbitan Pertjobaan.
- PACHOW, W. (1955) *A Comparative Study of the Pratinosca*. Santiniketan: The Sino-Indian Cultural Society.
- PARR, C. W. C. & W. H. MACKREY (1910) Rembau, One of the Nine States. Its History, Constitution, and Customs. *Journal of the Straits Branch of the Royal Asiatic Society*. Vol. 56.
- RAFFLES, THOMAS STANEORD (1817. Reprinted in 1965.) *The History of Java*. 2 vols. London: Oxford University Press.
- REIBER, STANLEY R. (1966) Western Christian Conceptual Framework for Viewing the Family. *Emerging Conceptual Frameworks in Family Analysis*. Eds. IVAN NYE & BERARDO. New York: Macmillan.
- RHYS DAVIDS, T. W. (1912) Family (Buddhist). *Encyclopaedia of Religion and Ethics*. Vol. 5.
- ROSTEN, LEO (1963) *Religions in America*. New York: Simon & Shuster.
- ROTH, H. LING (1892) Low's Natives of Borneo. *The Journal of the Anthropological Institute of Great Britain and Ireland*. Vol. 21. (Human Relations Area Files).
- SWIFT, M. G. (1958) A Note on the Durability of Malay Marriage. *Man*. Vol. 58.
- (1963) Men and Women in Malay Society. *Women in the New Asia*.

- Ed. BARBARA E. WARD. UNESCO.
- (1965) *Malay Peasant Society in Jelebu*. London: The Athlone Press.
- TANNOUS, AFIF I. (1944) *The Arab Village Community of the Middle East* (Human Relations Area Files).
- TAUEBER, Irene B. (1960) Japan's Demographic Transition Re-examined. *Population Studies*. Vol. 14, No. 1.
- TAYLOR, E. N. (1929) The Customary Law of Rembau. *Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*. Vol. 7, Part 1.
- (1948) Mahammedan Divorce by Khula. *Journal of Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*. Vol. 21, Part. 2.
- TER HAAR, B. (1948, Translated from the Dutch by the Institute of Pacific Relations) *Adat Law in Indonesia*. (Human Relations Area Files).
- VERGOUWEN, J. C. (1964, Original 1933) *The Social Organization and Customary Law of the Toba-Batak of Northern Sumatra*. The Hague: Martinus Nijhoff. (Translated from the Dutch Original: *Het Rechtsleven der Toba-Bataks*.)
- WARE, TIMOTHY (1963) *The Orthodox Church*. Penguin Books.
- WILKEN, G. A. (1962, Original 1893) *Manuel for the Comparative Ethnology of the Netherlands East Indies*. (Translated from the Dutch by S. DUMAS KAAAN, Human Relations Area Files).
- WILLMOTT, DONALD (1960) *The Chinese of Semarang, A Changing Minority in Indonesia*. Ithaca: Cornell University Press.
- YANG, C. K. (1967) Marriage and Divorce. *Chinese Society Under Communism*. Ed. WILLIAM T. LIU. New York: John Wiley and Sons.

### 邦文文献

- 青山道夫 (1958) 「離婚の史的諸形態とその背景」『家族問題と家族法Ⅲ, 離婚』酒井書店
- (1964) 『現代の家族法』岩波新書
- 有賀喜左衛門 (1948) 『日本婚姻史論』日光書院
- 藤田 勇 (1958) 「社会主義社会における離婚問題」『家族問題と家族法Ⅲ, 離婚』酒井書店
- ハルチェフ (1967, 寺谷弘壬訳) 『ソ連邦における結婚と家族』創元新社 (原著の出版は 1964)
- 長谷川昭彦 (1965) 「志摩における結婚の諸形態」『ソシオロジ』第 11 卷第 4 号 (特集号: 志摩における一時的つまどい婚慣行)
- 橋浦泰雄 (1942) 『民間伝承と家族法』日本評論社



- 穂積重遠（1924）『離婚制度の研究』改造社  
——（1937）「離縁状と縁切寺」『家族制度全集史論篇Ⅱ，離婚』河出書房
- 家永三郎（1954）『日本道徳思想史』岩波全書
- 石井良助（1952）『日本法制史概要』創文社  
——（1965）『江戸の離婚』日経新書
- 石神兼文（1963）「鹿児島における末子相続（その2）」『鹿児島大学社会科学報告』第10号
- 磯野誠一・富士子（1958）『家族制度』岩波新書
- 鹿児島市婦人会（1935）『薩藩女性史』鹿児島市教育会
- 川島武宜（1946）「日本社会の家族的構成」『中央公論』昭和21年6月号（『日本社会の家族的構成』1950，日本評論社，および『中央公論』昭和39年10月号に再録。）  
——（1954）「志摩漁村の寝屋婚・つまどい婚について」『東洋文化』15-16合併号（『イデオロギーとしての家族制度』1957，岩波書店に再録。）  
——（1958）「離婚と社会統制」『家族問題と家族法Ⅲ，離婚』酒井書店
- 風早八十二（1929）「全国民事慣例類集解題」『明治文化全集』第8巻法律篇，日本評論社
- 風早八十二（編）（1929）「全国民事慣例類集」『明治文化全集』第8巻法律篇，日本評論社
- 北島正元（1956）「江戸時代の農民の家」日本法社会学会編『家族制度の研究(上)』有斐閣
- 児玉幸多（1948）『江戸時代の農民生活』大八州出版
- 小山 隆（1962）「家族構成の変化」『東京都立大学人文学報』第29号
- 久保正幡・阿南成一（1962）「教会婚姻法」宮崎孝治郎編『新比較婚姻法Ⅱ』勁草書房
- 口羽益生・坪内良博（1966）「マラヤ北西部の稲作農村——婚姻・離婚・家族の特質について——」『東南アジア研究』第4巻第1号  
——（1967）「マラヤ北西部の稲作農村——農業労働について——」『東南アジア研究』第5巻第1号
- 口羽益生・坪内良博・前田成文（1965）「マラヤ北西部の稲作農村——農地所有の零細化について——」『東南アジア研究』第3巻第1号
- 黒木三郎（1966）『婚姻法の近代化——アジアの現代家族法——』勁草書房
- 桑畑勇吉（1955）「都市離婚の地域的分布について」『社会福祉論集』第3号  
——（1956）「離婚の実態」『現代家族講座Ⅴ，離婚』河出書房
- 前田成文（1965）「マラヤの Aborigines」『東南アジア研究』第3巻第2号  
——（1966）「エンダウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族覚え書」『東南アジア研究』第3巻第5号

- (1967 a) 「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』第 4 卷第 5 号
- (1967 b) 「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』第 5 卷第 3 号
- (1969) 「ジャクン (オラン・フル) の結婚と離婚」『東南アジア研究』第 6 卷第 4 号
- 前田 卓 (1968 a) 「初生子相続の実態とその変遷(上)」『関西大学社会学論集』第 2 卷第 2 号
- (1968 b) 「初生子相続の実態とその変遷(下)」『関西大学社会学論集』第 2 卷第 3 号
- 毎日新聞社人口問題調査会 (1950) 『日本の人口問題』毎日新聞社
- 光川晴之 (1965) 「つまどい婚における家族生活」『ソソオロジ』第 11 卷第 4 号  
(特集号: 志摩半島における一時的つまどい婚慣行)
- 長井真琴 (1929) 『巴・漢・和对訳, 戒律の根本 (比丘波羅提木叉)』丙午出版社
- 中川善之助 (1938) 「末子相続」『家族制度全集史論篇 V, 相続』河出書房
- (1957) 「末子相続について」日本法社会学会編『家族制度の研究(下)』有斐閣
- 中川善之助・塩田定一 (1938) 「姉家督」『家族制度全集史論篇 V, 相続』河出書房
- 中根千枝 (1964) 『『家』の構造分析』石田英一郎教授還暦記念論文集』角川書店
- 中田 薫 (1926) 『法制史論集』第 1 卷, 親族法相続法 岩波書店
- 中山太郎 (1928) 『日本婚姻史』春陽堂
- 仁井田隆 (1952) 『中国の農村家族』東洋文化研究所 (1966年東京大学出版会より再版)
- 及川宏 (1938) 「信州諏訪塚原村に於ける分家に就いて——所謂末子相続の一例として——」『民族学研究』第 4 卷第 3 号
- 大胡欽一 (1962) 「北部沖縄の社会組織」『民族学研究』第 27 卷第 1 号
- 沖縄研究会 (1964) 『吉野——沖縄宮古島の一農村——』
- 岡崎文規 (1950) 『日本人人口の実証的研究』北隆館
- 大間知篤三 (1937) 「日本結婚風俗史」『家族制度全集史論篇 I, 婚姻』河出書房
- (1958) 「婚姻」『日本民俗学大系 III』平凡社
- 大塩俊介 (1956) 「離婚の意味」『現代家族講座 V, 離婚』河出書房
- 大山彦一 (1963) 「沖縄の家族制度の研究 (其一)」『鹿児島大学社会科学報告』第 10 号
- 阪井敏郎 (1958) 「志摩半島における海女の地位について」『社会福祉評論』第 15 号
- (1960 a) 「鹿児島に於ける女性の地位」『社会学評論』第 42 号
- (1960 b) 「鹿児島に於ける結婚の諸形態」『社会福祉評論』第 20 号
- (1966) 『家族社会学』法律文化社

- 瀬川清子 (1948) 「沖縄の婚姻」『民族学研究』第 13 卷第 3 号
- 関 敬吾 (1958) 「年令集団」『日本民俗学大系Ⅲ』平凡社
- 執行 嵐 (1957) 「農村の婚姻」『家族問題と家族法Ⅱ, 結婚』酒井書店
- 滋賀秀三 (1967) 『中国家族法の原理』創文社
- 四方寿雄 (1965) 「つまどい婚における離婚」『ソシオロジ』第 11 卷第 4 号 (特集号: 志摩半島における一時的つまどい婚慣行)
- 玉城 肇 (1934) 『日本家族制度批判』福田書房
- (1937) 「婚姻離婚統計論」『家族制度全集史論篇Ⅱ, 離婚』河出書房
- (1958) 「明治以後における離婚問題」『家族問題と家族法Ⅲ, 離婚』酒井書店
- 陶 希聖 (1939 天野元之助訳) 『支那に於ける婚姻及び家族史』生活社
- 戸田貞三 (1937) 『家族構成』弘文堂書房
- 坪内良博 (1965 a) 「大都市における離婚の地域的分布」『ソシオロジ』第 12 卷第 1 号
- (1965 b) 「現代日本の家族——わが国における家族形態の変化——」『現代社会学ノート』汐文社
- (1966) 「マレー人の離婚」『東南アジア研究』第 4 卷第 3 号
- 内田智雄 (1948) 『中国農村の家族と信仰』弘文堂書房
- ウェスターマーク (1926, 中村正雄訳 1954) 『人間の結婚の歴史』創文社
- 白井二尚 (1954) 「親和関係考」高田先生古稀祝賀記念論文集『社会学の諸問題』(『社会学論集』1964, 創文社に再掲)
- 山川菊栄 (1943) 『武家の女性』三国書房
- (1967) 「婦人解放をめざして私の歩んできた道」『国際基督教大学学報, Ⅲ—A, アジア文化研究』4
- 柳田国男 (1943) 『婚姻の話』岩波書店
- 矢崎 弾 (1942) 『三代の女性』若い人社
- 横江勝美 (n. d.) 「徳川時代に於ける大名の階級的内婚に就いて」『季刊社会学』第 3 輯
- (1939) 「藩土社会における身分と婚姻」『家族と村落』第 1 輯日光書院

## 著者名索引

- A**
- Abdul Rashid .....11  
 Ackerman, Charles..... 7~9, 133, 138,  
 144, 168, 221, 227~228  
 Alisjahbana, S. Takdir .....73, 132  
 Alkema & Bezemer.....66  
 Amin Ahsan.....11~12  
 青山道夫.....10, 25, 31  
 有賀喜左衛門..... 177~178, 221~222
- B**
- Bachtiar, Harsja W..... 66~67  
 Bellefonds, Y. Linant de..... 12
- C**
- Cameron, John.....95~96  
 Camp, Wesley D..... 42~43  
 Coughlin, Richard J. ....220
- D**
- Djamour, Judith .....13, 67, 74, 86~89,  
 97~99, 130  
 Donaldson, Bess Allen..... 133  
 Downs, Richard..... 83~86, 92  
 Dubois, J. A. ....13
- E**
- Elliott, M.A. & F.E. Merrill.....225
- F**
- Fallers, Lloyed.....7~8
- Faris, Robert E.L.....225  
 Favre, P. ....111  
 Firth, Raymond .....81  
 Firth, Rosemary .....81~83, 121  
 Foley, W.M. ....9~10  
 Fortes, Meyer.....7  
 Fraser, Jr., Thomas M.....96  
 Freedman, M.....116, 219  
 Freeman, J.D. ....76~78  
 藤田勇.....31
- G**
- Gamble, Sidney D. ....219  
 Geertz, Clifford..... 69, 131~132  
 Geertz, Hildred..... 68~71, 75  
 Ginsburg, N. & C.F. Roberts .....96  
 Gluckman, Max...4~8, 58, 138, 143, 228  
 Gomes, Edwin H. ....79  
 Goode, William J. ....13, 137  
 Gordon, Shirle..... 98~99  
 Granquist, Hilma..... 133  
 Grant, Bruce .....132
- H**
- Hankins, Frank H. ....15, 33  
 ハルチエフ (Kharchev) ..... 31, 33  
 長谷川昭彦.....193~194  
 橋浦泰雄.....175~176, 178  
 姫岡, 土田, 長谷川, 光川, 四方 .....193~  
 194, 199  
 Hollingsworth, T.H..... 23  
 Horner, I B. ....14

Hose C. & W. McDougall .....78  
 Howell, Wm. ....78  
 穂積重遠 .....10, 15, 21, 25, 31, 35, 170,  
 172  
 Humphreys, J.L. ....105~106

## I

家永三郎 ..... 176  
 石井良助 ..... 170, 172  
 石神兼文 ..... 179  
 磯野誠一, 磯野富士子 .....159  
 Iwasaki, Yasu .....148

## J

Jones, Kathleen .....131  
 Jones, L.W. ....79

## K

鹿児島市婦人会 ..... 192  
 貝原益軒 ..... 162  
 川島武宜 .....160, 193~194, 199, 209~  
 212  
 Kawashima, T. & K. Steiner ..... 149,  
 151  
 風早八十二 ..... 174  
 Kephart, William M. ....47  
 北島正元 .....169, 176  
 児島幸多 .....187  
 Koentjaraningrat, R.M. .... 68, 71~72,  
 75  
 小山隆 ..... 213  
 Kroef, Justus M. van der .....73, 132  
 久保正幡, 阿南成一 .....10  
 口羽益生, 坪内良博 .....90~95  
 口羽益生, 坪内良博, 前田成文 .....90  
 黒木三郎 .....220  
 桑畑勇吉 ..... 152, 215

## L

Leach, E.R. ....7~9, 227~228  
 Levasseur, Emile .....28  
 Levy, Reuben ..... 12  
 Loeb, Edwin M. ....57~59, 61, 63~  
 65, 67, 100, 143, 228  
 Logan .....111

## M

MacIver R.M. & C.H. Page .....15  
 Mahammad Rasjidi .....11  
 Mahmud Shaltout .....11  
 前田清茂 .....219~220  
 前田成文 .....106~111  
 前田卓 ..... 179  
 McGregor, O.R. ....21, 24  
 Mitchell, J.C. .... 7  
 光川晴之 ..... 195  
 三宅尚斎 ..... 162  
 Murdock, George Peter .....57, 133

## N

長井真琴 .....14  
 中川善之助 ..... 179  
 中川善之助, 塩田定一 ..... 179  
 中根千枝 ..... 144  
 中田薫 .....160~162  
 中山太郎 .....169, 178  
 Newell, William H. ....116, 219  
 仁井田陞 .....216~218  
 Nugroho .....75

## O

大胡欽一 ..... 201, 206  
 及川宏 ..... 179  
 岡崎文規 ..... 151

沖繩研究会…………… 206  
 大間知篤三…………… 177  
 大塩俊介…………… 148, 152  
 大山彦一…………… 205

## P

Pachow, W. ……………14  
 Parr, C.W.C. & W.H. Mackray ……99  
 ~101

## R

Raffles, Thomas Stanford ……73  
 Reiber, Stanley R. ……………11  
 Rhys Davids, T.W.……………13  
 Rosten, Leo ………………10  
 Roth, Ling H.…………… 78~79

## S

阪井敏郎……………180, 191~194, 199  
 瀬川清子…………… 200, 206  
 関敬吾…………… 178, 184, 200  
 執行嵐…………… 177  
 滋賀秀三…………… 218  
 四方寿雄……………196~198  
 Swift, M.G.……………96, 100, 102~106

## T

Taeuber, Irene B. ……………187

玉城肇…………… 144, 150, 161~162, 210~212  
 Tannous, Afif I. ……………133  
 Taylor, E.N. ………………13, 101~102  
 Ter Haar, B. ………………140  
 陶希聖…………… 216  
 戸田貞三……………181~182  
 坪内良博…………… 213, 215

## U

内田智雄…………… 217, 221  
 白井二尚…………… 180

## V

Vergouwen, J.C. ……………61~63

## W

Ware, Timothy ………………10  
 ウェスターマーク……………13  
 Wilken, G.A. ………………67  
 Willmott, Donald ……………220

## Y

山川菊栄…………… 163, 167, 211  
 柳田国男…………… 178  
 Yang, C.K. ………………218~220  
 矢崎弾…………… 212  
 横江勝美…………… 163

## 地名・民族名索引

＊配列は原則として英語綴りに従った。

＊詳しい記述が含まれているページはゴチック字体で示した。

## 日 本

## A

愛知…………… 151, 153, 156  
 安芸…………… 176  
 秋田…… 151～153, 155～156, 183～184,  
 203  
 奄美大島…………… 200  
 安乗(村)…………… 194, 199  
 青森…………… 151～153, 156, 182～184  
 青森県三石郡五戸町…………… 178  
 安房…………… 171  
 阿波…………… 171  
 淡路…………… 171

## B

備後…………… 171  
 備前…………… 171  
 豊前…………… 171

## C

千葉…………… 151, 153, 156  
 筑後…………… 171  
 中部(地方)…………… 157

## E

越後…………… 169, 171  
 越前…………… 171  
 越中国射水郡…………… 173  
 越中国礪波郡…………… 185

愛媛……………151, 153, 155～156

## F

福井……………151～153, 156  
 福岡…………… 151, 153, 156, 183, 191  
 福島…………… 151, 153, 156, 157, 183  
 福島県西白川郡…………… 178

## G

岐阜…………… 151, 153, 156  
 群馬…………… 151, 153, 156

## H

播磨…………… 171  
 肥後…………… 171  
 肥後国飽田郡…………… 173  
 広島…………… 151～153, 155～156  
 肥前…………… 171  
 北海道……………151, 153～154, 156, 171  
 北陸(地方)…………… 158  
 北陸道…………… 171  
 兵庫……………151～153, 156  
 日向…………… 171  
 日向国児湯郡…………… 182  
 日向国宮崎郡…………… 182  
 日向国白杵郡…………… 182

## I

茨城……………151, 153, 155～156  
 伊平屋島……………201～202  
 老岐国石田郡…………… 185  
 石川……………151～153, 156, 158

石川県能登島…………… 177  
 石見…………… 171  
 石見国那賀郡…………… 173  
 伊賀…………… 171  
 因幡…………… 171  
 伊勢…………… 171  
 岩代…………… 171  
 岩代国信夫郡…………… 184  
 岩手……………151, 153, 156, 182~184  
 岩手県岩手郡雫石…………… 178  
 伊予…………… 171  
 出雲…………… 171

## K

加賀…………… 171  
 加賀藩…………… 163  
 加賀国能美郡…………… 173  
 香川…………… 151, 153, 156  
 鹿児島……………151, 153, 155~156, 176, 182  
 ~183, **189~193**  
 甲斐…………… 171  
 甲斐国山梨郡…………… 172  
 鎌倉…………… 172  
 神奈川……………151~156, 158  
 金沢……………**167~168**  
 関東（地方）…………… 156  
 河内…………… 171  
 紀伊…………… 171  
 畿内…………… 171  
 近畿（地方）…………… 157  
 高知……………151, 153, 155~156  
 熊本…………… 151, 153, 156, 183, 191  
 熊本県須恵村…………… 180  
 京都……………151~153, 156  
 九州（地方）……158, 179, **181~189**, 191,  
 209, 214, 222

## M

三重…………… 151, 153, 156, 197  
 三重県名張地方…………… 178  
 三河…………… 171  
 美作国西北条郡…………… 185  
 美濃…………… 171  
 美濃国厚見郡…………… 174  
 美濃国方県郡…………… 174  
 美濃国各務郡…………… 174  
 水戸藩…………… 167  
 宮城……………151, 153, 156~157, 183  
 宮古群島…………… 201, 205  
 宮古島……………**206~209**  
 宮崎……………151, 153, 156, 182~183, 191  
 武蔵…………… 171  
 武蔵国豊島郡…………… 172  
 陸奥国津軽郡…………… 182

## N

長野……………151, 153~156  
 長崎…………… 151, 153, 156, 183, 191  
 長門…………… 171  
 長門国阿武郡…………… 173  
 南海道…………… 171  
 奈良……………151, 153, 155~156  
 奈良県宇陀郡……………178  
 新潟…………… 151~153, 155~157  
 新潟県南魚沼郡六日町……………177  
 日本（全国）……………3~4, **143~149**, 151,  
 203, 214~215, 225~226  
 能登…………… 178

## O

大分…………… 151, 153, 156, 183, 191  
 岡山…………… 151, 153, 156  
 沖縄……………189, **200~209**, 227



沖繩群島…………… 205  
 沖繩本島……………200~201  
 隱岐国穩地郡……………185  
 近江…………… 171  
 大阪…………… 151~153, 155~156, 158  
 大隅国嘯啖郡…………… 183  
 尾張…………… 179

## R

陸中…………… 171  
 陸中国岩手郡…………… 184  
 陸中磐石地方…………… 175  
 陸前…………… 171  
 陸前国宮城郡…………… 184  
 陸前国遠田郡…………… 184  
 琉球 → 沖繩をみよ。

## S

佐渡…………… 171, 177  
 佐賀……………151, 153, 155~156, 183, 191  
 相模…………… 171  
 相模国足柄郡…………… 174  
 埼玉……………151, 153~156  
 山陰道…………… 171  
 山陽道…………… 171  
 讃岐…………… 171  
 讃岐国那珂郡…………… 185  
 薩摩…………… 171  
 摂津…………… 171  
 西海道…………… 171  
 滋賀……………151, 153, 155~156  
 四国…………… 158  
 志摩……………171, 189, 193~200, 209~210,  
 227  
 島根……………151~153, 156  
 信濃…………… 171, 179  
 信濃国埴科郡…………… 173, 175

信濃国小県郡…………… 173  
 白川(村)…………… 186  
 静岡……………151, 153, 155~156  
 周防…………… 171  
 周防国玖珂郡…………… 173, 185  
 駿河…………… 171  
 駿河国益頭郡…………… 172  
 駿河国志太郡…………… 172  
 諏訪…………… 179  
 諏訪塚原村…………… 179

## T

但馬…………… 171  
 丹波…………… 171  
 丹波国加佐郡…………… 170  
 丹後…………… 171  
 栃木…………… 151, 153, 156  
 東北(地方)……………157, 181~189, 210~  
 211, 214, 222~223  
 東海道……………171~172  
 徳島…………… 151, 153, 156  
 東京……………151~153, 156, 158, 165  
 土佐…………… 171, 179  
 土佐国高知郡…………… 175  
 東山道…………… 171  
 遠江…………… 171  
 遠江国敷知郡…………… 171  
 鳥取…………… 151, 153, 156  
 富山…………… 151, 153, 156  
 対馬…………… 171

## U

羽後…………… 171  
 羽後国秋田郡…………… 185  
 羽前…………… 171  
 羽前国置賜郡…………… 175, 184  
 羽前国田川郡…………… 173

## W

- 和具……………194~200  
 若狭……………171  
 和歌山……………151, 153, 156

## Y

- 八重山(群島)……………201, 205  
 山形……………151, 153, 156, 183  
 山形県西田川郡温海町(福栄町)…178  
 山口……………151, 153, 155~156  
 山梨……………151, 153, 155~156  
 大和……………171  
 吉野(宮古島) →宮古島をみよ。

## アジア・アフリカ

## A

- Agam……………67  
 Alas……………67  
 Algeria(アルジェリア)…133~134, 137  
 Anak Endau……………107  
 Arab(アラブ)……………133  
 Arabia(アラビア)…67~68, 132~133,  
 134, 137~138  
 Assam(アッサム)……………7  
 Atjeh……………67~68, 74

## B

- Baleh(River)……………76  
 Bali……………74~75  
 Batak(バタク)……………58~63, 65, 139  
 Bedouin……………133  
 Bekok……………107  
 Bermun……………111  
 Bhamo……………7

- Bisaya……………75  
 Borneo(ボルネオ)……………75~80  
 British(英国人)……………114~115  
 Burma(ビルマ)……………7

## C

- Celebes →Sulawesi をみよ。  
 Central Java(中部ジャワ)……………68~72,  
 74~75, 131  
 Central Kalimantan……………74  
 Chinese(中国人)……………75, 95, 98, 110,  
 114~117, 119, 120, 122~123, 127,  
 215~221, 226~228

## D

- Dairi Batak……………58  
 Djambi……………74  
 Dusun……………75

## E

- East Java……………74  
 East Kalimantan……………74  
 East Nusatenggara……………74  
 Endau……………110  
 Endau(River)……………106~107, 110  
 Engano Is.……………67~68

## G

- Gajo……………67~68  
 Gauri Kachins……………7  
 Greater Djakarta……………74  
 Gumsa Kachins……………7

## H

- Haka Chin……………7  
 河北省……………219  
 河北省欒城県……………217

河北省昌黎県…………… 217

## I

Iban →Sea Dayak をみよ。  
 Indians (インド人) ……75, 96, 98, 114～  
 116  
 Indians and Pakistani (インド・パキ  
 スタン人) ……127  
 Indonesia (インドネシア) ……4, 57, 74～  
 75, **129**～**132**, 137～138, 220, 225～  
 227  
 Indonesians (インドネシア人) ……75,  
 113～117, 119～120, 122～123, 220  
 Iran (イラン) ……133, 135, 137  
 Iraq (イラク) ……133, 135, 137

## J

Jakun(ジャクン) …… 80, **106**～**111**, 139,  
 141  
 Java (ジャワ) …… **68**～**75**, 117, 130  
 →Central Java, East Java, West  
 Java をみよ。  
 Javanese (ジャワ人) ……57, **68**～**75**, 99,  
 117, 139～141  
 Jelebu ……**102**～**105**  
 Jingshpaw ……7  
 Jogjakarta ……74  
 Johore ……97, 99, 106, 111～112, 114, 117  
 ～122, 124～125  
 Jordan (ヨルダン) ……133, 135, 137

## K

Kahang …… 107  
 Kalimantan ……75  
 →Central Kalimantan, East Kali-  
 mantan, South Kalimantan,  
 West Kalimantan をみよ。

Karo Batak ……60  
 Kayan ……75  
 Kedah …… **90**～**95**, 97, 112, 114, 118～  
 122, 124, 126, 219  
 Kedayan ……75  
 Kelabit ……75  
 Kelantan …… 80, **81**～**86**, 96～99, 112,  
 114, 116～122, 124, 127, 140～141  
 Kenya ……75

## L

Lakher ……**7**  
 Lampong ……67～68  
 Land Dayak ……75  
 Lebanon(レバノン) ……133, 136～137  
 Lozi (ロジ族) ……**4**～**6**, 8

## M

Madura ……75  
 Malacca …… 97, 105～106, 112, 114, 118  
 ～122, 124～125  
 Malaya(マラヤ) …… 98～99, **112**～**127**,  
 128, 130, **131**, 132, 137～138, 140,  
 219  
 Malay Peninsula ……80, 96  
 Malays (マレー人) …… 57, 75, 80, **81**～  
**99**, **112**～**123**, 127, 139～141  
 Malaysia (マレーシア) ……4, 57, 98, 225  
 ～227  
 Malaysians(マレーシアン) ……114, 116,  
 118～123  
 Maluku ……74  
 Mandheling Batak ……58～59, 61  
 Melanau ……75  
 Mentawai Is. ……67  
 Minangkabau (ミナンカバウ) ……16,  
**63**～**67**, 80, 99, 105, 117, 139～140, 227

Mintrá .....111  
Murut.....75

## N

Naning..... 105  
Natal(ナタル).....4  
Negri Sembilan (スグリ・スンビラン)  
..... 80, 97, **99**~**106**, 112, 114, 118~  
122, 124, 126, 128, 139~140  
Nenasi..... 107, 110  
Nias Is .....67~68  
North & Central Sulawesi .....74  
North Sumatra ..... 74

## O

Orang Binua .....111  
Orang Hulu (オラン・フル) →  
Jakun をみよ.

## P

Padang .....67  
Pahang .....97, 106, 112, 114, 118~122,  
124, 126~127  
Pak Pak Batak.....58  
Palestine (パレスチナ).....133  
Pattani .....96  
Penang..... 97, 112, 114, 118~122, 124,  
126, 128  
Perak ..... 97, 112, 114, 118~122, 124~  
125  
Perlis ..... 97, 99, 112, 114, 118~122,  
124, 126, 131  
Philippine (フィリピン) .....21  
Proto Malay (原マレー人) .....76, 106  
Province Wellesley .....219

## R

Rembau..... 100~102  
Rhodesia (ローデシア).....4  
Riau ..... 74  
Rompin.....107

## S

Sarawak (サラワク) .....76  
Sea Dayak (シー・ダヤク) .....**75**~**80**,  
139, 141  
Selai .....107  
Selangor.....97, 106, 112, 114, 117~122,  
124~125  
Semarang.....220  
山東省..... 218  
山東省歴城県..... 217  
Silindung ..... 62~68  
Singapore(シンガポール).....80, **86**~  
**99**, **93**, 99, 116, **124**~**131**, 132,  
137~138  
Singkel Batak .....58  
South and Southeast Sulawesi.....74  
South Kalimantan .....74  
South Sumatra.....74  
Sulawesi (セレベス) ..... 75, 117  
→South and Southeast Sulawesi,  
North and Central Sulawesi  
をもみよ.  
Sumatra (スマトラ)..... 16, **57**~**68**, 75,  
117, 140  
→South Sumatra, West Sumatra,  
North Sumatra をもみよ.  
Syria (シリア)..... 133, 136~137

## T

Thai (タイ人) .....220

Thailand (タイ国) .....220  
 Third Division (Sarawak) .....76~78  
 Toba .....62  
 Toba Batak .....58~60, 61~63, 139  
 Trengganu ..... 80, 97, 112, 114, 118~  
 122, 124, 127  
 Turkey (トルコ) .....133, 136~137

## U

Ulu Ai Iban .....76  
 United Arab Republic (アラブ連合)  
 .....133~134, 137

## W

West Java .....74  
 West Kalimantan .....74  
 West Nusatenggara .....74  
 West Sumatra .....74  
 Zulu (ズールー族) .....4~6, 8

## 欧米その他

## A

Alabama .....49  
 Alaska ..... 49  
 Alberta ..... 46  
 Australia (オーストラリア) .....54~55  
 Austria (オーストリア) .....36, 39~  
 40, 51

## B

Baden-Württemberg .....44  
 Bavaria .....44  
 Belgium (ベルギー) ..... 36, 39~40, 51  
 Berlin ..... 44, 52~54  
 Bremen (ブレーメン) .....44

Bretagne ..... 42~43  
 British Columbia .....46  
 Bulgaria (ブルガリア) .....36, 39, 51

## C

California .....49  
 Canada ..... 45~47, 54~55  
 Connecticut ..... 49  
 Czechoslovakia .....36, 39~40, 51

## D

Delaware ..... 49  
 Denmark ..... 35~36, 38~40, 51  
 District of Columbia .....49

## E

East Berlin ..... 52~54  
 East Germany .....36, 38~39, 44, 51~52  
 England and Wales (イングランド・  
 ウェールズ, 英国) .....21~24, 34~  
 35, 37~39, 51

## F

Finland (フィンランド) .....36, 38~39, 51  
 Florida (フロリダ州) .....47, 49  
 France (フランス) .....21, 25~31, 34~  
 36, 38~40, 41~43, 44, 51

## G

Georgia ..... 49  
 Germany (ドイツ) .....34, 36  
 Greece (ギリシア) .....36, 38~39, 51

## H

Hessen .....44  
 Humburg (ハンブルグ) .....43~44  
 Hungary (ハンガリー) .....36, 38~40,

51

## I

Iceland (アイスランド) ……36, 38~39, 51  
 Idaho ……49  
 Indiana ……49  
 Iowa ……49  
 Ireland, Republic of (アイルランド共和国) ……21, 38~40, 51  
 Italy (イタリア) ……16, 20, 38~40, 51

## K

Kansas ……49  
 Kentucky ……49

## L

Leningrad (レニングラード) ……33  
 London (ロンドン) ……22  
 Louisiana ……49  
 Lower Saxony ……44  
 Luxembourg (ルクセンブルグ) ……36, 38~40, 51

## M

Maine ……49  
 Manitoba ……46  
 Marseilles (マルセイユ) ……42  
 Maryland ……49  
 Massachusetts ……49  
 Michigan ……49  
 Midi-Pyrénées ……42  
 Mississippi ……49  
 Monaco ……37, 39  
 Montana ……49  
 Moscow ……33

## N

Nebraska ……49  
 Netherlands (オランダ) ……37~40, 51  
 Nevada (ネバダ州) ……47  
 New Hampshire ……49  
 New Brunswick ……46  
 Newfoundland ……46  
 New Jersey ……49  
 New York (ニューヨーク州) ……47~49  
 New Zealand(ニュージーランド) ……54  
 ~55  
 Nice (ニース) ……42  
 North Rhine-Westphalia ……44  
 Northern Ireland (北アイルランド) ……37~40, 51  
 Norway (ノルウェー) ……35, 37~40, 51  
 Nova Scotia ……46

## O

Ontario ……46  
 Oregon ……49

## P

Paris ……26, 41  
 Pays de la Loire ……42~43  
 Pennsylvania ……49  
 Poland ……37~40, 51  
 Portugal ……37~40, 51  
 Prince Edward Island ……46  
 Provence-Côte d'Azur ……42

## Q

Quebec ……46

## R

Région Parisienne ……42

Rhineland-Palatinate .....44  
 Rhode Is. ....49  
 Romania (ルーマニア) .....37~39, 51  
 Russia (ロシア) USSR をみよ.

## S

Saarland (ザールラント) .....44  
 Saskatchewan ..... 46  
 Schleswig-Holstein ..... 44  
 Scotland (スコットランド) .....37~40,  
 51  
 South Carolina (サウスカロライナ  
 州)..... 47  
 South Dakota .....49  
 Spain (スペイン)..... 16, 21, 38~40, 51  
 Sweden (スウェーデン).....35, 37~40, 51  
 Switzerland .....35, 37~39, 51

## T

Tennessee.....49

## U

Ukraine (ウクライナ共和国).....33~34  
 United Kingdom (英国) .....37

United States of America (米国)  
 .....3, 47~50, 54~55  
 USSR (ソ連)..... 21, 31~34, 35, 37~  
 39, 51  
 Utah .....49  
 Uzbek (ウズベック共和国) .....33

## V

Vermont.....49  
 Versailles (ヴェルサイユ) .....26  
 Virginia .....49

## W

West Berlin(西ベルリン) .....52~54  
 West Germany(西ドイツ) .....36, 38~  
 39, 43~45, 51  
 Wisconsin .....49  
 Wyoming .....49

## Y

Yugoslavia (ユーゴスラビア) .....37~  
 39, 51  
 Yukon ..... 46

## 事項索引

\*外国語のカナ表記の場合には、原則として元来の綴にしたがって配列する。

## A

*abangan*…………… 69～70  
*adat*…………… 102  
 姉家督……………179, 183  
 足入れ婚……………177

## B

媒介人……………184～185  
 末子相続…………… 179, 183  
 別居  
   カトリックの——……………14  
   英国における——……………22  
   フランスにおける—— ……25, 27～29  
*bilek* 家族……………76～78  
 母系制…………… 8, 58, 138～140  
   Minangkabau における—— ……64  
   Naning における—— ……105～106  
   Negri Sembilan における—— ……  
     99～100  
 バラモン階級……………13  
 仏教の離婚観……………13, 143  
 分家…………… 182～183, 186～187  
 部落内婚  
   Jakun における—— ……107  
   宮古島における——……………207～208  
   日本における—— ……178, 185, 195  
   沖縄における—— ……202  
   和具における——……………197～198  
     →コミュニティ内婚, 村内婚を  
     もみよ,  
 武士

——における女子教育……………162～163  
 ——における離婚手続き……………160～161  
 ——的な道德……………211

## C

カノン法……………9～10, 14, 20, 25  
 カトリック  
   ——の離婚観…………… 10～11, 14  
   ——の離婚に対する影響…………… 19～20,  
     39～40, 225  
 ベルリンにおける——……………52  
 ヨーロッパにおける——……………51～55  
 フランスにおける—— ……25～26, 43  
 米国における——……………49～50  
 西ドイツにおける——……………44～45  
 キリスト教  
   ——の離婚観……………9～11, 140  
   ——の離婚に対する影響…………… 19～20, 55  
     ～56, 225～226, 229  
   ——の影響 (Batak)……………63  
 長男単独相続……………169  
 コリント前書…………… 9  
 コミュニティ内婚……………95, 139, 141, 227～  
     228  
   →部落内婚, 村内婚をもみよ,

## D

大名…………… 163

## E

縁切寺…………… 172



## F

- ファスク (*faskh*)……………12  
 フランス革命……………19, 25~26, 35  
 父系制…………… 8, 58, 67~68, 226  
 アラブにおける——…………… 133, 138  
 Batakにおける——…………… 58, 61  
 中国人における——……………216, 218, 221  
 Jinghpaw, Gauri Kachins, Lakher  
 における——……………7  
 日本における——……………144, 168, 179,  
 188, 215  
 沖縄における——……………200  
 ズールー族における——……………4  
 父権……………6  
 複婚  
 Batak における——……………58, 62  
 Jakun における——……………111  
 ジャワ人における——……………72  
 ロジ族における——……………5  
 マレー人における——……………81, 83  
 Minangkabau における——……………66  
 Sea Dayak における——……………77~78  
 ズールー族における——……………5  
 不和合離婚……………25~26

## G

- 外地在住者の離婚…………… 148  
 現住地主義による統計……………147, 152~153  
 逆縁婚…………… 8, 138, 227  
 Batak における——……………59, 62  
 中国人における——……………231  
 Minangkabau における——……………65  
 日本人における——…………… 144, 169  
 パレスチナの村落における——……………133  
 スマトラの諸民族における——……………67  
 ~68

- ズールー族における——……………5

## H

- ハディス……………11  
 花嫁代償…………… 6, 141  
 Batak における——……………59~63, 65  
 ジャワ人における——……………71  
 Kachin 族と Lakher 族における  
 ——……………7  
 Sea Dayak における——……………77  
 藩士……………163~164  
 Herbert 法……………22~24  
 ヒンズー教の離婚観……………13  
 ヒンズー教徒婚姻法……………13  
 秘蹟(Sacrament)…………… 9~10  
 訪問婚…………… 201  
 →掣入婚, つまどい婚をもみよ。  
 本籍地主義による統計……………152~153  
 法律扶助ならびに法律相談法……………23  
 法律婚主義…………… 147  
 法定原因離婚……………25  
 ハイボガミー  
 Jinghpaw, Gauri Kachins, Lakher  
 における——……………7  
 日本における——……………163, 167

## I

- 移動離婚 (migratory divorces)……………47  
 ~48  
 「家」…………… 143~144, 159~160, 185~186,  
 188, 200, 209~210, 223  
 イスラムの離婚観……………11~13, 57, 140  
 ジャワ人における——……………70  
 イスラムの離婚に対する影響…………… 225, 229  
 イスラムの離婚手続き……………12~14, 73,  
 140~141  
 Batak における——……………61

ジャワ人における—— ……69, 72  
 マレー人における—— ……82, 94  
 Minangkabau における—— …… 66~67  
 イスラム教徒の離婚頻度  
 アラブ諸国における—— ……132~138  
 インドネシアにおける—— ……74~  
 75, 129~130  
 マラヤ・シンガポールにおける——  
 ……96, 98~99, 112~113, 124~132  
 いとこ婚 …… 83, 91

**J**

壬申戸籍 ……167~168  
 自由離婚 …… 226  
 上級武士 …… 163, 163, 223  
 儒教 …… 143, 176  
 順縁婚  
 Batak における—— …… 59, 62  
 Minangkabau における—— ……65  
 スマトラの諸民族における—— ……67  
 ~68

**K**

階級内婚制 …… 167  
 拡大家族  
 マレー人における—— ……81  
 日本における—— …… 213  
 核家族  
 Jakun における—— ……106, 111  
 ジャワ人における—— ……69  
 マレー人における—— ……95, 99  
 Negri Sembilan における—— ……102,  
 104  
 日本における—— ……211~213, 226  
 下級武士 ……162, 166~169, 181, 214, 223  
 華族 ……164~166  
 家族構成 …… 181, 186

クラ (*Khula*) ……12~13  
 近代化 ……16~17, 20, 123, 143, 225~226  
 貴族の離婚 ……23  
 子供の扶養  
 Batak における—— ……63  
 Jakun における—— ……109, 111  
 ジャワ人における—— ……70, 72  
 マレー人における—— ……89, 95  
 Negri Sembilan における—— ……  
 103~104

国王の特許による離婚 ……35  
 婚姻非解消主義 ……9, 14  
 婚姻無効 ……14  
 婚姻対価 ……67~68  
 →花嫁代償をもみよ。  
 コーラン ……12  
 協議離婚  
 フランスにおける—— ……25~27  
 ソ連における—— ……32  
 教育の離婚に対する影響 …… 119~120,  
 123  
 共観福音書 (the Synoptic Gospels) ……9  
 共産主義 ……19

**L**

ロングハウス ……76  
 ルカ伝 …… 9

**M**

間引き …… 187  
 マルコ伝 …… 9  
*mas kahwin* ……83~84, 89, 91~92,  
 107~108  
 マタイ伝 ……9  
 明治民法 ……147~148  
 妾 ……169, 217~218  
 門中 ……200

挿入婚……………177, 192, 222  
     →つまどい婚, 訪問婚をもみよ。  
 婿養子……………163, 183, 188  
 Muslims Ordinance (シンガポール)  
     ……………131

## N

内縁……………147~148  
 内縁関係の解消……………147, 207  
 ナポレオン法典……………26~27  
 ナケ法 (Loi Naquet)……………27~29  
 寝宿……………178, 180

## O

追出し離婚 ……143, 169, 186, 188~189,  
     212, 214, 223  
 女大学 ……162, 167

## P

Prijaji……………69~70  
 プロテスタント  
     —の離婚観……………10~11  
     —の離婚に対する影響 ……19, 55  
 ベルリンにおける——……………52  
 西ドイツにおける——……………44~45

## R

離縁状……………170~172  
 離婚原因  
     中国人における——……………216  
     コンスタンチノーブル管区にお  
     ける——……………10  
     英国における——……………22  
     フリードリヒ大王の民法草案にお  
     ける——……………34  
     プロイセン民法における——……………34  
     ロシアの正教徒における——……………31~

    32  
 米国における——……………15  
 ソ連における——……………32  
 チューリッヒの教会裁判所条例に  
     おける——……………35

## 離婚費用

英国における——……………22  
 マレー人における——……………89

## 離婚法

英国における——……………21, 23  
 フランスにおける——……………25, 27  
 プロテスタント諸国における——  
     ……………34~35  
 米国における——……………47  
 ソ連における——……………31~33

## 離婚の理由

Batak における……………62  
 マレー人における ……87~89, 94  
 宮古島における……………209

離婚取消し……………12, 75, 96  
 良妻賢母……………212

## S

## 再婚

Batak における——……………59, 62  
 中国人における——……………218  
 Jakun における——……………110  
 ロジ族における——……………5  
 マレー人における—— ……90~91, 95  
 Minangkabau における——……………66  
 Negri Sembilan における——  
     ……………101, 103  
 日本人における——……………171, 180, 187  
     ~188, 214  
 沖縄における——……………206  
 Sea Dayak における——……………78  
 和具における——……………197

antri .....69~70  
 世俗化 ..... 17, 50  
 社会解体 (social disorganization) ...225  
 社会主義 ..... 19, 34, 39~40, 51~52, 56, 225  
 七出三不去 .....216  
 士族 ..... 167~168, 190~191, 193  
 処女性の評価 .....179~180  
 初婚年齢  
   Jakun における—— .....106~107  
   ジャワ人における—— .....69  
   マレー人における—— .....84, 86, 90  
   Negri Sembilan における—— ...103  
   日本における—— .....214~215  
   Sea Dayak における—— .....79  
   東北と九州における—— ...183~184, 186  
   和具における—— ..... 195  
 宗教婚 .....49~50  
 双系制 ..... 8~9, 57~58, 138~140, 226, 228  
   ジャワ人における—— ..... 69, 75  
   マレー人における—— ..... 86, 99  
   Negri Sembilan における—— ...104  
   日本における—— ..... 215  
 早婚 .....121~123, 183, 187, 195  
 村内婚  
   中国人における—— ..... 218  
   マレー人における—— ..... 83~84, 92  
   →コミュニティ内婚, 部落内婚  
   をもみよ。

T

タリク (*ta'alik*) .....12~13, 84, 88  
 タラク (*ṭalāq, ṭalāq*) .....12, 69, 94  
 単意離婚 ..... 32, 35  
 単純家族 .....81  
   →核家族をもみよ。  
 単系的親族構造 ..... 8, 222, 226, 228  
   Negri Sembilan における—— ...104  
   ズルー族における—— ..... 4  
 東方教会の離婚観 .....10~11  
 都市化 ... 16~17, 40, 43, 50, 55, 225~226  
 都市と村落 ...43, 47, 117~119, 149~152, 213  
 つまどい婚 .....193~194, 198, 209, 227  
 妻の離婚請求権 (日本) ..... 174

V

ヴィシー政府による離婚抑制 ..... 27, 35  
 若者組 (若者仲間) ..... 178, 184~185, 199~200  
 よばい ..... 178, 180, 192, 197  
 嫁入婚 ..... 177, 222  
 嫁姑 ..... 169, 180, 186  
 養子  
   マレー人における—— .....81, 90, 95  
   Sea Dayak における—— .....77

Z

財産共有団体 (corporate group) .....76

### 著者略歴

坪内良博（つぼうちよしひろ）

1960年京都大学文学部卒業。同大学大学院  
文学研究科（社会学専攻）修士課程および  
博士課程修了。京都大学助手（東南アジア  
研究センター）を経て、現在同助教授。

坪内玲子（つぼうちれいこ）

京都女子大学文学部卒業。1962年京都大学  
大学院文学研究科（社会学専攻）修了。1964  
～66年パリ大学留学。竜谷大学助手（文学  
部）を経て現在同大学講師。

離 婚

東南アジア研究双書 4

昭和45年7月10日 第1刷印刷

昭和45年7月15日 第1刷発行

定価 1500円



著 者 坪 内 良 博  
坪 内 玲 子

発行者 久保井理津男

発行所

電話 03 (263) 7101代表 振替東京92472

株式会社 創 文 社

〒102 東京都千代田区一番町17番地3号

落丁・乱丁本は取り替えます 脱印刷・橋本製本